

令和5年7月

# 対話で進める 争点整理

司法研修所

## はしがき

本書は、一つの事例を素材として、司法修習生が、民事訴訟における争点及び証拠の整理（以下「争点整理」という。）の進行について具体的なイメージを持つことができるよう、また、争点整理の過程における個々の訴訟指揮・訴訟活動の意図や根拠に対する理解を深めることができるよう、民事裁判教官室と民事弁護教官室とが共同で作成した教材である。

本書では、期日における裁判官と訴訟代理人とのやり取りを「裁判官と訴訟代理人との対話」という形で、裁判官及び訴訟代理人の期日前・期日間における準備の過程を「司法修習生との対話」という形で、それぞれ再現した。「裁判官と訴訟代理人との対話」と提出された準備書面等を中心に読み進むことにより、争点整理の進行について具体的なイメージを持つことができるはずである。また、「司法修習生との対話」の中で、訴え提起から争点整理手続の終結に至るまでの、裁判官の訴訟指揮や訴訟代理人の訴訟活動の意図や根拠が明らかになるように努めている。

本書は、争点整理に関する一般的な説明については、「争点整理総論」として必要最小限に取り上げるにとどめ、具体的な事例における個々の訴訟指揮や訴訟活動の説明に注力している。具体的な個々の場面で裁判官や訴訟代理人としてどう考え、どう対応すべきかの学修なくして、争点整理に必要なとされる知識や技法を真に理解することはできず、逆に、そのような学修は、ほかの事案にも通じる汎用性ある考え方を修得する近道であるからである。

「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第48号）が令和4年5月に公布され、ウェブ会議による双方不出頭の弁論準備手続等が本年3月から実施されているところ、民事訴訟のデジタル化の進展やそれを踏まえた審理方法の工夫により、今後、争点整理の進行の在り方がどのように変わっていくのかについても、注視する必要があるだろう。

本書における個々の訴訟指揮や訴訟活動については、当然、別の考え方もあり得る。本書がそのような別の考え方を否定するものではないことはいうまでもない。司法修習生には、本書をいわば叩き台として、争点整理の運用面と理論面の双方について、自ら考え、仲間同士で議論し、争点整理の在り方について理解を深めてもらいたい。

令和5年7月

司法研修所民事裁判教官室  
司法研修所民事弁護教官室

## 凡 例

### 条文・法規

法規の略語は、一般の慣用に従った。

### 判例

出典の表示は、一般の慣用に従った。

### 文献

文献の略語及び引用方法は、全て一般の慣用に従った。ただし、次の文献については、次の略語により示した。

- 「一審解説」・・・・・・・・「第4版 民事訴訟第一審手続の解説 別冊記録に基づいて」
- 「起案の手引」・・・・・・・・「10訂 民事判決起案の手引」
- 「新問研」・・・・・・・・「改訂 新問題研究要件事実」
- 「類型別」・・・・・・・・「4訂 紛争類型別の要件事実」
- 「事例で考える」・・・・・・・・「改訂 事例で考える民事事実認定」
- 「民事弁護の手引」・・・・・・・・「8訂 民事弁護の手引（増補版）」
- 「立証活動」・・・・・・・・「7訂 民事弁護における立証活動（増補版）」

## 本書の構成

- 1 「第1章 争点整理総論」は、争点整理に関する一般的な説明をするものである。
- 2 「第2章 事例」は、裁判官や訴訟代理人（弁護士）とその下で実務修習中の司法修習生との対話等を通じ、具体的な事例における個々の訴訟指揮や訴訟活動について説明するものである。なお、本事例においては、実際の施行時期にかかわらず、**令和4年改正による民訴法（170条3項）**が施行されていると仮定している。
  - (1) 上杉貞夫が、所有していた北宋時代の壺を巡る紛争について、甲野太郎弁護士（以下「**甲野弁護士**」という。）に法律相談をしたことから始まる。
  - (2) 上杉の訴訟代理人となった甲野弁護士は、以後、弁護修習中の**司法修習生Aとの対話（対話①⑤⑨）**をしながら、訴訟活動を行う。
  - (3) ○○地方裁判所に所属する丙山次郎裁判官（以下「**丙山裁判官**」という。）は、訴状を受け取り、民事裁判修習中の**司法修習生B及びCとの対話（対話②④⑥⑧⑪）**をしながら、訴訟指揮等の検討を行う。
  - (4) 相手方の里見貴子と犬山ゆかりの訴訟代理人となった乙川花子弁護士（以下「**乙川弁護士**」という。）は、弁護修習中の**司法修習生Dとの対話（対話③⑦⑩）**をしながら、訴訟活動を行う。
  - (5) 丙山裁判官、原告代理人の甲野弁護士及び被告代理人の乙川弁護士との間では、期日前・期日間における各司法修習生との上記各対話を踏まえて、**各期日のやり取り（対話㉗㉘㉙㉚㉛）**が行われている。
  - (6) なお、教材としての本書の性格に照らし、各対話や期日のやり取りにおける氏名の敬称については、原則として略している（したがって、現実のやり取り等とは異なるところがあり得る。）。
- 3 本書の前後の記述で関連する箇所については、できる限り**クロスリファレンス**を施し（文中に「」で示している。）、裁判官、原告代理人、被告代理人のそれぞれの立場からの訴訟指揮・訴訟活動の意図や根拠が多面的に理解できるように工夫している。
- 4 学修者が本書を用いて争点整理の知識や技法を主体的に検討できるよう、各弁護士と各司法修習生との対話（対話①③⑤⑦⑨⑩）の末尾と、各期日のやり取り（対話㉗㉘㉙㉚㉛）の末尾に、**【設題】**を設けている。各「対話」をしっかり読み、学修仲間等と議論すれば、一応の解答に達することができるはずである。
- 5 争点整理の進行具合が**視覚化**できるよう、第1回口頭弁論期日、第2回弁論準備手続期日及び第4回弁論準備手続期日の末尾に、各手続段階での「到達点」としての**ブロック・ダイアグラム**を、「第2章 事例」末尾に「**争点整理の流れ図**」をそれぞれ示した。
- 6 学修の便宜から、本書末尾に、「**事件記録**」を添付した。「第2章 事例」の中にある訴状、答弁書その他の準備書面、証拠説明書、書証、調書は再掲されることになるが、「第2章 事例」の中の訴状、各準備書面及び証拠説明書には、訴状等を作成するに当たって検討した事項を脚注の形でコメントしている。

# 目 次

## 第 1 章 争点整理総論

第 1 争点整理の目的	1
第 2 争点整理に求められるスキルとマインド	2
1 主張分析能力と事実認定能力	2
2 見通し力と紛争解決マインド	2
3 書面と口頭との使い分け	3
第 3 訴訟代理人から見た争点整理	4
1 訴訟代理人から見た争点整理の必要性	4
2 訴訟手続の進行と訴訟代理人から見た争点整理	5
(1) 訴状提出段階での訴訟代理人の活動	5
(2) 答弁書提出段階での訴訟代理人の活動	6
(3) 主張立証を尽くす段階での訴訟代理人の活動	7
(4) 集中証拠調べ段階での訴訟代理人の活動	9
3 訴訟代理人が争点整理において果たす役割	9
第 4 裁判所（裁判官）から見た争点整理	10
1 判決書作成との関係	10
2 裁判所（裁判官）が争点整理において果たす役割	11
(1) 主張と証拠の一体的整理	11
(2) 求釈明と心証開示	11
(3) 迅速性の確保	12

## 第 2 章 事例

事案の概要等、関係図、時系列	15
第 1 第 1 回口頭弁論期日まで	
1 甲野弁護士の法律相談	19
2 電話聴取メモ	22
3 甲野弁護士と司法修習生 A との対話（対話①）	25
4 【設題】	35
5 訴状（コメント付き）	36
6 原告証拠説明書（1）（コメント付き）	41
7 書証（甲 1～甲 7）	43
8 丙山裁判官と司法修習生 BC との対話（対話②）	52
9 乙川弁護士の法律相談	60

1 0	乙川弁護士と司法修習生 D との対話 (対話③)	6 5
1 1	【設題】	7 2
1 2	答弁書 (コメント付き)	7 3
1 3	被告証拠説明書 (1) (コメント付き)	7 6
1 4	書証 (乙 1、2)	7 7
1 5	丙山裁判官と司法修習生 BC との対話 (対話④)	7 9
1 6	第 1 回口頭弁論期日のやり取り (対話㉗)	8 9
1 7	【設題】	9 6
1 8	第 1 回口頭弁論調書 (令和 5 年 2 月 1 3 日)	9 7
1 9	ブロック・ダイアグラム	9 8
<b>第 2</b>	<b>第 1 回弁論準備手続期日まで</b>	
1	原告側の調査 (第 1 回口頭弁論期日後)	9 9
2	甲野弁護士と司法修習生 A との対話 (対話⑤)	1 0 0
3	【設題】	1 0 5
4	原告第 1 準備書面 (コメント付き)	1 0 6
5	原告証拠説明書 (2) (コメント付き)	1 0 9
6	書証 (甲 8)	1 1 0
7	被告側の調査 (第 1 回口頭弁論期日後)	1 1 1
8	丙山裁判官と司法修習生 BC との対話 (対話⑥)	1 1 3
9	第 1 回弁論準備手続期日のやり取り (対話㉘)	1 1 9
1 0	【設題】	1 2 4
1 1	第 1 回弁論準備手続調書 (令和 5 年 3 月 2 0 日)	1 2 5
<b>第 3</b>	<b>第 2 回弁論準備手続期日まで</b>	
1	乙川弁護士と司法修習生 D との対話 (対話⑦)	1 2 7
2	【設題】	1 3 2
3	被告準備書面 (1) (コメント付き)	1 3 3
4	被告証拠説明書 (2) (コメント付き)	1 3 9
5	書証 (乙 3～乙 6 の 2)	1 4 1
6	丙山裁判官と司法修習生 BC との対話 (対話⑧)	1 4 9
7	第 2 回弁論準備手続期日のやり取り (対話㉙)	1 5 3
8	【設題】	1 5 6
9	第 2 回弁論準備手続調書 (令和 5 年 4 月 2 4 日)	1 5 7
1 0	ブロック・ダイアグラム	1 5 8
<b>第 4</b>	<b>第 3 回弁論準備手続期日まで</b>	
1	甲野弁護士と司法修習生 A との対話 (対話⑨)	1 5 9

2	【設題】	164
3	原告第2準備書面（コメント付き）	165
4	原告証拠説明書（3）（コメント付き）	173
5	書証（甲9、10）	174
6	乙川弁護士と司法修習生Dとの対話（対話⑩）	177
7	【設題】	179
8	被告準備書面（2）（コメント付き）	180
9	丙山裁判官と司法修習生BCとの対話（対話⑪）	185
10	第3回弁論準備手続期日のやり取り（対話⑫）	189
11	【設題】	196
12	第3回弁論準備手続調書（令和5年6月1日）	197
<b>第5</b>	<b>第4回弁論準備手続期日まで</b>	
1	原告第3準備書面	201
2	陳述書（甲11）	202
3	陳述書（乙7）	206
4	証拠申出書	211
5	第4回弁論準備手続期日のやり取り（対話⑬）	213
6	【設題】	213
7	第4回弁論準備手続調書（令和5年6月30日）	214
8	ブロック・ダイアグラム	215
9	争点整理の流れ図	216
	<b>事件記録</b>	<b>219</b>
	<b>索引</b>	<b>305</b>

# 第1章 争点整理総論



## 第1 争点整理の目的

争点整理の目的は、判断主体としての裁判所（裁判官）と弁論主体としての当事者との間において、真の争点についてできる限り認識を一致させることで、集中証拠調べ（民訴法182条）を可能とすることにある（☞対話⑤【11】【17】【24】【30】【36】【42】）。

民事事件では、争いのある主要事実（争点）が複数存在することも多いが、ここにいる「真の争点」とは、事件の核心（結論を左右する判断の対象）となる論点のことを指し、事案によっては、主要事実の存否に限らず、重要な間接事実の存否となることもあり得る。

現行法の下では、争点整理を終えれば、新たな主張や証拠の提出は原則としてできず（民訴法167条、174条、178条）、集中証拠調べが残るのみである。したがって、集中証拠調べは、争点整理で確認された真の争点について行われることが想定される。証拠調べを集中して（すなわち、全ての証人・当事者本人が一堂に会する形で、かつ、一気に）行うことは、人証の証拠価値を適正に評価する仕組みとして極めて重要であることはいうまでもない。このように、争点整理は、集中証拠調べと密接に関連するものである（☞対話⑤【48】～【55】）。

争点整理の過程において、訴訟代理人は、依頼者に有利な法律効果を発生させるために必要な主要事実を主張し、その立証に努める。裁判官は、当事者との間で、争いのある主要事実及び重要な間接事実についての認識を一致させるため、釈明を求め、あるいは心証を開示する<sup>①</sup>（☞対話⑥【16】等）。訴訟代理人は、さらに、裁判官の行う求釈明や心証開示を踏まえて、主張立証を尽くす（☞対話⑤【7】、対話⑦【25】、対話⑧【28】、対話⑨【12】～【15】、対話⑩【18】～【26】、対話⑪【10】【19】、対話⑫【11】～【16】等）。この過程を通じ、真の争点が浮き彫りと

---

<sup>①</sup> ここでいう「心証」とは、手続の各段階における、その段階までに提出された主張や証拠に対するそのときどきの裁判所（裁判官）の認識・評価のことであり、「事案に対する最終的な結論」という意味ではない（本章第4の2(2)・本書11頁も参照）。

なる。

争点整理の過程におけるこのような一連の営みは、真の争点に関して攻防が尽くされるように、裁判所（裁判官）と当事者双方の三者間で、何が真の争点であるかについての認識をできる限り一致させるためのものということができる。そして、真の争点に対する共通認識を形成した上で、各訴訟代理人が真の争点に向けた積極的な主張立証活動を行うことにより、充実した審理が実現し、最も妥当な解決が図られるのである。

## 第2 争点整理に求められるスキルとマインド

### 1 主張分析能力と事実認定能力

争点整理の目的を達成するためには、争点整理の担い手である裁判所（裁判官）及び訴訟代理人のいずれもが、①所期の法律効果を発生させるための法規範を適切に選択し（法律構成）、法律要件に該当する具体的事実（要件事実）を把握するための**主張分析能力**（訴訟代理人としては**主張構築能力**）と、②証拠の信用性や間接事実の関連性の程度を評価して要証事実の存否を適切に判断するための**事実認定能力**（訴訟代理人としては**立証活動能力**）といった二つの能力を身に付けていることが前提となる（☞対話①【14】【27】【47】、対話②【16】【18】【21】、対話③【20】【22】【26】、対話⑤【29】、対話⑥【14】、対話⑦【24】【26】等）。

### 2 見通し力と紛争解決マインド

主張分析能力と事実認定能力の二つの能力は、争点整理を要する「生きた事件」（進行中の事件）では、相互に関連して、かつ、動的に用いられる。すなわち、「生きた事件」の争点整理の過程においては、主張と立証とが一体として行われ（主張との関係で必要な証拠を考え、証拠との関係で成り立ち得る主張を考える。民訴法170条2項、171条2項）、また、なすべき主張立証も、他方当事者の主張立証や裁判官の求釈明・心証開示に応じて変わり得る。そし

て、上記の二つの能力を用いるに当たっては、裁判所（裁判官）及び訴訟代理人のいずれにも、事件の全体像を意識して今後の見通しを持つこと（見通し力）が求められる（☞対話①【26】【39】、対話②【24】、対話③【24】【31】、対話⑤【25】、対話⑧【23】、対話⑨【13】等）。

しかし、裁判所（裁判官）及び訴訟代理人に上記の二つの能力や見通し力が備わっていたとしても、早期に真の争点について認識を一致させて充実した証拠調べを実施し、適切かつ迅速に紛争を解決しようという意識（紛争解決マインド）が欠けていれば、審理は容易に漂流する。争点整理の場面における紛争解決マインドの具体的な現れとしては、裁判官においては、適切な求釈明や心証開示に努めるということになり、訴訟代理人においては、裁判官の求釈明や心証開示に的確に応答して審理の協働に努めるということになるだろう（☞対話④【53】、対話⑤【25】～【27】等）。

### 3 書面と口頭との使い分け

争点整理を充実したものとするためには、情報伝達手段としての書面と口頭のそれぞれの特徴を意識する必要がある。書面は、提供される情報の正確性が高いため、争点を深化させるのに極めて有用である。一方、口頭でのやり取りは、ニュアンス等といった文字化しにくい情報を適時に伝えることが可能で、応答の即時性も高いので、当事者が本当に争うものが何か書面よりも理解しやすい。そのため、口頭でのやり取りは、争点について早期に認識を一致させて、争点の拡散を防ぐには不可欠である。

争点整理は、このような書面と口頭の特徴を基に進行する。すなわち、争点整理の過程では、期日前ないし期日間における訴訟代理人の準備は書面（準備書面）によって行われ、期日は、当事者が書面で十分に準備した内容について、裁判官及び相手方から出される疑問や意見を踏まえて口頭で補足していくことを通じ、裁判所（裁判官）と当事者双方の三者間で何が真の争点であるかについての認識をできる限り一致させる場である。また、期日前ないし期日間にお

ける準備が極めて重要であるところ、当事者が余裕を持って期日前に書面を提出し、裁判所（裁判官）と相手方が十分に書面を検討して期日に臨み、期日で書面の内容について口頭で意見交換するといった手順を絶えず踏めば、期日が単なる準備書面の交換の場となることはない。

なお、令和4年改正により導入された民事訴訟手続のデジタル化についても、書面と口頭の特徴を踏まえた上で、デジタルとリアルのそれぞれの特徴も考慮してITツールを活用すれば<sup>②</sup>、より充実した争点整理に寄与することになるだろう。

### 第3 訴訟代理人から見た争点整理

#### 1 訴訟代理人から見た争点整理の必要性

原告訴訟代理人は、依頼者から事実関係を聴取し、聴取した内容や各種の証拠・資料を対照し、ときに自ら調査をするなどして、事件の全体像を把握するよう努め、依頼者が求める法律効果を発生させるためにふさわしい法的構成を検討する。そして、請求認容判決を得るため、訴訟物を適切に選択し、訴訟物たる権利又は法律関係を発生させるための事実（請求原因事実）を主張し、これを裏付ける証拠の提出等の立証活動を行う。

これに対し、被告訴訟代理人は、原告の請求・主張を前提に、依頼者から事実関係を聴取し、証拠・資料を対照して事件の全体像を把握するよう努め、原告が求める法律効果の発生を妨げるのにふさわしい主張、すなわち請求原因事実を否認し、あるいは訴訟物たる権利を消滅させ、障害し、又は阻止する抗弁事実を主張し、これを裏付ける証拠の提出等の立証活動を行う。

---

<sup>②</sup> 例えば、令和4年改正による民訴法の施行以前から、各地方裁判所では、ITツールを活用したウェブ会議（書面による準備手続）、ファイル共有機能を用いた争点整理案等の提示、チャット機能を用いた期日間のやり取り等が行われていた。改正法施行以後においては、ウェブ会議による争点整理手続の選択肢が増えることになり、いっそう合理的・効率的なITツールの活用が見込まれるところである。

このように、訴訟手続においては、訴え提起を起点に、期日における訴状、答弁書、準備書面、書証の提出などを通じて、原告・被告間の攻防が展開していくことになる。

しかし、争点整理が適切になされなければ、目的のない主張の応酬、無関係な証拠の提出、大量の書面のやり取りが続き、期日が重なるばかりで訴訟手続が遅滞し、紛争解決に向けた関係者の熱意を失わせる。また、裁判所（裁判官）と争点を共有しないまま手続が進むことで、「不意打ち判決」による不利益を被るなど、訴訟代理人にとっておよそ承服し難い結果にもなりかねない（依頼者との間で無用な軋轢を生むことにもなる。）。

このような事態は健全な訴訟手続とはいえないし、何よりも、訴訟代理人として果たすべき役割、すなわち訴訟手続を通じた依頼者の利益の適正迅速な実現を果たすことができない。訴訟手続の各プロセスにおいて、裁判所（裁判官）と当事者の対話の下、訴訟代理人が真の争点に向けて主張立証を尽くし、真の争点について裁判所（裁判官）と当事者双方の三者で認識をできる限り一致させることは、訴訟代理人にとっても不可欠である。

## 2 訴訟手続の進行と訴訟代理人から見た争点整理

一口に争点整理といっても、訴訟手続の進行の段階によりその様相は異なる。各段階における訴訟代理人の役割・心構えは、以下のとおりである。

### (1) 訴状提出段階での訴訟代理人の活動<sup>③</sup>

原告訴訟代理人は、生の事実を分析して訴訟物を選択し、法律要件に該当する具体的事実（要件事実）を特定して提訴に至るものであって（処分権主義・弁論主義）、訴状起案の段階から実質的な争点整理は始まっているといってもよい。訴状起案に当たっては、相手方からの認否反論や抗弁が予測できる場合には、争点を予想し、かつ、相手方の反論に対してどのような再反論を主張する

---

<sup>③</sup> 「民事弁護の手引」90頁以下。

べきであるかといった「**事件の見通し**」を踏まえて検討を行う（☞対話①【12】～【15】、【25】以下）。すなわち、予想される争点については、相手方からの反論に対する再反論が必至であるし、又、請求原因事実の特定や立証が不足することがあれば裁判所(裁判官)による求釈明がなされることも見込まれるから、提訴に先立ち、「事件の見通し」を踏まえた入念な主張構築及び適切な立証活動が必要不可欠である（☞対話①【37】）。併せて、主張すべき関連事実の内容、提出すべき証拠の取捨選択、及び証拠化の方法や証拠説明書（民訴規則137条1項）の記載内容（特に立証趣旨）<sup>④</sup>などについても、**予想される争点**を踏まえて検討しなければならない（☞対話①【25】）。

## (2) 答弁書提出段階での訴訟代理人の活動<sup>⑤</sup>

被告訴訟代理人は、訴状から、まず訴訟物と請求原因事実を把握し、依頼者から聴取した事実や客観的な資料と照らし合わせて、争点がどこにあるかを見据えた上で、認否を検討し、原告の請求を妨げるための適切な反論や抗弁を選択し、事件処理の方針を決定する必要がある。答弁書の提出期限の直前に相談を受けた場合など、時間的余裕がなく、十分な準備がかなわない場合であっても、紛争の早期解決が依頼者の利益につながることを意識し、可能な限り早急に事情聴取、法的構成の検討及び証拠収集に着手し、充実した主張立証ができるよう心掛ける必要がある（☞対話③【3】【4】【13】～【17】）。

認否に当たっては、認否漏れのないよう、訴状に記載された事実を細かく分析して正確に行うことは当然である。また、迅速な争点整理のためには争う対象を絞りこむことが有益である一方で、事実関係や証拠資料の検討が不十分な段階で認否を行うことで、後の主張立証にマイナスの影響を与えることがないよう、慎重に検討する必要がある（☞対話③【6】～【11】）。このほか、答弁書

---

<sup>④</sup> 証拠説明書に、書証の作成経過等についても記載しておくこと、争点等の整理のためにも有効な手段となる（「一審解説」31頁）。

<sup>⑤</sup> 「民事弁護の手引」117頁以下。

の起案に当たっては被告の主張や事件の全体像を早めに展開することも大切である（☞対話③【31】）。

(3) 主張立証を尽くす段階での訴訟代理人の活動

民事訴訟手続における争点整理は、第1回口頭弁論期日における訴状及び答弁書の各陳述と裁判官からの求釈明からスタートし、それ以降の期日での準備書面や書証に関するやり取りを通じて進行する。

ア 依頼者との関係においては、期日の結果を裁判報告書等で正確に報告するとともに（☞被告側の調査（第1回口頭弁論期日後）【1】）、次回期日までに行うべき調査や証拠収集の作業を共有する必要がある。新たに判明した事実関係や収集した証拠によっては法律構成や主張を練り直す場合もあるし、必ずしも予定どおりに調査が進まない場合もあることから、早急に立証活動に着手する必要がある。また、裁判官から主張の整理や撤回を求められた場合には、より一層依頼者への説明が不可欠であり、依頼者と協議の上、対応を検討する必要がある（☞対話⑤【33】）。

イ 裁判所（裁判官）が的確に争点（争いのある主要事実）を把握できるよう、訴訟代理人としては、基本的な書証や重要な書証について早期の収集・提出に努め、証拠に基づく主張を展開しなければならない（☞対話⑤【30】、対話⑦【23】～【30】）。特に、裁判所（裁判官）は、動かし難い事実を基礎としたストーリーの合理性を検討して心証を形成することから<sup>⑥</sup>、訴訟代理人は、裁判所（裁判官）の心証を的確に把握しつつ、裏付けとなる証拠の収集、適用されるべき経験則の説明及びそれらから導かれる合理的なストーリーの展開を心掛ける必要がある（☞対話⑥【16】、対話⑧【8】）。また、訴訟代理人は、書証の提出と併せて、間接事実を「具体的に」「正確に」「豊富に」積み上げることによって、その主張の裏付けに努めるとともに（「**間接事実の積み上げ**」、☞対話⑦【9】）<sup>⑦</sup>、

---

<sup>⑥</sup> 「事例で考える」42～52頁。

<sup>⑦</sup> 「民事弁護の手引」135頁。

これらを踏まえ説得的な書面作成に注力する。もちろん、争点と関連性のない間接事実を幾ら積み重ねても意味はないので、「豊富に」というのも、その前提でのことである（☞対話⑦【11】）。

ウ 期日に向けた事前準備と書面提出期限の厳守は不可欠である。第2の3で述べたとおり（本書3頁）、争点整理は、書面と口頭との使い分けの下に行われるが、書面は指定された期限までに提出されていることが大前提である。書面提出が遅れることは、裁判所（裁判官）や相手方の事前の準備を困難にし、期日を空転させ、裁判所（裁判官）及び相手方代理人との間の信頼関係を損ねることにもなりかねない。また、期日に向けた事前準備として、裁判官からどのような求釈明がされるかや、三者間でどのような議論が行われるかの「見通し」を想定し、それに対してどのように応答するかを備えておく。

エ 期日では、あらかじめ提出しておいた準備書面の陳述がされれば、その主張する法律構成や重要な間接事実に関するやり取りが口頭でされるほか、書証が提出されていれば、書証の成立に関する認否やその認否の理由について確認され、主張と書証との関連性の有無やその程度等に関するやり取りが口頭でなされる（☞対話⑦【29】【39】【45】、対話④【32】、対話⑤【18】、対話⑥【30】）。こうした口頭でのやり取りは、あくまで争点を整理するための、すなわち、主張や証拠について、双方の訴訟代理人及び裁判所（裁判官）の三者間で真の争点に関する認識を共通にするための「対話」である。よって、対話でなされた指摘や求釈明については、その趣旨を正確に把握し、以降の主張立証活動に活かす必要があり、いたずらに対立的な姿勢を示したり、裁判所（裁判官）や相手方代理人を論難したりするものではないことを意識する。

オ 訴訟代理人としては、当該事案の事実、現物・現場及び依頼者に最も近い立場にいるのは訴訟代理人であるとの自負を持つ必要がある。裁判所（裁判官）や相手方に主張が正確に伝わっていないと感じることがあれば、事情聴取・現場確認等の事実調査又は立証技術の不足か、主張における文章表現能力の不足

にほかならない<sup>⑧</sup>。ときに改めて記録全体を見直し、事案自体を俯瞰してみるのもよいだろう。

#### (4) 集中証拠調べ段階での訴訟代理人の活動

争点整理の成果を総括して、集中証拠調べの対象となる事実を確定し、集中証拠調べの具体的な実施方法を確定する段階では、集中証拠調べの対象とする者を誰にすべきか（自身の主張を裏付けるのに誰の供述が最も適切か）、また、尋問事項の範囲や尋問時間などが焦点となる（☞対話⑤【47】以下）。裁判所（裁判官）は、この段階で一応の心証を有しており、これが必ずしも自身にとって有利な方向のものとは限らない。しかし、供述こそが最良の立証手段となる事案（「人証勝負」の事案）において、当該者が法廷で証言することは不可欠であるのはもちろんのこと、当事者本人や関係人に法廷で直接語ってもらうことにより、判決や訴訟上の和解等の紛争解決の結果に対して依頼者の納得性が高まることは、訴訟代理人の誰もが経験するところである。このような観点から、必要な人証を選択し、必要な尋問時間を確保した上で、効果的な尋問事項を練らなければならない。

この段階では、裁判所（裁判官）から暫定的な心証開示を基に和解勧告がされることもある。訴訟代理人としては、開示された心証に至った理由を十分に聴き取り、依頼者とともに和解による紛争解決の当否や条件の検討を行うことになる。

### 3 訴訟代理人が争点整理において果たす役割

裁判官と異なり、弁護士には依頼者がいる。弁護士は、依頼者の依頼を受けてその利益のため最善を尽くすことがその職務の本質の一つであるから、訴訟代理人として活動するに当たっては、依頼者等から丁寧に事情を聴取することはもちろん、自ら事実関係を調査し、証拠を収集し、適切な法律構成を構築して、依頼者の利益を実現することが求められており、何よりも、受任時から依頼者とよく対話することが肝要である<sup>⑨</sup>。ただし、訴訟の判断主体は裁判所（裁判官）である

---

<sup>⑧</sup> 「民事弁護の手引」4頁。

<sup>⑨</sup> 「民事弁護の手引」23～37頁。

から、訴訟代理人が主観的には法的主張の構築と立証活動を尽くしたと考えたとしても、それらの訴訟活動が裁判所（裁判官）の事実認定や法律判断から外れたものであるとすれば、審理において功を奏することはない。裁判所（裁判官）が、当該事案の「真の争点」をどのように捉え、双方の主張や証拠に対して、どのような評価をし、いかなる経験則を適用して、どのような心証を形成しているかを把握することなしに、効果的な訴訟活動はなし得ないのであって、ここに、争点整理における裁判所（裁判官）との対話の核心がある。

#### 第4 裁判所（裁判官）から見た争点整理

##### 1 判決書作成との関係

終局判決は、訴訟が裁判をするのに熟したとき（民訴法243条1項）にされる。裁判所（裁判官）は、このことを前提に、暫定的なものではあるが、訴状を受け取った時点から、どのような判決書を書くかを考え、また、争点整理を終える時点では、判決書の骨格を頭の中で形成している。逆にいえば、裁判所（裁判官）は、「尋問を実施すれば判決書が書ける」という状態になったときに争点整理手続を終結する<sup>⑩</sup>（☞対話④【3】）。

ここでいう「判決書」とは、一言でいえば、当事者（特に敗訴する側）の納得性が高い内容の判決書ということになる<sup>⑪</sup>。そして、当事者の納得性の高い判決書とは、真の争点に重点を置いて判断を示し、その理由について、裁判所（裁判官）の思い込みによるのではなく、証拠の裏付けや適切な経験則をもって説得的に説明したものということになるだろう。

判断の対象との関係では、裁判所（裁判官）が念頭に置く判決書が、争点を絞り込み、真の争点に重点を置いて判断を示すものであれば、その審理は、おのずから、真の争点に収れんしたものとなるだろうし、裁判所（裁判官）が念

<sup>⑩</sup> 小林昭彦「民事集中審理の実務（再論）」民事訴訟雑誌64号（2018年）53頁、69頁参照。

<sup>⑪</sup> 判決書作成の主要な目的については、「起案の手引」1頁。

頭に置く判決書が、争点の絞り込みをせず、真の争点以外の争点についても軽重を付けずに判断をするものであれば、その審理も、連動して、拡散したものとなりかねないのである。

## 2 裁判所（裁判官）が争点整理において果たす役割

争点整理では、事件の全体像を踏まえて、法律的に成り立ち得る主張（要件事実が摘示できるもの）のうち、証拠との関係で意味のある主張（立証できる可能性のあるもの）は何かを検討することになる。

裁判所（裁判官）は、民事訴訟において、判断主体として事実認定及び法律判断を行うとともに、職権進行主義の下で手続運営を担う。裁判所（裁判官）のこれらの役割は、争点整理の過程では、主に次の(1)～(3)として現れる。

### (1) 主張と証拠の一体的整理

現行の民事訴訟手続では、訴状や答弁書その他の準備書面の提出に当たり、書証の写しも提出される（民訴規則55条2項、79条4項、80条2項、81条後段、82条1項、137条1項等）。そこで、裁判所（裁判官）は、判断主体として、争点の拡散を防ぎ真の争点に当事者の攻防が注力されるよう、争いのある主要事実に関する証拠（書証）の存否、提出された書証の読み方（記載内容の評価）、主張内容と書証の記載とが齟齬する理由等について、率先して求釈明をする必要がある。逆に、裁判所（裁判官）が、当事者から提出された主張を見比べるのみで書証に意を払わなければ、証拠の裏付けのない主張を当事者双方から惹起し、争点の拡散を招くことになる。このように、争点整理に当たっては、立証の見通しを考え、証拠（書証）との関係で意味のある主張は何かを考えること（主張と証拠の一体的整理）が重要である（☞対話②【18】、対話④【36】）。

### (2) 求釈明と心証開示

判断主体である裁判所（裁判官）と弁論主体である当事者とが異なる現行制度の下では、事実認定及び法律判断について裁判所（裁判官）と当事者の間で

証拠評価及び法学的見解の食い違いが生じる場合があり、その結果として、裁判所（裁判官）と当事者間で、主張立証が必要な事実が何かについての認識がずれて、裁判所（裁判官）としては当事者の主張立証が必要と考える事実について、攻防が尽くされない事態が生じ得る。

このような事態が生じることを回避するため、争点整理の過程においては、裁判所（裁判官）は、それまでに当事者双方から提供された情報（主張及び証拠）を基に、当事者双方の主張立証が現時点でどのような状況にあると考え、今後どのような状況になるかを予測しながら、必要な「疑問」を投げ掛け（求釈明）、争点や個々の証拠についての「そのときどきの認識・評価」を提示する（心証開示。☞対話⑧【28】、対話⑦【45】、対話①【18】、対話⑦【18】、対話⑤【11】【30】【34】【42】）。裁判所（裁判官）が当事者に対して行うこのような「情報提供」は、当事者から、その疑問や認識・評価に対応する更なる情報（追加ないし変更された主張及び立証）が提供されること（審理の協働）を期待してなされる。裁判所（裁判官）と当事者との間で行われるこのような「情報交換」を通じ、真の争点についての認識が一致することになる（**真の争点に対する共通認識の形成**）。

以上のように、求釈明や心証開示は、判断主体である裁判所（裁判官）が、事件の解決に重要と考える点を自ら指摘し、弁論主体である当事者にこの点につき主張立証を尽くさせるところにその本質的な意義があり、争点整理を成功させる不可欠の要素といえる<sup>⑫</sup>（☞対話④【53】、対話⑥【16】）。

### (3) 迅速性の確保

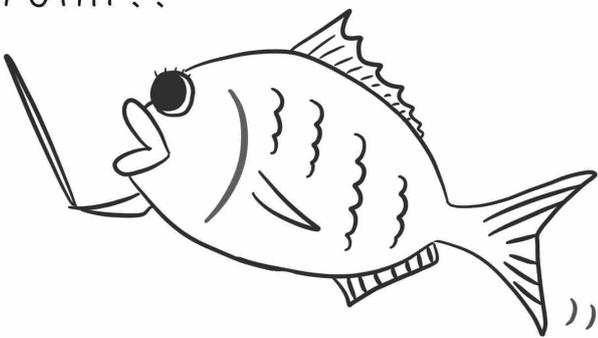
手続運営を担う裁判所（裁判官）としては、時機を失さないよう、当該事案に応じた合理的な期間内に（民訴法147条の2参照）、かつ、当事者の納得性にも欠けることなく、争点整理を終えるよう努める必要がある。具体的には、

---

<sup>⑫</sup> 新堂幸司「新民事訴訟法第6版」（弘文堂、2019年）496頁参照。

例えば、①審理の初期段階で、当事者に事件進行の目標を持ってもらう意味でも、今後の進行予定を立て、それを明示する、②当事者の準備期間を考慮しつつ、事案に応じて、適切に次回期日を指定する、③準備書面等の提出を求める場合には、その提出期限を明示し、期日間には、必要に応じて、当事者の準備状況を確認し、提出を促す、といったことが肝要である（なお、民訴法162条2項参照）。もちろん、今後の進行予定を示したり、次回期日を指定したりするに当たっては、当事者双方の意見を聴き、反論の機会を与え、当事者からその訴訟指揮の趣旨・意図を問われたときは説明を尽くすなどして、当事者の納得性を高めるよう努めるべきだろう（☞対話④【56】、対話⑦【49】～【59】、対話①【40】～【46】、対話⑧【24】～【29】、対話⑤【45】～【56】）。

Point!!



## 第2章 事例



## 事案の概要等

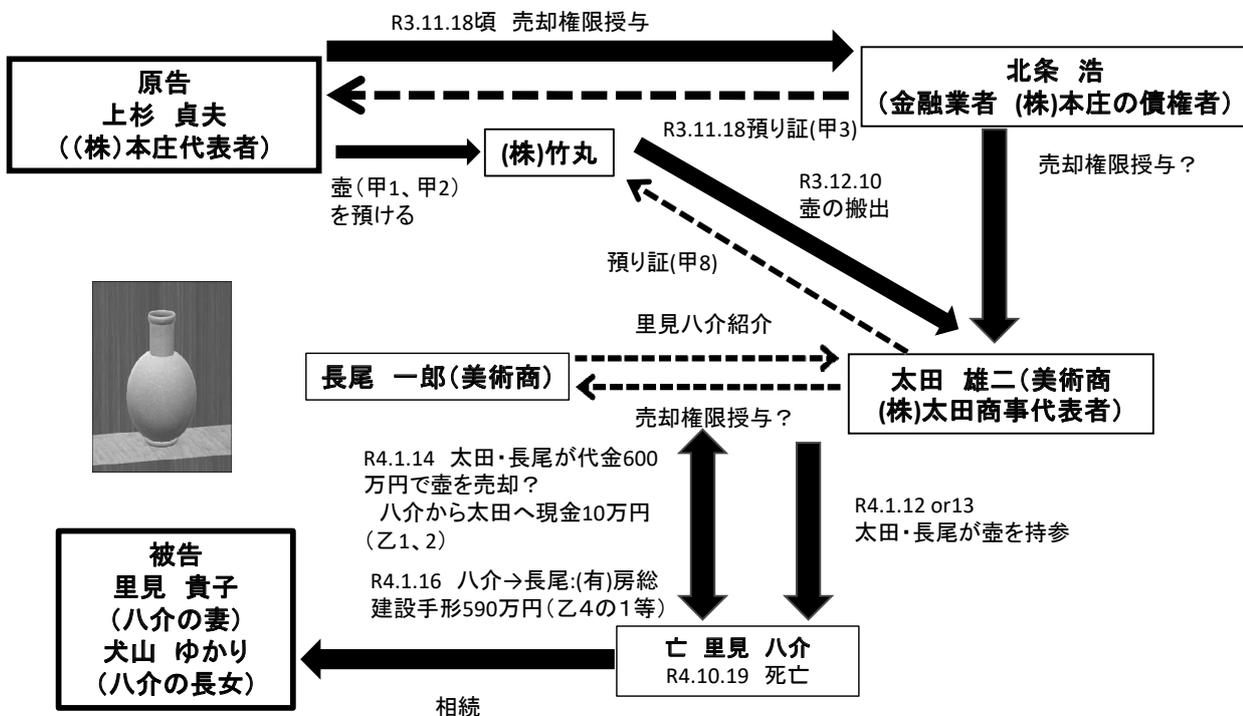
### 事件関係者

- ・上杉貞夫：株式会社本庄及び株式会社室町堂の代表者。「本庄」「室町堂」はいずれも、美術品や輸入家具等の販売会社。
- ・北条浩：金融業者。北条ファイナンスの代表者。
- ・太田雄二：美術品販売業である株式会社太田商事の代表者。
- ・長尾一郎：株式会社長尾産業の代表者。太田に対して旧知の里見八介を紹介した。
- ・里見八介（故人）：学校法人里見学園の理事長。また、有限会社房総建設の代表者。
- ・里見貴子：八介の妻。
- ・犬山ゆかり：八介と貴子の長女。「里見学園」の施設長。

### 事案の概要

本件は、上杉（原告）が、その所有する壺の売却を北条にのみ依頼していたにもかかわらず、北条から壺の売却を委ねられた太田によって八介に壺が売られて引き渡されたと主張して、八介の相続人である貴子及びゆかり（被告両名）に対し、壺の返還を求める事案である。

## 関係図



## 時系列

(注) X : 原告 Y : 被告

日付	事実	関連証拠／提出物／対話
H15	(株)室町堂、壺 2500 万円で購入	甲 5
H17.6.15	(株)室町堂→X 壺 3000 万円で譲渡	甲 5
H19.10.21	(株)丸川百貨店→X 壺の出品票 (兼預り証) 発行	甲 2
R3.11	(株)本庄、事実上倒産	
R3.11.18	北条→X 壺の預り証発行	甲 3
R3.12.10	太田→(株)竹丸 壺の預り証発行	甲 8
R4.1.14	太田&長尾、亡八介を訪問 <b>亡八介売買 (?)</b> 太田→八介 領収証(10 万円)発行	乙 2
R4.1.16	(株)長尾産業→(有)房総建設「壺代金」の領収証(600 万円)発行	乙 1
R4.1 下旬	(株)長尾産業、手形不渡り・営業停止	甲 1 0
R4.1.23	北条&太田、亡八介&Y 貴子 面会	
R4.2.4	北条→太田 通知書	甲 9
R4.3.2	太田→北条 回答書	甲 1 0
R4.10.19	亡八介、死亡	
R4.11.30	甲野弁護士、X から法律相談を受ける	【甲野弁護士の法律相談】
R4.12.2	甲野弁護士、北条から事情聴取	【電話聴取メモ】
R4.12.9	甲野弁護士、Y 両名に通知書発送	甲 6 の 1
R4.12.15	Y 貴子、甲野弁護士宛の回答書作成	甲 7
R4.12.23	甲野弁護士と司法修習生 A との対話	【対話①】
R5.1.13	本件訴訟提起	訴状、同日付け証拠説明書
R5.1.17	丙山裁判官と司法修習生 BC との対話	【対話②】
R5.1.20	訴状送達	郵便送達報告書
R5.1.23	乙川弁護士、Y 両名から法律相談を受ける	【乙川弁護士の法律相談】
R5.2.1	乙川弁護士と司法修習生 D との対話	【対話③】
R5.2.9	乙川弁護士、答弁書等を提出	答弁書、同日付け証拠説明書
R5.2.10	丙山裁判官と司法修習生 BC との対話	【対話④】
R5.2.13	<b>第 1 回口頭弁論期日</b>	【対話⑤】

日付	事実	関連証拠／提出物／対話
R5.2.24	甲野弁護士、太田から事情聴取	【原告側の調査】
R5.2.28	甲野弁護士と司法修習生 A との対話	【対話⑤】
R5.2.28	乙川弁護士と司法修習生 D、長尾等から事情聴取	【被告側の調査】
R5.3.13	甲野弁護士、原告第 1 準備書面等を提出	原告第 1 準備書面、同日付け証拠説明書
R5.3.15	丙山裁判官と司法修習生 BC との対話	【対話⑥】
R5.3.20	<b>第 1 回弁論準備手続期日</b> （ウェブ会議）	【対話④】
R5.3.22	乙川弁護士と司法修習生 D との対話	【対話⑦】
R5.4.17	乙川弁護士、被告準備書面（1）等を提出	被告準備書面（1）、同日付け証拠説明書
R5.4.20	丙山裁判官と司法修習生 BC との対話	【対話⑧】
R5.4.24	<b>第 2 回弁論準備手続期日</b> （ウェブ会議）	【対話⑤】
R5.5.1	甲野弁護士と司法修習生 A との対話	【対話⑨】
R5.5.24	甲野弁護士、原告第 2 準備書面等を提出	原告第 2 準備書面、同日付け証拠説明書
R5.5.25	乙川弁護士と司法修習生 D との対話	【対話⑩】
R5.5.30	乙川弁護士、被告準備書面（2）を提出	被告準備書面（2）
R5.5.31	丙山裁判官と司法修習生 BC との対話	【対話⑪】
R5.6.1	<b>第 3 回弁論準備手続期日</b> （ウェブ会議）	【対話⑥】
R5.6.23	甲野弁護士、原告第 3 準備書面を提出 甲野・乙川両弁護士、証拠申出書・陳述書を提出	原告第 3 準備書面、原告証拠申出書、甲 1 1 被告証拠申出書、乙 7
R5.6.30	<b>第 4 回弁論準備手続期日</b>	【対話⑦】
R5.7.21	<b>第 2 回口頭弁論期日</b> （証拠調べ）	



# 第1 第1回口頭弁論期日まで



**甲野弁護士の法律相談（訴状提出前）**

相談日：令和4年11月30日（水）

相談者：上杉貞夫（株本庄代表者）

面談者：甲野弁護士、司法修習生A

相談者が持参した資料：

写真撮影報告書（後の甲1号証）、出品票写し（後の甲2号証）、令和3年11月18日付け預り証（後の甲3号証）、帳簿（後の甲5号証）、令和3年12月10日付け預り証写し（後の甲8号証）

（甲野弁護士が相談者上杉貞夫から聴取した内容をまとめたものは、以下のとおりである<sup>①</sup>。）

**第1 上杉の主訴**

- 【1】 以下のとおり、現在里見学園に置いてある壺（以下「**本件壺**」という。）を取り戻したい。
- 【2】 本件壺は上杉の所有物であったが、株本庄（上杉が代表者を務める会社）の債権者である北条に売却を委託した。売却代金で北条に対する株本庄の債務（約2000万円）の返済に充てるつもりであった。ところが、北条は株太田商事の代表者である太田に売却を依頼したらしい。
- 【3】 太田の話では、「長尾から紹介されて里見八介に本件壺を売りに行った。値段の交渉をして、750万円くらいということになり、代金を集金しに行ったら、八介は代金600万円を既に長尾に払った、と言っている。」とのこと。しかし、長尾にはその後連絡が付かず、行方不明。上杉は、長尾という人物は知らない。
- 【4】 八介は令和4年10月頃に亡くなったらしい。現時点で相続人は不明。本件壺が、八介が理事長であった里見学園に置いてあることは間違いない。太田が確認している。上杉としては、太田に本件壺の売却を頼んだことはなく、太田が無権限で八介に売ってしまったものと考えている。

<sup>①</sup> 実務では、法律相談を受ける時点で、受任が禁止・制限される事件に該当しないかという確認を怠ってはならない（「民事弁護の手引」13頁）。

## 第2 本件壺（北宋時代の青白磁）について【写真撮影報告書（後の甲1号証）・本書43頁】

- 【5】平成15年に、京都の足立貴から、(株)室町堂（上杉が代表者を務める会社）が2500万円で購入した。平成17年に、(株)室町堂から上杉個人が3000万円で買い取った【帳簿（後の甲5号証）・本書47頁】。平成19年頃、上杉の名前で百貨店の即売会に出品した実績がある【出品票写し（後の甲2号証）・本書44頁】。

## 第3 本件壺を売りに出した経緯

- 【6】令和3年11月、(株)本庄が事実上倒産した。このとき、(株)本庄の債権者である北条に、本件壺の売却を委託した。売却代金を北条への返済にするつもりであった。北条は金融業者であり、(株)本庄に対する債権額は約2000万円であった。なお、北条との間で上杉個人の借入れや個人保証はない。
- 【7】本件壺が売れたらその代金から返済するという約束で、令和3年11月18日、本件壺の売却を北条に委託した【令和3年11月18日付け預り証（後の甲3号証）・本書45頁】。預り期限は、令和4年1月末日。「期限内に売却できない場合、壺は返却致します。」との記載あり。「売却にあたっては当方の所有品として売ることに異議ないこと。」との手書き部分は、足元を見られて買い叩かれないよう、あえて売主(上杉)の名前を出さないほうがよい、との北条のアドバイスから、北条自身で記載したものである。売主の代わりに北条が売るという意味では代理人なのかもしれないが、売却のときに売主は上杉だという話は出さないはずだ。これ以外に、本件壺の取引に関して作成した書類はない<sup>②</sup>。
- 【8】上杉としては、債務の返済に代えて北条に本件壺を渡したつもりはなく、あくまで本件壺の売却を委託しただけで、売却代金で債務を返済するものと考えていた。

## 第4 【令和3年12月10日付け預り証写し（後の甲8号証）・本書110頁】について

- 【9】【預り証写し（後の甲8号証）】は、令和4年1月中頃に北条から初めて見せられたものである。この資料に記載された「(株)竹丸」とは、上杉

<sup>②</sup> 「民事弁護の手引」25頁、「立証活動」24頁参照。

の弟が代表者を務める会社のこと。上杉は、本件壺を(株)竹丸に預かってもらっていたところ、弟に対し、「北条に売却を頼んだから、北条が来たら引き渡すよう」伝えておいた。しかし、その後、太田が本件壺を運び出したらしい。弟が太田に引き渡してしまった事情は分からない。

- 【10】(株)太田商事は美術品販売業の会社で(株)本庄の債権者でもある。債権額は約800万円。しかし、今回の本件壺について、太田に売却を依頼するということは聞いていないし、承諾したこともない。

## 第5 上杉が北条から聞いているその後の経緯

- 【11】令和4年1月下旬頃、北条に本件壺が売れたか問い合わせたところ、以下のような話であった。

- 【12】本件壺の売却は(株)太田商事の太田に頼んだ。太田は、(株)長尾産業の長尾の紹介で、令和4年1月中旬に千葉の八介に売りに行ったという。代金は800万円から交渉したが、同月14日頃、750万円くらいで話がまとまる方向となった。10万円を先に受け取った。その後に太田が代金を集金しに行こうとしたところ、八介は、長尾に代金590万円を既に支払ったと言って、代金を払わないという。しかし、長尾とは連絡が取れず、行方不明とのこと。同月23日、北条と太田は、八介とその妻に千葉で会った。八介は、「太田と長尾から買った。代金の残金590万円は長尾に全て払った。」というばかりで話は付かなかった。北条は、太田に責任を取らせると言っているが、太田は、長尾と八介にだまされたと言っているとのこと。



**甲野弁護士は、上杉から北条の連絡先を聴き取り、北条からも事情聴取をすることにした<sup>③</sup>。**

<sup>③</sup> 弁護士としては、関係者からの事情聴取の実施の当否、実施するとしてその時期及び方法、依頼者の有する情報や資料開示の範囲、関係者から事情聴取する範囲及びその証拠化の要否等について、入念に検討する（「立証活動」24頁）。本件では客観資料が乏しいから、原告であれば北条及び太田の、被告であれば長尾の説明が、それぞれ重要な証拠となるし、後に証人となる可能性があることも視野に入れておく。ただし、依頼者のための調査活動であったとしても、守秘義務（弁護士法23条、弁護士職務基本規程23条）に反することは許されず、とりわけ、依頼者と関係者の利害関係が複雑である場合には、その関係者との接触の当否についても慎重に判断する。

電話聴取メモ<sup>①</sup>

聴取日時	令和 4 年 12 月 2 日 14:05 ~ 14:50	
聴取対象	北条 浩 (電話番号)〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
聴取者	甲野太郎	備考

1 上杉から本件壺の売却委託を受けた経緯

- ・もともと(株)本庄に貸付けをしていた。残債は4800万円くらいあったと思う。
- ・令和3年11月に(株)本庄が返済できなくなり、上杉の持っていた本件壺を売ってその代金から返済するという話になった。
- ・上杉個人への貸付けはしていない。(株)本庄への貸付けの保証人でもない。売れたお金は上杉個人のものだと思うが、そこからこちらに返すと上杉と話して決めた。
- ・上杉からは、本件壺は(株)竹丸に預けてあるので、そこから持って行って売ってもらいたい、と言われた。(株)竹丸というのは、上杉の弟がやっている会社である。

2 【令和3年11月18日付け預り証(後の甲3号証)・本書45頁】の意味

- ・「…当方の所有品として売る…」という一文は、上杉の足元を見て買い手が値切つてこないよう、上杉の物だとは言わずに売ったほうがよいので、その意味で一言入れた。上杉も了承した。美術品の売買ではよくあることである<sup>②</sup>。
- ・自分が本件壺を買い取ったということではない。あくまで売った代金で返してもらおう約束で本件壺を預かっただけである。
- ・上杉から依頼されたのは、本件壺を高く売って債務に充当することである。上杉に代わって売るという意味なら代理なのかもしれないが、売るときに「上杉の代理」などという話はしない。そんなことを言ったら買い叩かれるだけだ。法的な意味は分からないが、美術品の取引では珍しくないことだろう。

<sup>①</sup> 関係者の供述について、後日変遷したり証言能力を失ったりする場合に備えて、その当時その供述をしたことを証拠化しておく場合がある(「立証活動」85頁以下も参照)。

<sup>②</sup> 本件では、取引の対象が美術品という特殊性がある。このような特殊性から導かれる経験則が事実認定にも大きな影響を与え得るため、弁護士としては、実務では、その経験則を裏付ける客観資料について適時・的確に調査を行う必要がある(「立証活動」27頁)。

- ・この預り証を交わすとき、自分以外の人間に売却を依頼するとか、その可能性があるとかが、そういった話が出ていない。

### 3 売却を太田に依頼した経緯

- ・自分は金融業者であって、美術品の売買は素人であるから、美術品の販売をしている(株)太田商事の太田に売却を依頼した。
- ・太田には口頭で依頼した。書面は取り交わしていない。上杉から渡された【令和3年11月18日付け預り証(後の甲3号証)】のコピーを太田に見せたかどうか覚えていない。
- ・太田には、本件壺を売って債権回収に充てるから高く売るように、という趣旨のことを伝えたと思う。余り細かい話はしていない。太田も、(株)本庄の債権者だから事情を察していたようだし、こうした美術品売買の経験もあるから、こまごま説明しなくても理解していただろう。
- ・太田に頼むことは上杉には特に言わなかったと思う。
- ・太田が(株)竹丸から本件壺を運び出した。太田が運び出すことに(株)竹丸から文句は出なかったと太田から聞いているから、上杉の弟も太田が売却することを承知していたものと思っていた。
- ・【令和3年12月10日付け預り証写し(後の甲8号証)・本書110頁】は、自分で宛てに(株)竹丸から送られてきたものであり、それを上杉に渡した。
- ・(株)竹丸が本件壺を太田に渡すに当たり、(株)竹丸が自分にその旨を知らせて了解を求めてきたので、それで結構だと伝えた。(株)竹丸との間で、太田に本件壺を渡すことについて上杉が了解しているかどうかといった話は出なかった記憶である。

### 4 その後の太田から聞いている事情など

- ・令和4年1月半ば過ぎ頃、太田から、「長尾産業の長尾の紹介で、千葉県房総市の里見八介に売りに行った。八介が購入に意欲的だったので、本件壺は八介の経営する学校に置いてきた。しかし、その後長尾と連絡が取れずおかしい。」という電話があった。
- ・太田から、長尾という名前を聞いたのはこのときが初めてである。自分は、長尾

とは面識がなく、全く知らない人物である。

- ・令和4年1月21日、太田と会った。太田は、「長尾と連絡が付かない。八介からは最初に会った時に10万円をもらい、残りは27日に支払ってもらう予定だった。金額は750万円で話が付いたと考えていた。しかし、長尾に連絡が取れず、八介に電話をしたら、代金は600万円で長尾にもう払ったと言っている。」と話していた。
- ・令和4年1月23日、太田と一緒に、八介とその妻に千葉で会った。八介は、「代金は600万円で決まり、長尾に残金590万円を払った。太田と長尾から自分が買ったのだから返す理由がない。」というばかりで話にならなかった。このときは、契約書や領収証などの資料の有無については確認していない。
- ・太田の話では、長尾から買主である八介を紹介してもらっただけで、太田と長尾が共同で売るという話ではなかったそうだ。
- ・自分としては、太田は専門業者なのだから太田が何とかするべきと考えている。
- ・太田は、長尾と八介にだまされたと言っている。
- ・八介が長尾に本当に代金を払ったかは分からない。二人が組んで太田をだました可能性はあると思う。
- ・本件壺は、八介の学校に飾ってあることは間違いない。太田が確認してきた。
- ・本件壺を取り戻すことに自分ができる協力はする。
- ・太田は、上杉が弁護士に相談することにしたらしいという話を聞いて、太田自身にも裁判を起こされるのかと心配していた。太田から一連の経緯を聞いたとき、自分が太田に強くクレームを言い、責任追及するとほのめかしたことがあったので、警戒しているようだ。自分から再度、弁護士が事情聴取したいと言っていると打診してみる。

以上

**甲野弁護士と司法修習生 A との対話【対話①】****日時** 令和4年12月23日（金）**場所** 甲野法律事務所**出席者** 甲野弁護士、司法修習生 A**資料** 上杉持参資料、通知書（内容証明郵便、後の甲6号証の1）、  
回答書（後の甲7号証）、令和4年12月2日付け電話聴  
取メモ

（「本書の構成」2(6)・本書iii頁のとおり、本書では原則として氏名の敬称を略している。実際には、対面でなくとも当事者を呼称する際に敬称が用いられることはいうまでもない。以下同じ。）

- 【1】 A おはようございます。甲野先生から先週ご指示いただいた上杉の訴状について検討しました。本日どこかで打合せの時間を頂けないでしょうか<sup>①</sup>。
- 【2】 甲野 おはようございます。では、午後の弁論期日までは時間が取れますから、今からやりましょう。上杉との法律相談の際に預かった【上杉持参資料】のほか、相手方に送付した【通知書（内容証明郵便、後の甲6号証の1）・本書48頁】と相手方からの【回答書（後の甲7号証）・本書51頁】、それに、法律相談の後に私が北条から電話で聴取した【電話聴取メモ・本書22頁】とを見てもらいましたね<sup>②</sup>。

**【訴訟の方針】**

- 【3】 A はい。まず、上杉としては、代金や損害賠償等の金銭を請求したいわけではなく、本件壺を取り戻したいということですよね。
- 【4】 甲野 そうです。ただ、注意してほしいのは、依頼者がそうしたいと言っているというだけで、事件処理の方針を決めるわけではありませんよね。依頼者の要望が法的には難しい場合や、依頼者にとってより有益な選択肢があると考えられるならば、それを依頼者に説明して方針を決めることも弁護士としてすべきことですね<sup>③</sup>。

<sup>①</sup> 訴状の作成に当たっての留意点については、「民事弁護の手引」90頁以下。

<sup>②</sup> 訴訟手続受任の際の一般的な注意事項については、「民事弁護の手引」25頁以下。

<sup>③</sup> 「民事弁護の手引」11頁以下。

本件ではどうでしょうか。

- 【5】 A 私は、上杉の所有物である本件壺を亡八介が手にした経緯について、上杉は承知しておらず（☞甲野弁護士の法律相談【4】）、また、上杉が依頼した北条も承諾していないと確認できましたし、代金ももらえていないということですから（☞電話聴取メモ 4項）、まずは本件壺を取り戻そうという方針は一応合理的なのではないかと考えます。本当に3000万円くらいの価値があるのでしたら、経済的なメリットが大きいとも思います。

#### 【相手方の選定及び訴訟物の選択】

- 【6】 甲野 そうですね。この件には複数の人物が関係していて、上杉には把握できていない事情もあります。事実関係によっては、相続人に対する金銭請求や北条や太田を相手にすべきという方針も出てくるかもしれませんが<sup>④</sup>、まずは私もAさんの意見に賛成です。その方針で訴状を考えてみましょう。本件壺を買ったと言っている亡八介は亡くなったということですので（甲野弁護士の法律相談【4】）、検討に先立って、**【戸籍全部事項証明書（後の甲4号証の1～3）・本書46頁】**<sup>⑤</sup>を取り寄せておきました。法定相続人は誰になるかは分かりますか。
- 【7】 A 先生が通知を出した配偶者の里見貴子及び長女の犬山ゆかりが相続人ということですね。
- 【8】 甲野 そのとおりです。では、まずはこの両名の相続人に対して本件壺の返還を求めるという方針としましょう。そうすると訴訟物をどのように設定すればよいでしょうか。
- 【9】 A **所有権に基づく返還請求権としての動産（本件壺）引渡請求権**が考えられます。
- 【10】 甲野 では、その請求原因事実は何でしょうか。

<sup>④</sup> 北条に対しては、本件壺の委託契約の債務不履行に基づく損害賠償請求が考えられるが、北条と対立関係になった場合に、上杉単独で有利な証拠資料を収集できるとは限らず、また、北条が債権者であるという立場も踏まえれば、選択肢として現実的ではない。太田に対する不法行為に基づく損害賠償請求も考えられるが、故意過失の立証の困難さに加え、太田と対峙すれば、太田から得られるはずの証拠資料が入手できない可能性が高いという点では北条と同じである。

<sup>⑤</sup> 「立証活動」29頁以下。

【11】 A 原告の所有と被告の占有です。

**【請求原因事実の立証方針】【対象動産の特定方法と占有者の確認方法】**

【12】 甲野 では、それらの請求原因事実を主張するとして、本件ではその立証はどうでしょうか。まず、原告の所有については争いがあるでしょうか。

【13】 A 相手方としては、亡八介が買った物だと言って、現在の上杉の所有については争ってくるのが予想されます。ただ、上杉のもと所有であることは、会社の**【帳簿（後の甲5号証）・本書47頁】**や百貨店の即売会の**【出品票写し（後の甲2号証）・本書44頁】**から一応立証できるのかと思います。もと所有について相手方の権利自白が成立すれば、それ以上の立証は必要ありません。

【14】 甲野 そうですね。いずれの資料も、必ずしも所有権取得を裏付ける客観的証拠とはいいい難いかもしれませんが、相手方としても、原告のもと所有について積極的に争うことはないかもしれませんね。

【15】 A そうですね。とはいえ、被告が実際にどのような主張をするか分からない以上、訴状段階では「原告の現所有」を請求原因事実として主張して（☞本対話【26】）、相手方の認否を踏まえて、もともとの所有者という足立氏（☞甲野弁護士の法律相談【5】）からの事情聴取など、追加立証の要否を検討するという方針ということはどうでしょうか。

【16】 甲野 それでよいと思います。

【17】 A ところで先生、本件壺がまさに上杉の所有物である壺であるという特定はどのようにするのででしょうか。動産の場合の特定の仕方がよく分からなくて。

【18】 甲野 確かに、動産の特定は難しいことがあります。品番やシリアルナンバーのようなものがあればそれを使って特定すると思いますが、北宋時代の壺に品番はないでしょうからね。本件壺は一点物の美術品で、ほかに同様の物が多数ある量産品ではないようですし、**【写真撮影報告書（後の甲1号証）・本書43頁】****【出品票写し（後の甲2号証）】**から形状・色彩・製作年代なども特定できるので、この写真で特定としては足りると考えています。次に、被告の占有についての立証はどうでしょうか。

【19】 A この相続人からの**【回答書（後の甲7号証）】**には、遺品として

里見学園に飾り大切にしていきたい、とありますから、占有について争いはないのではないのでしょうか。

【20】 甲野 そうですね。この回答書からすると相続人は現に本件壺を所持していることは争わないようです。ただ、もう少し厳密に考えるとどうでしょうか。この壺について学校法人が占有している可能性を考える必要はありませんか。

【21】 A 確かに、本件壺は里見学園に置いてあるということですから、亡八介が生前に学校法人に譲渡したという場合も考えられるし、戸籍の調査だけでは、法定相続人両名が相続したのかどちらか一方だけが相続したのかも明らかではありません。本件壺を現在占有しているのが誰か特定できないとすると、そもそも訴訟で被告を誰にすべきか決まらないということになりますよね。そこはどの程度特定する必要があるのでしょうか。

【22】 甲野 その点はよく検討する必要がありますね。全く占有しているはずもない人を相手に、根拠もなく訴訟を起こすことは厳に慎まなければなりません。依頼者の話を鵜呑みにして調査や証拠の精査もせず、軽率に提訴したり漫然と証拠提出したりすれば、懲戒事由（弁護士法56条）に該当する可能性もありますし、結果を得られる見込みのないことが明らかであれば、依頼者にこれを説明する義務があります<sup>⑥</sup>。今回の件は、初めに上杉から相談を受けた時点では、北条から本件壺が流れた事情について確認できないことばかりでした。極端に言えば、北条の上杉に対する説明や上杉自身の話に客観資料の裏付けが全くないという可能性も頭の片隅において方針を考えていく必要がありました。

そこで、北条から電話で聴取して上杉の説明についてどの程度裏付けが取れるか確認した上で、さらに、そこで聞いたことに基づいて亡八介の相続人両名に【**通知書（内容証明郵便、後の甲6号証の1）**】を送り、回答を得ておいたという次第です。

【23】 A なるほど、この通知書には、法定相続人の占有を確認する目的もあったのですね。

【24】 甲野 **訴訟の前に書面を送って交渉を行うかどうか**は、事案により様々

<sup>⑥</sup> 「民事弁護の手引」13頁以下、27頁。

です。本件は、上杉が直接認識していない事情が多く、客観資料も乏しいので、方針の決定に先立ち、そもそも相続人が本件壺を所持しているのか、所持しているとして相続人からどのような反論がなされるのかといった点を確認しておく必要があると考えました。こうしたプロセスを経て、【回答書（後の甲7号証）】によれば、相続人両名が本件壺を所持していることが確認でき、占有を争わないのであろうという見通しは立ちましたね。また亡八介は、生前、本件壺を買ったと主張して現にその引渡しを受けたようですから、その後に他者に占有が移転していない限り、亡八介の占有を相続により相続人が承継したということは合理性のある主張とってよいでしょう。

#### 【予想される「相手方の反論」の検討—承継取得】

- 【25】 甲野 次に、本件壺の占有には争いがないとして、相手方からはどのような反論が予想されるのでしょうか。
- 【26】 A 請求原因事実としては原告の現所有と被告の現占有で足りるとしても、相手方からどういう認否や抗弁が出されるか、それらに対する再反論があるかなど、「**事件の見通し**」を検討しなければいけませんよね。司法研修所の民事弁護教官からも、相手方に立証責任がある事実なら相手方の立証活動の、なすに任せておけばよいなどという態度ではいけない、その不存在に向けて積極的な反証活動をするべきであると教わりました。本件では、相手方は、亡八介が所有権を取得したから、上杉はもはや所有者ではないという**所有権喪失の抗弁**を主張することが考えられます。
- 【27】 甲野 そのとおりです。事実関係や証拠資料などを踏まえて、相手方の反論が認められるリスクが高いという見通しとなれば、提訴の当否や採るべき法的手段について再考しなければなりませんからね。では、被告から、亡八介が壺の所有権を取得したとの主張がされる理由としては、何が考えられそうでしょうか。
- 【28】 A 【回答書（後の甲7号証）】には、「**生前の里見八介が、長尾産業の長尾様と太田商事の太田様から間違いなく購入した**」と書いていますから、長尾及び太田の両名からの売買を主張すると思います。
- 【29】 甲野 そのようですね。上杉がもともと所有していた本件壺について、

最終的には亡八介が買って本件壺を占有するに至ったとすると、いま確認できる事実関係や資料からは、本件壺がどういう流れで亡八介に譲渡されたと考えられるでしょうか。

- 【30】 A まず上杉から北条に譲渡され、次に北条から太田に、その次に太田から長尾に、最後に太田と長尾から亡八介に譲渡されたという経路が、いちおう想定できるのではないのでしょうか。
- 【31】 甲野 この点に関連して、北条から上杉に差し入れた【令和3年11月18日付け預り証（後の甲3号証）・本書45頁】を見てください。ここに「**当方の所有品として売ること**に異議ないこと。」という記載がありますね。これはどう評価すべきでしょうか<sup>⑦</sup>。
- 【32】 A 確かに、北条の所有品とすることを上杉が認めているようにも読めます。しかし、上杉も北条も代物弁済ではなく預けただけという認識は一致しています。美術品売買において所有者を明示しないのはよくあることだという話（☎電話聴取メモ2項）も一応納得できます。また、「預り証」というタイトルや、「**お預り致しました。**」、「**期限内に売却できない場合、壺は返却致します。**」といったそのほかの部分の記載は、むしろ、上杉が所有者であって、売するために預けただけという言い分を裏付けるように思いますので、この預り証だけで上杉が所有権を喪失したと裁判所に認定されることはないのではないかと思います。
- 【33】 甲野 そうすると、上杉から亡八介まで本件壺が転々譲渡されたという事実関係ではなさそうだ、と一旦整理できるでしょう。となると、**太田や長尾が、亡八介に本件壺を売る権限があったか**が大きな争点となりそうですよね。上杉の話によれば、確かに北条に売却を委託したものの、太田を含め、北条以外の人に売却を頼んだという認識はないようです。このようなケースで、売買によって亡八介が所有権を取得することがあるのでしょうか。本件壺の処分について、上杉から北条に与えられた権限の内容や範囲を考える必要があります。
- 【34】 A そこがよく分からなくて、売却を頼んだというと**代理**とか**使者**とかが思い浮かんだのですが、【**預り証（後の甲3号証）**】に書いて

<sup>⑦</sup> 十分に証拠を検討しないと、ときに致命的な失敗につながりかねないため、弁護士は、関係証拠を注意深く子細に点検しておく必要がある（「立証活動」25頁）。

あったとおり、上杉の物とは言わずに売ることが共通認識となっていたようですから、代理だと顕名がないことになります。

- 【35】 甲野 その場合、受託者が、自分の名前で処分する権限というものが考えられないか、検討してみてください。権限の内容や法的性質も問題ですが、権限の範囲も争いになりそうですね。弁護士としては、依頼人等から聴取するなどして事実関係にある程度把握した段階でいかなる法律構成が可能かを考え、要件事実を意識して具体的に法律構成をした際に、改めて事実関係を調査・検討するといった作業（**法律と事実のフィードバック**）を繰り返し行うのが常ですが<sup>⑧</sup>、北条の権限に関しても、そのような作業が必要となりそうですね。
- 【36】 A はい。上杉の話としては、依頼したのは北条だけという趣旨のようですが、北条の説明だと、太田に依頼することについて当然に上杉の了解が得られるようなニュアンスにも取れますよね。確かに、**北条は金融業者**だから、北条が美術品販売のノウハウのある人に依頼するのも一理あるような…。**関係者の属性や当時のやり取り**など、より多くの間接事実や証拠を検証する必要があるようです。裁判所（裁判官）に早期に事案や争点を把握してもらうためにも、もう少し上杉らから話を聞いて、間接事実を厚く主張した方がよいでしょうか。
- 【37】 甲野 確かに、相手方や裁判所（裁判官）からも、権限の内容や範囲について問われることになりそうですね。争点整理で裁判官から求釈明を受けて初めて争点に気付くなどという事態があれば、代理人としての検討不足を露呈することと同じですから、**提訴に先立ち入念な検討をする姿勢**はとても大切です。**客観的に争いようのない事実については、求釈明を受けるまでもなく明らかにしておくのがよいこともあります**（☞対話③【11】）。
- 本件では、上杉や北条にも更に話を聞く必要はあるでしょうが、我々法律家と違って、一般の方が「売却を委託した」とか「当方の所有品として売る」などという用語を持ち出したとしても、必ずしも、正確な法律要件や法的効果を理解しないまま使われてい

<sup>⑧</sup> 「民事弁護の手引」10頁。

る場合もよくあります（☞甲野弁護士の法律相談【7】）。相手方が具体的にどのような点を問題にするのかなどははっきりしない今の段階で、的確な説明が得られるようなことは聞けないかもしれませんね。

- 【38】 A なるほど、法律を扱う仕事をしていなければ、どういう要件なら代理で、その場合にはどういう法律効果があるかなんて厳密に考えないことが多いですよ。それに、本件壺が北条から亡八介にどのように渡ったのかは上杉からは見えない部分なので、相手方が、どんな事実を主張し、どんな証拠が手元にあるのかも読み切れません。
- 【39】 甲野 それがこの事案の特徴といってもいいでしょうね。こちら側の手持ち証拠が豊富にあるわけでもありませんし、相手方の言い分や相手方が持っている証拠などを見て、初めて**事件の全体像**をつかめたり、やり取りの法的意味が理解できたりする場合もあります。先ほど検討したように、現時点では、請求原因事実は争いがないか、立証ができそうですし、所有権喪失の抗弁は相手方に主張立証責任がありますから、「亡八介が買った」という客観的証拠があるかどうかも含めて、訴訟で被告の反論を見た上で、今後の方針を再考することにしましょう。
- 【40】 A 分かりました。上杉も紛争の早期解決を強く希望していましたし、提訴した上で、裁判上の主張立証の応酬を踏まえ、また、証拠収集手段などを活用しながら、こちらの主張立証を組み立てていくというプロセスですね。
- 【41】 甲野 しつこいようですが、「取りあえず提訴してから考えよう。」などという発想ではいけません。あくまで入念な検討を経た上でのプロの戦略でなければなりません。
- さあ、検討を続けましょう。亡八介が所有権を取得するに当たって、太田や長尾に売却権限があったかという問題のほかにも、争点となりそうなことはあるでしょうか。
- 【42】 A そもそも、**亡八介との間での売買契約が成立しているのかも**問題となりそうです。相手方からの【回答書（後の甲7号証）】によれば、太田及び長尾の両名から600万円を買ったという言い分のようにすけれど、北条が太田から聞いた話では、**長尾は単なる**

紹介者のようだし、亡八介との間で決まった代金額も750万円だったと話しているようです。

- 【43】 甲野 **亡八介との交渉内容や代金の授受**についても、今の時点では分からないところがたくさんありますね。北条は、亡八介との面談時に契約書や領収証は確認していないようですが、それらの客観資料がそもそも作成されなかったのか、資料はあるけれども北条が確認していないだけなのかも分かりません。こちらとしても、なるべく早く太田から直接事情を確認したいところです。北条から打診してもらっていますが、弁護士がコンタクトを取りたがっていると聞いて警戒しているようです。相手方からの反論も踏まえて、太田からの事情聴取を検討していくこととしましょう。ほかに考えられる反論はないでしょうか。

#### 【予想される「相手方の反論」の検討—即時取得】

- 【44】 A 承継取得がダメなら、即時取得があるのではないのでしょうか。太田や長尾が無権利者であったとしても、亡八介はこれらの人物が権利者であると過失なく信じて動産の引渡しを受けたとして、**動産（本件壺）の即時取得を主張する可能性**があると思います。
- 【45】 甲野 相手方から即時取得の主張があった場合、こちらからはどのような再反論ができそうでしょうか。
- 【46】 A 太田及び長尾と亡八介とのやり取りの詳細が分からないのですが、そもそも代金の合意がなく売買が成立していないとはいえないのでしょうか。あるいは、太田や長尾が自分の物だと言って売っていたわけではないなら、亡八介が太田や長尾を所有者と信じる理由がなく、亡八介には悪意か少なくとも過失があったといえないのでしょうか。
- 【47】 甲野 これも相手方がどのような主張をしてくるかによって対応を検討することになりそうですが、即時取得に対して何も再反論できないということはなさそうですね。**太田及び長尾と亡八介との間でどのようなやり取りがあったのかについてはこちらには分からない部分も多い**ですから、今後の課題として「亡八介とのやり取りについて太田からの事情聴取」も想定しつつ、**訴状を作成する段階では、原告が主張立証すべき請求原因事実**（☞本対話【10】～【24】）を核に据えて、紛争の概要だけでも裁判所（裁判官）

に伝わることを優先させましょう（☞対話②【26】【36】）<sup>⑨</sup>。

具体的に言えば、太田本人から事情を聴取するよりも前に、【令和3年12月10日付け預り証写し（後の甲8号証）・本書110頁】を書証として提出するのは控え、訴状提出段階では、【通知書（内容証明郵便、後の甲6号証の1）】や【回答書（後の甲7号証）】は提出して、相手方との事前交渉の概要を明らかにしておくにとどめておきましょう。先走って相手方の反論を設定してこちらの再反論を決め打ちすることは避け、請求原因事実と必要な範囲で関連事実を記載し（民訴規則53条1項）、ひとまずどのような反論にも対応できるような記載にしたいですね。

【48】 A はい、気を付けて起案してみます。ところで、この件は、**民事保全手続**は考えなくてもよいのでしょうか。相手方が本件壺を他者に売ってしまうということはないのでしょうか。

【49】 甲野 とても良い視点です。本件では提訴前に相手方に連絡する必要性があると判断しましたが（☞本対話【24】）、事案によっては、相手に察知されないうちに民事保全手続を採るべき場合もあります<sup>⑩</sup>。残念ながら上杉には担保金を用意できる資力がないので現実には難しいのですが、やるとすればどのような民事保全手続が適切か、それも検討してみてください。

【50】 A はい、分かりました。訴状起案にもさっそく着手します。



司法修習生 A は、以上のやり取りを踏まえて訴状を起案した。甲野弁護士は、A から受け取った起案に所要の修正を施して、〇〇地方裁判所に対し、添付書類とともに訴状を提出した。

<sup>⑨</sup> 「立証活動」11頁以下の「立証計画の構想」も参照。

<sup>⑩</sup> 「民事弁護の手引」30頁。

## 【設題】

- 1 一般的に、原告代理人として、法律相談に当たり、留意すべき事項は何か。
- 2 一般的に、原告代理人として、訴状の作成に当たり、留意すべき事項は何か。また、本件で、以下の(1)~(3)についてどう考えるか。
  - (1) 訴状で主張すべき内容について、原告代理人が採った方針についてどう考えるか（☞本対話【39】）。
  - (2) 原告本人から提出された証拠資料のうち、訴状の提出に当たって証拠化する書証を選別すべきか。選別するとして、どのような視点に留意すべきか（☞本対話【47】）。
  - (3) 証拠説明書の記載に当たり、留意すべき事項は何か。
- 3 本件で、原告が採るべき民事保全手続はどういったものか。
- 4 本件で、原告は、誰に対して、いかなる請求をすることが考えられるか（☞本対話【6】）。考えられる複数の方針について、その法的根拠、証拠資料、事件の見通し及びその方針を採ることの当否をどう考えるか。
- 5 本件で、原告代理人として、予想される「相手方の反論」を踏まえて、今後、原告本人又は関係者から、どのような点に関する事情聴取を行い、また、証拠資料についてどのような検討を行うべきか。

# 訴 状

令和5年1月13日

〇〇地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 ㊟

〒〇〇〇-〇〇〇〇 横浜市港区中町一丁目2番3号

原 告 上 杉 貞 夫

〒〇〇〇-〇〇〇〇 横浜市港区山上四丁目1番2号 第一ビル201号

甲野法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎

電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県房総市朝日町300番地1

被 告 里 見 貴 子

〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県房総市朝日町168番地2

被 告 犬 山 ゆ かり<sup>①</sup>

動産引渡請求事件

訴訟物の価額 〇〇〇万〇〇〇〇円

貼用印紙額 〇万〇〇〇〇円

<sup>①</sup> 亡八介の相続人兩名ともが本件壺を共同して占有していると考えて、相続人兩名を被告とした（☎対話<sup>①</sup>【21】【22】）。

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告兩名は、原告に対し、別紙物件目録記載の動産を引き渡せ
  - 2 訴訟費用は被告兩名の負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

## 第2 請求の原因

- 1 原告は、別紙物件目録記載の北宋時代の青白磁壺（以下「本件壺」という。）を所有している（甲1、甲2、甲5）。
- 2 被告里見貴子の夫であり被告犬山ゆかりの父である亡里見八介（以下「亡八介」という。）は、株式会社太田商事の代表者太田雄二（以下「太田」という。）及び株式会社長尾産業の代表者長尾一郎（以下「長尾」という。）から、本件壺を令和4年1月14日に600万円で買い取ったと主張して、本件壺を所持していた。
- 3 原告は、太田及び長尾に対し、本件壺を売却したことはない。また、本件壺を売却するための何らの権限も付与したことはない。  
したがって、亡八介が本件壺の所有権を取得することはない。
- 4 亡八介は、令和4年10月19日に死亡した。被告兩名は亡八介の法定相続人として、本件壺の占有を包括承継した（甲4の1～3）。
- 5 よって、原告は、被告兩名に対し、所有権に基づき本件壺の引渡しを求める。

## 第3 関連事実

- 1 原告が代表取締役を務める株式会社室町堂（以下「室町堂」という。）は、本件壺を、約20年前に足立貴から2500万円で買い入れた。そして、原告は、平成17年になって室町堂から本件壺を3000万円で買った（甲5）。
- 2 その後、原告は、本件壺を売却する必要に迫られ、令和3年11月18日頃、北条浩（以下「北条」という。）に預けた上、その売却処分を任せた（甲3）<sup>②</sup>。

---

<sup>②</sup> 「その売却処分を任せた」というように、法的にはややあいまいとも取れる主張にとどめたのは、北条に与えた権限の内容や範囲が争点となるところ、この点は被告側の主張立証責任であって、また、依頼者の手持ち証拠が豊富ではなく、相手方の反論や手持ち証拠が予測できない段階であることから、被告の反論等を一旦確認した上で原告側の主張立証を組み立てるべきであるという判断に基づく（☞対話①【32】～【41】）。

ところが、北条は、原告に断りなく、本件壺をなるべく高く売却するために太田へ委託商品として預けた。

3 そうしたところ、太田は、北条や原告の了解を取らず、長尾の紹介で、亡八介に本件壺の売却を持ち掛けた。こうして、亡八介は、本件壺を不正に領得するに至ったものである。

4 令和4年1月下旬頃、原告が、北条に対して、本件壺の売却について照会したところ、前項の事実が判明した。そこで、原告は、被告兩名に対し本件壺の返還を求めたが（甲6の1～3）、被告里見貴子は、本件壺は亡八介が太田及び長尾から600万円で購入した旨回答した（甲7）<sup>③</sup>。しかし、原告は、太田や長尾に対し、本件壺を売却したことはなく、また本件壺の売却に関する権限を与えたことも一切ないから、たとえ亡八介が同人らから本件壺を購入したと主張していたとしても、その所有権を取得することはない。よって、被告兩名が本件壺の所有権を取得することもない。

以上のとおり、被告兩名からは、本件壺の占有を認める一方で返還を拒否する回答があったため（甲7）、やむなく本訴提起に至った次第である。

以上

#### 証 拠 方 法

甲第1号証	写真撮影報告書
甲第2号証	出品票（兼預り証）
甲第3号証	預り証
甲第4号証の1から3まで	戸籍全部事項証明書
甲第5号証	帳簿（在庫品）
甲第6号証の1	通知書（内容証明郵便）
甲第6号証の2	郵便物等配達証明書（被告里見貴子宛て）
甲第6号証の3	郵便物等配達証明書（被告犬山ゆかり宛て）

<sup>③</sup> 現時点では、太田及び長尾と亡八介との間のやり取りの詳細が不明でもあり、相手方との事前交渉の経緯を示して紛争の概要を裁判所（裁判官）に理解してもらうことに重点を置いた（☞対話①【47】）。被告兩名が本件壺を占有していることの証拠ともなる（☞対話①【19】～【22】）。

甲第7号証

回答書

## 添付書類

1 訴状副本	2通
2 甲号証の写し	各3通 <sup>④</sup>
3 証拠説明書	3通 <sup>⑤</sup>
4 訴訟委任状	1通

---

<sup>④</sup> 訴状には、立証を要する事由につき、書証の写しで重要なものを添付しなければならないことになっている（民訴規則 55 条 2 項）。「民事弁護の手引」114 頁、「一審解説」17 頁も参照。

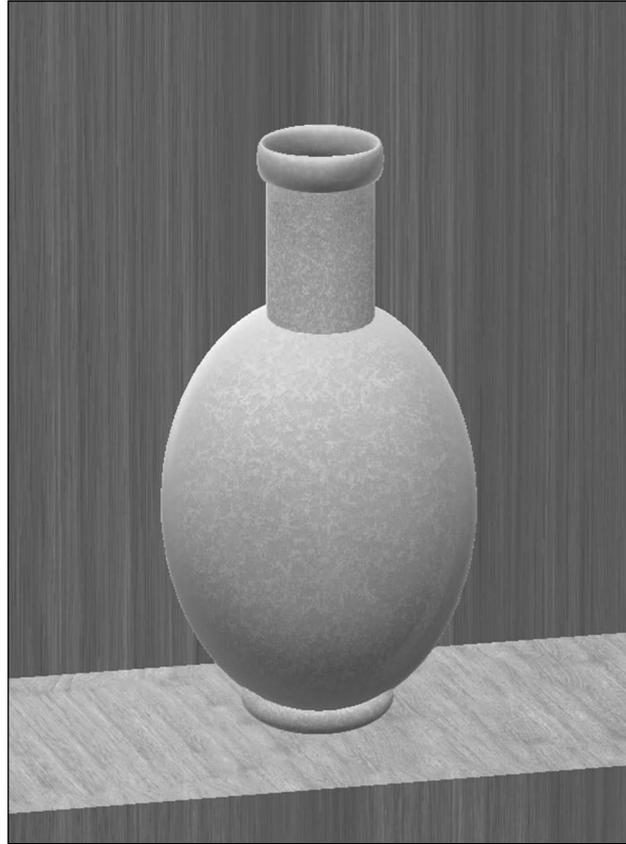
<sup>⑤</sup> 実務的には、訴状に書証の写しを添付するのに併せて、文書の標目・作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書も添付することが通例である（民訴規則 137 条 1 項参照）。「民事弁護の手引」115 頁も参照。

(別紙)

物 件 目 録

北宋時代の青白磁の壺            下記の写真のとおり。

(高さ約50cm、直径最大部約22cm)



原告 上杉貞夫  
被告 里見貴子 ほか1名

証拠説明書（1）（原告）<sup>①</sup>

令和5年1月13日

〇〇地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 <sup>②</sup>

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲1	写真撮影報告書 <sup>②</sup> 撮影対象：本件壺 撮影場所：(株)竹丸(横浜市中山区南町二丁目3番4号)内	原本	R3. 11. 18	原告	本件壺の外観
甲2	出品票（兼預り証）	写し	H19. 10. 21	株式会社丸川百貨店	原告が本件壺を百貨店の展示即売会に出品したこと。本件壺が原告の所有物であること。
甲3	預り証 <sup>③</sup>	原本	R3. 11. 18	北条浩	原告が本件壺を北条浩に預けて売却を委託したこと。本件壺が原告の所有物であること。

① 【令和3年12月10日付け預り証写し（後の甲8号証）・本書110頁】については、「原告所有」「被告占有」という請求原因事実を立証する資料ではないし、被告の反論として予想される「所有権喪失の抗弁」の具体的内容がまだ明らかでない段階で、先んじて原告から提出する意義に乏しいため、証拠として提出することを控えている（☞対話①【47】）。

② 返還の対象とする本件壺の特定のための証拠である（☞対話①【18】）。

③ ☞対話①【31】～【34】。

甲4 の 1～3	戸籍全部事項証 明書 (添付省略)	原本	(記載省略)	(記載省略)	被告両名が亡八介の 相続人であること。
甲5	帳簿(在庫品) ④	原本	H15. 1. 1～	株式会社室町 堂	本件壺を株式会社室 町堂から原告が平成 17年6月15日に代金 3000万円で購入した こと。本件壺が原告の 所有物であること。
甲6 の1	通知書(内容証 明郵便)⑤	原本	R4. 12. 9	原告代理人	原告から被告両名に 対し、本件壺の返還を 求めたこと。
甲6 の2	郵便物等配達証 明書(被告里見 貴子宛て) (添付省略)	原本	(記載省略)	(記載省略)	原告からの通知書(甲 6の1)が被告里見貴 子に配達されたこと。
甲6 の3	郵便物等配達証 明書(被告犬山 ゆかり宛て) (添付省略)	原本	(記載省略)	(記載省略)	原告からの通知書(甲 6の1)が被告犬山ゆ かりに配達されたこ と。
甲7	回答書⑥	原本	R4. 12. 15	被告里見貴子	原告からの通知書(甲 6の1)に対する被告 里見貴子からの回答 書。被告両名が本件壺 を占有していること。

④ 請求原因事実のうち「上杉の所有」の事実の立証として、訴状提出段階では、甲2号証とともに甲5号証で足りると考えた(☞対話①【13】～【15】)。

⑤ ☞対話①【22】。

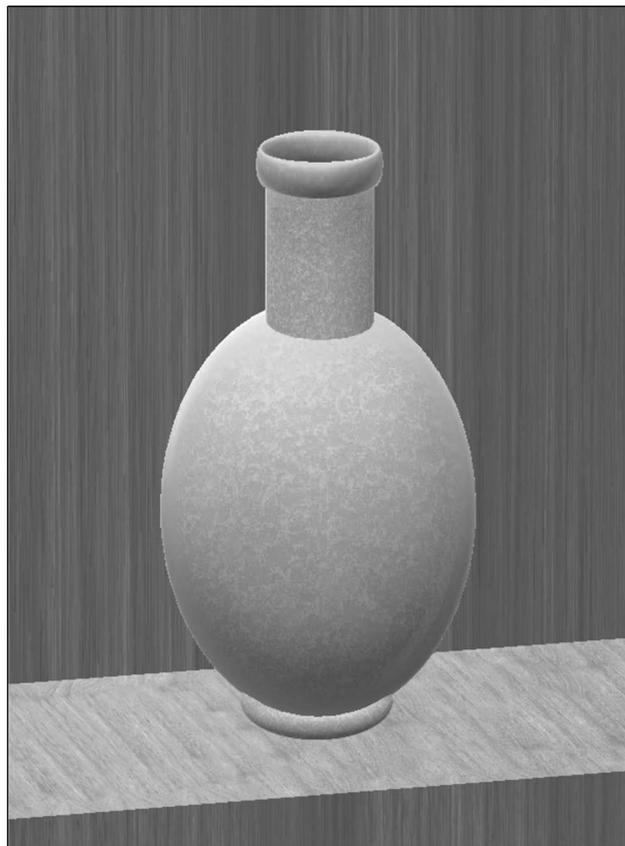
⑥ 被告両名が本件壺を占有していることの証拠であり(☞対話①【24】)、紛争の概要を示す証拠ともなる(☞対話①【28】【42】【47】)。

## 写真撮影報告書

撮影者 原告

撮影場所 株式会社竹丸（横浜市中山区南町二丁目3番4号）内

撮影年月日 令和3年11月18日



平成19年10月21日

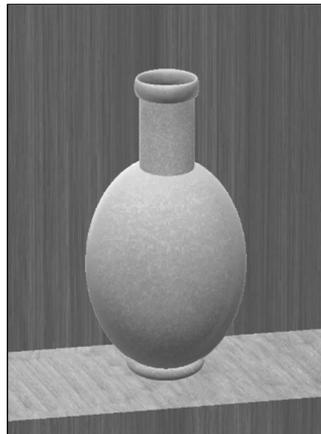
出 品 票  
(兼預り証)

出品者 上 杉 貞 夫 様  
(NO.445-223)

平成19年11月1日～5日開催の「魅力の北宋時代青白磁展・即売会」に下記作品の出品を受け付けました。

出品者と当社の契約は別途締結される出品契約書の定めるところによります。  
なお、本出品票は申込受付を示すもので出品を約束するものではありません。

記  
壺 1 点



東京都瀬田区丸川5丁目3番2号  
株式会社丸川百貨店 第3営業部  
電話(〇〇)〇〇〇〇-〇〇〇〇

預り証

上 杉 貞 夫 様

青白磁の壺 1点お預り致しました。  
お預り期限：令和4年1月末日  
上記期間内に売却します。ただし、売却代金は貴殿の債務に充当するものとしま  
す。  
期限内に売却できない場合、壺は返却致します。

以 上

*売却にあたっては当方の所有品として売ること*に異議ないこと。

令和3年 11月 18日

北 条 浩 印

戸籍全部事項証明書

(添付省略)

(注) 斜体部分は手書き、ゴシック部分はゴム印である。

## 株式会社室町堂

在庫品

No. H15  
1/1~  
Date . .

NO. 1. 入水玉香炉	800,000	NO. 43. トラメトバツ毘沙門天	1,500,000
2. " 石山龍	400,000	44. アベンチェリン聖観音	700,000
3. " " 石の山	1,000,000	53. グリンコーツ筆置3ヶ	3,000
4. 青金石"	60,000	57. 玉 香炉	300,000
5. 新山玉"	15,000	58. 白玉鳳王	400,000
6. 玉 花瓶	2,500,000	59. トルコ観音 3体	2,000,000
7. " 香炉	500,000	<del>62. 花瓶 1本</del>	
8. " 塔	3,000,000	<del>63. " 1本</del>	
9. " 香炉	500,000	TA-1 碧玉硯屏	1,600,000
10. 碧玉"	3,500,000	TA-2 " 皿	1,600,000
11. 白玉" クサリ付	600,000	<del>TA-5 ヒスイ置物</del>	<del>3,000,000</del>
12. 青金石水差し	100,000	TA-6 ヒスイ	3,000,000
13. 白玉香炉	400,000	YK-5. 白菜	275,000
14. 玉如意	1,500,000	<del>YK-12. サング観音</del>	<del>500,000</del>
15. 白玉花瓶	80,000	<del>YK-15. " 紅出水</del>	<del>2,000,000</del>
16. 玉 "	80,000	YK-26. 猿筆洗	1,500,000
17. " 水差し	450,000	<del>YK-29. サング七福神</del>	<del>2,000,000</del>
18. 河南玉香炉	100,000	U-2. 緑玉皿	2,000,000
19. 青金石花瓶	1,500,000	2-18. ヒスイ竜頭観音	1,600,000
21. " 水差し	100,000	K-16-5. 花瓶 1本	8,400
22. サング魚翁	700,000	NO. 白碧筆筒	1,850,000
24. 玉 香炉	1,000,000	風鎮タマゴ 109ヶ	1ツ→3,518
25. " 花瓶クサリ付	1,200,000	" 丸 75ヶ	1ツ→3,600
27. " " "	1,200,000	麻雀セット シタン	140,000
29. 白玉"	250,000	水晶玉、4寸4分7丁	3,914,000
30. " "	500,000	" "	<del>3,914,000</del>
31. " 香炉	1,500,000	洋銀香炉	150,000
33. " 尺八 2本	1本 500,000	T-A 七宝ボタン鉢	873,720
34. 碧玉" 2本	" 500,000	" "	873,720
35. アベンチェリン愛染明王	500,000	NO. 54 サツマ花瓶1本	6,500,000
37. メノーアミダ	600,000		
38. アベンチェリン十一面観音	900,000	<del>北宋時代の青白磁の壺 1点</del>	<del>25,000,000</del>
40. 石英仁王	700,000	H1 7. 6. 15 30,000,000	で社長が購入

甲第6号証の1  
(注) ゴシック部分はゴム印である。

御 通 知

千葉県房総市朝日町300番地1  
里見八介殿相続人  
里 見 貴 子 様

千葉県房総市朝日町168番地2  
里見八介殿相続人  
犬 山 ゆかり 様

複写

令和4年12月9日

横浜市港区中町一丁目2番3号

通知人 上 杉 貞 夫

横浜市港区山上四丁目1番2号第一ビル201号  
甲野法律事務所

上記代理人 弁護士 甲 野 太 郎

電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

冠省

初めてご連絡を差し上げます。当職は、上杉貞夫氏（以下、「上杉氏」といいます。）の代理人として、故里見八介殿（以下、「故八介殿」といいます。）の相続人である貴女らに対し、以下のとおりご通知致します。

故八介殿は、生前、北宋時代の青白磁の壺を株式会社長尾産業代表者長尾一郎氏（以下、「長尾氏」といいます。）及び株式会社太田商事代表者太田雄二氏（以下、「太田氏」といいます。）から入手したとご主張され、現在は、故八介殿が理事長をさ

複写

れていた里見学園内に置いているものと存じます（以下、この壺を「本件壺」といいます。）。しかしながら、本件壺は上杉氏の所有物であり、上杉氏は長尾氏にも太田氏にも何らの処分権限も与えておらず、同氏らが所有者に無断で行ったものです。

つきましては、本件壺を所有者である上杉氏にご返却いただきたく本書をお送り致しました。

本書を受領されましたら1週間以内に、本書に対する貴女らのご回答を当職までいただきますようお願い致します。なお、ご回答のない場合には、法的な手続をとることもありますので、あしからずご承知おきください。

草々

複写

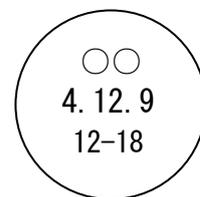
複写

（付記）

差出人	〒〇〇〇-〇〇〇〇	甲野法律事務所
横浜市港区	山上四丁目1番2号第一ビル201号	弁護士 甲野 太郎
	上杉貞夫代理人	
受取人	〒〇〇〇-〇〇〇〇	里見 貴子 様
千葉県房総市	朝日町300番地1	
	里見八介殿相続人	
	〒〇〇〇-〇〇〇〇	犬山 ゆかり 様
千葉県房総市	朝日町168番地2	
	里見八介殿相続人	



この郵便物は令和4年12月9日  
第〇〇〇号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。  
日本郵便株式会社  
受付通番：20220000000000000000 号  
2/2頁



郵便物等配達証明書  
(被告里見貴子宛て)

(添付省略)

郵便物等配達証明書  
(被告犬山ゆかり宛て)

(添付省略)

## 回 答 書

弁護士 甲野太郎 様

貴兄からの12月9日付御通知を拝見し、突然のことに驚いております。

この壺は、生前の里見八介が、長尾産業の長尾様と太田商事の太田様から間違いなく購入したものです。代金600万円も全額お支払済みです。

太田様と、太田様に同行した北条様にもそのことはお話ししてあります。解決済みのことです。

私共は、亡八介の遺品として、この壺を里見学園に飾り、大切にしていきたいと思っております。

どうか賢明なご判断をいただきますよう、お願い致します。

令和4年12月15日

千葉県房総市朝日町300番地1

里見八介相続人

里 見 貴 子 ⑧

## 丙山裁判官と司法修習生 BC との対話（訴状受領後）【対話

## ②】

日 時 令和5年1月17日（火）

場 所 ○○地方裁判所裁判官執務室

出席者 丙山裁判官、司法修習生 B、司法修習生 C

- 【1】 丙山 おはようございます。Bさん、昨日お渡しした訴状の検討はできていますか。
- 【2】 B はい、大丈夫です。

## 【訴訟物の把握の重要性】

- 【3】 丙山 Bさんがこの事件の担当裁判官であれば、訴状を受け取った段階での検討として、まず何を確認しますか。
- 【4】 B 司法研修所では、訴状では、何よりもまず訴訟物が何かを把握すべしと教わりました。訴状の「**第1 請求の趣旨**」と、「**第2 請求の原因**」の5項の「**よって書き**」を見ると、原告は被告兩名に対して所有権に基づき本件壺の引渡しを求めています。また、「**第2 請求の原因**」では、原告の所有と被告兩名の占有を主張しており、これは、物権的返還請求権の発生原因事実となります。また、訴状を読む限り、原告と被告兩名との間には契約関係もなさそうです。そうすると、原告が選択した訴訟物は、**所有権に基づく返還請求権としての動産（本件壺）引渡請求権**であると思います（☞対話①【9】）。
- 【5】 丙山 そうですね。民事訴訟は、その訴訟物である一定の権利又は法律関係が存在するかどうかを判断する手続ですから、原告が選択した訴訟物が何かを把握することはとても大切です。訴状で訴訟物が特定されていないと、その発生原因となる要件事実の主張が足りているのかも分からないし、被告としても、認否や反論ができません。裁判官が原告の選択した訴訟物が何かを適切な時期にきちんと求釈明をしなかったために、法的に重要な事実が何かの認識を当事者との間ではっきり共有できないまま、結果として期日だけが繰り返されてしまったという事態に陥るということもあります。**訴訟物は、民事訴訟のスタートでありゴールですから、手続の冒頭でしっかり確認しておく必要があります。**

## 【その余の訴状の検討】

- 【6】 丙山 では、被告の特定も問題なさそうなので、本件の訴状を被告両名に送達して手続を進めるということによいでしょうか(民訴法137条1項参照<sup>①</sup>)。
- 【7】 B はい。本件の訴状を被告両名に送達すること自体は、法律上の問題はないように思います。

## 【請求を理由づける事実の確認】

- 【8】 丙山 訴状の送達自体に問題ないとしても、いわゆる欠席判決となる可能性があるし、そうでなくても、手続の初期段階からできるだけ実質的な審理をしていこうと考えれば、訴状を送達する前に、「請求を理由づける事実」(民訴規則53条1項)、すなわち訴訟物である請求権の発生原因事実(要件事実)の主張を満たしているか確認し、満たしていなければ原告に**補正を促しておく**必要があるでしょう。
- 請求原因として全ての要件事実が主張されているかどうかは確認しましたか。
- 【9】 B 所有権に基づく返還請求権としての動産引渡請求権が発生するための法律要件は、原告所有と被告占有になります<sup>②</sup>。本件の訴状の「**第2 請求の原因**」の**1項**では原告が本件壺を所有していることが主張されています。また、**2項**で亡八介は「**本件壺を所持していた**」とあり、**4項**で「**被告両名は・・・本件壺の占有を包括承継した**」とあるので、被告両名が本件壺を、現在、占有していることも主張されていると解することができると思います。

## 【訴状の記載の仕方】

- 【10】 丙山 なるほど、確かにそう言えそうですね。
- さて、民訴規則53条1項では、請求を理由づける事実にとどまらず、関連する事実(間接事実等)で重要なものや証拠も訴状に記載すべきものとしています。これは、できるだけ早期に審理の具体的な見通しを立てられるようにして、第1回口頭弁論期日を無駄に費やさないための規定です。そのような観点からは、本件の訴状にはどのようなことが記載されていたといえるでしょう

<sup>①</sup> 「一審解説」19頁、20頁。

<sup>②</sup> 「新問研」135頁、「類型別」120頁。

か。

【11】 B 訴状の「第2 請求の原因」の2項では、亡八介は「株式会社太田商事の代表者太田雄二…及び株式会社長尾産業の代表者長尾一郎…から、本件壺を令和4年1月14日に600万円で買い取ったと主張し」と記載されています。また、訴状の「第3 関連事実」では、原告が北条に本件壺の売却処分を任せましたが、北条が原告に断りなく別の者（太田）に本件壺の売却処分を任せ、その太田が長尾から紹介された亡八介に本件壺の売却を持ち掛け、亡八介が本件壺を不正に領得したということが記載されています。

【12】 丙山 本件の訴状は、訴訟物たる請求権の発生原因事実だけを記載しているわけではなく、**民訴規則53条2項**にあるとおり、それと区別して、紛争の経緯についても書かれており、その意味で読みやすい作りとなっていますね。

【13】 B 確かに、訴状の検討もやりやすかったです。

#### 【主張と書証の対応関係の確認】

【14】 丙山 ところで、**民訴規則55条2項**では、訴状には、立証を要する事由につき、証拠となるべき文書の写し（書証の写し）で重要なものを添付しなければならないとされており、その例として、契約書、念書、催告関係書類などがありますね。訴状に証拠を添付する運用は実務に定着しており、本件でもそうされています。Bさんは、本件の訴状に添付された書証の写しは見ましたか。

【15】 B 書証の検討まではしていませんでした。

【16】 丙山 実務修習では、しっかり書証（証拠）まで検討するという姿勢を身に付けてください。その際は、**証拠説明書**（民訴規則137条1項）の記載も見て、誰がいつ作成したものか（民訴法228条1項参照）、立証趣旨は何かを確認することも習慣付けてください。その意味でも、証拠説明書はとても大事な書面です<sup>③</sup>。

【17】 B 分かりました。

【18】 丙山 もちろん、訴状受領の段階で書証を検討するといっても、相手方である被告の反論を待たずに子細に検討するというのは効率的

<sup>③</sup> 「一審解説」31頁参照。

でないですから、訴状に書かれたことがきちんと裏付けられているか確認する程度の検討で十分だろうと思います。しかし、この程度であっても、書証を見て訴状の記載と整合するかどうかを吟味しておくことは、立証の見込みがないにもかかわらず法律論として成り立つ可能性があれば主張反論を当事者間で繰り返すという事態が生じることを避けるという意味で、とても大事なことだろうと思います（☞対話①【13】【18】【19】【22】【28】【31】）。この点については、「**主張は無限、証拠は有限**」という至言があります。

【19】 B 肝に銘じておきます。

#### 【請求原因事実に対する暫定的心証（訴状検討時点）】

【20】 丙山 そういふ観点からすると、Bさんから先ほど答えてもらった請求原因については、書証の裏付けがあるといえますか。

【21】 B 被告の争い方にもよるとは思いますが、訴状の記載（「第2 請求の原因」の1項、「第3 関連事実」の1項）に照らして**甲2号証、甲3号証及び甲5号証**を見ると、原告は、原告が代表者を務める室町堂から、その在庫品であった本件壺を原告が買い取り、自身の所有物として北条に預けたと認定できそうです。そうすると、北条に預けた時点で原告が本件壺を所有していたと考えてよさそうです（☞対話①【13】）。

被告両名が本件壺を現在占有していることを直接証明する証拠はありませんが、被告貴子が甲野弁護士に宛てた**甲7号証**の回答書の記載によれば、この点も問題ないと思います（☞対話①【19】）。

#### 【事件の進行イメージ】【事件の振り分け】

【22】 丙山 分かりました。では、Bさんとしては、本件をどのように進行させようと考えますか。

【23】 B 訴状の「第3 関連事実」の4項の記載や訴状添付の甲7号証によれば、訴え提起の前に当事者間でやり取りがあり、被告側は争う姿勢を示していたので、**本件で欠席判決はない**と思います。請求原因事実の問題はないので（☞本対話【8】【9】）、速やかに訴状を被告に送達して、被告から、訴状記載の主張に対する認否のほか、反論があればその反論について早期に明らかにしてもらおう

のがよいのではないでしょうか。

### 【訴状受領段階で予想される争点の確認】

【24】 丙山 確かに、欠席判決はないという前提でよいでしょうし、訴状を被告に速やかに送達するというのも、そのとおりです。その上で、裁判官としても、本件で、被告がどのような認否反論をしてきそうか、つまり、訴状検討段階で、どのような点が争点となりそうかまで考えておくと、訴訟をスムーズに進行させやすくなります。本件で予想される争点はありましたか。

【25】 B 司法研修所の民事裁判教官からは、所有権に基づく動産引渡請求訴訟では、被告の防御方法として、**占有権原の抗弁や所有権喪失の抗弁**が考えられると教わりました。本件では、原告の主張からすると、被告は占有権原の抗弁ではなく、自分たちが所有者なので原告には所有権がない、つまり、所有権喪失の抗弁を出して争うのではないかと思いました（☞対話①【26】）。

【26】 丙山 確かに、事案の性質に照らし、本件では、被告両名が所有権喪失の抗弁を出すことは予測しておくのがよいでしょうね。本件を離れて一般論としては、予想される争点については、原告側としても訴状提出段階では明確にできないことも少なくないでしょうから、事前交渉や紛争に至った経過など、事実としてどのように争われていたのか（紛争の概要）を訴状に書いてくれていけばまずは足りるのだらうと思います<sup>④</sup>（☞対話①【47】）。

### 【関係図・時系列表の有用性】

【27】 B 本件の訴状を検討するに当たっては、関係者が多くて、事件の全体像が頭に入りづらかったです。

【28】 丙山 書証と照らし合わせて、関係者相互の関係や時系列的に事実関係をメモ書きしておく（**関係図、時系列表**）、事件の全体像が見やすくなり頭に入りやすくなります<sup>⑤</sup>。

### 【重要な書証の検討】

【29】 B 丙山さん、先ほども言った「原告は…本件壺を…北条に預けた上、その売却処分を任せた」「北条は、原告に断りなく、本件壺

<sup>④</sup> 「新民事訴訟法施行後の訴訟運営をめぐる懇談会(1)」判時 1735 号 3 頁、7 頁〔福田剛久発言〕参照。

<sup>⑤</sup> 「事例で考える」42～44 頁。

をなるべく高く売却するために太田へ委託商品として預けた」(訴状の「第3 関連事実」の2項)という点について、原告が北条に「売却処分を任せた」ことの法的意義や、原告が北条に何をどのように任せたのかが明らかでないと思いました。これらの点により、「予想される争点」とした所有権喪失の抗弁の構成も、かなり違ってくるのではないのでしょうか。

- 【30】 丙山 その点については、訴状の「第3 関連事実」の2項を見ると、甲3号証が引用されていますね。甲3号証には、特に手書きで「売却にあたっては当方の所有品として売ること異議ないこと。」とありますが、この点の解釈が問題になりそうですね。
- 【31】 B 確かにそうですね。

#### 【裁判所から見た訴状及びその添付資料の重要性】

- 【32】 丙山 本件の訴状は、いまBさんが言ってくれたとおり、被告側から所有権喪失の抗弁が出されそうだという予想を付けられる程度の記載となっているほか、北条、太田、長尾といった亡八介につながる複数の関係者の存在も明らかにされ、また、被告側との事前交渉に関する書証(甲6の1～甲7)も提出されているので、第1回口頭弁論期日に向けた進行イメージも持つことができます(☞本対話【26】、対話①【39】)。

欲を言えば、被告側との事前交渉でどのような争いがあり、原告としてはどう考えているのかをより明確にしておけば、答弁書でより具体的な反論を被告側から引き出すことができたかもしれません。

- 【33】 B 訴状の書き方ひとつで手続進行もかなり変わってきそうですね。
- 【34】 丙山 訴状に「請求を理由づける事実」だけでなく、立証を要する事由(予想される争点)及び争点に関連する重要な間接事実を記載することは、とても重要です。裁判官としては、予想される争点に関連する、証拠の裏付けのある重要な間接事実を使って相手方の反論も意識した説得力ある主張が展開されている訴状を読めば、事件の見通しや心証に影響を受けることは確かですから。被告としても、認否や反論の対象が明確になり、その後の手続も円滑に進行することが多いです。
- 【35】 B なるほど。

【36】 丙山 訴状に何を書いて何を書かないのか、資料としてどの書証の写しを添付するのかしないのかということは、民事訴訟にとって極めて重要です（☞対話①【47】）。

もちろん、様々な事情があるでしょうから、原告代理人としても、早期に訴えを提起し、訴訟手続の中で相手方の争い方を見ながら対応しようとするのが止むを得ない場合もあると思います。しかし、そのような場合であっても、「**紛争の概要**」くらいは分かるように訴状の記載をできる限り工夫し、その裏付けとなる書証を選別してその写しを添付する必要があるでしょう。そういった作業は、裁判所から見るともずっと難しいことだろうと思いますが、そこは、弁護士さんたちの、理屈に裏打ちされた経験がものを言うはずです。

【37】 B そんなに分量のない訴状だから、その検討も余り負担がないかなと思っていましたが、いろいろ考えることが多くて大変です。

#### 【第1回口頭弁論期日（初回期日）の重要性】

【38】 丙山 訴状に記載された訴訟物と請求原因事実については、これくらいの検討をしておかないと、その後に提出される被告からの反論を十分に検討することができないと思います。この点に関しては、第1回口頭弁論期日は、訴状と答弁書を各当事者が互いに陳述して次回期日を決めるだけの期日であるという意識の代理人も、現状ではなお少なくないようです。私としては、そのような意識は改めてもらいたいと常々思っていますが、代理人がそのような意識を持つのは、第1回口頭弁論期日をそのような手続を行うだけで済ませている裁判官が現実存在することの現れともいえます。私は、第1回口頭弁論期日（初回期日）は、手続の主宰者として、当該事件の見立てや進行について双方立会いの下で伝えることのできる最初の機会として、とても大事な期日だと思っています。

#### 【期日外の求釈明の要否】

【39】 丙山 さあ、一通り本件の訴状の検討は終わったように思います。最後に、訴状送達前のこの時点で、原告に求釈明をしておいた方がよいことがあるか確認させてください。

【40】 B 訴状の必要的記載事項が欠けているわけでもないですし、先ほど

確認したとおり、欠席判決もなさそうです（☞本対話【23】）。予想される論点としても、請求原因レベルのものではなく、被告が主張立証すべき抗弁レベルのものです。そうすると、訴状送達前の現時点で、原告側に対して期日外の求釈明をする必要はないと思います。

【41】 丙山 では、被告に対して本件の訴状を送達することにして、被告から答弁書と書証が提出された時点で、改めて裁判所（裁判官）から当事者に対して求釈明をすべき事柄があるかどうか検討することにしましょう。といっても、答弁書等が提出されて初めて文献や裁判例を調べるとなると、第1回口頭弁論期日までの限られた時間の中で、調べ漏れや論点として気付かないところが出てしまいかねません。ここからは、司法修習生のCさんにも加わってもらい、今日議論したことも踏まえて、BさんCさんのお二人で、早めに検討に着手しておいてください。

【42】 B C 分かりました。



**本件の訴状は、令和5年1月20日、被告兩名に対し、送達された。**

## 乙川弁護士法律相談（訴状受領後）

相談日：令和5年1月23日（月）

相談者：里見貴子（亡八介の配偶者）、犬山ゆかり（亡八介の長女、里見学園施設長）

面談者：乙川花子弁護士、司法修習生 D

相談者が持参した資料：

第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状、訴状、証拠説明書、甲1号証～甲7号証、領収証（後の乙1号証）、「里見様」で始まる文書（後の乙2号証）、亡八介の手書きメモ（後の乙3号証）

（乙川弁護士が相談者兩名から聴取した内容をまとめたものは、以下のとおりである<sup>①</sup>。）

### 第1 本件壺を取得した経緯

- 【1】 亡八介は、令和4年1月14日、長尾一郎及び太田雄二の兩名から、本件壺【甲1号証（写真撮影報告書）】を600万円で買い取り、購入後現在まで、里見学園のロビーに置いてある。ゆかりは、当時から里見学園の施設長を務めており、購入に至る経緯等について亡八介から聞かされていた。
- 【2】 同月12日又は13日頃に1回、同月14日にもう1回、計2回、長尾及び太田の兩名が亡八介に会いに来た。さらに、同月16日、長尾だけ来訪した。
- 【3】 同月12日又は13日頃のときに、亡八介は、長尾及び太田から、本件壺を800万円で買ってほしいと依頼された。亡八介は、高額であり、唐突な話でもあったのでためらっていたが、兩名とも、お金を急いでおり、なんとか買い取ってほしいと本件壺を置いていったらしい。亡八介は、一、二日検討し、同月14日、値段の交渉さえうまくいけば買うと決断したようだ。
- 【4】 【亡八介の手書きメモ（後の乙3号証）・本書141頁】は、後に亡八

<sup>①</sup> 被告代理人としての訴訟手続受任の際の注意事項については、「民事弁護の手引」33頁。

介が書き留めたメモである。亡八介は、令和4年1月下旬、太田と北条から面談を求められ、本件壺は上杉という人の物だから返してほしいと言われた。その面談の直後に、亡八介は、本件壺の買取りに関する記憶を再確認するため、このメモを書き残していたようだ。ただし、経過の全てが書かれているわけではない。【領収証（後の乙1号証）・本書77頁】などの書類と一緒に保管されていた。亡八介の筆跡に間違いなし、後から誰かが書き加えたようなことはない<sup>②</sup>。売買契約書を含め、売買のことが書かれた合意書などは見付かっていない。

- 【5】 【亡八介の手書きメモ（後の乙3号証）】には「壺は太田と長尾の所有で、高額なので二人で買ったものだと云っていた。」とあるが、本件壺の購入時、それ以上の話は聞いていなかったようだ。後述のとおり、令和4年1月下旬に北条及び太田と面談した際、両名がしきりに本件壺の所有者は上杉という人物であり、上杉から売却を依頼されたものであって、長尾には一人で本件壺を売却する権限はないなどと話していた。しかしながら、亡八介は、上杉という人が本件壺の売却を委託した経緯や、本件壺の売却に至る太田及び長尾とのやり取りなど、いずれも全く知らなかったと思う。
- 【6】 訴状の「第3 関連事実」の1項に記載の、原告が本件壺を取得した経緯については分からない。

## 第2 本件壺の売買代金の支払

- 【7】 令和4年1月14日、亡八介は、本件壺を600万円で購入すると決め、手持ちの現金10万円を渡した。それに対して、太田から【「里見様」で始まる文書（後の乙2号証）・本書78頁】を受け取ったらしい。10万円の受領者が太田であり長尾ではない理由については、亡八介から聞いていないが、両名が売主だという話だったから、亡八介とし

---

<sup>②</sup> 本件では売買の成立を裏付ける契約書等がなく、【亡八介の手書きメモ（後の乙3号証）】の形式的証拠力及び実質的証拠力のいずれも争いとなり得る（☞対話⑧【10】～【20】、対話⑨【6】、対話⑤【29】）。そうすると、弁護士としては、偽造・変造の危険性も念頭におきつつ、必ず原本の提出を受け、その体裁（用紙、筆跡、使用された筆記具等）を確認することはもちろん、いつ、どこで、誰が、何のために作成したのかなどについて慎重に検討し（「立証活動」25頁、141頁以下。☞対話③【24】）、相手方の主張に的確に反論できるように備えておく必要がある。

ては、どちらに支払うのでも同じだと考えたのだろうと思う。

- 【8】 残金590万円については、手形決済となった。  
 (有)房総建設で手形を振り出し、手形の満期までに亡八介が会社の当座預金口座に購入資金を入れて決済した。同社は、亡八介が経営していた会社である。会社が振出人ではあるが、あくまで亡八介の個人資金で購入したものであり、会社が購入したものではない。高額な買い物をするときには、いつも同様の決済方法を取っていた。会社の経理には関与していないので分からないが、亡八介は会社にお金を貸していたようだから、会社が購入代金を立て替えて、相殺処理をしたのかもしれない。
- 【9】 **【領収証（後の乙1号証）】**が、(株)長尾産業から(有)房総建設宛てとなっている理由は分からない。長尾が代表者を務める会社であるし、実質的には同じと見てよいと考えて、亡八介も、特に気に留めていなかったのではないか。
- 【10】 亡八介は、一貫して「代金は長尾と太田の両名に払った。」と話していた。長尾と太田が代金600万円をどのように分配したかについては知らなかったと思う。

### 第3 亡八介と長尾及び太田との関係

- 【11】 長尾は、訴状の「第2 請求の原因」の2項記載の(株)長尾産業の代表者長尾一郎のことで間違いない。長尾は、石材の会社を経営しつつ、美術商もしていたようだ。
- 【12】 亡八介と長尾とは、約30年前から仕事を通じた付き合いがあり、友人であった。今回の件も含め、亡八介は長尾から何度か美術品を買っていた。遺品整理の際、複数の領収証を見付けた。平成30年から令和2年にかけて、亡八介は長尾から花瓶や絵皿を100万円単位の値段で買っていたことが分かった。ただし、契約書の類は見当たらなかった。
- 【13】 亡八介は、長尾の持ってきた美術品で気に入ったものがあたら購入してただけで、美術品の価値の評価や真贋の見極めなど専門家のような知識はなく、素人といってよい。
- 【14】 太田は、今回の件で長尾が同行した人物で、亡八介もそれまで面識はなかったようだ。

### 第4 令和4年1月下旬の面談

- 【15】 令和4年1月下旬、太田から亡八介に連絡があり、「長尾と連絡が付かないのですが、壺の代金の件はどうなりましたか。」と問われたそう。亡八介が長尾に全額支払済みであると回答すると、太田が驚愕し、面談を求められたらしい。亡八介の求めで、面談には貴子も同行した。
- 【16】 面談相手は、太田と北条の二人であった。亡八介は、北条とはこのときが初対面だったようだ。北条は、「あの壺はもともと上杉という人の物で、上杉の借金のカタに預かって自分が処分することになり、太田に頼んで売り先を探してもらっていた。」と話していた。
- 【17】 上杉という名前が出たのはこの時が初めてで、亡八介は「上杉なんて名前は聞いたことがない。あの壺は太田と長尾の物だったはずだ。」と反論していたが、北条は、「上杉の壺であることは間違いない。」と言い張るばかりだった。太田も、「確かにあの壺は上杉の物だ。こういった美術品を売るときは、わざわざ持ち主の名前は出さないのが普通だし、里見さんもそのくらいのことはご存じなのではないか。」と話していたが、亡八介は納得していなかった。
- 【18】 さらに、太田は、「長尾には亡八介を紹介してもらった関係で同人の下に同行してもらったが、売主は私一人だと説明した。だから最初に10万円の手付金の受取を書いたのも自分だし、長尾が代金を受け取る理由はないのだ。」と言った。これに対して、亡八介は、「あの壺は長尾とあんたの物だと言っていたではないか。」と言うと、太田は、「それは違う。私は自分の物だと言ったはずだし、長尾も『太田の物なのでできるだけ高く買ってあげてください。』と説明していたでしょう。」と言った。太田は、そもそも長尾は売主ではなかったと言い、亡八介はあくまで長尾と太田の両名から買ったと言い、言い分が食い違っていた。
- 【19】 また、太田は、「あの壺は本来時価1000万円を下らないはずの物であり、代金が600万円というのは余りに安すぎる。私は取りあえず750万円では言ったが、正式な金額は残金の決済のときに決めるということだった。」などと言い出した。亡八介は「600万円しか出せないと言ったじゃないか。それであんたたちもOKしただろう。」と強い口調で反論した。太田の言い分が、代金額が決まっていなかったから売買契約が成立していなかったという趣旨だったかどうかは分からない。
- 【20】 亡八介が、代金も長尾に支払済みであると言うと、太田は、「そんなはずはない。1月27日に残金を集金に行くという約束だったじゃないで

すか。」と抗議するので、亡八介は、【領収証（後の乙1号証）】を見せた。北条が、領収証を見て「現金ですか。」と聞いたため、亡八介が「手形だ。」と答えると、北条が、「ああいう品物を安く取引するときは現金のはずなのに、手形はおかしい。それに、太田が持って行った物なのに長尾に支払うのもおかしいではないか。」と言った。亡八介は、「長尾とは長い付き合いで、あの壺は長尾の信用で買ったものだから、長尾に金を払った。そもそも両名の所有物で、両名が売主だと説明していたのだから、売主のどちらに払ってもいいだろう。今更壺を返す必要はない。」などと反論していた。

- 【21】北条は、「代金を払ってくれないのであれば壺を返してもらおうほかない。」としつこく主張したが、亡八介は支払済みだとして譲らず、お互いの言い分は平行線のままだった。最終的には、北条と太田が「それでは上杉とも相談してこれからのことを考える。」と言い、面談が終わった。

## 乙川弁護士と司法修習生 D との対話（訴状受領後）【対話

## ③】

日 時 令和5年2月1日（水）

場 所 乙川法律事務所

出席者 乙川弁護士、司法修習生 D

- 【1】 乙川 訴状の検討は進んでいますか。
- 【2】 D はい。検討しているのですが、分からないことが多くて…。このような場合、実務では、取りあえず、請求の趣旨に対する答弁のみを記載した答弁書を出すことが多いのでしょうか。

## 【答弁書の作成に当たっての姿勢・留意点】

- 【3】 乙川 いわゆる「三行答弁書」ですね。答弁書の提出期限の直前に相談を受けた場合など、時間的な余裕がなく、当事者の事情聴取が十分にできないときは、三行答弁書を提出することもやむを得ませんが、安易にそのような方法を選択してはいけません。紛争の早期解決は依頼者の利益につながることを意識して、依頼者から相談を受けたら早急に事情聴取や法律構成の検討、証拠の収集に着手し、最初の書面から充実した主張ができるように心掛ける必要があります<sup>①</sup>。

## 【訴訟物の把握・争点の把握】

- 【4】 乙川 そして、答弁書を作成するに当たっては、まず訴訟物と請求原因事実は何かを検討し、依頼者から聴き取った事実や客観的な資料と照らし合わせて、争点がどこにあるのかを把握した上で、事件処理の方針を決定する必要があります<sup>②</sup>。そこで、本件の訴訟物と請求原因事実は何か、その認否に当たってどのような点に留意すべきかを議論しましょうか。
- 【5】 D 訴訟物は、請求の趣旨と訴状のよって書きから導かれるのが通常ですので、**所有権に基づく返還請求権としての動産（本件壺）引渡請求権**になります。請求原因事実、原告の現所有と被告の現占有となります（☞対話②【4】【9】）。

① 答弁書の作成に当たっての留意点については、「民事弁護の手引」117頁以下。

② 「民事弁護の手引」118頁。

【認否に当たっての留意点】<sup>③</sup>

- 【6】 D ところで、認否に当たっては、民事弁護教官から、思いもよらずに主要事実の自白になっていないか、裁判官が心証を形成してしまわないか、といった観点からの検討が重要だと教わりました。
- 【7】 乙川 そうですね。原告の主張事実を一旦認めると、その自白の撤回には厳しい要件がありますから、認否は慎重に行うべきです。また、相手方の主張した事実を争うことを明らかにしないときは、擬制自白と扱われる可能性が高いため（民訴法159条1項）、**認否漏れの無いよう注意**して下さい。
- 【8】 D はい。訴状の「第2 請求原因」の1項は当然否認するとしても、貴子とゆかりの話によれば、亡八介が本件壺を「所持していた」ということや、相続により貴子とゆかりが占有を承継したことは、いずれも認めてよいと思います。
- 【9】 乙川 そうですね。悩ましいのは訴状の「**第2 請求原因**」の**3項**でしょうか。
- 【10】 D 訴状によれば、本件壺は、原告から北条、太田、長尾という流れを経て、亡八介が所有するに至ったようですが、どういう法律関係だったのかは判然としません。よく分からないところは、取りあえず否認しておいた方がよいでしょうか。
- 【11】 乙川 認否を慎重にとはいっても、**客観的に争いようのない事実まで否認すると、かえってこちら側が力点を置くべき「真の争点」をぼかしてしまうことにもなりかねません**。ただ、訴状の記載内容が不明確なままで認否を行うと、被告の主張と整合しない場合も出てくる可能性があるため、訴状に不明確な部分があるときは、裁判官の求釈明（民訴法149条1項）を促すかどうか検討しましょう。この点については、当事者照会（民訴法163条）を利用することも考えられますが<sup>④</sup>、実務的には余り活用されていない現状にあります。
- 【12】 D こちらとしては、本件壺を巡るやり取りに北条、太田、長尾といった関係者が現れる中で、どういう経緯や権限だったのかが分かりませんから、まとめて認否留保としてしまった方が無難でしょ

<sup>③</sup> 「民事弁護の手引」121頁。

<sup>④</sup> 「立証活動」81頁以下。

うか。

- 【13】 乙川 確かに、軽々に認否を決め打ちすることは避けるべきですが、単なる検討不足・調査不足の方便として「認否留保」を使ってはなりません。争点を明確化するため、証拠関係や事情聴取の結果を踏まえて、なるべく細かく認否を検討してください。また、間接事実や補助事実に対する認否は裁判所を拘束しませんが、間接事実等の自白にもいわゆる不要証効がありますし、裁判所(裁判官)は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断しますから、これらの事実についても、よく検討した上で認否してください<sup>⑤</sup>。

#### 【抗弁の検討】

- 【14】 D 分かりました。  
続いて、抗弁についてですが、亡八介は太田及び長尾の両名から本件壺を買ったと言っていたということですから、**所有権喪失の抗弁の成否**が争点となりますよね。
- 【15】 乙川 被告として抗弁を主張する場合には、抗弁の要件事実となる具体的事実を記載する必要があります。本件では、どのような事実が要件事実となりますか。
- 【16】 D ええと…、亡八介が買ったことまで立証しなくても、原告が北条に売却したといった事情があれば、原告の請求は認められないこととなりますよね。
- 【17】 乙川 要件事実としては確かにそうですね。ただ、訴状を見る限り、原告はあくまで売却を委託しただけという主張のようですし、**【預り証(甲3号証)】**の記載も、北条が代物弁済として本件壺を原告から譲り受けたとは読めないのではないのでしょうか(☞対話①【32】)。
- 【18】 D いま手元にある証拠(甲号証)や資料(後の乙号証)からすれば、北条が本件壺の所有権を取得したという事実も、太田や長尾が所有権を取得したという事実も、いずれも見いだせないように思います。となると、やはり北条や太田の売却権限が問題となるでし

<sup>⑤</sup> 「民事弁護の手引」119頁以下。

ようか。訴状では、原告が北条に本件壺を預けて売却を任せていた、ところが、北条が原告に断りなく太田に預け、太田が原告の了解を取らずに亡八介に売却したという事実関係を主張しているようです。しかし、太田が本件壺を預かることを原告が了解していないなどということがあり得るのでしょうか。

**【訴状を受領した被告が想定する争点】**

- 【19】 乙川 訴状の関連事実の項目に「売却に関する権限」とか、「委託商品」という記載がありますが、この訴状の記載だと原告が北条に与えた権限の内容や範囲がどのようなものであるか分かりません。この点については、原告としては、原告が本件壺の所有権を喪失したことに関わる主張立証を積極的に行う立場ではありませんから、訴状では明確な主張を避けて、当方の反論を踏まえて以後の主張立証を組み立てるという方針なのかもしれませんね（☞対話①【39】）。Dさんの今の意見はそのとおりのように思いますから、我々としては、北条の権限について裁判官の求釈明を促した上で（☞本対話【11】、対話④【29】、対話⑦【26】【27】）、原告の応答内容によっては、原告が北条に与えた権限の内容等がはっきりしない点を指摘することにしましょう（☞対話①【21】【23】）。
- 【20】 乙川 また、訴状では、長尾は紹介者という位置付けのようですが、【亡八介の手書きメモ（後の乙3号証）・本書141頁】によれば、太田と長尾が共同で亡八介に売却したことなどが説明されていますし、代金の【領収証（後の乙1号証）・本書77頁】は房総建設宛てに長尾産業が発行したと記載されていますから、いったい、誰との間で幾らの売買契約が成立したのかということや、600万円の支払が売買代金の弁済となるのかといったことも争点になるかもしれません。いずれもオーナー企業でしょうから、貴子たちの説明にも一理ありますが（☞乙川弁護士の法律相談【8】【9】）、支払については、更に確認が必要になりそうですね。
- 【21】 D 要検討事項として書き留めておきます。次に、所有権喪失の抗弁を主張するには、こちらが本件壺に関する処分権限や亡八介との売買契約について主張立証していく必要があるわけですね。とはいえ、原告・北条間や北条・太田間のやり取りは、こちらとしてはいわばブラックボックスともいえるべき事実関係ですし、売買

契約書もないという話でしたから（☞乙川弁護士の法律相談【4】）、それに代わり得るような立証を考える必要がありますね<sup>⑥</sup>。

- 【22】 乙川 その点については、【「里見様」で始まる文書（後の乙2号証）・本書78頁】が大事な書証のように思います。亡八介が「共同売主」の一人だとする太田が、上記文書に記載のとおり「一部代金として」10万円を受領したというのであれば、売買契約書に代わり得る書証の一つといえるかもしれません。その前提としては、上記文書の成立の真正、すなわち、太田が上記文書を作成したことを立証する必要があります。
- 【23】 D よく分かりました。亡八介が作成した【亡八介の手書きメモ（後の乙3号証）】は、書証として提出しないでよいでしょうか。契約書ではありませんが、取引に近接した時期に当事者が作成した報告文書として、売買の事実を裏付ける資料だと思います。
- 【24】 乙川 私も、本当に亡八介が作成したものであれば、このメモは重要な証拠となると考えています。それだけに、このメモを書証として提出するかどうかは、訴訟の進行を見ながら、作成経緯等について貴子からもう少し事情聴取してから決めた方がよいように思います（☞乙川弁護士の法律相談【4】）<sup>⑦</sup>。
- 【25】 D 冒頭でご指摘のあった「売却に関する権限」に戻りますと（☞本対話【19】）、「権限」というと代理権が思い浮かびます。**代理権によって売却したという法律構成**が考えられると思います。
- 【26】 乙川 原告が壺の売却について北条らに代理権を付与して壺を売却したという構成ですね。そうすると、訴状の関連事実の項目でいう「売却に関する権限」というのは「代理権」のことを指しているのでしょうか。**ほかの「権限」**も考えられないのでしょうか。

#### 【判例・文献の調査】

- 【27】 D 私も、原告側が「権限」という一般的な呼称を用いていることが気になって判例・文献を調査したら、本件で参考となる最高裁判決を見付けました。
- 最高裁判所昭和29年8月24日第三小法廷判決（裁判集民事1**

<sup>⑥</sup> 「立証活動」11頁以下の「立証計画の構想」も参照。

<sup>⑦</sup> 文書の実質的証拠力については、「立証活動」141頁。

5号439頁・金法50号10頁)が、他人の物を自己の物として第三者に売却する事案において、当該処分行為をすることにその他人があらかじめ承諾を与えているときは、上記売買は有効であって、買受人たる第三者は売買と同時に目的物の所有権を取得すると解するのが相当である旨を判示しています。これは、所有者から自己の名で目的物を売却処分する権限を授与された者との間で売買契約を締結した買主が目的物の所有権を所有者から直接取得すること、いわゆる**処分授權**を認めたものと解されています。

この最高裁判決の判旨に従えば、太田及び長尾が本件壺を自己の名で売却する権限を有していれば、その両名と亡八介との間で売買契約を締結すると、買受人である亡八介が原告から本件壺の所有権を取得することになります。

【28】 乙川 よく調べていますね。そう考えると、実体法上、亡八介が所有権を承継できる法律構成が複数考えられそうですね。北条の権限が代理権なのか処分授權なのか、また、そのいずれであっても、その権限の範囲はどこまでか、などによって、こちらが主張すべき抗弁の法律構成や要件事実が変わってきますね。

なお、Dさんは「太田及び長尾が売却権限を有していたこと」を前提とされましたが、実体法の理解としても立証の負担としても、長尾の処分権限の存在まで主張する必要はないように思います (☞対話⑦【19】【20】)。

【29】 D ところで、太田が本件壺の売却権限を有していたことについては、原告に主張立証責任がある事実ではないとはいえ、**自分が授与した権限の内容や範囲については明確な認識があるはず**です。そうすると、こちらとしては、原告から原告が授与した権限の内容や範囲を具体的に主張してもらってから、具体的な抗弁を組み立てるという方針ではダメでしょうか。

【30】 乙川 ダメということはありませんよ。ただ、弁護士としては、**やるべき主張立証活動を怠ってはならない**ので、分からないからといって相手に釈明を求めてから考えよう、という態度は慎むべきです。とはいえ、答弁書の提出期限まで時間も限られていますし、太田と長尾が亡八介に対して売却したときの具体的なやり取り

についても、貴子と言い分が食い違っては困るので、長尾に確認してから主張したいところです。そうすると、答弁書段階では、余り積極的に反論を打ち出すことはできないかもしれませんね（☞対話①【37】～【40】）。先ほどDさんが挙げた法律構成を含め、所有権喪失の抗弁として考えられる**法律構成を複数検討**してみましよう。それに、それらの法律構成が認められない場合に備えた主張も想定しておいてください。

#### 【事件の全体像を示すことの重要性】

- 【31】 D はい。分かりました。民事弁護教官からは、裁判所に対して争点を早期に提示するという観点から、**抗弁の骨組みだけの要件事実にとどまらず、被告の主張や被告が捉えている事件の全体像を早めに展開することが大切である**と教わりました。
- 【32】 乙川 そのとおりですね。他方で、訴訟の最初の段階では、原告の主張がはっきりしなかったり、争点がまだ明確になっていなかったりすることも多いですし、被告として未確認の事実関係もありますので、答弁書で余り決め付けて書きすぎると失敗することもあります。そのため、何をどの程度書くべきかをよく検討する必要があります。また、証拠と矛盾のない説得的な論述も求められますが、有力な立証方法を持ち合わせていない場合もありますから、法律構成と証拠を踏まえて、どのような反論が可能か、検討してください（☞対話①【39】）。その際には、民訴規則で求められている答弁書の記載の仕方（民訴規則79条2～4項、80条1項等）や書証の写しの添付等（民訴規則80条2項等）にも留意してください。
- 【33】 D 分かりました。早速検討します。

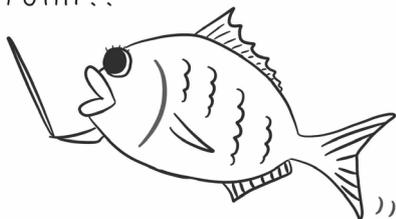


司法修習生Dは、以上のやり取りを踏まえて答弁書を起案した。乙川弁護士は、Dから受け取った起案に所要の修正を施して、〇〇地方裁判所に対し、添付書類とともに答弁書を提出した。

【設題】

- 1 本件で、所有権喪失の抗弁として考えられる法律構成は、どのようなものがあるか（☞本対話【30】）。
- 2 一般的に、被告代理人として、答弁書の作成に当たり、どのような姿勢で臨むべきか。また、本件で、以下の(1)~(4)についてどう考えるか。
  - (1) この段階までの事情聴取と証拠資料を踏まえ、答弁書の「被告の主張」において、何をどの程度主張するべきか。
  - (2) 被告の反論を主張する前提として、原告が北条に与えた権限について裁判官の求釈明を促すという方針を採るべきか。
  - (3) 被告本人から提出された証拠資料のうち、答弁書の提出に当たって証拠化する書証を選別するべきか。選別するとして、どのような視点に留意すべきか。
  - (4) 証拠説明書の記載に当たり、留意すべき事項は何か。
- 3 一般的に、被告代理人として、請求原因の認否に際して留意すべき事項は何か。
- 4 本件で、被告代理人として、予想される争点を踏まえて、今後、被告両名又は関係者から、どのような点に関する事情聴取を行い、また、証拠資料についてどのような検討を行うべきか。

Point!!



令和5年（ワ）第2023号 動産引渡請求事件

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

## 答 弁 書

令和5年2月9日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県船橋市八千代町10番地5

乙川法律事務所（送達場所）

被告兩名訴訟代理人弁護士 乙 川 花 子 ⑩

電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

### 第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する
  - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

### 第2 請求の原因に対する認否

- 1 請求の原因第1項は否認する<sup>①</sup>。本件壺の所有者は、後述するとおり、被告兩名である。
- 2 同第2項は認める<sup>②</sup>。

亡八介は、本件壺を、令和4年1月14日、太田及び長尾から代金600万円で買い取った（以下、この売買を「亡八介売買」という。）。亡八介は、亡八介売買に基づき、同日に現金10万円を支払い、同月16日に残金590万円を支払った（乙1、2）。

---

① 対話③【7】【8】。

② 対話③【7】【8】。

3 同第3項第1文は認め、第2文及び第3文は否認する。

亡八介は、令和4年1月14日、本件壺の売却権限を有する<sup>③</sup>太田及び長尾から本件壺を買い（亡八介売買）、もって、所有権を取得した。

4 同第4項は認める。

5 同第5項は争う。

### 第3 関連事実に対する認否

1 関連事実第1項は不知<sup>④</sup>。

2 同第2項第1文のうち、原告が北条に本件壺を預けたことは認め、その売却処分を任せたことについては認否を留保し<sup>⑤</sup>、その余は不知。

同第2文のうち、北条が本件壺を太田に委託商品として預けたことは認め、それが原告に断りなく行われたことは否認し、その余は不知。太田は、本件壺を売却する権限を有していた<sup>⑥</sup>。

3 同第3項のうち、太田が長尾の紹介で、亡八介に本件壺の売却を持ち掛けたことは認め、その余は否認する。亡八介は、亡八介売買により、有効かつ正当に本件壺の所有権を取得した。

4 同第4項のうち、第1文は不知、第2文は認め、第3文及び第4文は否認又は争う。第5文のうち、被告兩名が本件壺の占有を認める一方で返還を拒否する回答をしたことは認め、その余は不知。

### 第4 求釈明

訴状第3の2項において、原告は、本件壺を北条に預けた上、その売却処分を任せ

---

<sup>③</sup> 「本件壺の売却権限」については、答弁書作成段階ではなお法的にあいまいな点が残るため、この程度の主張にとどめた（☞対話③【17】【19】【28】【29】【30】）。

<sup>④</sup> 被告としても、原告のもと所有について争う方針ではないから（☞対話⑦【15】～【17】）、関連事実第1項を「認める」とする認否も考えられる。しかしながら、同項記載の事実には本件壺の取引価格も記載されており、本件壺の評価額は争点（亡八介売買の成否）との関係で間接事実として位置付けられるから、被告としては、同項全体の事実を認めることは避けるべきであろう。

<sup>⑤</sup> 乙川弁護士は、司法修習生Dとの対話では、「単なる検討不足・調査不足」の方便として「認否留保」を使ってはならないとしたが（☞対話③【13】）、後記のとおり、「原告が北条に任せた内容」については、答弁書で求釈明を促す方針としたこととも併せ、認否留保とすることにした。

<sup>⑥</sup> ☞対話③【26】～【28】。

たと主張するが、原告が北条に任せた内容を具体的に明らかにされたい<sup>⑦</sup>。

## 第5 被告の主張

原告は、北条に対し、本件壺の売却につき、代理権（復代理人の選任を含む。）、又は、自己（北条）の選択する売却方法により自己若しくは他の第三者の名で売却処分することができ、売買契約が成立したときは本件壺の所有権が直ちに原告から買主に移転する旨の権限を授与したものであって、亡八介は、太田及び長尾との有効な売買契約に基づき、原告から本件壺の所有権を取得した。なお、仮に、太田に売却権限がなかったとしても、亡八介は、本件壺が両人の共有であると信じて売買契約を締結したものであるから（民法192条）<sup>⑧</sup>、亡八介が本件壺の所有権を取得したという結論を左右しない。

この点については、求釈明に対する原告の主張を待って、被告の主張を補充する<sup>⑨</sup>。

### 証 拠 方 法

乙第1号証	領収証
乙第2号証	「里見様」で始まる文書

### 附 属 書 類

1 乙号証写し	各1通 <sup>⑩</sup>
2 証拠説明書	1通 <sup>⑪</sup>
3 訴訟委任状	2通

<sup>⑦</sup> 被告としては、原告が北条に任せた内容次第で、所有権喪失の抗弁の法律構成も変わってくる（☞対話③【28】）。原告としても、自分が任せた内容について明確な認識があるのが通常であるから（☞対話③【29】）、答弁書作成時点で、原告に対して裁判官の求釈明を促すこととした（☞対話③【19】）。

<sup>⑧</sup> ☞対話③【30】。

<sup>⑨</sup> ☞対話③【32】。

<sup>⑩</sup> 答弁書には、立証を要する事由につき、書証の写しで重要なものを添付しなければならないことになっている（民訴規則80条2項前段）。「民事弁護の手引」123頁、「一審解説」26頁も参照。

<sup>⑪</sup> 実務的には、答弁書に書証の写しを添付するのに併せて、文書の標目・作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書も添付することが通例である（民訴規則137条1項参照）。「民事弁護の手引」123頁も参照。

令和5年（ワ）第2023号 動産引渡請求事件

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

証拠説明書（1）（被告）<sup>①②</sup>

令和5年2月9日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士 乙 川 花 子 印

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙1	領収証	原本	令和4年 1月16日	株長尾産業	亡八介が、本件壺の売買 代金600万円を支払った こと。
乙2	「里見様」で始 まる文書	原本	令和4年 1月14日	太田雄二	令和4年1月14日に亡 八介が太田に対して本件 壺の売買代金内金として 10万円を支払ったこと。

① **乙1号証**の立証趣旨としては、亡八介が代金600万円を支払ったこととして、亡八介売買の成立を推認させる証拠として提出した。その作成名義が長尾個人ではなく長尾産業である点については、答弁書提出段階でなお検討すべき点は残るものの（☞対話③【20】）、**【亡八介の手書きメモ（後の乙3号証）・本書141頁】**には本件壺が太田と長尾の所有であるとの説明がされた旨の記載があり、契約書に代わり得る証拠（☞乙川弁護士の法律相談【4】）として後にその提出も見込まれるから、被告兩名の説明（☞乙川弁護士の法律相談【8】【9】）に従い、実質は長尾個人が代金のうち590万円を受領したものと位置付けた。**乙2号証**は、長尾のほか、太田も代金の一部を受領したことを証することで、亡八介売買の成立を推認させることができる（☞対話⑦【46】）。

② **【亡八介の手書きメモ（後の乙3号証）】**については、答弁書提出段階では書証として提出しない（☞対話③【24】）。

領 収 証		No. _____
		令和 4年 1月 16日
<u>(有)房総建設</u> 様		
¥6,000,000-		現金 10万
		小切手 _____
但し 1/14 100,000-入金 (盡代金として)		1/16 手形 3通590万
収入印紙 ⑩	上記の金額正に領収いたしました	石材工事・設計施工販売
		株式会社 長尾産業 ⑩
		東京都東区中央町1-5-2
		カミオカビル102
		TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
		FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

乙第2号証  
(注) 全て手書きである。

里見 様

青 白 磁 壺 一 点 の  
一 部 代 金 と し て ￥ 1 0 0 , 0 0 0 -  
を 領 収 致 し ま し た 。

令 和 4 年 1 月 1 4 日

太 田 雄 二

**丙山裁判官と司法修習生B Cとの対話（答弁書受領後）【対話④】****日時** 令和5年2月10日（金）**場所** ○○地方裁判所裁判官執務室**出席者** 丙山裁判官、丁野裁判所書記官、司法修習生B、司法修習生C

- 【1】 丙山 おはようございます。「壺事件」について、来週の第1回口頭弁論期日の前に一度、議論しておきましょうか。答弁書の検討はできていますか。
- 【2】 B 答弁書は、「訴状に記載された事実に対する認否」のほか、「抗弁事実を具体的に記載」し、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければなりません（民訴規則80条1項前段）。また、立証を要する事由につき、重要な書証の写しを添付する必要があります（同条2項前段）。

**【所有権訴訟における請求原因事実の認否の検討】**

- 【3】 B その上で、本件では、被告は、原告の現所有を否認していますが、**答弁書の「第5 被告の主張」**では「亡八介は、太田及び長尾との有効な売買契約に基づき、原告から本件壺の所有権を取得した」と主張しているので、被告としては、原告のもと所有の事実、すなわち**過去の一定時点において原告が本件壺を所有していたこと<sup>①</sup>は争わない**と考えます。
- 次に、本件壺の現在の占有についても、訴状の「**第2 請求の原因**」の4項の事実、すなわち、**自分たちが亡八介の本件壺の占有を包括承継したことを認めています**。
- そうすると、本件の請求原因事実はいずれも、実質的に争いが無いように思います。
- 【4】 C 原告の「もと」所有の具体的時点は明らかになっていないままで、請求原因事実として実質的に争いが無いと考えてもよいのでしょうか。

① 「類型別」120頁以下。

- 【5】 丙山 所有権訴訟における原告所有の要件事実、特に所有の時期（権利自白の成立時期）については、被告の防御の具体的態様に応じて考える必要があり<sup>②</sup>、原告以外の者の所有権取得原因事実が被告から主張されて初めて明らかになる事柄です。その意味では、本件でも、原告の主張すべき請求原因事実を具体的な要件事実としてはなお明らかにできず、当事者間で争いがないと整理してよいのかという疑問が生じることも理解できます。しかし、本件で被告が今後所有権喪失の抗弁の具体的内容を明らかにすれば当然に原告所有の時期（権利自白の成立時点）も明らかになるので、実質的には争いがないと整理して問題ないでしょう。

#### 【答弁書の主張を踏まえた事件の振り分け】

- 【6】 丙山 第1回口頭弁論期日（初回期日）は、事件の振り分けを行う期日という意味合いもありますが、お二人は、どのように考えましたか。
- 【7】 B 本件壺の所有権の現在の帰属については被告が争っており、**本件が欠席判決となることは考えられません**。この点は、訴状を受け取った段階での検討結果と変わりませんでした（☞対話<sup>②</sup>【23】）。
- 【8】 C 被告は、先ほど述べたとおり、答弁書では、「**亡八介は、太田及び長尾との有効な売買契約に基づき、原告から本件壺の所有権を取得した。**」（「第5 被告の主張」）とか、「**亡八介は、令和4年1月14日、本件壺の売却権限を有する太田及び長尾から本件壺を買い（亡八介売買）、もって、所有権を取得した。**」（「第2 請求の原因に対する認否」の3項）などと主張しており、これは、**所有権喪失の抗弁**を主張しているものと理解できます。一方で、訴状及び答弁書の主張内容や添付された書証の写しからは、現時点では、所有権喪失の抗弁の成否に関する心証を得られず、早期に和解を勧告するのが適当な事案とはいえません。したがって、**争点整理を続けていくのがよい**と思います。
- 【9】 丙山 なかなか説得的な説明ですね。では、争点整理を続けるとして、口頭弁論をそのまま続けるのがよいでしょうか。

<sup>②</sup> 「類型別」55頁、120頁。「新問研」59頁以下、135頁。

- 【10】 C 実務修習で見る事件の多くはウェブ会議による争点整理手続に付されていますので、本件も、それでよいのではないかと思われました<sup>③</sup>。
- 【11】 丙山 そうですね。争点整理手続は、率直な意見交換がしやすく、真の争点について認識を一致させるのに適していることなどから、実務的には多く用いられています<sup>④</sup>。本件では、求釈明事項も多く、当事者双方と期日できちんと意見交換すべき事案だと思いますので、**弁論準備手続**に付して、時間を取って代理人双方と意見交換をすることにしましょう。その際は、**ウェブ会議**で手続を行うことにしましょう。

#### 【所有権喪失の抗弁の要件事実（承継取得）】

- 【12】 丙山 では、先ほど C さんから「所有権喪失の抗弁」という話が出ましたが（**本対話【8】**）、具体的な要件事実としては、どのようなものとなりそうですか。
- 【13】 C 亡八介が太田及び長尾との売買により本件壺の所有権を取得することで、原告の所有権を喪失させるためには、売買契約締結の事実のほか、**①**その売買契約当時、売主である太田又は長尾が本件壺の所有権を有していた事実か、**②**もと所有者であった原告又は原告から売却処分を任せられた北条から、太田又は長尾に対し、本件壺の売買契約に関する代理権か本件壺の処分権限が授与されていた事実が必要となるように思います。**②**の点については、答弁書の「第4 求釈明」に関係します。
- 【14】 B いま C さんが指摘した、**①**売主である太田又は長尾が本件壺の所有権を有していたという主張がされる可能性については、実際は余り考えなくてよいのではないのでしょうか。というのも、原告は、訴状で、太田は北条から本件壺を委託商品として預かり、「太田は…長尾の紹介で、亡八介に本件壺の売却を持ち掛けた」（「第3 関連事実」の2項及び3項）と主張し、被告は、答弁書で、

<sup>③</sup> 令和4年改正による民訴法の下では、ウェブ会議による弁論準備手続（民訴法170条3項）と書面による準備手続（民訴法176条2項）とがあり、いずれも、当事者双方不出頭で実施できる。各手続の今後の利用状況等が注目される。

<sup>④</sup> 大江忠・加藤新太郎・山本和彦編「手続裁量とその規律」（有斐閣、2005年）122頁〔笠井正俊〕参照。

これらの事実を認めた上で（「第3 関連事実に対する認否」の2項及び3項）、太田が本件壺を「売却する権限」を有していたと主張するにとどまっているので（「第2 請求の原因に対する認否」の3項）。

- 【15】 C 法律論としてはそのように述べましたが、私も、実際には考慮しなくてよいと思います（☞対話①【32】、対話②【18】【21】）。Bさんの指摘に加え、そもそも、太田に本件壺を預けたという北条も、原告から本件壺の譲渡を受けたわけではないことも、挙げることができます。
- 【16】 丙山 私もお二人と同じ考えです。そうすると、Cさんご指摘の②の点（☞本対話【13】）を意識して原告に求釈明をすることにしましょう。

#### 【所有権喪失の抗弁の要件事実（即時取得）】

- 【17】 丙山 ほかに亡八介が所有権を取得する事由の主張はありませんか。答弁書の記載をもう一度よく見てください。
- 【18】 B 「太田に売却権限がなかったとしても、亡八介は、本件壺が太田及び長尾兩名の共有であると信じて売買契約を締結したものであるから（民法192条）、亡八介が本件壺の所有権を取得したという結論を左右しない。」という主張があります。これは、亡八介が即時取得により本件壺の所有権を原始取得したことにより、原告が所有権を喪失したものとして、所有権喪失の抗弁になります<sup>⑤</sup>。

#### 【第1回口頭弁論期日の具体的な進め方】

- 【19】 丙山 では、原告の請求原因事実と被告の抗弁についておおむね確認できたように思いますので、第1回口頭弁論期日を具体的にどう進めるか、シミュレーションしておきましょう。Bさんだったら、どのように手続を進めますか。
- 【20】 B 先ほど議論したとおり、被告に対し、本件壺の所有権を亡八介が承継取得したと主張するのであれば、「原告のもと所有」は認めるといふことでよいか、確認します。
- 【21】 丙山 そうですね、請求原因事実を被告が争うつもりかどうかは手続の

<sup>⑤</sup> 「類型別」125頁以下。

早い段階で押さえておく必要があります。被告の認否を口頭弁論調書に残しておく必要があるかもしれないので、丁野さん、よろしくをお願いします。

- 【22】 丁野 了解しました（☞対話㊦【20】【21】）。
- 【23】 丙山 請求原因事実の認否を被告に確認した後は、どうでしょうか。第1回口頭弁論期日以後のことも考える必要がありますね。
- 【24】 B **要件事実として足りなかったりあいまいであったり、主張が書証の記載とそぐわなかったりするところがあれば、その旨を指摘したりそのような主張をする理由を当事者に求釈明をしたりする**と思いますが、本件では、請求原因事実についての原告の主張にはそのようなものは見受けられません。そうだとすると、裁判官から原告に積極的に求釈明をすべき事項はないのではないのでしょうか。これまで検討してきたとおり、本件は所有権喪失の抗弁が主に問題となる事案ですから、被告に具体的に抗弁事実を主張してもらうよう働き掛けることになるように思います。
- 【25】 丙山 Cさんは、どのように考えますか。

#### 【第1回口頭弁論期日（初回期日）における原告に対する求釈明事項】

- 【26】 C この点は、Bさんとの検討で意見が違ったところでした。私としては、本件では、被告から、答弁書の「第4 求釈明」として、「原告が北条に任せた内容を具体的に明らかにされたい。」との求釈明の促しがありますので、まず、原告に対して、原告が北条に任せた具体的な内容とその法的意味について求釈明をしてはどうかと考えます。
- 【27】 丙山 一方の当事者が他方の当事者に尋ねたいことがあるというのであれば、裁判所（裁判官）はそれに従うということではないですよ。
- 【28】 C そうではなく、被告が原告に尋ねたいという事柄が本件では重要だと思ったということです。
- 【29】 丙山 本件では、答弁書の「第5 被告の主張」にあるとおり、原告が北条に授与した権限が「**本件壺の売却につき、代理権（復代理人の選任を含む。）**」なのか、「**自己（北条）の選択する売却方法により自己若しくは他の第三者の名で売却処分することができ…る旨の権限**」なのかで、被告の主張すべき所有権喪失の抗弁の法

律構成や要件事実が異なってきますね。被告としては、北条に任せられた具体的内容についての原告側の主張を踏まえて、抗弁を具体的に組み立てることになるでしょう。また、事案から見て、被告から積極的に立証するのが困難な事情である一方で、原告がこの点の自己の認識を容易に明らかにできる事情です。したがって、初回期日で、原告に対し、「原告が北条に任せられた内容」について具体的に主張するよう求釈明をすべきように思います。

- 【30】 B 請求原因事実については実質的に争いがないと整理されると予想できるのに、なお原告に求釈明をするのでしょうか（☞対話⑤【22】）。

#### 【主張責任・立証責任（証明責任）の所在と主張立証の順序との関係】

- 【31】 丙山 **主張責任**は、主張の順序を定めるものではないですし、**立証責任（証明責任）**も、立証の順序を定めるものではなく、いずれも、裁判所が審理を遂げた後に適用する規律なのですから、ある要証事実について主張責任・立証責任（証明責任）を負わない側の当事者からまず主張をしてもらったり資料を提出してもらったりしても、おかしいことはありません。

#### 【求釈明に対する応答を拒まれたときの対応】

- 【32】 B 原告が釈明をするのを拒んだらどうするのですか（☞対話⑤【24】【25】）。

- 【33】 丙山 まずは、求釈明の趣旨を改めて説明して原告に理解を求めようと思います。それでも原告が釈明をするのを拒むようでしたら、私でしたら、原告から、主張をしてもらったり資料を提出してもらったりすることに拘泥せず、被告に対して、それを前提に抗弁の主張をするよう促すでしょう。

原告が主張立証責任を負う事柄でない以上、裁判官の求釈明に応じずに主張や反証をしないことを理由に原告に不利益を課すことができるわけではないです。その意味では、一連の原告の態度自体を弁論の全趣旨として原告に不利に斟酌することも難しいと思います。原告が、裁判官からの求釈明に応じず、その後被告が具体的な抗弁を主張したのを見て、具体的な事実を主張したり反証したりしてくるという事態も否定できませんが、裁判所（裁判官）としては、各主張の合理性や立証・反証の成否を冷静

に検討するほかないでしょう。

- 【34】 B よく分かりました。
- 【35】 丙山 本件で求釈明をする場合には、原告に抽象的に主張してもらうのではなく、**書証、特に、甲3号証の記載を意識して主張**してもらうよう、きちんと伝えておく必要があるでしょうね。証拠の裏付けのない主張は意味がないですから。
- 【36】 C 「**主張は無限、証拠は有限**」ですね（☞対話②【18】）。
- 【37】 丙山 ほかに、原告に対する求釈明事項はありますか。
- 【38】 C 訴状では、「北条は、原告に断りなく、本件壺をなるべく高く売却するために太田へ委託商品として預けた。」（「第3 関連事実」の2項）とか、「太田は北条や原告の了解を取らず、長尾の紹介で、亡八介に本件壺の売却を持ち掛けた」（同3項）と主張されていますので、**誰が誰にいつ本件壺を預けてその処分をお願いしたか**についても、原告に求釈明をするのがよいのではないのでしょうか（☞対話㉑【31】）。
- 【39】 丙山 本件壺を巡っては、「原告⇒北条⇒太田⇒長尾⇒亡八介」という順序で関係者が現れています。Cさんの今のご指摘は、「北条⇒太田」と「太田⇒長尾」の各部分に関するものですが、亡八介の承継取得の成否に直接的に関わる事柄であるとともに、北条の権限内容に関する間接事実にもなり得る事柄です。そうだとすると、確かに、第1回口頭弁論期日で原告に対し、「原告が北条に任せた内容」（「原告⇒北条」部分）について求釈明をするのであれば、併せて「誰が誰にいつ本件壺を預けその処分をお願いしたか」についても求釈明をするのが相当でしょう。
- 【40】 B 被告の求釈明事項よりも踏み込んで裁判官が原告に求釈明をすることになりますが、構わないのでしょうか。
- 【41】 丙山 そうですね。当事者双方の立ち会う期日において、以上の**求釈明の理由をきちんと伝える**ことができれば、理解してもらえるのではないのでしょうか。もちろん、期日間に事件当事者や関係者に事情聴取等をする必要があるというのであれば、そのための時間を考慮して次回期日を指定するという配慮はすべきでしょう。

#### 【第1回口頭弁論期日（初回期日）における被告に対する求釈明事項】

- 【42】 丙山 では、第1回口頭弁論期日（初回期日）で、被告に対して求釈明

をすべきことはありますか。

- 【43】 B 被告の主張する、太田及び長尾兩名と亡八介との間の代金600万円での本件壺の売買（亡八介売買）の経緯、特に太田とのやり取りの詳細は分からないので、この辺りの事実について求釈明をしてはどうでしょうか。被告は所有権喪失の抗弁の主張立証責任を負っているのに、答弁書の記載があいまいな内容にとどまっていますし。
- 【44】 丙山 確かに、本件は、被告の所有権喪失の抗弁の成否が問題となる事案ですので、審理のできるだけ早期に、被告側の具体的な主張を明らかにしてもらう必要がありますね。しかし、主張立証責任の所在とは別に、どういった順序で双方に主張立証してもらうのが、より適正迅速に争点が整理されるのかを考える必要があります（☞本対話【31】）。この点について、被告は、答弁書で「**求釈明に対する原告の主張を待って、被告の主張を補充する**」（「第5被告の主張」）としており、このような被告の態度が合理的かどうかとも関係しそうですね。
- 【45】 C 「原告が北条に任せた内容」がはっきりしないために、承継取得ルートでの所有権喪失の抗弁の全体像を被告が明らかにできない段階で、亡八介売買という個々の事実について求釈明をする必要はないということでしょうか。
- 【46】 丙山 私としては、そのように考えています。
- 【47】 B 被告は即時取得の主張もしており、少なくともその要件事実の一つとして「亡八介売買の成立」は必要ですから、この観点から被告に求釈明をするのではダメでしょうか。
- 【48】 丙山 ダメということはないです。本件における被告に対する求釈明の方法としては、①抗弁事実に関するものであっても、原告が明らかにし得る事実については、先に原告に主張及び証拠の提出を促し、その対応後に、被告に対し、抗弁として具体的主張をするよう促すという方法と、②主張立証責任の所在を問わず、当事者双方に対し、それぞれが明らかにできる事実についての主張及び証拠の提出を促した上で、その回答後に、主張立証責任を負う被告が、整理した事実の中から抗弁となる具体的事実の主張をするよう促すという方法の、二つの方法があると思います。

私としては、できる限り法律的に意味のある形で主張をしてもらい、法律的な位置付けのはっきりしない主張を増やすべきではないと考えるので、まずは、太田が原告から本件壺の処分権限を授与されていたか否かを明らかにしてもらおうという①の方法が本件では合理的ではないかと考えています。一方、亡八介との売買に関する被告の主張が抗弁として不十分であるため、原告・被告双方に、それぞれが明らかにできる事実の主張及び証拠の提出を促し、事実に関する主張や証拠が出そろった段階で、被告が抗弁として機能する事実を整理して主張するのがよいと考えて、②の方法を採る裁判官もいると思います。

- 【49】 B 丙山さんは、初回期日では、亡八介売買に関して、被告に何も質問しないのですか。

#### 【重要な書証（売買契約書）の存否の確認】

- 【50】 丙山 そういうわけではありません。例えば、本件では、民訴規則80条2項前段に従えば答弁書に添付されているはずの売買契約書の写しが添付されていないので、亡八介売買で売買契約書は作成されていないのかどうかは、初回期日ではっきりさせ、その結果を期日調書に残しておこうと思っています（☞対話㉑【39】～【42】）。
- 【51】 B 当事者から提出された証拠だけではなく、当事者から提出されていない証拠のことも考えるのですね。

#### 【被告の書証から生じる疑問点の提示】

- 【52】 丙山 また、今後の手続を迅速・円滑に進めるため、被告の書証から認められる疑問点については、第1回口頭弁論期日（初回期日）で、被告に伝えようと思っています。具体的には、亡八介売買に係る被告の主張については、契約当事者（本件壺の売主）が「太田及び長尾」の両名（答弁書の「第2 請求の原因に対する認否」の2項及び3項）ということによいのか、また、乙1号証の領収証は株式会社長尾産業が作成者とされているが（証拠説明書（1）（被告）参照。☞対話②【16】）、その両名のうちの「長尾」について、長尾産業という法人ではなく長尾個人によいのかという2点です（☞対話③【20】、対話㉑【45】【46】）。
- 【53】 B 初回期日で裁判所が被告にそのような疑問点を伝えることによ

って、被告に、早期に、事実関係や法律構成を検討してもらい、予定された進行に即して準備書面を提出してもらいやすくなるということでしょうか。

【54】 丙山 そのとおりです。

【55】 C 双方立会いの下で裁判官が疑問点を伝えることは、**当事者の公平感にも配慮**できるようにも思いました。

#### 【進行予定の明示】

【56】 丙山 さて、期日当日は、計画審理（民訴法147条の2以下）の趣旨からも、当該事件について**どのくらい争点整理のための期日を行えば人証計画が立てられそうかという見立てを当事者双方に伝える予定**です。本件では、第1回口頭弁論期日時点で、おおむね三、四回の弁論準備手続期日で争点整理を終えることができると思いますが、当事者双方の見込みも尋ねようと思えます。

【57】 B そのようにすれば、双方代理人にとっても、事件の進行が予測でき、どの時点で自分が何をすべきか見通しが立てやすいし、依頼者にも進行予定を説明しやすいでしょうね。

#### 【初回期日の重要性】

【58】 丙山 私としては、以上のように、第1回口頭弁論期日（初回期日）を単に訴状及び答弁書の陳述だけで終わらせずに、手続の主宰者である裁判所が当事者に対し、今後の進行予定を提示することも含めて、**争点を早期に確定させようという心構えをしっかりと伝える**ことが肝要だと考えています。

【59】 B C よく分かりました。

【60】 丙山 では、お二人とも、どのような進行で三、四回の期日で争点整理を終えられるか、考えてみてください（☞対話㊦【49】）。

【61】 B C 頑張ります。

**第 1 回口頭弁論期日のやり取り【対話<sup>ア</sup>】**

**日 時** 令和 5 年 2 月 1 3 日（月）午前 1 0 時～午前 1 0 時 2 0 分

**場 所** ○○地方裁判所民事第○部法廷

**裁判官** 丙山裁判官 裁判所書記官 丁野書記官

**原 告** 甲野代理人

**被 告** 乙川代理人

- 【1】 丙山 おはようございます。裁判官の丙山です。では、開廷します。原告代理人は訴状を陳述しますね。
- 【2】 甲野 陳述します。
- 【3】 丙山 被告代理人は答弁書を陳述しますね。
- 【4】 乙川 陳述します。
- 【5】 丙山 では、原告は、甲号証の原本を提出してください。  
(甲号証の取調べ)

**【原告提出書証の成立の認否】**

- 【6】 丙山 被告は、甲号証の中で成立を争うものはありますか。
- 【7】 乙川 ありません。
- 【8】 丙山 続いて、被告は、乙号証の原本を提出してください。  
(乙号証の取調べ)
- 【9】 丙山 原告は、乙号証の中で成立を争うものはありますか。

**【被告提出書証の成立の認否】**

- 【10】 甲野 太田作成とする乙 2 号証については、成立の認否を留保したいと思います。
- 【11】 丙山 乙 2 号証の認否を留保する理由をお聞かせください。
- 【12】 甲野 当職は、太田と直接接触できておりません。したがって、現時点で、乙 2 号証が太田の作成したものであるかどうかの確認も取れていないからです。今後、太田から事実関係を聴取する機会が得られれば、その際に確認しようと考えています<sup>①</sup>。
- 【13】 丙山 分かりました。

**【請求原因事実の認否】**

- 【14】 丙山 被告代理人にお尋ねします。被告は、本件壺について原告が現在

<sup>①</sup> 文書の成立に関する認否については、「立証活動」136 頁以下。

所有していることについては否認していますが、訴状記載の「原告が北条に対し、本件壺を預けたこと」及び「北条が本件壺を太田に預けたこと」は認めた上で、亡八介が太田及び長尾から本件壺を買い取って本件壺の所有権を取得したと主張しているので、原告が本件壺をもと所有していた事実は争わないということでよいでしょうか(☞対話③【8】【14】、対話④【3】)。

- 【15】 乙川 原告が本件壺をもと所有していた事実は、特に争いません。ただ、どの時点まで所有していたかということは、原告が北条に本件壺を預けた趣旨や、北条以降の者に本件壺が渡った経緯がなお明らかではないため、現時点では何とも言えません。
- 【16】 丙山 被告代理人のご指摘の点を踏まえても、室町堂から本件壺を買い取った時期である平成17年当時原告が本件壺を所有していたという限りでは認めるということによろしいですか。
- 【17】 乙川 それは認めます。
- 【18】 丙山 分かりました。続けて被告代理人にお尋ねしますが、被告は、被告両名が亡八介の本件壺の占有を包括承継したことに争いが無いということですので、被告両名が現在本件壺を占有している事実も争わないということによろしいですね。
- 【19】 乙川 はい。

#### 【口頭弁論調書に記載しておく事項①】

- 【20】 丙山 では、請求原因事実レベルで争いのないことが期日で確認されたことを明確にする意味で、室町堂から本件壺を買い取った時期である平成17年当時原告が本件壺を所有していた事実と、被告両名が本件壺を現在占有している事実については認める旨を口頭弁論調書に残しておきましょう。
- 【21】 丁野 分かりました (☞第1回口頭弁論調書)。

#### 【相手方に対する求釈明の促し】

- 【22】 乙川 いま、裁判官がまとめたように、被告としては、本件について、請求原因レベルで争うものではないですが、亡八介が太田及び長尾の両名から本件壺を600万円で購入しており、承継取得ないし即時取得により亡八介が本件壺の所有権を取得しているため、原告は本件壺の所有権を喪失したものと考えています。もちろん、被告としては、この所有権喪失の抗弁のうち、答弁書の「第5 被

告の主張」のとおり、亡八介がした売買契約は「有効な」ものであり、これにより亡八介が本件壺を取得したという承継取得の主張を主たるものと考えていますので、答弁書の「第4 求釈明」に記載したように、原告に対し、「原告が北条に任せた内容」を具体的に明らかにするよう促していただきたいと考えます(☞対話③【17】【19】【28】【29】)。

【23】 丙山 なるほど。では原告代理人、訴状の「第3 関連事実」の2項にある、「原告は、本件壺を売却する必要に迫られ、令和3年11月18日頃、北条浩に預けた上、その売却処分を任せた」という点について、まず念のため確認しておきますが、原告が北条に本件壺を譲渡したというわけではないですね。

【24】 甲野 そうです。原告が借金の返済に代えて本件壺を北条に譲渡したというわけではありません。あくまで、売却処分を任せたにとどまります(☞対話①【32】)。

【25】 丙山 分かりました(☞対話④【14】)。

#### 【原告に対する求釈明事項（北条の権限に関するもの）】

【26】 丙山 そうすると、原告が北条に「本件壺の売却処分を任せた」という主張が、①売買契約の代理権を授与したということか、代理権とは異なる処分権限を授与したということか、また、②代理権であっても処分権限であっても何らかの権限を授与したということであれば、その**権限の具体的な内容や範囲**が問題になりますね。この点は、いかがでしょうか。

【27】 甲野 詳しくは、準備書面で明らかにしたいと思いますが、現時点では、代理権を授与したものではないと考えています(☞対話①【34】【35】)。

#### 【重要な間接事実】

【28】 丙山 では、今指摘した点については準備書面で主張を補充してもらうことにしましょう。その際、訴状の「第3 関連事実」の2項にある、「本件壺を売却する必要に迫られ」て「令和3年11月18日頃」という時期に本件壺を北条に預けるに至った経緯や、北条の職業や北条と原告との関係についても、できるだけ明らかにしてください。北条の権限の内容や範囲がどういったものであったかということに関連する事情となると思います。

**【書証の記載を意識した応答】**

- 【29】 丙山 主張を補充するに当たっては、北条の権限に関わる書証として提出されている**甲3号証の記載**、具体的には「売却にあたっては当方の所有品として売ること異議ないこと。」との記載や、「売却代金は貴殿の債務に充当するものとします。」とか「期限内に売却できない場合、壺は返却致します。」といった記載との関係も踏まえていただいてよろしいでしょうか。
- 【30】 甲野 分かりました。
- 【31】 丙山 さらに、原告代理人にお尋ねしたいことがあります。訴状の「第3 関連事実」の2項及び3項によると、本件壺は、原告から預かった北条が「太田へ委託商品として預け」、さらに「太田は…長尾の紹介で、亡八介に本件壺の売却を持ち掛けた」ということですが、本件壺に関係する者が相当数いて、本件壺を巡る事実関係がはっきりしないところがあり、その点に関する書証も提出されていません。原告において把握している限りで構いませんので、「**誰が誰にいつ本件壺を預け、その処分を依頼したか**」について、準備書面で明らかにしていただき、その点に関する帳票類等の書証や関係する金銭の動きを証する書証について、証拠説明書とともに提出してもらえないでしょうか。
- 【32】 甲野 検討します。

**【今後の進行予定と当事者の意向】**

- 【33】 丙山 よろしく申し上げます。そうしてもらえれば、次回期日において、被告に対し、原告の主張と提出書証を前提にして、具体的な抗弁事実の主張立証をするよう促すことができます。原告としても、反論する対象が明確になり、具体的な反論もしやすくなるはずで
- 【34】 甲野 分かりました。もちろん、限られた時間の中でどこまで調査できるか、なおはっきりしないところもありますので、その点をご理解いただければと思います。
- 【35】 丙山 もし更に調査の時間が必要ということでしたら、次回期日の場で、調査すべき事項とそれに要する見込み時間等をお聞かせいただき、双方代理人との間で、次々回期日以降の進行を考えたいと思います。

【36】 甲野 分かりました。

【37】 丙山 乙川代理人も、そのような進行でよろしいでしょうか。

【38】 乙川 異存ありません。

#### 【提出されていない文書についての求釈明】

【39】 丙山 ところで、亡八介の売買を証明するための契約書等の文書はありますか。

【40】 乙川 被告兩名からは、売買契約書を含め、売買のことが書かれた合意書などは見付かっていないと聞いております。

#### 【口頭弁論調書に記載しておく事項②】

【41】 丙山 分かりました。契約書等の重要な文書に関することですので、本件壺の売買に係る契約書は見付かっていない旨、口頭弁論調書に記載しておきます（☞第1回口頭弁論調書）。

【42】 乙川 結構です。

#### 【提出書証と主張の関係についての求釈明】

【43】 丙山 また、提出された乙号証との関係で、答弁書記載の主張について、現時点で、幾つか確認しておきたいことがあります②。

【44】 乙川 どの点でしょうか。

【45】 丙山 答弁書の「第2 請求の原因に対する認否」の2項及び3項によると、亡八介に本件壺を売ったのは「太田及び長尾」として、契約当事者（売主）が二人となっていますが、これでよいのか、売買代金600万円全額の領収証である乙1号証の作成者が「株式会社長尾産業」のみであることから、やや疑問に思いました。また、仮に売主が二人であっても、うち一人は法人たる長尾産業ではなく長尾個人ということによいのでしょうか（☞対話④【52】）。

【46】 乙川 乙2号証にあるとおり、600万円の売買代金のうち、10万円は太田個人が「青白磁壺一点の一部代金として」と受領し、また、乙1号証でも、「1/14 100,000-入金（壺代金とし

② 被告に訴訟代理人が選任されたことが明らかとなった時点で、当初指定した第1回口頭弁論期日を取り消して、訴訟代理人双方が参加可能な日時に改めてウェブ会議による争点整理手続期日を指定するという運用も行われているところ、そのような運用においては、ITツール（チャット機能）を用いて「期日で尋ねる事項」を、当該期日の前に、乙川弁護士（被告代理人）に連絡しておくことも考えられる（本書151頁注①）。

て)」及び「1/16 手形3通590万」というただし書の上で長尾産業名義で受領しており、両書証に矛盾はなく、本件壺の代金の受領を示す内容として整合していると考えています。また、確かに乙1号証の作成名義は長尾産業ですが、石材会社である同社が美術品の売買の当事者となるのは不自然であり、代表者の長尾個人が名義だけ法人として領収証を作成したというのが合理的であると思われることもあって、亡八介売買の成立には書証の裏付けもあると考えていましたが（☞乙川弁護士の法律相談【9】）、裁判官からのご指摘も踏まえて、準備書面を提出するまでに、更に検討したいと思います（☞対話③【20】、対話⑦【25】～【27】）。

#### 【次回期日までの準備事項の確認】

【47】 丙山 では、次回期日までに準備をお願いしたことを確認します。原告は、①北条の権限の内容及び範囲に加え、②誰が誰にいつ本件壺を預け、その処分を依頼したかについて、具体的に準備書面で明らかにしてもらおうとともに、それらに関連する書証があれば、証拠説明書とともに提出してもらおう<sup>③</sup>、ということによろしいですね。なお、被告は、上記①②に関する原告の主張を踏まえ、次々回期日までに具体的な主張を出してもらおうこととなります。

【48】 双方 結構です。

#### 【今後の進行予定の提示】

【49】 丙山 私としては、本件は、次回期日も含めて4回程度の弁論準備手続期日を行えば<sup>④</sup>、争点の整理を終えて集中証拠調べに入ることができるように思いました。

具体的には、

①次回の第1回弁論準備手続期日では、原告の上記補充主張や証拠に関して三者間で意見交換をしたいと思います。その意見交換

<sup>③</sup> 準備書面では、主張と証拠の対応関係を明示する必要がある（民訴規則 79 条 2 項、4 項）、準備書面に記載した書証に対応する証拠説明書も、準備書面の提出に併せて提出するのが通例である（民訴規則 137 条 1 項参照）。

<sup>④</sup> 令和 4 年改正による民訴法の下では、ウェブ会議による双方不出頭の争点整理手続が行えるようになったところ、これを弁論準備手続によって行うのか書面による準備手続によって行うのかについては、今後の利用状況等が注目されることは、前述（本書 81 頁注 ③）のとおりである。

の結果も踏まえて、被告から、所有権喪失の抗弁の具体的な主張を記載した準備書面を提出してもらいます。

②第2回弁論準備手続期日では、主に被告の抗弁に係る主張や証拠に関して三者間で意見交換をしたいと思います。その意見交換の結果も踏まえて、双方に、所要の事実調査等をしていただき、相手方の主張に対する反論があれば、その旨の準備書面を提出してもらいます。

③第3回弁論準備手続期日では、双方から提出された主張書面を基に三者間で意見交換をし、争いのある主要事実を確認するとともに、人証で証する事実関係につき、重要な間接事実レベルまで掘り下げて認識の共有を図りたいと思います。そして、所要の人証の申出及び陳述書を提出してもらいます。

④第4回弁論準備手続期日では、それまでの争点整理の結果を踏まえ、双方から申出のあった人証の採否を行いたいと思います。また、第1回から第3回までの弁論準備手続期日についてはウェブ会議で実施し、最終の第4回弁論準備手続期日については、代理人双方に裁判所に出頭していただいて書証の取調べも行うことにしたいと思います。このような進行でいかがでしょうか。

- 【50】 甲野 原告としては、おおむねそのような進行を想定しておりましたので、できる限りそのように努めたいと思います。
- 【51】 乙川 被告としても、裁判所の進行予定に特段の異議はありませんが、原告から提出していただく予定の準備書面や書証の内容如何では、検討すべき法律論が生じないとは限りませんので、その点をご理解ください。
- 【52】 丙山 双方のご意見は分かりました。先ほども申しましたとおり、現段階での裁判所の見立てを伝えたものですので、次回の弁論準備手続期日で、今お伝えした進行でよいのか改めて確認します（☞対話①【40】～【42】）。なお、被告としても、本期日で指摘した点について調査が必要でしたら、早めに着手してもらうのがよろしいかと思います。
- 【53】 双方 分かりました。
- 【54】 丙山 原告は、いつまでに準備書面を提出できますか。その期限の1週間後に次回の弁論準備手続期日を指定したいと思います。

- 【55】 甲野 誰が誰にいつ本件壺を預け、その処分を依頼したかについては、原告や北条のみならず、太田にも確認できるかどうかを検討したいので、1か月ほど必要です。
- 【56】 丙山 では、先ほど述べたとおり、本件を弁論準備手続に付し、ウェブ会議の方法により実施することにします。
- 【57】 双方 結構です。
- 【58】 丙山 準備書面及び書証の提出期限としては3月13日とし、次回の弁論準備手続期日を3月20日午後2時に指定します。
- 【59】 双方 分かりました。



以上のやり取りが、第1回口頭弁論調書に反映されている。

**【設題】**

- 1 裁判官は、判断主体及び手続の主宰者として、初回期日に臨むに当たり、特にどういった点を意識する必要があるか。
- 2 丙山裁判官は、原告には、次回期日までに準備すべき事項を示したが（☞本対話【26】【28】【29】【31】【33】【47】）、被告には、提出書証と主張の関係について疑問は投げ掛けたものの（☞本対話【43】～【46】）、次回期日までに回答することを求めている（☞本対話【52】）。このような丙山裁判官の訴訟指揮について、どのように考えるか。
- 3 訴訟代理人は、弁論主体として、初回期日に臨むに当たり、特にどういった点を意識する必要があるか。

## 第 1 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示 令和 5 年 (ワ) 第 2 0 2 3 号  
 期 日 令和 5 年 2 月 1 3 日 午前 1 0 時 0 0 分  
 場所及び公開の有無 ○○地方裁判所民事第○部法廷で公開  
 裁 判 官 丙 山 次 郎  
 裁 判 所 書 記 官 丁 野 三 郎  
 出頭した当事者等 原告代理人 甲 野 太 郎  
 被告兩名代理人 乙 川 花 子  
 指 定 期 日 令和 5 年 3 月 2 0 日 午後 2 時 0 0 分 弁論準備  
 弁 論 の 要 領 等

### 原 告

- 1 訴状陳述
- 2 令和 5 年 3 月 1 3 日までに、①北条の権限の内容及び範囲、②誰が誰にいつ本件壺を預け、その処分を依頼したかについて、具体的な主張を記載した準備書面及び関係書証を提出する<sup>①</sup>。

### 被告兩名

- 1 答弁書陳述
- 2 原告が平成 1 7 年当時本件壺を所有していた事実及び被告兩名が現在本件壺を占有している事実は、認める<sup>②</sup>。
- 3 亡八介が買主となる本件壺の売買に係る契約書は見付かっていない<sup>③</sup>。

### 裁判官

本件を弁論準備手続に付する。

証拠関係別紙のとおり<sup>④</sup>

裁判所書記官 丁 野 三 郎 ㊟

① 対話㊟【47】。

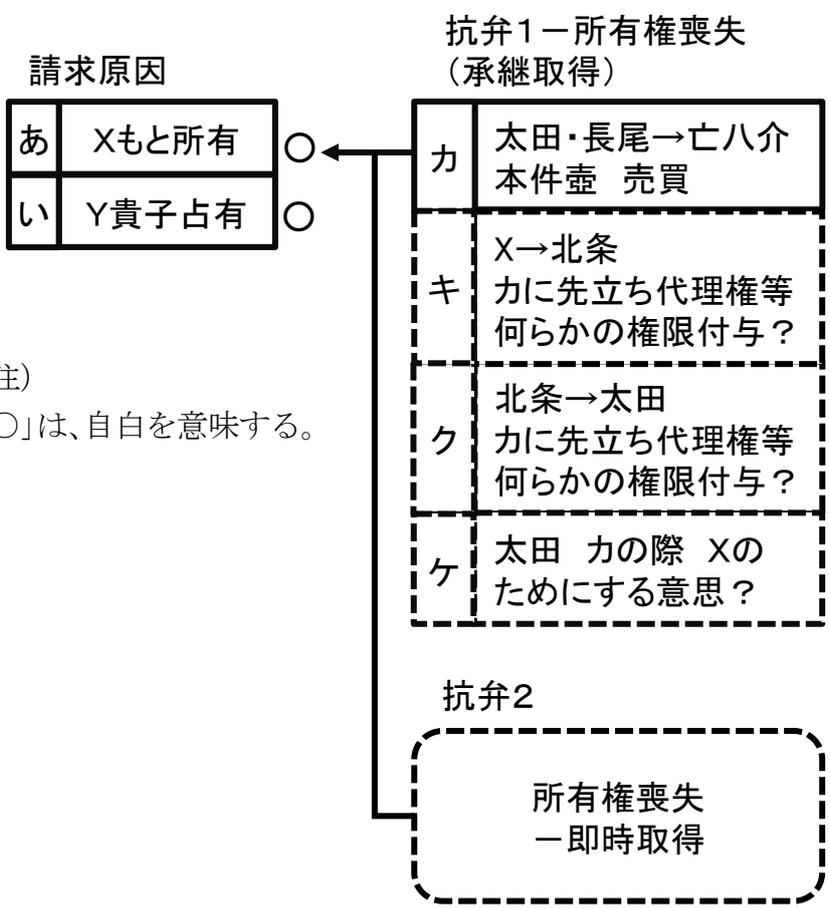
② 対話㊟【16】～【19】。

③ 対話㊟【41】【42】。

④ 事件記録中の書証目録（本書 253 頁以下）参照。

【ブロック・ダイアグラム<sup>①</sup>〔第1回口頭弁論期日終了時点のもの〕】

XのY貴子に対する請求の訴訟物：所有権に基づく返還請求権としての動産引渡請求権 1個



(注)  
「○」は、自白を意味する。

※XのYゆかりに対する請求についても同様（省略）

<sup>①</sup> 「新問研」17頁。

## 第2 第1回弁論準備手続期日まで



**原告側の調査（第1回口頭弁論期日後）****事情聴取日：令和5年2月24日（金）****事情聴取対象者：太田雄二****事情聴取者：甲野弁護士（司法修習生Aが同席）**

- 【1】 甲野 本日は、お忙しいところ事務所までご足労いただきありがとうございます。上杉さんの訴訟の件で、幾つかお聞きしたい点があります。本日お聞きした内容については書面化し、裁判所に陳述書<sup>①</sup>という形式で提出をしたいと考えておりますので、ご協力いただければと思います。
- 【2】 太田 分かりました。私の知っていることは何でもお話しします。
- 【3】 甲野 よろしく願いいたします。それではまず、なぜ、本件壺の売却に太田さんが関与することになったのか、その経緯について教えてもらえますか。

（以下、事情聴取の内容につき中略）

- 【4】 甲野 色々と詳細にお話しいただき、ありがとうございました。今後さらに確認したい事項が出てくるかもしれませんので、そのときは、また、お話を聞かせてください。
- 【5】 太田 はい、いつでも協力します。



この後、甲野弁護士は、太田から事情聴取した内容を基に、後に書証（甲11号証・本書202頁）として提出することになる陳述書の原案を作成し、太田が、内容を確認の上、署名押印した。

<sup>①</sup> 「立証活動」167頁。

## 甲野弁護士と司法修習生 A との対話（第 1 回口頭弁論期日後）【対話⑤】

日 時 令和 5 年 2 月 2 8 日（火）

場 所 甲野法律事務所

出席者 甲野弁護士、司法修習生 A

（甲野弁護士は、上杉に対し、第 1 回口頭弁論期日の概要を伝え、改めて上杉及び北条から事実関係を確認した。また、2 月 2 4 日の調査・本書 9 9 頁のとおり、太田にも連絡を取り、太田からの事情聴取を終えている。）

### 【求釈明事項の確認】

- [1] 甲野 第 1 回口頭弁論期日で裁判官から求釈明のあった点を踏まえて、次回に原告第 1 準備書面を提出することになりましたので、A さんに起案をしてもらいたいと思います。幾つか確認しましょう。裁判官からどんな求釈明があったかメモはしていますか。
- [2] A はい。原告が北条に与えた権限の内容及び範囲について具体的に準備書面で明らかにしてもらいたいということです（☞対話⑦【26】【47】）。
- [3] 甲野 その際は、本件壺を北条に預けるに至った経緯や、北条の職業や原告との関係についてもできるだけ明らかにしてほしいということでしたよね（☞対話⑦【28】）。
- 丙山裁判官からの求釈明はそれだけでしたか。
- [4] A メモしていたのはそれだけですが、ほかにもあったでしょうか。
- [5] 甲野 誰が誰にいつ本件壺を預け、その処分を依頼したかについても、できるだけ明らかにしてくださいと言われていましたね（☞対話⑦【31】【47】）。
- [6] A そうでした。
- [7] 甲野 裁判官から指摘のあった点は、必ずメモをするようにしないとね。ほかにも、裁判官から、どこに関心があるかをほのめかすような発言があった際や、裁判官が相手方に対してどのような釈明を求めたかといった点も、私は必ずメモしています。裁判官によっては、中立性に配慮して、「ほのめかす」ことで自身の考えを伝えることがありますので。

【8】 A 参考になります。今後意識してメモをします。

### 【北条の権限について】

【9】 甲野 まず、**北条の権限の内容や範囲**については、こちらの立場では具体的にどのような主張をすればよいですか。

【10】 A 北条にのみ壺を売却する権限を与えており、ほかの人には与えていないということになるかと思います。

【11】 甲野 答弁書の被告の主張にも出てきますが、北条の権限はどのような法律構成を取るのがよいのでしょうか。

【12】 A 北条は上杉の所有であることを示していませんし、上杉の名前も出していません。顕名もありませんし、代理人として売買を行ったという構成は難しいと思いますから、代理権を授与したという構成は取りにくいのではないかと思います。

【13】 甲野 そうですね。では、どのような構成を取るべきですか。

【14】 A 北条が自分の名前で売却処分ができ、売買契約が成立した場合に、上杉から所有権が買主に移転するという権限、いわゆる**処分権限**を北条のみに授与したという主張になるのでしょうか。これを認めた最高裁判決<sup>①</sup>があります（☞対話③【27】）。

【15】 甲野 しっかり検討されたようですね。そうですね。本件はいわゆる処分授権の事案というべきでしょうね。原告の立場からは、**北条に授与した処分権限の内容・範囲**としては、あくまで原告の債権者である北条のみであり、**北条が第三者に処分権限を授与する権限まで授与したことはないこと**をしっかりと主張することになります。

この点に関して、原告と北条との関係について、どんなことを説明すればよいでしょうか。

【16】 A なかなか思い浮かびません。

### 【原告の売買の目的】

【17】 甲野 そもそも、原告はなぜ北条に本件壺を売却することを依頼したのでしょうか。

【18】 A おそらく、本庄の北条に対する負債の返済に充てるため、本件壺

<sup>①</sup> 司法修習生 A も、調査の結果、乙川弁護士の下で弁護修習中の司法修習生 D が見付けた最高裁判決（最高裁判所昭和 29 年 8 月 24 日第三小法廷判決・裁判集民事 15 号 439 頁・金法 50 号 10 頁）を探し出すに至った。ここではその内容は省略する。

を自分で売るより、北条に任せた方が北条が納得のいく金額で売却すると考えたのではないのでしょうか。北条としても、売れた代金が自身の債権の回収に回るとなれば、より高く売ろうとするはずですし。

【19】 甲野 そうです。つまり、北条に依頼した目的と経緯から、北条にのみ権限を与えた、言い換えれば**北条以外の人物に依頼する理由がない**ということの説明が必要ですね。それから、**処分授權として構成する場合**、甲3号証の「売却にあたっては当方の所有品として売ること異議ないこと。」との記載が問題となり得ますが、その点は、第1回口頭弁論期日でも、丙山裁判官から釈明を求められましたので（☞対話㉗【29】）、今回の準備書面に記載しましょう。

【20】 A 分かりました。

#### 【主張立証責任を負わない事項についての主張】

【21】 甲野 もう一つ、誰が誰にいつ本件壺を預け、その処分を依頼したのかについて、原告側でまず具体的に主張するように求められましたね（☞対話㉗【33】【47】）<sup>②</sup>。

【22】 A はい。しかし、その点については、そもそも原告から主張する必要があるのでしょうか。主張立証責任は被告にあるのではないのでしょうか（☞対話④【31】～【33】）。この点は、北条の権限の内容や範囲も同様かもしれませんが。

【23】 甲野 主張立証責任の点からいえば、原告の請求原因事実を主張立証できればよいので、本来は不要ではないかという疑問はもっともですね。しかし、こちらは、北条が太田へ預けたことや、太田が長尾の紹介で亡八介に本件壺の売却を持ち掛けたことを訴状で主張しています。そのため、ある程度、原告が事実関係を把握しているか、調査可能だと思われるのかもかもしれません。

【24】 A そうかもしれませんが、裁判官がこちらに釈明を求めるのは不公平ではないのでしょうか。応じる必要がないとして応答しないというのはダメですか。

<sup>②</sup> 甲野弁護士としては、第1回口頭弁論期日において、丙山裁判官からの求釈明に準備書面で応答する旨明らかにしていたが（☞対話㉗【26】【27】【47】【48】）、司法修習生Aとの対話で、改めて、その方針を確認している（☞本対話【21】～【27】）。

- 【25】 甲野 もちろん、弁護士は依頼者の正当な利益を実現する責務がありますから、裁判官に唯々諾々と従うような姿勢ではいけません。ですから、求釈明があっても、釈明をする必要が全くないものや、当方で主張すべきではないものについては、回答する必要はないと思います。ただし、その結果、**自分に不利にならないかどうか**は常に考えなければなりません。
- 【26】 A 確かに本件でいえば、こちらが求釈明に応じない場合、被告が自分に都合のよい主張をしてくるかもしれませんね。その場合、事実関係を調査して被告の主張に反論する必要がありますから、結果的には求釈明に応じてこちらから先に主張するのと同じことになるでしょうか。
- 【27】 甲野 そういうことですね。形式的な主張立証責任の分配からはこちらに責任のない事項であっても、事案によっては、あえて先んじて主張立証することで裁判所（裁判官）にこちらのストーリーをまず印象付けることができるといった場合もあります。ほかにも例えば、第1回口頭弁論期日では、丙山裁判官からは北条の職業について求釈明があったのに対し、太田の職業については特に釈明を求められませんでした。誰から誰に本件壺が預けられていったのか説明する上では、各登場人物の職業や関係性も一定程度示す必要があるでしょう。覚えていますか、前回の検討の際、Aさんは、北条は金融業者だから美術品販売のノウハウのある人に依頼するのも一理あると言っていましたよね（☞対話①【36】）。丙山裁判官も同じように感じるかもしれません。私としては、客観的に争いようのない北条や太田の職業についても、次の準備書面で触れてよいと思っています（☞対話①【37】）。先ほど検討したように、原告は北条が債権者であるからこそ本件壺の売却を依頼したという経緯ですから、**北条や太田の職業は、原告が北条に授与した権限の内容・範囲の認定にはさほど影響しないという立場で主張を展開すればよいのです**（☞対話①【19】）。
- 【28】 A 分かりました。

**【求釈明への応答として準備書面で主張すべき内容・追加すべき証拠等】**

- 【29】 甲野 では、次の準備書面には、原告に無断で北条が太田に売却を依頼し、太田が竹丸から本件壺を持ち出し、その後長尾とともに亡八

介の下に売却に赴いたという、こちらで把握できている事実関係を記載するようにしてください。

- 【30】 A はい。  
追加して提出する証拠については、第1回口頭弁論期日後に北条から改めて事実関係を確認し、太田からも事情聴取をした結果、**【令和3年12月10日付け預り証写し（後の甲8号証）・本書110頁】**は竹丸から北条に送られてきたものであることと、この預り証は太田が作成したことが確認できましたので、**竹丸から本件壺を持ち出したのが太田であることを裏付ける証拠**として、**【預り証写し（後の甲8号証）】**も提出したいと思いますが、どうでしょうか（☞対話①【47】）。
- 【31】 甲野 上杉の言い分でも、弟である竹丸の代表者からは、太田に本件壺を渡すとの連絡は受けていないということでしたね（☞甲野弁護士の法律相談【9】【10】。なお、☞対話③【18】）。この点は、北条から聴取した内容とも整合します（☞電話聴取メモ3項）。そうであれば、原告のスタンスとしては、竹丸からの本件壺の持ち出しの経緯については、上杉のあずかり知らぬところでなされたことであって、あくまで北条・太田間の話として整理できそうですから、**【預り証写し（後の甲8号証）】**を書証として提出することによいと思います。  
仮に、この**【預り証写し（後の甲8号証）】**により、「北条が美術商である太田に対して同人名義で本件壺を売却することを依頼した」というように、原告側に不利な心証を裁判所（裁判官）に取られたとしても、北条から太田に本件壺の処分権限の再授権をする場合には、所有者本人である上杉の許諾がなければならぬでしょうから（☞対話④【14】）、必要に応じてそのような主張をする必要があるでしょうね。
- 【32】 A 分かりました。ところで、第1回口頭弁論期日で**成立の認否を留保した乙2号証**については、どうでしょうか。
- 【33】 甲野 乙2号証は、**【預り証写し（後の甲8号証）】**と同じ筆跡であり、太田からも、**太田本人が作成したもので間違いないと聴取**できましたので、次回期日で成立を認めることにしましょう。また、今回改めて上杉から事実関係を確認した際に、**【北条が太田に送っ**

た通知書（後の甲9号証）・本書174頁】と【太田からの回答書（後の甲10号証）・本書175頁】を渡してもらいましたが、その内容も確認した上で（☞対話⑨【26】）、次の準備書面の起案をしてみてください。

【34】 A 分かりました。それでは早速準備するようにします。



甲野弁護士は、司法修習生 A から受け取った起案に所要の修正を施して、○  
○地方裁判所に対し、書証（預り証写し・甲8号証）、証拠説明書（2）（原告）  
とともに原告第1準備書面を提出した。

なお、【北条が太田に送った通知書（後の甲9号証）】【太田からの回答書（後の甲10号証）】については、本件壺を巡る売買交渉の経過に関する被告の主張を踏まえて提出することとして、今回は、書証として提出するのは控えることとした（☞対話⑨【26】）。

**【設題】**

- 1 一般的に、訴訟代理人として、主張立証責任を負わない事情について、裁判官からなされた求釈明事項への応答に当たり、留意すべき事項は何か。
- 2 本件で、主張立証責任を負わない事項について釈明を求められたことに対する甲野代理人の対応方針（☞本対話【21】～【27】）について、どのように考えるか。

令和5年(ワ)第2023号 動産引渡請求事件

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

## 原告第1準備書面

令和5年3月13日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 ⑩

### 第1 求釈明に対する回答<sup>①</sup>

原告は、答弁書第4の求釈明に対し、次のとおり回答する。

原告は、北条に対し、本件壺を自己（北条）の名で売却処分でき、売買契約が成立したときは本件壺の所有権が直ちに原告から買主に移転する旨の権限を授与した。しかし、原告は、北条に対し、自己（北条）以外の第三者に本件壺を売却処分させる権限を授与したことはない<sup>②</sup>。

したがって、太田や長尾に本件壺の処分権限はないので、亡八介ひいては被告両名がその所有権を取得することはない。

### 第2 事実関係に関する補足

#### 1 原告が本件壺の売却を北条に依頼した経緯

---

<sup>①</sup> 甲野弁護士としては、第1回口頭弁論期日において、丙山裁判官からの求釈明に準備書面で応答する旨明らかにしていたが（☞対話⑦【26】【27】【47】【48】）、司法修習生Aとの対話で改めて、その方針を確認している（☞対話⑤【21】～【27】）。

<sup>②</sup> ☞対話⑤【15】【19】。

- (1) 令和3年11月頃、原告が代表者である美術品等販売会社の株式会社本庄（以下「本庄」という。）は、経営状況が苦しく資金繰りに窮していた。北条は、金融業を営む北条ファイナンスの代表者であり、本庄の債権者の一人であったところ③、北条と原告の間で、原告の持っていた本件壺を売ってその代金から北条に返済するという合意をした④。

当時、本件壺は、原告の弟が経営する株式会社竹丸（以下「竹丸」という。）に保管されていたところ、原告は北条に対して、竹丸から搬出して売却するよう依頼した⑤。

- (2) 前項の合意の際、北条は原告に対する令和3年11月18日付け預り証(甲3)を作成した。同預り証記載のとおり、売却のための預り期限は、令和4年1月末日と決め、北条が期限内に売却できない場合には、本件壺は原告に返却されることとされた。

同預り証には、「売却にあたっては当方の所有品として売ることには異議ないこと。」との北条による手書きメモがあるが、これは、本庄の経営状況が苦しい原告の足元を見て購入希望者が値切ってくるようなことがないように、原告の物であるとは言わずに売りに出したほうがよいとの北条の意見により記載したものである。また、「当方の所有品」との記載からも、原告は、「当方」である北条にのみ本件壺を売却する権限を与えたこと、及び、北条が北条以外の第三者に売却を委託したり売却権限を与えたりする権限まで授与する意図はなかったことは明らかである⑥。

③ 北条や太田の職業については、客観的に明らかな事実であって後出しする主張ではなく、争点や重要な間接事実を早期に絞るというためにも、本準備書面で原告から先んじて主張することにした（☞対話⑤【27】）。

④ 「誰から誰に本件壺が預けられていったのか説明する上では、各登場人物の職業や関係性も一定程度示す必要がある」ため（☞対話⑤【27】）、原告としては、本準備書面のとおりに説明を加えた。

⑤ ☞対話⑤【30】。

⑥ ☞対話⑤【15】【19】【31】。本件壺の処分権限を北条「のみ」に授与したという上杉の言い分を、可能な限り手持ちの書証から裏付けられるよう努めた。

## 2 北条が原告に無断で太田に売却を依頼した経緯

ところが、北条は、原告に無断で、本件壺の売却を、美術品販売業を営む太田に依頼し、北条ではなく太田が、竹丸に預けてあった本件壺を持ち出した（甲8）。

前記のとおり、原告は竹丸に対し北条に本件壺を渡すように指示していたが、太田は、令和3年12月10日、竹丸を訪問し、北条から頼まれて本件壺を受け取りにきた旨説明し、持ち出してしまったものである<sup>⑦</sup>。

## 3 まとめ

以上のとおりであるから、亡八介は、太田と長尾から本件壺を買ったと主張しているが、太田も長尾も本件壺の処分に関して何の権限も有していない。

また、太田としては、長尾と亡八介に本件壺をだまし取られたと認識しており、長尾に大金を支払ったとの亡八介の言い分についても、客観的な裏付けはなく、極めて疑わしい<sup>⑧</sup>。

よって、亡八介が本件壺の所有権を取得することはない。

以 上

---

<sup>⑦</sup> 原告としては、【令和3年12月10日付け預り証写し（甲8号証）・本書110頁】を、竹丸から本件壺を持ち出した者が太田であることを裏付ける証拠として提出した（☞対話⑤【30】）。竹丸からの本件壺の持ち出しの件は、あくまで北条・太田間限りの話で、所有者本人である上杉を巻き込む話ではないことを前提にしている（☞対話④【25】）。

<sup>⑧</sup> 太田作成の「里見様」で始まる文書（乙2号証）については、その成立を認める予定であり（☞対話⑤【33】）、太田が亡八介から10万円を受領したことは動かし難い事実になると考えられる。しかし、今回上杉から渡された【太田からの回答書（後の甲10号証）・本書175頁】には、太田は長尾と亡八介にだまされたとの記載が認められ、原告代理人としては、乙1号証の記載どおりの金銭の動きを前提とするわけにはいかないと考え、本準備書面を提出する段階で、亡八介が590万円を支払ったことに疑義がある旨を明確にした。

令和5年（ワ）第2023号 動産引渡請求事件

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

証拠説明書（2）（原告）<sup>①</sup>

令和5年3月13日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 <sup>②</sup>

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 8	預り証写し <sup>②</sup>	原本	令和 3 年 12 月 10 日	太田雄二	原告から本件壺を預かっていた株式会社竹丸から、太田が、令和3年12月10日に本件壺を預かり搬出したこと。

<sup>①</sup> 上杉に改めて事実確認をした際に、同人から渡された【北条が太田に送った通知書（後の甲9号証）・本書174頁】【太田からの回答書（後の甲10号証）・本書175頁】については、本件壺を巡る売買交渉の経過について被告が主張するのに併せて提出することとして、書証として提出するのを控えたのは前述のとおり（☞対話⑤末尾・本書105頁）。

<sup>②</sup> ☞対話⑤【30】。

甲第8号証  
(注) 全て手書きである。

**預り証**

株竹丸 御中

青白磁の壺一点売却のためお預り致しました。

令和3年12月10日

太田雄二 印

**被告側の調査（第1回口頭弁論期日後）**

事情聴取日：令和5年2月28日（火）

依頼者：里見貴子（亡八介の配偶者）、犬山ゆかり（亡八介の長女、  
里見学園施設長）

事情聴取対象者：長尾一郎

事情聴取者：乙川弁護士（司法修習生Dが同席）

（乙川弁護士は、長尾の連絡先を調査するため、被告両名に再度亡八介の遺品の調査を依頼したところ、亡八介の遺品から長尾の連絡先が書かれたメモが見付かった。そこで、乙川弁護士は、長尾に連絡を取り、長尾の事情聴取を行った。）

- 【1】 貴子 先日は、裁判報告書をお送りいただきまして、ありがとうございました。裁判報告書のおかげで、期日に出頭しなくても、どのようなやり取りがなされたかがよく分かりました。

**【依頼者に対する訴訟の経過報告】<sup>①</sup>**

- 【2】 乙川 代理人としては、各期日において、裁判所や相手方代理人とどのようなやり取りをしたかを依頼者に報告するのは当然のことですよ。

さて、裁判報告書にも記載しましたとおり、裁判所から、何点か確認を求められました。

**【依頼者及び関係人からの事情聴取】<sup>②</sup>**

- 【3】 乙川 本日は、貴子さん・ゆかりさんのほか、長尾さんにもお越しいただきましたので、詳しく事情をお聴きしたいと思います。まず、貴子さんに、【亡八介の手書きメモ（後の乙3号証）・本書141頁】の作成時期・経緯について改めて確認させていただきたいと思います。

- 【4】 貴子 （以下、事情聴取の内容につき中略）

- 【5】 乙川 分かりました。

では、長尾さんにお伺いします。貴子さんとゆかりさんからは本

① 「民事弁護の手引」35頁。

② 「立証活動」23頁以下。

件壺の売買契約書は見付からなかったと伺っていますが、売買契約書やそれに代わるような書面は作成していなかったのでしょうか。

- 【6】 長尾 はい、**売買契約書は作成しておりません**（☞乙川弁護士の法律相談【4】、対話㊦【39】～【42】）。私は、過去に何度か亡八介さんに美術品を売却していますが、いずれも契約書は作成しませんでした。
- 【7】 乙川 亡八介さんに本件壺を売却したときの売主は、太田と長尾さんの両名ということでしたが、それはなぜでしょうか。
- 【8】 長尾 亡八介さんと長年のお付き合いのある私と太田の二人が売主であると説明する方が亡八介さんにお買い求めいただきやすいのではないかとということで、太田と私が共同で売主となったのです。
- 【9】 乙川 そうですか。なぜ、本件壺を亡八介さんに売却することになったのか、その経緯についても詳しく教えてもらえますか。
- 【10】 長尾 はい。もとはといえば、令和3年12月頃、太田から、上杉が本件壺を売りに出しているけれども、なかなか買手が見付からないということで、相談を受けたのです。

**（以下、事情聴取の内容につき中略）**

- 【11】 乙川 詳細にお話しいただき、ありがとうございました。本件壺の売買に関する一連の事実経過がよく分かりました。ただ、原告の準備書面の内容によっては、更に確認したい事項が出てくるかもしれませんので、そのときはまた本日のような場を設定させていただきます。
- 【12】 長尾 はい、もちろんです。



この後、乙川弁護士は、長尾から事情聴取した内容を基に、後に書証（乙7号証・本書206頁）として提出することになる陳述書の原案を作成し、長尾が、内容を確認の上、署名押印した。

**丙山裁判官と司法修習生BCとの対話（原告第1準備書面受領後）【対話⑥】****日 時** 令和5年3月15日（水）**場 所** ○○地方裁判所裁判官執務室**出席者** 丙山裁判官、司法修習生B、司法修習生C

【1】 丙山 BさんとCさん、「壺事件」の第1回弁論準備手続期日に備えて、原告第1準備書面を基に、当日の期日の進行を検討しましょう。

【2】 BC はい、お願いします。

**【前回期日での求釈明事項の確認】**

【3】 丙山 第1回口頭弁論期日で私から原告代理人に求釈明をした点をおさらいしておきましょう。

【4】 B はい、第1回口頭弁論調書には、①北条の権限の内容及び範囲と、②誰が誰にいつ本件壺を預け、その処分を依頼したかの二つにまとめられました（☞対話㉗【47】）。

【5】 B より具体的には、丙山さんが法廷で言っていたことでは、上記①については、

i) 代理権を授与したのか、代理権と異なる処分権限を授与したのか（☞対話㉗【26】）

ii) 訴状の「第3 関連事実」の2項の「本件壺を売却する必要に迫られ」て「令和3年11月18日頃」という時期に本件壺を北条に預けるに至った経緯（☞対話㉗【28】）

iii) 甲3号証の記載との関係（☞対話㉗【29】）

iv) 北条の職業や北条と原告との関係（☞対話㉗【28】）

上記②については、

v) 訴状の「第3 関連事実」の2項及び3項の、本件壺は、北条が「太田へ委託商品として預け」「太田は・・・長尾の紹介で、亡八介に本件壺の売却を持ち掛けた」点に関し、原告が把握する限りで、誰が誰にいつ本件壺を預け、その処分を依頼したか（☞対話㉗【31】）

vi) v) の点に関する帳票類等の書証や関係する金銭の動きを証する書証（☞対話㉗【31】）

ということでした。

## 【求釈明事項への応答内容の検討①】

- 【6】 丙山 まず、一つ目の求釈明事項である①「北条の権限の内容及び範囲」について、原告第1準備書面ではきちんと応答されていますか。
- 【7】 B 原告第1準備書面の「第1 求釈明に対する回答」に記載されている内容で応答できていると思いました。
- 【8】 丙山 原告の主張は法的にはどのようなものか検討しましたか。先ほどおさらいしてもらった、i)の点に関連しますね。
- 【9】 B 訴状受領段階で丙山さんに言われたとおり、Cさんと協力して、文献や裁判例について、早めに調査に着手しました（☞対話②【41】）。
- 原告第1準備書面では、「本件壺を自己（北条）の名で売却処分でき、売買契約が成立したときは本件壺の所有権が直ちに原告から買主に移転する旨の権限」としています。「**自己の名で売却処分**」とあるので、本人のためにすることを示してする（顕名。民法99条）代理ではないと思います。文献①に当たったところ、いわゆる「**授權**」ではないかと考えます。その中でも、**処分授權**、すなわち、「被授權者が自己の名で授權者に帰属する権利を処分する旨の法律行為をすることによって、その権利を処分したという効果が授權者に帰属するというタイプの授權」については、これを認める学説が有力で、**最高裁判決（最高裁判所昭和29年8月24日第三小法廷判決・裁判集民事15号439頁・金法50号10頁、最高裁判所昭和37年8月10日第二小法廷判決・民集16巻8号1700頁）**もあります（☞対話③【27】、対話⑤【14】）。
- 【10】 丙山 よく調べられていますね。それで、原告の主張を処分授權と捉えたときに、原告のほかの主張や提出された書証との整合性はいかがですか。
- 【11】 B 原告第1準備書面の「第2 事実関係に関する補足」の1項で、「原告が本件壺の売却を北条に依頼した経緯」が主張されています。これによると、北条は「**原告が代表者である…株式会社本庄**

① 潮見佳男「民法総則講義」（有斐閣、2005年）406頁、内田貴「民法I」第4版（東京大学出版会、2008年）204頁、山本敬三「民法講義I」第3版（有斐閣、2011年）351頁。

…の債権者の一人」であり、「北条と原告の間で、原告の持っていた本件壺を売ってその代金から北条に返済するという合意をした」ということです。本件壺は、その当時、原告の弟が経営する会社（竹丸）に保管されており、「原告は北条に対して、竹丸から搬出して売却するよう依頼し」、「北条は、原告に対する令和3年11月18日付け預り証（甲3）を作成した」としています。そして、購入希望者に「原告の物であるとは言わずに売りに出したほうがよい」ということを原告及び北条の双方で了解して、上記預り証に北条が手書きで「売却にあたっては当方の所有品として売ることに異議ないこと。」と記載したということです。以上のような原告主張の経緯に照らして、甲3号証の預り証の記載には、特におかしな点は見当たりません。そうすると、北条に処分授權がされたという法的な整理で特に問題はないように思いました。

- 【12】 丙山 大変よく分かりました。では、そのほかの点について原告の応答内容はいかがでしたか。
- 【13】 C ii) や iii) の点についても（☞本対話【5】）、原告第1準備書面の「第2 事実関係に関する補足」の2項で、「北条が原告に無断で太田に売却を依頼した経緯」として主張されたもので足りるように思いました。ちなみに、**北条の職業**については、「金融業を営む北条ファイナンスの代表者」であることが明らかにされました。また、これにとどまらず、**太田の職業**についても、「美術品販売業を営む」者であることが明らかにされています。
- 【14】 丙山 「北条の職業」は、北条の権限の内容・範囲を認定するに当たって重要な間接事実となると思います（☞対話⑦【28】。なお、☞対話⑤【27】）。この点については客観的な事実といえるでしょうし、その内容も、北条の権限の内容・範囲を考えるに当たって被告側に有利に働き得るものなので、被告側は争わないだろうと予測できます（☞対話⑦【14】）。
- 【15】 B なるほど。
- 【16】 丙山 一般に、裁判官は、争点整理の段階においては、「動かし難い事実」、すなわち①当事者間に争いのない事実と②成立の真正が認められ信用性が高い書証から認定できる事実を基礎として、当事

者双方の主張やストーリーの合理性を検討し、手続の各段階でそのときどきの心証を形成し、その心証を当事者に開示して、当事者双方と真の争点について認識を一致させることに努めています<sup>②</sup>。

- 【17】 B C よく分かりました。
- 【18】 丙山 また、確かに、Cさんが指摘してくれたとおり、北条から本件壺を委託商品として預かった（訴状の「第3 関連事実」の2項参照）太田についても、その職業を明確にしてもらったのはよかったですね。私としては、初回期日でこの点も明確に求釈明をしておくべきであったと反省していますが、原告としては、客観的な事実であり、太田とは亡八介が会っているということで、早々に明確にしてくれたのでしょう（☞対話⑤【27】）。
- 【19】 C 丙山さん、北条や太田の職業が重要であるというのは、「北宋時代の青白磁の壺」という特殊な物品の売却には相応のノウハウを要するため、北条にそのようなノウハウがあったのか、なければ、ノウハウのある第三者に更に売却を委ねることになるのではないかと考えられるからということでしょうか（☞対話①【36】）。
- 【20】 丙山 そのとおりです。

#### 【求釈明事項への応答内容の検討②】

- 【21】 丙山 では、二つ目の求釈明事項である、②「**本件壺を誰が誰にいつ預け、その処分を依頼したか**」という点に進みましょう（☞本対話【4】）。
- 【22】 B はい、原告第1準備書面の「第2 事実関係に関する補足」の2項では、「北条は、原告に無断で、本件壺の売却を…太田に依頼し」とする点は、私としては、訴状の「第3 関連事実」の2項の主張を繰り返しているようにも思いましたが、「**北条ではなく太田が、竹丸に預けてあった本件壺を持ち出した（甲8）**」というのは、新たな事実として注目されると思います。
- 【23】 丙山 もう少し説明してもらってもよいでしょうか。
- 【24】 B はい。本件壺は、原告が保管していたのではなく、原告の弟が経

<sup>②</sup> 「事例で考える」42～52頁。

営する会社（竹丸）で保管されていたということが、原告第1準備書面で明らかになりました（「第2 事実関係に関する補足」の1項の（1））。そして、原告が北条に対して「竹丸から搬出して売却するよう依頼した」というのですから、竹丸としても、北条が本件壺を搬出しに来ることを原告から聞かされていたと推認できます。しかし、実際には、北条ではなく太田が、「竹丸を訪問し、北条から頼まれて本件壺を受け取りにきた旨説明し、持ち出し」た（原告第1準備書面の「第2 事実関係に関する補足」の2項）というのですから、北条でない第三者に竹丸が本件壺を渡す前提には、竹丸が本件壺の所有者本人である原告の了解を得ておくのが通常ではないかと考えられます。そうだとすると、今回明らかにされた「**竹丸からの本件壺の搬出の経緯**」は、原告から北条への権限の内容・範囲を考える上で重要な事実といえ、**甲8号証**は、そのような経緯を裏付ける重要な書証と考えられます（☞対話㉗【31】、対話㉘【23】。なお、☞対話⑤【31】、対話㉙【25】）。

【25】 丙山 よく分かりました。

【26】 C そうであれば、丙山さんが、次回期日当日に、原告代理人に対し、「原告は、太田が竹丸から搬出することを承知していたのではないか」ということを直接確認してはいかがですか。

【27】 丙山 Cさんのご指摘もそのとおりですね。必要に応じて求釈明をしようと思います（☞対話㉚【24】）。

では、原告第1準備書面の内容については、前回期日での求釈明事項にきちんと応答されているということでしょうか。

【28】 B C はい。

#### 【被告に対する求釈明事項】

【29】 丙山 では、次回期日で、被告に求釈明をしておくことはありますか。

【30】 C 原告第1準備書面の「第2 事実関係に関する補足」の3項にある「**長尾に大金を支払ったとの亡八介の言い分についても、客観的な裏付けはなく、極めて疑わしい**」という点が引っ掛かりました。確かに、領収証が2通出されているだけです（乙1、2）、本当に亡八介から記載どおりの金銭が支払われているかどうか、疑うこともできるように思えました。

【31】 丙山 なるほど。では、被告には、次々回期日で所有権喪失の抗弁の具体的事実を明らかにしてもらおう予定でしたので、その予定に併せて、乙1号証及び乙2号証については、前回期日で指摘した、乙1号証の作成者が長尾産業のみであることと被告の主張の整合性の点に加え（☞対話㉗【45】）、①乙1号証と乙2号証の**取得過程**を明らかにしてもらい、②乙1号証に付記された「**1 / 16 手形3通590万**」の意味についても確認するということにしましょう（☞対話㉘【32】）。

期日前の検討としては、おおむね以上でよいでしょう。

【32】 B C はい。

**第1回弁論準備手続期日のやり取り【対話①】**

**日時** 令和5年3月20日（月）午後2時～午後2時30分  
**場所** ウェブ会議（〇〇地方裁判所民事第〇部弁論準備手続室）  
**裁判官** 丙山裁判官 裁判所書記官 丁野書記官  
**原告** 甲野代理人  
**被告** 乙川代理人

- 【1】 丙山 前日期日では、原告に対し、①北条の権限の内容及び範囲と、②誰が誰にいつ本件壺を預け、その処分を依頼したのかについて、主張の準備をお願いしましたが、原告第1準備書面がその内容となりますね。
- 【2】 甲野 そのとおりです。同準備書面を陳述します。
- 【3】 丙山 甲8号証は、写しを原本として提出する予定ということですね①。
- 【4】 甲野 そのとおりです。
- 【5】 丙山 被告は、甲8号証自体の成立と、同号証の原本の存在及び成立について、争う予定はありますか。
- 【6】 乙川 いずれも争わない予定です。
- 【7】 丙山 甲8号証は、前日期日でお願いした「誰が誰にいつ本件壺を預け、その処分を依頼したか」という点に関する帳票類等の書証、ということでしょうか（☞対話㉗【31】）。
- 【8】 甲野 そのとおりです（☞対話⑤【30】【31】）。

**【今後の書証の提出予定の確認】【成立の認否が留保された書証の成立】**

- 【9】 丙山 この点の書証については、ほかに提出予定の書証はありますか。
- 【10】 甲野 提出を準備している書証が若干あります（☞対話⑤【33】、対話⑨【26】）。
- 【11】 丙山 分かりました。では、書証の取調べ自体は、争点整理手続の最終期日で行うこととしましょう（☞対話㉗【49】）。
- ところで、前日期日で成立の認否を留保した乙2号証の認否についての検討は、いかがでしょうか。
- 【12】 甲野 期日間に、太田から、太田本人が乙2号証を作成したと聴取して

① 「起案の手引」75頁、「事例で考える」54頁参照。

いるので、乙2号証の成立は認める予定です（☞対話⑤【33】）。

#### 【法的観点の指摘】

- 【13】 丙山 では先に進めましょう。原告第1準備書面によれば、原告が北条に授与した権限は、売買の代理権ではないということによいのですね。いわゆる「**処分授權**」ということになるのでしょうか。
- 【14】 甲野 ご指摘のとおり、代理権ではなく、いわゆる「**処分授權**」となると理解しています。とはいえ、民法644条の2第1項は「受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。」と規定しています。また、「委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。」と規定する民法104条の趣旨は処分授權にも妥当するはずです。したがって、原告が、**北条から第三者への再授權まで許諾していなければ**、北条が太田に本件壺の処分権を授權していたとしても、適法な再授權となりません。もちろん、そのような原告の許諾はありません。
- 【15】 乙川 被告としては、**原告本人から北条に処分授權がされたとの原告の法的主張も踏まえて、抗弁を主張したい**と思います。

#### 【北条の授權の範囲に関する重要な間接事実の確認】

- 【16】 丙山 よろしくお願ひします。  
ところで、原告第1準備書面の「第2 事実関係に関する補足」の1項及び2項を併せ読むと、原告は、本件壺を売却して借金を返済するため、金融業を営む北条に本件壺を預け、さらに、北条は、美術品販売業を営む太田に、本件壺の売却を依頼したということのようですね。
- 【17】 甲野 そうです。
- 【18】 丙山 「北宋時代の青白磁の壺」という本件壺の売却には相応のノウハウを要するとすれば、原告本人が売却のために本件壺を預けた北条の職業、また、北条が売却を依頼した太田の職業は、北条の授權の範囲、すなわち、北条からノウハウのある第三者に更に売却が委ねられていたかどうかという点の判断に当たって重要になってくると考えますが、いかがでしょうか（☞対話⑥【19】）。
- 【19】 甲野 丙山裁判官のご指摘の趣旨は理解しましたが、北条と太田の職業

だけで北条の授権の範囲が定まるわけではないと考えます(☎対話⑤【27】)。

- 【20】 丙山 私も、両名の職業だけで、北条から第三者への再授権を原告が容認していたと推認できるとまで言っているつもりはありません。
- 【21】 乙川 丙山裁判官、その点について意見があるのですが。
- 【22】 丙山 どうぞ。
- 【23】 乙川 原告第1準備書面の「第2 事実関係に関する補足」の2項には、原告は、原告の弟の経営する会社である「竹丸に対し北条に本件壺を渡すように指示していたが」「太田は…竹丸を訪問し、北条から頼まれて本件壺を受け取りにきた旨説明し、持ち出してしまった」とあります。原告から北条に渡すよう指示されていた竹丸が、原告の指示も仰がずに北条以外の者、つまり太田に本件壺を渡すことは考えられないので、あらかじめ、竹丸は、太田に本件壺を渡すことについて原告の了解を得ていたと考えざるを得ません。この点も、北条から第三者への再授権を原告が容認していたと推認させる重要な間接事実となるのではないのでしょうか(☎対話③【18】【19】)。
- 【24】 丙山 甲野代理人、今の乙川代理人の意見についていかがお考えですか。
- 【25】 甲野 竹丸が、太田に本件壺を渡す際にその旨を知らせたのは、原告ではなく北条だと聴いています(☎電話聴取メモ3項)。現に、甲8号証の預り証写しを竹丸が送った先も北条です(☎電話聴取メモ3項)。太田が竹丸に「自分は北条の関係者である」旨説明すれば、竹丸が、特に疑いもせずに本件壺を太田に渡したとしてもおかしいことではありません。したがって、竹丸が太田に本件壺を渡したからといって原告がその旨了解していたことにはならないと考えています(☎対話⑤【31】)。
- 【26】 丙山 原告の主張としては、理解しました。

**【相手方当事者に対して確認しておくべきことの確認】**

- 【27】 丙山 ほかに、この場で確認したり意見交換しておいたりするのがよい点はありますか。
- 【28】 乙川 被告は、特にありません。
- 【29】 甲野 原告としては、原告第1準備書面の「第2 事実関係に関する補

足」の3項において、「長尾に大金を支払ったとの亡八介の言い分についても、客観的な裏付けはなく、極めて疑わしい。」と主張しました。この点について、被告からは、書証として、長尾産業が作成した領収証(乙1)と太田が作成したという文書(乙2)が提出されていますが、亡八介から**長尾への金銭の授受の事実**についてこれ以外に証拠はないということによろしいでしょうか。

- 【30】 丙山 乙川代理人、いかがでしょうか。
- 【31】 乙川 依頼者や房総建設の取引銀行の担当者に当たってみるなどして、立証を補強できるか検討します。
- 【32】 丙山 その検討に当たっては、乙1号証と乙2号証の取得状況も明らかにしてもらうほか、可能であれば、乙1号証に付記された「1/16 手形3通590万」の意味についても確認していただけますか(☞対話⑥【31】)。
- 【33】 乙川 分かりました。

#### 【次回期日提出予定の主張・書証の方向性の確認】

- 【34】 丙山 では、被告としては、原告第1準備書面の主張内容及び本期日でのやり取りを踏まえ、次回期日までに、抗弁の主張をしていただくことによろしいですね。
- 【35】 乙川 結構です。
- 【36】 丙山 その際、前同期日で申し上げた、「**太田及び長尾**」の両名を**契約当事者(売主)**とすることでよいのか、また、**売主は法人たる長尾産業ではなく長尾個人**でよいのか、という点についても、意識して主張してください(☞対話⑦【45】、対話⑦【8】)。また、先ほどの金銭授受の立証の補強とも関連するかもしれませんが、**帳票類等の亡八介売買を証する書証**があれば**証拠説明書**とともに提出してください(☞対話⑥【31】)。
- 【37】 乙川 分かりました。

#### 【次回期日までの進行の確認】

- 【38】 丙山 では、次回の第2回弁論準備手続期日までの進行を確認します。今回は、被告から、亡八介売買が成立するに至る具体的な経緯やその法律構成を意識した上で、所有権喪失の抗弁となる具体的な主張をしてもらい、併せて、関係する書証を提出してもらいます。提出する書証については、金銭の動きを証するものが提出できる

かどうかの検討もお願いします（☞本対話【28】～【32】）。  
第2回弁論準備手続期日当日には、被告の具体的主張や証拠に関して三者間で意見交換をすることになりますので、原告も、その前提で期日に臨んでください。

【39】 双方 分かりました。

**【初回期日に裁判官の提示した進行予定に対する支障の有無】**

【40】 丙山 併せて、前回の第1回口頭弁論期日で双方に示した進行予定のまままでよいか、確認させてください（☞対話㉑【52】）。

【41】 甲野 今後具体的に提出される被告の主張如何ではありますが、今のところ、問題ありません。

【42】 乙川 被告も、支障ありません。

【43】 丙山 被告は、いつ頃、準備書面を提出できそうですか。

【44】 乙川 次回提出する準備書面は、法律構成も含めてしっかり検討した上で提出する必要があると認識していますので、提出までに1か月近くは要します。

【45】 丙山 では、準備書面及び書証の提出期限としては4月17日とし、次回の弁論準備手続期日を4月24日午後2時に指定します。

【46】 双方 分かりました。



以上のやり取りが、第1回弁論準備手続調書に反映されている。

**【設題】**

- 1 裁判官として、続行期日に臨むに当たり、特にどういった点を意識する必要があるか。
- 2 丙山裁判官が「処分授権」との法的見解を示した（☞本対話【13】）理由は何か。
- 3 丙山裁判官、甲野代理人及び乙川代理人の三者による「北条の授権の範囲に関する重要な間接事実」を巡るやり取りについて（☞本対話【16】～【26】）、どのように考えるか。
- 4 丙山裁判官が、本期日において、初回期日で提示した進行予定に支障がないにつき、双方代理人に確認したことについて（☞本対話【40】）、どのように考えるか。各代理人としては、本期日での対応（☞本対話【41】【42】）を取るために、期日間でのどのような準備を心掛ける必要があるか。

## 第 1 回 弁 論 準 備 手 続 調 書

事 件 の 表 示 令和 5 年 (ワ) 第 2 0 2 3 号  
期 日 令和 5 年 3 月 2 0 日 午後 2 時 0 0 分  
場 所 等 ○○地方裁判所民事第○部準備手続室  
(ウェブ会議の方法による)

裁 判 官 丙 山 次 郎  
裁 判 所 書 記 官 丁 野 三 郎  
出 頭 し た 当 事 者 等 原 告 代 理 人 甲 野 太 郎  
(原告代理人事務所)  
被 告 両 名 代 理 人 乙 川 花 子  
(被告両名代理人事務所)  
(通話者の所在する場所の状況が手続を実施するため  
に適切なものであることを確認した。)

指 定 期 日 令和 5 年 4 月 2 4 日 午後 2 時 0 0 分  
当 事 者 の 陳 述 等

原 告

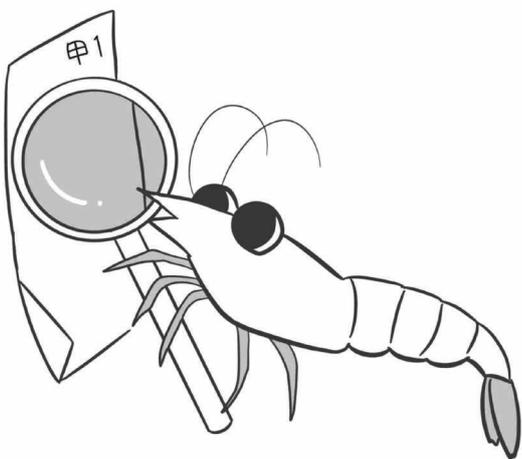
### 第 1 準備書面陳述

被告両名

令和 5 年 4 月 1 7 日までに、所有権喪失の抗弁を具体的に記載した準備書面及び関係書証(可能であれば、金銭の動きを証するものを含む。)を提出する<sup>①</sup>。

裁判所書記官 丁 野 三 郎 ㊟

<sup>①</sup> 対話<sup>①</sup>【38】。



## 第3 第2回弁論準備手続期日まで



## 乙川弁護士と司法修習生 D との対話（第 1 回弁論準備手続期日後）【対話⑦】

日 時 令和 5 年 3 月 2 2 日（水）

場 所 乙川法律事務所

出席者 乙川弁護士、司法修習生 D

- 【1】 乙川 「壺事件」ですが、次回こちらが提出する準備書面で所有権喪失の抗弁の具体的な主張をすることになりますので、さっそく検討を始めましょう。まず、原告が北条に与えた権限は処分授權ということですので、**太田の売却権限を処分授權と構成する場合の、承継取得による所有権喪失の抗弁として主張立証すべき要件事実**はどのようなものになるでしょうか。
- 【2】 D それが…、要件事実の本を調べたのですが、処分授權の要件事実が載っていなかったもので、よく分からないのです。

### 【判例等の調査の重要性】

- 【3】 乙川 要件事実の本をきちんと調べることは大切ですね。ただ、要件事実の本に載っていない場合でも、諦めてしまうのではなく、処分授權を認めたとされる最高裁判所昭和 2 9 年 8 月 2 4 日第三小法廷判決（☞対話③【27】、対話⑤【14】、対話⑥【9】）やその判例評釈を読んで要件を検討したり、学者の論文やその他の文献を調べたり、類似する代理の要件事実から推測したりするなど調査を尽くす必要があります。
- 【4】 D そうか。そのような方法がありますね。
- 【5】 乙川 処分授權の要件事実については、判例や文献等を調査し、処分授權の成立要件や類似する代理の要件事実などから、こちらが主張立証すべき要件事実を検討していくのがよいでしょう。
- 【6】 D なるほど。
- 【7】 乙川 では、承継取得による所有権喪失の抗弁を整理してみるとどうなるか、ブロック・ダイアグラムを書きながら考えましょうか。

（乙川弁護士は、次のようなブロック・ダイアグラム（抗弁のみ）を書きながら、司法修習生 D とともに、主張立証すべき事実を検討した。）

所有権喪失の抗弁－承継取得（処分授権）	
カ	太田・長尾－亡八介売買契約
キ	原告→北条 カ及びクに先立つ、処分授権に係る権限授与 （北条から第三者に授権することの許諾を含む。）
ク	北条→太田 カに先立つ、処分授権に係る権限授与
ケ	太田・長尾 カの際、原告のためにする意思を持っていたこと

（符号は、本書98頁のブロック・ダイアグラム参照）

- 【8】 D 乙川先生、**力の要件**ですが、前回の弁論準備手続期日で、裁判官から、「太田及び長尾」の両名を契約当事者（売主）とすることでよいのか」や、「売主は法人たる長尾産業ではなく長尾個人でよいのか」という点について確認を求められていました（☞対話①【35】）。この点については、**【亡八介の手書きメモ（後の乙3号証）・本書141頁】**や長尾からの事情聴取（☞被告側の調査（第1回口頭弁論期日後）【7】【8】【10】）によって、太田及び長尾個人の両名を売主とすることで問題ないと思います。また、丙山裁判官からは、帳票類等の亡八介売買を証する書証があれば提出するようと言われていましたが（☞対話①【36】）、長尾の話によれば売買契約書は作成していないということでした。準備書面ではどの程度事実を主張すればよいでしょうか。

**【間接事実を積み上げることの重要性】<sup>①</sup>**

- 【9】 乙川 そこが今回の準備書面を作成するに当たって考えなければならぬ重要な点の一つですね。売買の事実を立証するに当たって、売買契約書のような有力な直接証拠がない場合、なぜ売買契約を締結することになったのか、その動機や背景、契約締結に至る経緯、売買契約締結時の具体的なやり取り、売買契約締結後の事情など、**間接事実を「具体的に」「正確に」「豊富に」に挙げて、論述する必要があります。**
- 【10】 D はい、分かりました。**本件壺の売買に関する一連のやり取り**については、長尾から事情聴取した内容（☞被告側の調査（第1回口頭弁論期日後）【6】～【12】）を踏まえて書きたいと思います。

① 「民事弁護の手引」135頁。

**【説得力を欠く準備書面の類型】<sup>②</sup>**

- 【11】 乙川 ただ、その場合も、要証事実との関連を意識せずに事実経過を漫然と記載した、いわゆる**経緯型の準備書面**や、単に事実を羅列するだけにとどまり、その事実からどのような要件事実(主要事実)が推認されるかを述べない**事実羅列型の準備書面**は、**説得力を欠きます**ので、その点に注意しましょう。先ほど述べた「豊富に」というのも、要証事実と関連性の認められる事実であることが大前提で、**関連性の乏しい事実を幾ら挙げても裁判所(裁判官)に説得力を感じさせることは難しい**ですね。
- 【12】 D はい、十分に気を付けます。
- 【13】 乙川 次に、**キの要件**のうち、原告が北条に授権したことには争いはありませんが、原告は、原告第1準備書面の「第1 求釈明に対する回答」で「原告は、北条に対し、自己(北条)以外の第三者に本件壺を売却させる権限を授与したことはない。」と主張していますので、問題は、北条が第三者に再授権する権限まで原告が授与していたのか(北条への授権の時点で、北条の第三者に対する再授権を原告が容認していたのか)、または、北条が太田に再授権することを原告が許諾したといえるかですね(☞対話⑤【15】**【19】**、対話①【14】)。この点は、どう考えますか。
- 【14】 D 前回の期日で裁判官も指摘していましたが、**北条は金融業者である**ということは、北宋時代の壺といった美術品売買のノウハウはないでしょうから、北条が美術品売買に長けた人に売却を委託することは原告も当然に予定していた、むしろそういう人を使って少しでも高く売却してほしいと当初から思っていたのではないのでしょうか(☞対話⑦【28】、対話①【18】)。しかも、**太田は美術品販売業を営んでいる**ということです(原告第1準備書面の「第2 事実関係に関する補足」の2項)。だからこそ、原告は、弟が経営する竹丸から太田が本件壺を持ち出しても、何も異論を唱えなかったのだらうと考えることができます(☞対話①【23】)。
- 【15】 乙川 よく考えていますね。次の**クの要件**ですが、北条から太田に対す

<sup>②</sup> 「民事弁護の手引」136頁。

る授権については、原告も、原告第1準備書面の「第2 事実関係に関する補足」の2項で、北条が本件壺の売却を太田に依頼したとは主張しています。やや問題となりそうな点としては、「本件壺の売却を依頼した」という原告の主張の法的な意味が、そのときに**太田に対して処分授権の再授権がなされたということなのかどうか**は必ずしもはっきりしないという点ですね。長尾の話によれば、美術品の売買において所有者を明かさずに売ることはよくあるとのことですから、再授権があったとしてもおかしくないといえそうです。被告としては、太田が北条や原告の名を出すことなく本件壺を亡八介に売りに行ったという事情も示しながら、北条が太田に対して処分授権の再授権をしたということを主張したいですね。

- 【16】 D 分かりました。
- 【17】 乙川 最後に**ケの要件**ですが、太田と長尾は、原告のためにする意思を持っていたといえるでしょうか。
- 【18】 D 長尾の話によれば、太田も長尾も本件壺の所有者が原告であることを知っており、北条を通じてではあるものの、原告の委託を受けて本件壺を売却したということですから、原告から直接亡八介に本件壺の所有権を移転させる意思を持っていたといえるだろうと思います。
- 【19】 D ところで、乙川先生、このブロックでは、太田への授権で終わっているのですが、さらに、**太田から長尾への再々授権**は必要ないでしょうか。
- 【20】 乙川 そうですね。売買の目的物の所有権を買主が取得するためには、共同売主全員が目的物を処分する権限を有する必要があるのか、共同売主のうち一人にでも目的物を処分する権限があれば足りるのか、という問題ですね。他人物売買も債権契約としては有効なものとされていますので、共同売主の一人である長尾に授権がされていないとしても、もう一人の太田にさえ授権（再授権）がされていれば、太田及び長尾を共同売主とする亡八介売買の効果は、授権者たる原告に及ぶと考えるとよいのではないのでしょうか。そして、北条から太田に再授権がされていて、共同売主の一人である太田に処分権限があれば、本件壺の処分権限としては問題が

ないと考えられるので、亡八介売買が成立すれば直ちに特定物である本件壺の所有権は原告から亡八介に移転するといえるのではないのでしょうか。立証の観点からも、長尾への再々授権についてまで原告が容認していたことを立証するのは難しいと思いませんしね。

- 【21】 D 処分授権という、ただでさえ余り勉強したことのない話が、契約当事者が複数になることで一層難しくなりますね。
- 【22】 乙川 この点は、もう少し検討してから準備書面を作成しましょう。また、所有権喪失の抗弁として、被告の承継取得の点だけでなく、即時取得の点も検討しましょう（☞対話③【30】、答弁書の「第5 被告の主張」）。
- 【23】 D はい、検討してみます。  
準備書面とともに提出する書証ですが、【亡八介の手書きメモ（後の乙3号証）・本書141頁】について、被告の貴子から、亡八介が作成したことやその作成時期について改めて確認できましたので（☞対話③【24】、被告側の調査（第1回口頭弁論期日後）【4】）、書証として提出しようと思いますが、いかがでしょうか。
- 【24】 乙川 【亡八介のメモ（後の乙3号証）】の末尾にある「私は…取引はしません。」という記載が作成時期との関係ではなお気になります（☞対話⑧【17】）。被告貴子の話からしても、本件壺を巡って太田らからクレームを受けた後に作成されたものと考えざるを得ませんが、それでも、売買にごく近接した時期に、太田及び長尾を共有者とする本件壺の売買の経緯を亡八介自身が記載したものであるとして重要な書証と位置付けられるので、書証として提出することで問題ないでしょう。
- 【25】 D あと、前回の期日で、亡八介から長尾に金銭の授受があったことについて更に立証が可能かどうか検討するという話が出ていましたが（☞対話④【29】～【33】）、これはどうやって調べるのでしょうか。その際に丙山裁判官から求釈明のあった乙1号証と乙2号証の取得状況については（☞対話④【32】）、長尾から聴取しており（☞被告側の調査（第1回口頭弁論期日後）【10】）、分かっているのですが…。
- 【26】 乙川 残金の590万円は手形で支払ったとのことですので、手形の支

払銀行であれば、決済日の伝票綴りに手形の現物が保管されているでしょうから、支払銀行から手形のコピーを取り寄せましょう（☞対話③【20】）。今お話しした点は、丙山裁判官からの求釈明（☞対話④【32】）にも関連しそうですね。

【27】 D そのような方法があるのですね、知りませんでした。

**【各種情報の収集方法の把握】**

【28】 乙川 弁護士は必要な証拠を迅速にかつ適切に収集する必要があります。今回のような手形の写しの入手方法はやや専門的知識が必要ですが、戸籍や住民票、不動産の登記事項証明書や固定資産評価証明書、商業登記の登記事項証明書などの基本的な情報は、収集しなければならない機会も多いですし、それぞれ収集方法を押さえておく必要があります。

【29】 D 民事弁護教官にも教わりましたが、どのような方法だったか…。

【30】 乙川 民事弁護教官室作成の白表紙教材に載っていますから<sup>③</sup>、確認しておいてくださいね。



乙川弁護士は、司法修習生Dから受け取った起案に所要の修正を施して、〇〇地方裁判所に対し、書証（亡八介の手書きメモ・乙3号証、590万円の支払に係る各約束手形写し・乙4号証の1～6号証の2）、証拠説明書（2）（被告）とともに被告準備書面（1）を提出した。

**【設題】**

訴訟代理人として、説得力のある準備書面を作成するために留意すべき事項は何か。

<sup>③</sup> 「立証活動」28頁以下。

令和5年（ワ）第2023号 動産引渡請求事件

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

## 被告準備書面（1）

令和5年4月17日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士 乙 川 花 子 ㊞

第1 原告第1準備書面の原告の主張に対する認否

1 「第1 求釈明に対する回答」に対する認否

(1) 同第2段落第1文の事実は認め、第2文の事実は否認する。後述するとおり、原告が北条に対して授与した権限は、北条の名で本件壺を売却する権限にとどまらず、北条以外の第三者が本件壺を売却する権限を北条が当該第三者に授与する権限も含まれていた<sup>①</sup>。

(2) 同第3段落の主張は争う。

2 「第2 事実関係に関する補足」に対する認否

(1) 同1（1）第1段落の事実は認め<sup>②</sup>、第2段落の事実は不知。

同1（2）第1段落の事実は認める。同第2段落の第1文のうち、預り証に「売却にあたっては当方の所有品として売ることに異議はないこと。」との北条による

---

<sup>①</sup> ㊞対話⑦【13】【14】。

<sup>②</sup> 本来、被告側が知ることのできる事実ではないので、被告兩名の認識を基準に認否するとすれば「不知」となると思われるが、北条が金融業者であることは被告側に有利な事情であり（㊞対話⑦【14】）、金策に困って資金調達のために本件壺を売却する必要があったとの経緯も、北条に与えた権限の範囲を広めこそすれ狭める事情とはならないと考えて、「認める」としている。

手書きメモがあることは認め、その余の事実は不知。同段落第2文のうち、預り証に「当方の所有品」との記載があること、原告が北条に本件壺を売却する権限を与えたことは認め、その余の事実は否認し、主張は争う。

原告が北条に与えた処分権限には、北条が第三者に処分権限を与えることも含まれていた。

- (2) 同2第1段落の事実のうち、北条が本件壺の売却を美術品販売業を営む太田に依頼し、竹丸に預けてあった本件壺を太田が持ち出したことは認め、これらの事実が原告に無断で行われたことは否認する。同第2段落の事実は不知。

北条の太田に対する本件壺の売却の依頼は、原告が北条に授与した権限の範囲内のものである<sup>③</sup>。また、竹丸の代表者が原告の実弟であることも考慮すれば、竹丸は、北条とは別人である太田に本件壺を渡すに当たり、原告の了解を取っていたと考えるべきである。

- (3) 同3「まとめ」の第1段落及び第3段落の主張は争う。同第2段落の事実は否認し、主張は争う。

## 第2 被告の主張

### 1 本件壺の承継取得

亡八介は、令和4年1月14日、本件壺の売却権限を有する太田及びその共同売主である長尾の両名から本件壺を買い受けたことにより、原告から本件壺の所有権を取得した。したがって、原告は、既に本件壺の所有権を喪失しており、原告の本件請求には理由がない。以下、詳述する。

- (1) 本件壺の売買契約（亡八介売買）の締結<sup>④</sup>

---

<sup>③</sup> 対話⑦【14】。

<sup>④</sup> 初回期日（対話⑦【33】【49】）及び前回期日（対話④【34】～【37】）において、本準備書面で具体的に主張すると対応してきた、所有権喪失の抗弁となる具体的な主張となる。その主張においては、長尾から聴取した結果（被告側の調査（第1回口頭弁論期日後））に基づき、「**亡八介売買が成立するに至る具体的な経緯**」を意識している。

ア 令和4年1月頃、亡八介が30年来の知人である美術商の長尾に対して、亡八介の経営する学校法人里見学園（以下「里見学園」という。）の玄関に飾る美術品がないかと打診したところ、同月12日か13日頃、長尾が太田とともに本件壺を持参して里見学園を訪ねてきた。そして、太田と長尾は、亡八介に対し、本件壺は太田と長尾が両名で買ったもので両名の所有であると説明した上で（乙3）、本件壺を1000万円で売却したいと申し出た。亡八介は、本件壺を気に入ったものの、1000万円という金額に躊躇し、すぐには購入を決断できなかった。そこで、太田と長尾は後日改めて訪問することになったが、本件壺が大型の美術品で手軽に運搬することができず、また、長尾はこれまで何度も取引をしたことのある亡八介を信頼していたため、本件壺を亡八介に預け、試しに本件壺を里見学園の玄関に置いて購入を検討してもらうこととなった。

イ 上記アの帰り道、長尾は、本件壺の保存状態がそれほど良くなかったことから、本件壺を1000万円で売るのは難しいと考え、太田に対して、700万円でも売れたら上出来ではないかと伝え、太田も金額については考え直すことになった。

ウ 令和4年1月14日、太田と長尾は、再び里見学園を訪れ、亡八介に対し、700万円程度に減額するので、本件壺を購入してはどうかと打診した。しかし、亡八介は、資金の都合上、600万円程度しか出せないと回答した。太田は、本件壺の価値が1000万円あるから700万円でもお買い得であると盛んに述べたが、亡八介が出せる金額は600万円が限度であると言ったため、最終的には太田も断念し、代金額を600万円とすることで話がまとまった。このとき、長尾だけでなく、太田も間違いなく、代金額を600万円とすることを了解し、亡八介と長尾及び太田との間で本件壺の売買契約が締結された（亡八介売買の締結）。

そこで、太田と長尾は、両名を売主として、同日、亡八介との間で、本件壺を代金600万円で売却することを合意し、既に亡八介に預けていた本件壺を簡易

の引渡し（民法182条2項）により引き渡した。

エ 代金の支払方法については、亡八介がすぐに現金を用意できなかったため、上記ウの話合いのときに、亡八介は、取りあえず手元にある現金から10万円を支払い、残額の590万円は亡八介が経営する有限会社房総建設（以下「房総建設」という。）振出の手形を用意して後日支払うことを申し出て、太田と長尾もこれを了承した（乙3）。領収証は、亡八介が残額590万円の手形を交付したときに、長尾から亡八介に一括して600万円の領収証を渡すことになった（乙3）。そして、亡八介は、その場で、太田に現金10万円を支払った（乙2）<sup>⑤</sup>。

オ 手形については、亡八介が二日後であれば用意できると話したところ、長尾は、太田が何度も房総まで出向くのは大変だろうということで、一人で手形を取りに行くことを申し出て、太田もこれを了解した。

同年1月16日、亡八介は、一人で訪ねてきた長尾に対して、房総建設振出の手形3通を交付することにより、590万円を支払い、長尾から領収証を受け取った（乙1、乙4の1～乙6の2）<sup>⑥</sup>。なお、乙4の1から乙6の2までの手形の写しは、今回、被告代理人が支払銀行である房総銀行から取り寄せたものであり、支払銀行に手形が保管されていることから、亡八介が残代金590万円を支払った事実は明らかである。

カ 以上の経緯により、亡八介は、太田及び長尾から本件壺を代金600万円で購入受けた。なお、本件壺の売買契約の売主は太田及び長尾の両名を共同売主とするものであるから、両名の合意により両名に全額の代金受領権限があるものと考えられるが、少なくとも、上記の経緯により、長尾が残金を受領することについて太田も了承していた。

<sup>⑤</sup> 前回事業日における丙山裁判官の求釈明（☞対話④【32】）のうち、乙1号証及び乙2号証の取得の経緯を意識した（☞対話⑦【25】）。

<sup>⑥</sup> 前回事業日における丙山裁判官の求釈明（☞対話④【32】）のうち、乙1号証の「1/16 手形3通590万」との付記の趣旨を意識した（☞対話⑦【25】【26】）。

(2) 北条から太田に本件壺の売却権限が授与され、これを原告が容認していたこと

ア 原告の北条に対する授権

(ア) 原告は、北条に対し、本件壺を自己の名で売却処分でき、売買契約が成立したときは本件壺の所有権が直ちに原告から買主に移転する旨の権限を授与したが、北条以外の第三者には同権限を授与していないと主張する。

(イ) しかし、本庄の代表者として美術品の取引に精通していた原告であれば、金融業者の北条が本件壺を自ら販売することは難しいと当然に分かっていたはずであり、太田や長尾のような専門の美術商に販売を委託することを予定していたはずである<sup>⑦</sup>。だからこそ、本件壺を竹丸から搬出したのが北条でなく太田であったにもかかわらず、原告はこれに異議を述べなかった。原告の関心は本件壺の売却代金で債務を返済することであって、誰が売却するかについて原告は関心がなかったと考えるのが自然である。

(ウ) したがって、原告は、北条に対し、本件壺の売却権限を与えたのみならず、北条が第三者に対し同権限を授与することをも容認した。

イ 北条の太田に対する再授権

北条は、令和3年12月頃、美術品の販売を業とする太田に対し、本件壺の売却を依頼し（甲8）、本件壺の売却権限を太田に再授権した。このことは、太田が北条や原告の名を出すことなく本件壺を亡八介に売りに行った事実からも明らかといえる<sup>⑧</sup>。また、太田が、亡八介売買の際、原告のためにする意思を持っていたことも明らかである。

(3) 小括

以上のとおり、亡八介は、本件壺の売却権限を有する太田及び長尾を共同売主として、亡八介売買を締結した。この点について、最高裁判所昭和29年8月24日第三小法廷判決（裁判集民事15号439頁）は、他人の物を自己の物として第三

<sup>⑦</sup> 対話⑦【14】【15】。

<sup>⑧</sup> 対話⑦【15】。

者に売却することにその他人が予め承諾を与えているときは、上記売買は有効であって、売買と同時に買受人たる第三者は目的物の所有権を取得すると判示しているから、亡八介が亡八介売買の締結と同時に原告から本件壺の所有権を取得し、これにより原告がその所有権を喪失したことは明らかである。

## 2 本件壺の即時取得

仮に、太田に本件壺の売却権限が認められないとしても、前述のとおり、亡八介は、本件壺を購入する際、太田と長尾から、本件壺が太田と長尾の二人の物であるとの説明を受け（乙3）、これを信じて売買契約（亡八介売買）を締結したのであるから、亡八介は、即時取得（民法192条）に基づき、本件壺の所有権を取得し、これにより原告はその所有権を喪失した<sup>⑨</sup>。

よって、原告の本件請求には理由がなく、速やかに棄却されるべきである。

以上

---

<sup>⑨</sup> 対話③【30】。答弁書の「第5 被告の主張」における即時取得の主張から進んで、改めて証拠（乙3号証）に基づき、本件壺が太田及び長尾両名の共有であると亡八介が信じたことを主張した。

令和5年(ワ)第2023号 動産引渡請求事件

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

証拠説明書(2) (被告)

令和5年4月17日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士 乙川花子 ㊞

弁  
準  
2

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙3	亡八介の手書きメモ <sup>①</sup>	令和4年 2月頃	里見八介	令和4年1月14日、亡八介が太田と長尾から本件壺を代金600万円で買ったこと。 このとき、亡八介は、「壺は太田と長尾の所有で、高額なので二人で買った」と説明されたこと。
乙4 1	約束手形(支払期日令和4年3月18日)表面写し <sup>②</sup>	令和4年 1月16日～同年 3月頃	(有)房総建設	亡八介が、本件壺の売買代金残金590万円のうち250万円の支払のために(有)房総建設振出の乙4の1、乙4の2の約束手形を交付したこと <sup>③</sup> 。

① 対話①【32】、対話③【23】【24】、対話⑦【23】【24】。また、乙川弁護士の法律相談【4】。

② 対話⑦【25】【26】。乙4号証の1～6号証の2により、亡八介から実際に金銭の支払があったことが立証され(原告としても、亡八介個人が生前、本件壺を占有していた旨主張している。)、亡八介と長尾が太田をだましたとの原告の主張(原告第1準備書面の「第2 事実関係に関する補足」の3項)は採用し難いといえる。

③ 丙山裁判官からは、「売主が法人たる長尾産業ではなく長尾個人でよいのか」という点についても意識して主張をすることが求められていたが(対話①【36】)、この点は、今回書証として提出した乙3号証の手書きメモに加え、今後提出予定の長尾の陳述書(乙7号証・本書206頁)や

	2	約束手形（支払期日令和4年3月18日）裏面写し	原本		(株)長尾産業、畑山博、小山直、(株)美十里銀行	同上
乙5	1	約束手形（支払期日令和4年4月19日）表面写し	原本	令和4年1月16日～同年4月頃	(有)房総建設	亡八介が、本件壺の売買代金残金590万円のうち250万円の支払のために(有)房総建設振出の乙5の1、乙5の2の約束手形を交付したこと。
	2	約束手形（支払期日令和4年4月19日）裏面写し	原本		(株)長尾産業、畑山博、小山直、(株)美十里銀行	
乙6	1	約束手形（支払期日令和4年5月17日）表面写し	原本	令和4年1月16日～同年5月頃	(有)房総建設	亡八介が、本件壺の売買代金残金590万円のうち90万円の支払のために(有)房総建設振出の乙6の1、乙6の2の約束手形を交付したこと。
	2	約束手形（支払期日令和4年5月17日）裏面写し	原本		(株)長尾産業、畑山博、小山直、(株)美十里銀行	

長尾の尋問により明らかにすることになることから、「立証趣旨」においても、領収証等の名義は形式的なものとして捉え、あくまで本件商品の代金支払であることを立証するものとして説明した。なお、振出人についても、房総建設であり亡八介とは別の法主体ではあるが、同社は亡八介のオーナー会社であることなどが確認されていれば、本件では、「亡八介売買」の成否が主要な争点となるとの見立ての下、被告としては、実質的には亡八介による代金支払と評価して問題ないとする。買主と代金の支払者が一致する必要もないから、原告としても、現実に合計600万円という金銭が動いたかどうかという点や、その支払の事実をもって本件売買の成立を裏付けるものと位置付けられるかという点については厳しく分析するであろうが（☞対話⑤【29】）、**金銭の出捐者が亡八介個人か法人である房総建設かについては、実質的な争点とはしない**（本件では、原告が、房総建設と長尾産業といった会社同士の全く別取引の際に振り出された手形であるとして争っているわけではない。）と考えられる（☞対話⑥【10】）。

1 / 1 4 壺一点を長尾氏と太田氏で売却の話で来る……。急ぐに買取れとの事私も急のことでお金もないし、困ってしまった。

長尾氏も金策でなやんでいる様子で、代金を急を要すること。

長尾氏のペースになり、現金10万と手形590万を支払ふことにした。

太田氏は領収証を渡すと云ったが、現金10万は書いてもらったが、太田氏とは取引がないので長尾氏の領収を最後一括でもらふと云うことにした。

1 / 1 6 残金の590万を長尾氏に渡して領収証  
合計の  
¥6,000,000-をもらった。

- ◎ 壺は太田と長尾の所有で、高額なので二人で買ったものだと言っていた。いくらで買ったのかは教えてもらえなかった。  
その時は誰も来ていなかった。(太田、長尾氏以外)

長尾氏の領収を取ったのは長尾氏とは30数年の取引であるから、信用している

- ◎ 一週間程してから太田、北条氏が会えとの事で会った。北条氏は上杉氏の壺であるとの事でしたが私は、上杉、北条氏は知らない。あくまでも長尾氏の信用で、買ったものである。

私は、永らく取引している人か世間で名の通った方しか取引はしません。

(注) 斜体部分は手書き、ゴシック部分はゴム印である。

No. 約束手形 No. AA 10680		美十里銀行 ホnten代164471		房総2901 0557-017	都中銀行本部事務集中センター
金 額		殿		房総 21	美十里銀行 (ホnten)
金 式 百 五 拾 萬 円 也		支 払 期 日 令 和 4 年 3 月 1 8 日		支 払 地 房 総 市	
上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いたします		支 払 場 所 房 総 銀 行 朝 日 支 店		支 払 場 所 房 総 銀 行 朝 日 支 店	
令和 年 月 日	振 出 地 所	集 中	集 他 行	ユ) ボウソウケンセツ	
振 出 人	振 出 人	4. 3. 22	(トナカ)		
房 総 市 朝 日 町 3 0 0 番 地 1	有 限 会 社 房 総 建 設	宮 沢			
	代 表 取 締 役 里 見 八 介				

取 入  
印 紙

乙第4号証の2

(注) 斜体部分は手書き、ゴシック部分はゴム印である。

表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください。	
令和 年 月 日	拒絶証書不要
住所	東京都東区中央町1丁目5番2号
	株式会社長尾産業
	代表取締役 長尾 一郎 (印)
(目的)	
被裏書人	銀行 殿
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください。	
令和 年 月 日	拒絶証書不要
住所	神奈川県横須賀市六松町2-3-4
	畑山 博 (印)
(目的)	
被裏書人	銀行 殿
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください。	
令和 年 月 日	拒絶証書不要
住所	静岡市中宮町2881-5
	小山 直 (印)
(目的)	
被裏書人	取立委任に付 株式会社美十里銀行 殿
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください。	
令和 年 月 日	拒絶証書不要
住所	
(目的)	
被裏書人	銀行 殿
表記金額を受取りました。	
令和 年 月 日	
住所	
	交換 4.3.22 美十里銀行 本店

(注) 斜体部分は手書き、ゴシック部分はゴム印である。

No. 約束手形 No. AA 10681		美十里銀行 ホントン代164472		房総2901 0557-017	房総 21	都中銀行本部事務集中センター
金額		金 貳 百 五 拾 萬 円 也		支払期日 令和4年4月19日	支払地 房総市	美十里銀行(ホントン)
上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いたします				支払場所 房総銀行朝日支店	支払場所 房総銀行朝日支店	
令和 年 月 日	振出地 房総市朝日町300番地1	集中 4.4.19 宮沢	振出所 有限会社房総建設	集 他 行 (トナカ)	集	
振出人	代表取締役 里見八介					ボウソウケンセツ
No. 取入 印紙						

乙第5号証の2

(注) 斜体部分は手書き、ゴシック部分はゴム印である。

表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください。	
令和 年 月 日	拒絶証書不要
住所	東京都東区中央町1丁目5番2号
	株式会社長尾産業
	代表取締役 長尾 一郎 (印)
(目的)	
被裏書人	殿
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください。	
令和 年 月 日	拒絶証書不要
住所	神奈川県横須賀市六松町2-3-4
	畑 山 博 (印)
(目的)	
被裏書人	殿
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください。	
令和 年 月 日	拒絶証書不要
住所	静岡市中宮町2881-5
	小山 直 (印)
(目的)	
被裏書人	取立委任に付 株式会社美十里銀行 殿
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください。	
令和 年 月 日	拒絶証書不要
住所	
(目的)	
被裏書人	殿
表記金額を受取りました。	
令和 年 月 日	
住所	
	交換 4. 4. 19 美十里銀行 本店

(注) 斜体部分は手書き、ゴシック部分はゴム印である。

No. 約束手形 No. AA 10682		美十里銀行 ホnten代164473	
金額	金 九 拾 萬 円 也		
上記金額をあなたはあなたの指図人への約束手形と引替えにお支払いいたします			
令和	年	月	日
振出地	房総市朝日町300番地1		
振出所	有限会社房総建設		
振出人	代表取締役 里見八介 (印)		
No. 約束手形 No. AA 10682		美十里銀行 ホnten代164473	
金額	金 九 拾 萬 円 也		
上記金額をあなたはあなたの指図人への約束手形と引替えにお支払いいたします			
令和	年	月	日
振出地	房総市朝日町300番地1		
振出所	有限会社房総建設		
振出人	代表取締役 里見八介 (印)		

支払期日	令和4年5月17日
支払地	房総市
支払場所	房総銀行朝日支店

房総2901 0557-017	房総 21	都中銀行本部事務集中センター 美十里銀行 (ホnten)
--------------------	----------	---------------------------------

集中 4. 5. 23 宮沢	他行 (トナカ)
----------------------	-------------

ユ) ボウソウケンセツ

乙第6号証の2

(注) 斜体部分は手書き、ゴシック部分はゴム印である。

表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください。	
令和 年 月 日	拒絶証書不要
住所	東京都東区中央町1丁目5番2号
	株式会社長尾産業
	代表取締役 長尾 一郎 (印)
(目的)	
被裏書人	殿
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください。	
令和 年 月 日	拒絶証書不要
住所	神奈川県横須賀市六松町2-3-4
	畑 山 博 (印)
(目的)	
被裏書人	殿
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください。	
令和 年 月 日	拒絶証書不要
住所	静岡市中宮町2881-5
	小山 直 (印)
(目的)	
被裏書人	取立委任に付 株式会社美十里銀行 殿
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください。	
令和 年 月 日	拒絶証書不要
住所	
(目的)	
被裏書人	殿
表記金額を受取りました。	
令和 年 月 日	
住所	
	(印) 交換 4. 5. 23 美十里銀行 本店



## 丙山裁判官と司法修習生BCとの対話（被告準備書面（1）受領後）【対話⑧】

日時 令和5年4月20日（木）

場所 ○○地方裁判所裁判官執務室

出席者 丙山裁判官、司法修習生B、司法修習生C

【1】 丙山 「壺事件」の第2回弁論準備手続期日も近付いてきたので、被告から提出された被告準備書面（1）の検討をしましょう。

【2】 BC はい、お願いします。

### 【求釈明事項への応答内容の確認】

【3】 丙山 第1回弁論準備手続期日では、私から、乙川代理人に対し、同期日当日の意見交換の結果も踏まえて、亡八介売買が成立するに至る具体的な経緯やその法律構成を意識した上で、所有権喪失の抗弁となる具体的な主張をしてもらうよう伝えました（☞対話①【34】）。

### 【北条の権限に関する被告の主張】

【4】 丙山 まず、承継取得の前提となる「北条の権限」について、被告はどのような主張をしていますか。

【5】 C はい、被告代理人は、前回の第1回弁論準備手続期日でのやり取りを踏まえ（☞対話①【13】～【25】）、①権限の性質は、代理権ではなく、本件壺の処分権限であることを明確にした上で、②原告が北条に処分授権した経緯や、北条や太田の職業を根拠とした主張をしています（被告準備書面（1）の「第2 被告の主張」の1項の(2)）。主張立証責任の点を考慮しても、被告の主張として十分だと思います。

### 【「亡八介売買」成立の経緯】

【6】 丙山 次に、「亡八介売買」の成立の経緯については、具体的な主張がされていますか。

【7】 B はい、亡八介売買が成立するに至る具体的な経緯やその法律構成を意識して主張がされています（被告準備書面（1）の「第2 被告の主張」の1項の(1)）。

【8】 丙山 そうですね。被告準備書面（1）のその点の記載は、代金額について合意に至る経緯が具体的に主張され、被告の主張がきちんと

提示された内容となっています。亡八介の打診を受けて長尾が太田とともに里見学園を訪ねた経緯がややはっきりしない点が残るものの、このくらいしっかりストーリーを示してもらえれば、相手方の原告としても、被告の主張に対する認否や反論（自己のストーリーの提示）も、しやすくなるでしょう。

**【書証の吟味】**

- 【9】 丙山 では、被告の主張を裏付ける書証は提出されましたか（☞対話④【36】）。
- 【10】 C 被告主張の亡八介売買の成立を裏付ける書証として、亡八介が手書きしたとする**乙3号証のメモ**が新たに提出されました。第1回口頭弁論期日の段階では、亡八介売買の契約書は見付かっていないというのが乙川代理人の答弁であったことを踏まえると（☞対話⑤【40】、第1回口頭弁論調書）、結局、この乙3号証のメモの信用性が問題となると思います。
- 【11】 丙山 このメモの記載の信用性を吟味する前に、証拠説明書記載どおりに亡八介が作成したものなのか（成立の真正）を確定する必要があります。乙3号証の記載内容からすると、亡八介売買の成立を否認する原告が、乙3号証の成立の真正を争う可能性はありそうですから（☞対話⑥【6】）。
- 【12】 B C なるほど。
- 【13】 丙山 乙3号証の成立の真正が認められる前提で、その信用性を吟味するのにどういった点に着目するとよいでしょうか。
- 【14】 C 乙3号証の**作成経緯**でしょうか。
- 【15】 丙山 そうですね。一般論として、ある書証（文書）の記載の信用性を吟味する場合に、**当該書証（文書）の作成経緯**を踏まえることは鉄則です。この点は、準備書面等で明らかにされていましたか。
- 【16】 C 被告準備書面（1）では、乙3号証の作成経緯については触れられていません（「第2 被告の主張」の1項の(1)参照）。証拠説明書では、乙3号証の作成年月日が「**令和4年2月頃**」とされているのにとどまります。
- 【17】 B 乙3号証の**メモの記載自体**も、その信用性判断に影響すると思いました。メモの末尾の「私は、永らく取引している人か世間で名の通った方しか取引はしません。」という記載が唐突でしたし、

全体を通して読んでも、何らかの紛争が生じてから作成されたものようです。

- 【18】 丙山 お二人のご指摘を合わせると、「令和4年2月頃」に亡八介に乙3号証のメモを書き留めさせる出来事があったということになりそうですね。
- 【19】 B 弁論準備手続期日当日には、乙3号証の作成経緯について、被告代理人に直接尋ねてはどうでしょうか<sup>①</sup>。
- 【20】 丙山 そうしましょう（☞対話㉗【14】）。

#### 【予想される立証方針の確認】

- 【21】 丙山 ほかに、亡八介売買の成立の経緯の主張を裏付けるような書証はありましたか。
- 【22】 C 被告準備書面に記載されたような具体的な日時や金額を踏まえたやり取りは、書証としては提出されていません。
- 【23】 丙山 そうであれば、被告がどのような立証方針を予定しているのか、次回弁論準備手続期日で確認することにしましょう。

#### 【亡八介から長尾への金銭の授受】

- 【24】 丙山 次に、亡八介から長尾への金銭の授受について、被告から立証が補強されましたか（☞対話㉘【36】【38】）。
- 【25】 B はい、乙4号証の1～乙6号証の2の手形の写しが提出され、その取得過程についても、「被告代理人が支払銀行である房総銀行から取り寄せたもの」とされています（被告準備書面（1）の「第2 被告の主張」の1項の(1)オ）。
- 【26】 丙山 手形の文面上、いずれも、本件の関係者以外の者に裏書譲渡されていることも踏まえると、亡八介から長尾産業に額面どおりの金銭の支払があったと考えてよさそうですね（☞対話㉗【10】）。しかし、各手形の記載や被告準備書面（1）の主張からは、長尾産業ではなく長尾個人への支払であることまではなお不透明です（☞対話㉘【36】）。この点は、原告の言い分や被告の立証予定も見ながら検討していくほかなさそうですね。
- また、仮に長尾個人への金銭の授受であったとしても、これが亡八介の代金支払債務の有効な弁済といえるかは、別途検討する必

<sup>①</sup> IT ツール（チャット機能）を用いて期日前に、「期日では、乙3号証の作成経緯を尋ねる予定である」旨を乙川弁護士（被告代理人）に連絡しておくことも考えられる。

要はあります（☞対話㊥【29】【30】）。

#### 【次回期日の進行予定】

- 【27】 B 以上のような検討を前提として、次回期日当日においては、原告側には、被告準備書面（1）に対して反論を求めるということになるのでしょうか。
- 【28】 丙山 そうですね。被告の主張はかなり具体的で、被告代理人には**期日**で示してきたこちらの意図がしっかり伝わっていたのだと思います（☞対話㊦【31】【47】、対話㊧【38】）。原告としても、十分反論できる内容となっていますので、被告の立証方針を期日で確認し、その立証方針等も三者で共有した上で、原告に具体的な反論を求めようと考えています。
- そうすると、原告から提出してもらった準備書面の主張に対し、被告の反論があれば、第3回弁論準備手続期日までに準備書面で提出してもらおうという進行予定も変更する必要はなさそうです（☞対話㊦【49】）。
- では、被告準備書面（1）の検討は、この程度としておきましようか。
- 【29】 B C はい。

## 第2回弁論準備手続期日のやり取り【対話㉗】

日時 令和5年4月24日（月）午後2時～2時15分

場所 ウェブ会議（〇〇地方裁判所民事第〇部弁論準備手続室）

裁判官 丙山裁判官 裁判所書記官 丁野書記官

原告 甲野代理人

被告 乙川代理人

- [1] 丙山 では始めます。被告からは、予定期限どおり被告準備書面（1）が提出されています。
- [2] 乙川 はい、被告準備書面（1）を陳述します。前日期日で丙山裁判官からご指摘のあった、亡八介売買の売主については、太田と長尾個人の両名となります（対話㉖【36】）。
- [3] 丙山 乙3号証は原本で提出し、それ以外の書証は、写しを原本として提出する予定ということですね<sup>①</sup>。
- [4] 乙川 はい。
- [5] 丙山 原告は、これらの書証のうち、原本の存在や成立を争う予定のものがありますか。
- [6] 甲野 乙4号証の1～乙6号証の2は、それ自体の成立と、各原本の存在及び成立について、いずれも争う予定はありません。乙3号証は、亡八介本人が作成したのかどうか分かりませんので、現時点では、認否を留保します。

### 【前日期日で相手方から提出を求められた書証の確認】【亡八介売買に関連性のある間接事実の認否】

- [7] 丙山 前日期日で甲野代理人から提出の求めのあった、亡八介から長尾への金銭の授受の事実を証する証拠が乙4号証の1～乙6号証の2ですね（対話㉖【36】）。
- [8] 乙川 そのとおりです。
- [9] 丙山 甲野代理人、亡八介から長尾に590万円が支払われたことについては、なお争いますか。
- [10] 甲野 被裏書人への決済もされているようですので、亡八介から長尾産業に590万円が支払われたこと自体は認めますが、これが長尾

<sup>①</sup> 「起案の手引」75頁、「事例で考える」54頁参照。

個人への支払とする点は争います（☞対話⑧【26】）。

【11】 丙山 では、その点は調書に残しておきます。

【12】 甲野 構いません。

【13】 丁野 了解です（☞第2回弁論準備手続調書）。

#### 【被告の書証の位置付け】

【14】 丙山 では、乙川代理人、成立の認否が留保された乙3号証の手書きメモについて、その作成経緯を補足して説明していただけますか（☞対話⑧【19】【20】）。

【15】 乙川 亡八介が北条及び太田から本件壺の返却を求められて令和4年1月下旬に両名と面談した直後に、本件壺の買取りに関する記憶を再確認するため、亡八介自ら書き残したものです。被告としては、このメモの記載内容自体から、亡八介以外に作成できる者はいないことは明白と考えます。

【16】 丙山 甲野代理人、その点はいかがでしょうか。

【17】 甲野 検討します。

#### 【立証方法に関する求釈明】【争点整理のための心証開示】

【18】 丙山 被告準備書面（1）については、太田及び長尾が本件壺を亡八介に売却する経緯が具体的に記載されており、被告側で把握し得る事実関係をはっきり提示していただいたように思います（☞対話⑧【28】）。

ただ、この具体的な経緯については、現時点で提出されている書証によって全て裏付けられるわけではないようですので、人証による立証をお考えということでしょうか（☞対話⑧【26】）。

【19】 乙川 亡八介売買を証する書証としては、今回提出した亡八介作成のメモ（乙3）が重要だと考えていますが、ほかには、**長尾の陳述書**を提出するとともに、**長尾について人証の申出**をするつもりです。

#### 【間接事実に対する認否・反論の促し】

【20】 丙山 被告準備書面（1）で主張された亡八介売買に至る経緯は、亡八介売買の成否を考えるに当たって重要な間接事実の一つとなるものですので、原告は、**間接事実レベルの主張についてもきちんと認否**していただき、否認する場合には、原告から見た事実関係を具体的に提示する形で反論してください（☞対話⑧【28】）。

- 【21】 甲野 はい、必要に応じて、太田からも改めて事実関係を確認し、被告の主張のうち否認するものについては、具体的な事実関係を示して反論します。
- 【22】 丙山 また、北条の権限の範囲についても、被告準備書面（1）の「第2 被告の主張」の1項の(2)アの「原告の北条に対する授権」の主張により、被告の主張が明確になりました。この点について、原告で反論があれば、次回に提出していただく予定の準備書面で反論していただき、次回弁論準備手続期日で議論しましょう。
- 【23】 甲野 北条の権限についても、必要な反論はしたいと思います。

**【次回期日までの進行の確認】**

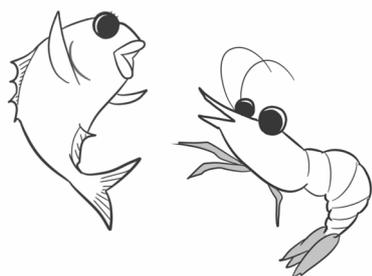
- 【24】 丙山 では、次回の第3回弁論準備手続期日までの進行を確認したいと思います。次回期日までに、原告から、北条の権限及び亡八介売買に至る経緯に関する被告の主張に対し、具体的な反論を記載した準備書面を提出してもらい、その原告の主張について、被告において必要があれば、再反論を記載した準備書面の提出をお願いします。
- 第3回弁論準備手続期日当日には、準備書面の内容を踏まえて、争いのある主要事実を確認し、同期日までに現れた重要な間接事実の立証状況についても認識を共有して、**今後の立証の見込み**も踏まえて、そのうち**中心的な争点**について三者で認識を共通にしたいと考えています。
- 【25】 双方 分かりました。
- 【26】 丙山 では、原告が準備書面を提出できる時期を確認させてください。
- 【27】 甲野 先ほど述べたとおり、太田から改めて事情聴取をしたいので、念のため、通常どおり、提出までに1か月の期間を頂きたいと思います。
- 【28】 丙山 分かりました。では、原告準備書面の提出期限としては5月24日とし、次回の弁論準備手続期日を6月1日午後2時に指定します。被告において、原告準備書面に準備書面で反論する必要があると考える場合には、5月30日までにご提出ください。
- 【29】 乙川 分かりました。



以上のやり取りが、第2回弁論準備手続調書に反映されている。

**【設題】**

本期日における丙山裁判官の訴訟指揮（☞本対話【9】【14】【18】【20】）について、どのように考えるか。



## 第 2 回 弁 論 準 備 手 続 調 書

事 件 の 表 示 令和 5 年（ワ）第 2 0 2 3 号  
 期 日 令和 5 年 4 月 2 4 日 午後 2 時 0 0 分  
 場 所 等 ○○地方裁判所民事第○部準備手続室  
 （ウェブ会議の方法による）

裁 判 官 丙 山 次 郎  
 裁 判 所 書 記 官 丁 野 三 郎  
 出 頭 した 当 事 者 等 原 告 代 理 人 甲 野 太 郎  
 （原告代理人事務所）  
 被 告 両 名 代 理 人 乙 川 花 子  
 （被告両名代理人事務所）  
 （通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために適切なものであることを確認した。）

指 定 期 日 令和 5 年 6 月 1 日 午後 2 時 0 0 分  
 当 事 者 の 陳 述 等

原 告

- 1 亡八介から長尾産業に 5 9 0 万円が支払われたことは認めるが、これが長尾個人への支払であるとする点は争う<sup>①</sup>。
- 2 令和 5 年 5 月 2 4 日までに、被告準備書面（1）に対する認否反論を記載した準備書面を提出する<sup>②</sup>。

被 告 両 名

- 1 準備書面（1）陳述
- 2 原告の提出する準備書面に反論がある場合には、令和 5 年 5 月 3 0 日までに、その反論を記載した準備書面を提出する<sup>③</sup>。

裁判所書記官 丁 野 三 郎 ㊟

① 対話㊟【10】～【13】。

② 対話㊟【20】【28】。

③ 対話㊟【24】【28】。

【ブロック・ダイアグラム〔第2回弁論準備手続期日終了時点のもの〕】

XのY貴子に対する請求の訴訟物：所有権に基づく返還請求権としての動産引渡請求権 1個

請求原因

あ	Xもと所有	○
い	Y貴子占有	○

抗弁1－所有権喪失  
(承継取得)

カ	太田・長尾→亡八介 本件壺 売買
キ	X→北条 カ・クに先立つ授權 (再授權の許諾あり)
ク	北条→太田 カに先立つ授權
ケ	太田 カの際 Xの ためにする意思あり

抗弁2－所有権喪失  
(即時取得)

コ	太田・長尾→亡八介 本件壺 売買
サ	太田・長尾→亡八介 コの売買に基づき 本件壺の簡易引渡し

(注)  
「○」は、自白を意味する。

※XのYゆかりに対する請求についても同様（省略）

## 第4 第3回弁論準備手続期日まで



## 甲野弁護士と司法修習生 A との対話（第 2 回弁論準備手続き期日後）【対話⑨】

日 時 令和 5 年 5 月 1 日（月）

場 所 甲野法律事務所

出席者 甲野弁護士、司法修習生 A

- 【1】 甲野 「壺事件」について、Aさんに被告準備書面（1）を踏まえて、原告第2準備書面の起案をお願いしていましたね。検討の状況はいかがでしょうか。
- 【2】 A しっかり記録を読み込んでいますが、法律構成や主張立証の方針について検討することがたくさんある事件だと感じています。
- 【3】 甲野 では、まず、被告の主張を整理すると、亡八介はどのようにして本件壺を取得したとされていますか。

### 【亡八介売買に至る経緯】

- 【4】 A 被告準備書面（1）では、まず、本件壺の承継取得として、太田及び長尾の両名と亡八介の売買の事実関係が詳細に主張されています。
- そのうち、特に、**太田及び長尾が亡八介に「本件壺は太田と長尾が両名で買ったもので両名の所有である」と説明した**としている点（被告準備書面（1）の「第2 被告の主張」の1項の(1)ア、同2項）が、太田から聴取した事実関係とは異なります（☞原告側の調査（第1回口頭弁論期日後）【3】）。
- 【5】 甲野 そうですね。その点は反論すべきポイントとなります。ほかには何があるでしょうか。

### 【売買代金額の意思の合致に対する反論】

- 【6】 A それから、本件壺の代金について、「**亡八介が出せる金額は600万円が限度である**と言ったため、最終的には太田も断念し、代金額を600万円とすることで話がまとまった。このとき、長尾だけでなく、太田も間違いなく、代金額を600万円とすることを了解し」という主張がされています（被告準備書面（1）の「第2 被告の主張」の1項の(1)ウ）。この点も、太田から聴取した事実関係と異なります。
- 【7】 甲野 そうですね。本件壺の代金額について太田がどのように認識して

いたのか詳しく事情を確認しておいてよかったですね。そのような言い分の食い違いからしても、本件では、**被告の主張する亡八介売買の成否が最も重要な論点となりそう**ですから。

#### 【太田が受領した現金の趣旨】

- 【8】 A それから、代金の支払ですが、**亡八介が作成したとする手書きメモ（乙3）**によれば、取りあえず手元にある現金から10万円を支払い、残額の590万円は房総建設振出の手形を用意して後日支払うことを申し出て、太田と長尾もこれを了承した、とされています。現金10万円については、**太田が領収したという文書（乙2）**も証拠として既に提出されています。亡八介売買が成立していないとするならば、**太田はどういう趣旨でこの10万円を受領したのか、**気になるところです。
- 【9】 甲野 その点は亡八介売買の成立を争う当方からすれば**不利な事情**になるかもしれませんから、太田から聴取した事情を踏まえて、よく検討しましょう。乙3号証については、前日期日で認否を留保しましたが（☞対話⑦【6】）、その成立を認めるべき他の証拠もないので、原告の立場としては、**不知とすべき**でしょう。
- 【10】 A 被告主張の亡八介売買が成立していないことについては、次の準備書面で、**間接事実の意味付け**などをきちんと考えた上でこちらの主張を整理したいと思います。

#### 【売買に関する授権に対する反論】

- 【11】 甲野 原告から北条に対する授権の関係ではどのような点に反論する必要がありますか。
- 【12】 A 太田は美術商なので、原告は、北条に対し、本件壺の売却権限を与えたのみならず、金融業者である北条が美術品売却のために第三者に対し同権限を授与することを容認していたという主張がされていますが（被告準備書面（1）の「第2 被告の主張」の1項の(2)ア（ウ））、職業だけでそのようにいえるとは限りません。とはいえ、太田からの事情聴取によれば、**太田は、北条の単なる使者として行動していたのではなく、自分の名義で本件壺を亡八介に売却しようとしていた**と考えられますし、そのような太田の行動は、少なくとも北条の承諾の下でなされたことは明らかであるので、北条から太田への再授権の事実（被告準備書面（1）

の「第2 被告の主張」の1項の(2)イ参照)はあったと考えるのが合理的なように思えます。再授権の事実を認めざるを得ないとすると、こちらとしては、**北条から太田への再授権を原告が容認したことはないことをしっかりと反論する必要があります。**

- 【13】 甲野 よく検討されています。とはいえ、原告が北条に授権した経緯や北条の職業を考えると、**今後の見通し**としては、北条から太田への再授権について原告が容認していたか否かの点だけで勝負するのはなかなか苦しいかもしれないことは、念頭に置いておいてよいと思います。
- 【14】 A 確かに、被告から指摘を受けていることですが（被告準備書面（1）の「第2 被告の主張」の1項の(2)ア（イ））、太田が竹丸から本件壺を搬出していることは気になります。全く権限のない者に竹丸が渡したとも思えませんので、原告は、遅くとも太田が本件壺を竹丸から搬出する時点では、太田が本件壺を売却することを容認していたのではないのでしょうか（☞対話⑥【24】、対話④【23】）。もしそうだとすれば、甲野先生が示唆するとおり、北条から太田への再授権を原告が容認していなかったという主張を維持することは難しいように思えるのですが。
- 【15】 甲野 太田が竹丸から本件壺を搬出した点も、原告にとっては**不利な事情**であり、原告から改めて詳しく事情を聴取した上で丁寧に反論する必要がありますね。原告から既に聴取した結果では、原告としては、本件壺の処分権限を北条に授権したにとどまり、竹丸から太田が本件壺を搬出したことはその当時聞いておらず、北条と太田が勝手にやったことであって、北条から太田への再授権を承諾したことはないということでしたね（☞甲野弁護士の法律相談【10】）。その言い分自体が不合理とはいえませんし、原告はそのような認識で弁護士に依頼しているのですから、その言い分に基づく主張を安易に撤回すべきではありません。被告の主張する、太田及び長尾を共同売主とする亡八介売買の成否が「主戦場」にはなりそうですが（☞本対話【7】）、原告が北条以外の第三者による売却を承諾したことはないと述べている以上、太田にも長尾にも本件壺を売却する権限はないので、仮に亡八介売買が成立したとしても**無権利者である太田が亡八介に売買をしたにすぎない**

いという主張は維持しておきたいですね。

【16】 A 分かりました。

#### 【即時取得に対する反論】

【17】 甲野 即時取得の主張にはどのように反論しますか。

【18】 A 検討中ですが、そもそも太田及び長尾と亡八介との売買は、代金額の合意がないので、売買契約自体が成立していないという構成で考えています。

【19】 甲野 その点について、被告は、太田及び長尾を共同売主とする売買を主張していますが、亡八介が太田のみを売主として売買したとしても、即時取得は成立してしまうのではないかと考えられます。原告の立場からは、**太田のみを売主とする売買も成立していないことを示す必要がある**ことは検討してみてください。

【20】 A 分かりました。検討します。

#### 【裁判官から主張の撤回を求められた場合の対応】

【21】 甲野 ところで、訴訟手続の途中で裁判所（裁判官）がその時点での心証を基に争点整理を行い、当事者に対して主張の撤回を求めることもあります。無条件に応じる必要はありませんし、そうすべきでもありません。一方で、結論をほとんど左右しない点にこだわって争点を拡散させるのも、結果的に裁判所（裁判官）に不利な心証を持たれかねません。要するに、弁護士は依頼者の利益を最大限に追求する責務があり、専門家として必要であると考えた法的主張を、依頼者に説明できないような理由で無条件に撤回することはあってはなりません（☞本対話【15】）。

#### 【亡八介売買が認められると仮定した場合の原告の対応の検討】

【22】 A よく分かりました。

ところで、原告としては、亡八介売買が成立したと認定される場合に備えて対応を考えておく必要はないでしょうか。

【23】 甲野 **再抗弁の検討**ということになりますね。一般論としては、ご指摘のとおりだと思います。Aさんとしては、本件で具体的にどのようなことを考えたのですか。

【24】 A 被告主張のとおり、太田及び長尾を共同売主とする亡八介売買が成立したとする場合、即時取得の主張（被告準備書面（1）の「第2 被告の主張」の2項）に対する反論が必要となります。また、

共有物の共同売主の代金債権は分割債権となるという考え方<sup>①</sup>を前提にすれば、長尾には自己の債権部分を超える290万円については受領権限がなく、この部分につき未だ代金の支払がないとして、**亡八介売買の債務不履行解除**(民法541条)を主張し、解除の効果としての原状回復請求権を根拠に本件壺の引渡しを求めることも考えられるのではないのでしょうか。

- 【25】 甲野** 今の指摘はしっかり検討しておく必要がありますね。しかし、更によく考えると、**①被告主張の亡八介売買が成立した場合には**、太田分の債権の受領権限は長尾にはなかったとしても、解除権の不可分性(民法544条1項)から、長尾の協力を得て解除するというのは事実上難しいのではないのでしょうか。また、**②長尾の代金の受領権限についても**、「共有物を売却する場合などは、売却するには、全共有者の同意を要するのだから(民法251条)、代金債権が共有持分に依じて分割債権となるのではなく、売買当事者間に代金を一括して請求し、一括して弁済する特約が存在すると認めるべき場合が多い」という有力な見解<sup>②</sup>もあり、太田及び長尾との共同売買が成立したと裁判所に認定されれば、そのような特約も併せて認定される可能性が高いように思います。そうすると、やはり、債務不履行解除の再抗弁の主張を出すのは控え、先ほど検討したとおり(☞本対話【7】)、亡八介売買は成立していないことを説得的に主張するという方針を基本に据えて準備書面を作成しましょう。
- 【26】 A** 分かりました。**【北条が太田に送った通知書(甲9号証)】と【太田からの回答書(甲10号証)】**も使って(☞対話⑤【33】)、証拠に基づいた説得的な主張となるよう心掛けたいと思います。

<sup>①</sup> 例えば、我妻榮・有泉亨・清水誠・田山輝明「我妻・有泉コンメンタール民法 総則・物権・債権第8版」(日本評論社、2022年)871頁。

<sup>②</sup> 我妻榮「債権総論」(岩波書店、1964年)388頁。



甲野弁護士は、司法修習生 A から受け取った起案に所要の修正を施して、○  
○地方裁判所に対し、書証（北条が太田に送った通知書・甲 9 号証、太田からの回答書・甲 1 0 号証）及び証拠説明書（3）（原告）とともに原告第 2 準備書面を提出した（☞対話⑤【33】【34】）。

**【設題】**

争点整理手続において裁判官から主張の撤回を求められた場合、訴訟代理人としてどのような対応を取るべきか（☞本対話【21】）。

令和5年(ワ)第2023号 動産引渡請求事件

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

## 原告第2準備書面

令和5年5月24日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 ⑩

頭書事件につき、原告は、被告準備書面(1)の「第2 被告の主張」に対し、以下のとおり認否及び反論する。

第1 「1 本件壺の承継取得」について

1 柱書は、否認する。

太田及び長尾はいずれも本件壺の売却権限を有していない。また、太田及び長尾と亡八介の間で本件壺について売買契約も成立していない。

2 「(1) 本件壺の売買契約(亡八介売買)の締結」について

(1) 「ア」段落

第1文は不知、第2文は否認し、第3文及び第4文は認める<sup>①</sup>。

亡八介との売買交渉に当たり、長尾は買主となる亡八介の紹介者の立場にとど

---

<sup>①</sup> 亡八介売買の経緯に関する具体的な主張が被告からなされたことを受け、同売買の成否が「主戦場」との認識の下(☞対話⑨【15】)、**間接事実レベルの主張にも丁寧な認否**を心掛けた(☞対話⑭【20】【21】)。

まり、太田及び長尾は、亡八介に対し、本件壺の所有者は太田であると説明した<sup>②</sup>。被告は、乙3号証を根拠として、太田と長尾が亡八介に対して「本件壺は太田と長尾の両名の所有である」との説明を受けたと主張するが、乙3号証の手書きのメモは、作成者が誰か文面上明らかでなく、その成立の真正については不知<sup>③</sup>。仮に亡八介の作成によるものであったとしても、作成時期も明らかでないし、「一週間程してから太田、北条氏が会えとの事で会った。北条氏は上杉氏の壺であるとの事でしたが（略）」という記載内容に照らせば、被告が主張する売買契約（亡八介売買）の成立後、太田らからのクレームを受けてから、亡八介の一方的な認識を記載したにすぎず、証明力に乏しい<sup>④</sup>。

(2) 「イ」段落

上記アの帰り道に太田が金額について考え直すこととしたことは認め、その余は否認する<sup>⑤</sup>。太田は、少なくとも代金は750万円以上と認識しており、600万円まで減額することは考えていなかった（甲10）。

(3) 「ウ」段落

太田及び長尾が同年1月14日、再び里見学園を訪れ、亡八介に対して本件壺の購入を打診したことは認め、その余は否認する。後記第3の1(2)で主張するとおり、太田は本件壺を750万円で売却する認識であったのに対し、亡八介は600万円であれば購入する意思があったにとどまり、代金額に関する合意を欠き、売買契約は成立していない（甲10）。

(4) 「エ」段落

太田が亡八介から現金10万円を受領したことは認めるが、その意味付け及びその余の事実は否認する。前記のとおり、太田及び長尾と亡八介の間では代金

<sup>②</sup> 対話⑨【4】【5】。

<sup>③</sup> 対話⑩【6】、対話⑨【8】【9】。

<sup>④</sup> 被告がその立場から重要な証拠として位置付けているように考えられる乙3号証の信用性についても、明示的に反論を加えた。

<sup>⑤</sup> ここも、太田からの事情聴取結果や手持ちの証拠（甲9、甲10）との整合性に照らして、認めるべき事実は認め、争うべき事実は争うということを意識している（対話⑤【27】、対話⑨【6】【7】）。

額について合意していないから、そもそも売買契約は成立しておらず、当然にその支払方法についても了解していない（甲10）。

(5) 「オ」段落

第1段落のうち、太田が、長尾単独で亡八介から手形を受領することを了解したという事実は否認し、その余は不知。第2段落は認める。前記のとおり、太田は、代金額にもその支払方法にも合意しておらず、長尾が手形を単独で取りに行くことも了解したことはない（甲10）<sup>⑥</sup>。

(6) 「カ」段落

事実は否認し、主張は争う。

3 「(2) 北条から太田に本件壺の売却権限が授与され、これを原告が容認していたこと」について

(1) 「ア 原告の北条に対する授権」について

ア 「(ア)」段落

原告の主張の要約であり、認否の限りでない。

イ 「(イ)」段落

いずれも否認する。原告が本件壺の売却権限を授与したのは北条だけである。

ウ 「(ウ)」段落

前項のとおり、否認する。

(2) 「イ 北条の太田に対する再授権」について

認める<sup>⑦</sup>。ただし、北条から太田に対する売却の依頼について、原告は承諾していなかったことは、前記のとおりである。

4 「(3) 小括」について

被告の示す最高裁判所昭和29年8月24日第三小法廷判決（裁判集民事15号4

<sup>⑥</sup> 「長尾が手形を単独で取りに行くことも了解したことはない」との主張は、太田が600万円という代金額では合意していないとの主張を裏付けるためのものであって、もちろん、亡八介売買が成立していることを前提に代金の一括弁済の特約はなかったという趣旨（☞対話⑨【25】）ではない。

<sup>⑦</sup> ☞対話⑨【12】。

39頁)が存在することは認め、同判決の内容は争わないが、その余は否認する。

原告は、北条に対し、北条の物として第三者に売却することの承諾を与えたのであり、北条以外の者が売却することの承諾を与えていない。よって、太田は本件壺の売却権限を有しておらず、被告が主張するように太田及び長尾から亡八介が本件壺を買ったとしても、亡八介がその所有権を取得することはない<sup>⑧</sup>。

## 第2 「2 本件壺の即時取得」について

事実は否認し、主張は争う。

太田及び長尾と亡八介の間に本件壺の売買契約は成立しておらず、仮に契約が成立するとしても、亡八介には、本件壺が太田と長尾のいずれの所有でもなく両名の共有でもないことについて、悪意又は有過失が認められるから、亡八介が即時取得（民法192条）によって本件壺の所有権を取得することはない<sup>⑨</sup>。

## 第3 原告の主張

### 1 亡八介は本件壺を承継取得していないこと

#### (1) 太田及び長尾は本件壺について売却する権限を有していないこと<sup>⑩</sup>

甲3号証の預り証の記載から明らかなおり、原告は北条が北条の所有品として売ることを承諾したのであって、北条以外の人物に売却権限を与えていないし、北条に対して第三者に売却権限を付与する権限も与えていない。竹丸から太田が本件壺を搬出したことは、原告の知らないところで無断で行われたものであって、

<sup>⑧</sup> 無権利者と取引をしても権利は移転しないという主張である（☞対話⑨【15】）。

<sup>⑨</sup> 司法修習生Aとの対話では、「太田のみを売主とする売買も成立していないこと」を主張するかどうかを検討すべき点としたが（☞対話⑨【19】）、被告は、太田及び長尾を共同売主とする「亡八介売買」以外の売買が成立したとの主張は何らしていない以上、被告の主張していない売買に関する主張を原告の側からあえて主張するのは得策ではないと考えた。むしろ、即時取得の抗弁に対しては、悪意又は有過失の再抗弁の主張で対応することとした（☞対話⑨【23】以下）。

<sup>⑩</sup> ☞対話⑨【15】。

原告が太田の搬出を了解していたことを意味しない<sup>⑩</sup>。

被告は、原告の関心は本件壺の売却代金で債務を返済することであって、誰が売却するかについて原告は関心がなかったと主張するが、誤りである。本庄は、北条に対して約2000万円の債務を負っており、原告は、その債務の返済のために北条に本件壺の売却を任せたのである。当然その意図は、北条であれば北条自身の債権約2000万円を回収できる程度の金額で売却しようとするであろうことが期待できたことにある（なお、訴状で述べたとおり、本件壺は室町堂が2500万円で購入したものを原告が3000万円で買い取ったものであり、同額程度での売却が期待できた品物である。）。本件壺の売却代金によって本庄の債務の圧縮を図ろうとしていた原告が、誰が幾らで売ってもよい、などという意思で北条に売却権限を付与するはずはない。

民法は、復代理について「委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。」（民法104条）とし、復委任について「受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。」（民法644条の2第1項）とするように、復代理、復委任については、本人の許諾又はやむを得ない事由があるときに限り認められるものと明確に定めている<sup>⑪</sup>。

本件で、原告は、北条以外の第三者である太田や長尾により売却がなされることについて一切承知していなかったし、北条からも、太田や長尾による売却について、一切相談も許諾の依頼も受けていないのであり、原告において、明示黙示を問わず、北条の太田への権限付与を許諾した事実はない。また、本件では、これに代わる「やむを得ない事由」も一切存在しない。

<sup>⑩</sup> この点は、司法修習生Aのような捉え方（☞対話⑨【14】）もあることを前提にしつつ、原告の言い分（☞甲野弁護士の法律相談【10】、対話⑨【15】）。さらに、本準備書面の作成に当たり、改めて原告の言い分を確認している。）に基づき、原告として反論を展開した。

<sup>⑪</sup> 原告の主張を法律論に落とし込むことにより、裁判官及び相手方に対して、法的に何が問題となるかを明示し、争点を拡散させないことを意識した。

このようなことからすれば、原告が北条に授与した売却権限は、あくまで北条に限定されたものであって、太田や長尾に売却権限があるなどということはおよそあり得ないというべきである。

(2) 太田及び長尾と亡八介の間で売買は成立していないこと<sup>⑬</sup>

ア ところが、原告第1準備書面にも述べたとおり、北条は、原告に無断で、本件壺の売却を太田に依頼したようであり、太田は、令和3年12月10日、竹丸を訪問し、北条から頼まれて本件壺を受け取りにきた旨説明し、持ち出してしまった(甲8)<sup>⑭</sup>。

イ その後、太田は、同じく美術商である長尾の紹介を受け、令和4年1月12日又は13日頃、長尾とともに亡八介の経営する里見学園を訪問し、本件壺の買取りを交渉した。太田及び長尾は、亡八介に対し、本件壺は太田の所有物であることや里見学園の玄関に装飾品として飾れば見栄えがすることなどを説明し、800万円での買取りを提案した。対して、亡八介は金額が高すぎると難色を示したため、太田及び長尾は、亡八介の購入意欲を高めるべく、本件壺を亡八介に預け、同日の交渉は一旦中断させた。

太田及び長尾は、同月14日、再び里見学園を訪れ、亡八介との価格交渉に及んだ。その結果、太田としては、代金額を750万円とすることでほぼ代金額は合致したと認識し、同月27日に改めて面談し売買代金の確定と同時にその支払を受けるものと考えた。ところが、亡八介としては、600万円であれば購入する意思であったから、最終的な代金額の合意には至っておらず、売買契約は成立していない。

太田が、同月14日、亡八介から10万円を受領した(乙2)のは、契約成

<sup>⑬</sup> 本準備書面としては、亡八介売買が成立していないことを具体的に反論することが最重要の目的となるので(☞対話⑨【7】【15】)、力を入れた(☞対話⑩【21】)。

<sup>⑭</sup> 甲8号証も、あくまで太田が竹丸宛てに出した文書であり、太田の本件壺の搬出を巡り竹丸と原告との間で何らかのやり取りがあったことを裏付けるものではない。

立が見込まれたことから、予約金又は申込金としての意味合いで受領したにすぎない<sup>⑮</sup>。また、太田は、同月17日頃、北条に対し、本件壺の売却の目途が立ったことを伝えたが（甲9）、あくまで「とりあえず代金は750万円となり」という説明にあるとおり、契約成立の見込みがあることを伝えたにとどまるし、同月27日に最終的な合意や決済が予定されていることを中間報告として伝えたものである（甲10）<sup>⑯</sup>。

ウ ところがその後、長尾と連絡が取れなくなった太田が不審に思って亡八介に連絡したところ、亡八介は、代金は600万円であり、同代金の残金は長尾に支払ったと言い出した。なお、長尾の経営する株式会社長尾産業（以下「長尾産業」という。）は令和4年1月下旬に手形不渡りを出して倒産しているところ、亡八介の支払った残代金は全額長尾産業が流用し、太田には一切支払われていない（以上につき、甲10）。

なお、前定期日で述べたとおり、亡八介から長尾産業に590万円が支払われたことは認めるが、これが長尾個人への支払であるとする点は争う。手形（乙4の1～6の2）の記載どおり、この590万円は長尾産業に支払われたものであり、本件壺の売買契約の成立を裏付けるものではない。

エ 以上の事実からすれば、太田及び長尾と亡八介間とのでは本件壺の売買代金の合意に至っておらず、売買契約は成立していない。よって、亡八介が本件壺の所有権を承継取得することはない。

## 2 即時取得も認められないこと

（1） 前項で述べたとおり、被告の主張する売主である太田及び長尾と買主である亡八介との間で代金額の合意には至っていないから、本件壺の売買契約は成立

<sup>⑮</sup> 対話⑨【8】【9】。今後、太田の陳述書（後の甲11号証・本書202頁）や同人の尋問に基づき反論していくことになる。

<sup>⑯</sup> 今回証拠として提出することとした甲9号証及び甲10号証に基づいて具体的な反論を展開することに努めた。

していない。

- (2) 仮に売買契約の成立が認められたとしても、亡八介は、本件壺が太田及び長尾の共有であると信じていなかったか、以下の各事実に照らせば、少なくとも、共有であると信じたことについて過失が認められることは明らかである<sup>⑰</sup>。

ア 本件壺の売買価額が適正価額とはいいい難いこと

本件壺は室町堂が2500万円、原告が3000万円で購入した美術品であり、本件壺の売買契約がされたと被告の主張する令和4年1月14日当時においても、本件壺の価額は2500万円を下らなかったと推認できる。それにもかかわらず、被告はその4分の1から5分の1程度で購入したと主張している。そうすると、上記売買契約の代金額600万円は、売買契約当時における本件壺の時価からの乖離が甚だしく、およそ適正価額での取引とはいいい難い。

イ 太田及び長尾に対して持分割合等を確認していないこと

また、動産の共有は一般的とはいえず、本件壺の売買契約が成立したとする令和4年1月14日までの交渉過程においても、太田及び長尾の持分割合、売買代金の配分及び代金の受領権限などが確認された形跡もない。買主とすれば、当該取引により確実にその所有権を取得できるのか否かや、代金支払の有無や額について後日無用な紛争が生じないかなど、強い関心を有するはずであるのに、亡八介において、このような問題意識が持たれた様子は見取れない。

#### 第4 結語

以上のおりであるから、いずれの点からも、亡八介が本件壺の所有権を取得することはなく、原告がその所有権を喪失することはない。本件壺は、真の所有者たる原告に速やかに返還されるべきである。

以 上

<sup>⑰</sup> 対話⑨【23】以下。

令和5年(ワ)第2023号 動産引渡請求事件

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

証拠説明書(3) (原告) ①

令和5年5月24日

〇〇地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 ②

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲9	通知書	写し	令和4年 2月4日	北条浩	北条が太田に対し、本件壺の売却を依頼したこと。 太田は北条に対し、本件壺の売却の目途が立ったと報告した後その代金を引き渡していないこと。
甲10	回答書 <sup>②</sup>	写し	令和4年 3月2日	太田雄二	甲9に対する太田から北条に対する回答書。 太田は、長尾から亡八介の紹介を受け、令和4年1月12日又は13日頃、亡八介に本件壺を売却するために往訪したが、代金額の合意に至らなかったこと。 亡八介は、代金は600万円でありそれを長尾に支払ったと一方的に主張したが、太田は同意していないこと。 ㈱長尾産業は令和4年1月下旬に不渡りを出したこと。 ㈱長尾産業は亡八介から受け取った代金全額を流用し、太田は590万円を受領していないこと。

① 被告主張の亡八介売買について、同売買が成立していないとの反論を証拠により裏付けることを心掛けた (☞対話⑨【26】、対話⑤【33】)。

② 太田については、陳述書(後の甲11号証・本書202頁)も提出することになるが(☞原告側の調査(第1回口頭弁論期日後))、弁護士の聴き取りに基づく陳述書とは別に、太田自身が当時の自己の認識を示したものとして、甲10号証の証拠価値はあると考える。

通 知 書

太 田 雄 二 様

私は、上杉貞夫氏から売却を依頼されお預かりしていた青白磁の壺を昨年12月に貴殿に売却を依頼しお預けしました（預り証もあります。）。

ところが、貴殿は、上記壺の売却の目途が立ったと報告した後、現在まで一向に代金の引渡しをしておりません。

ここに速やかなる代金の引渡しを請求します。

誠意ある回答がない場合、貴殿に対し、民事及び刑事の手段を採ることを通告致します。

令和4年2月4日

川崎市前宮区平野町1丁目2番3号

北 条 浩 ⑩

## 回 答 書

北 条 浩 様

1. 私が北条浩さんから青白磁の壺の売却を頼まれ預かったのは事実です。
2. 私は長尾一郎氏から亡里見八介さんの紹介を受け、令和4年1月12日頃里見さんへその壺を売りに行きました。値段は800万円にしてほしいと申し入れましたが、里見さんからはもう少しまけろと言われていました。とりあえず代金は750万円となり令和4年1月27日に集金に来るように言われました。
3. ところが、その前に長尾氏と連絡がつかなくなったので、里見さんに連絡をとったところ、その代金として600万円を長尾氏に支払ったとききました。びっくりしています。後できくと長尾氏はその代金を株式会社長尾産業の資金繰りに流用した上、令和4年1月下旬にはその会社が手形不渡りを出して倒産している事が分かりました。私は長尾氏と里見さんの二人にだまされました。

令和4年3月2日

東京都南区南町3-4-5

太 田 雄 二 ⑩



## 乙川弁護士と司法修習生 D との対話（原告第 2 準備書面受領後）【対話⑩】

日 時 令和 5 年 5 月 2 5 日（木）

場 所 乙川法律事務所

出席者 乙川弁護士、司法修習生 D

- [1] 乙川 原告から原告第 2 準備書面が送られてきましたが、内容を検討しましたか。
- [2] D はい。原告は、まず、承継取得について、①太田と長尾には本件壺の売却権限はないということに加えて、②そもそも太田及び長尾を共同売主とする亡八介売買は成立していないと主張しています。

### 【亡八介売買不成立との原告の主張に対する反論】【亡八介売買の立証方法の検討】

- [3] 乙川 原告は、亡八介売買不成立の根拠について、どのように主張していますか。
- [4] D 令和 4 年 1 月 1 4 日の交渉において、太田は本件壺の代金額を 7 5 0 万円とすることでほぼ代金額は合致したと認識していたのに対し、亡八介は 6 0 0 万円であれば購入する意思があったにとどまるから、最終的な代金額の合意に至っておらず、売買契約は成立していないと主張しています（原告第 2 準備書面の「第 3 原告の主張」の 1 項の（2）イ）。
- [5] 乙川 1 月 1 4 日の交渉において代金 6 0 0 万円で売買契約が成立したことについては、既に被告準備書面(1)で主張しましたが、今後、**長尾の証人尋問**で立証していく必要がありますね。また、原告は、5 9 0 万円の支払について、あくまで長尾産業への支払であって長尾個人への支払であることを争うようですから、実質的には長尾個人と同視できるという点を立証するため、同社の資本関係や役員登記などの客観的事実を確認しつつ、この点も長尾の証人尋問で明らかにしていきたいと思います。
- [6] D また、原告は、亡八介が本件壺は太田及び長尾の共有であると説明を受けたことについて、乙 3 号証の手書きメモは、作成者が誰か文面上明らかでないとして成立の真正を不知とした上、作成時

期も明らかでないし、亡八介の一方的な認識を記載したにすぎず、証明力に乏しいとしています（原告第2準備書面の「第1『1 本件壺の承継取得について』」の2項の（1））。

- 【7】 乙川 乙3号証の手書きメモは、こちらにとっては重要な証拠ですので、作成経緯についてきちんと主張しておきましょう。必要であれば、被告貴子について人証の申出をして、尋問で乙3号証の成立や作成経緯を立証する必要があるかもしれませんね。

#### 【即時取得の悪意又は有過失の主張に対する反論】

- 【8】 D はい。次に、原告は、即時取得についても、亡八介の悪意又は有過失を主張していますので（原告第2準備書面の「第3 原告の主張」の2項の（2））、その反論は必要ですね。
- 【9】 乙川 そうですね。亡八介売買成立の具体的な経緯や北条の権限の内容等については、これまで提出した被告準備書面で主張してきましたから、再反論をすることもポイントを絞るべきでしょう。こちらが今回提出する準備書面は、原告第2準備書面で新たに主張された、亡八介の悪意又は有過失の再抗弁に対する反論がメインになるでしょう。
- 【10】 D はい、分かりました。あと、原告は、代金額が適正でない、太田と長尾の共有割合を確認していないことを有過失の根拠としていますが、この点はどう反論すればよいでしょうか。
- 【11】 乙川 亡八介としては、長尾とは30年も付き合いがあり、これまで何度も取引をしたこともあったので、疑いようはなかったということだと思います。それに、代金額もそもそも原告のいう額が適正なものであるという立証もなく、太田においても、750万円であれば売却してよいと考えていたというのですから、「売買価額が適正価額とはいい難いこと」（原告第2準備書面の「第3 原告の主張」の2項の（2）ア）については、最終的には亡八介の有過失を根拠付けるような主張とはならないように思います。
- 【12】 D 分かりました。

#### 【原告の主張を前提とした主張をすることの相当性】

- 【13】 D ところで、原告は、長尾は契約当事者ではないと主張していますが、仮にそうであったとしても、太田と亡八介との間で600万円での売買が成立していると考えられることも可能なように思いま

す。この売買を前提とする所有権喪失の抗弁を予備的に主張しなくても大丈夫でしょうか（☞対話⑨【19】）。

- 【14】 乙川 その場合、亡八介としては代金全額を弁済していることになるのか、考えてみてください。
- 【15】 D そうでした。590万円は長尾に手形で支払っているのですが、長尾が契約当事者ではないことを前提とすると、代金の受領権限があるとは必ずしもいえません。そうすると、代金支払債務の大部分が履行されていないこととなりますから、催告による解除（民法541条）の主張が原告からされれば、こちらには厳しそうです。
- 【16】 乙川 そうですね。590万円を改めて被告が原告に支払うこともちょっと考えられないでしょうからね。そうすると、太田単独と亡八介との間で600万円の売買が成立したという所有権喪失の抗弁は主張しないことでよいでしょう。
- 【17】 D では、準備書面を起案したいと思いますので、起案ができた段階で、またご相談させてください。



乙川弁護士は、司法修習生 D から受け取った起案に所要の修正を施して、○  
○地方裁判所に対し、被告準備書面（2）を提出した。

**【設題】**

本件のこれまでの訴訟進行に照らして、乙川代理人は、原告第2準備書面で主張された事実関係の全てにわたっては具体的な反論をしない方針で準備書面（2）を作成した。原告第2準備書面で主張されたどの事実について反論しないことにしたと考えられるか。

令和5年(ワ)第2023号 動産引渡請求事件

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

## 被告準備書面(2)

令和5年5月30日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士 乙 川 花 子 印

第1 原告第2準備書面「第3 原告の主張」に対する認否

1 亡八介の承継取得について

(1) 同(1)の主張について

第1段落について、第1文は否認し、第2文のうち太田が竹丸から本件壺を搬出したことは認め、その余は否認する<sup>①</sup>。

第2段落について、第2文は認め、第3文(かっこ書を含む。)は不知、第4文のうち、原告が本件壺の売却により本庄の債務の圧縮を図ろうとしていたことは認め、その余は否認する。

第3段落は認める。

第4段落及び第5段落はいずれも否認する。

原告は、北条に対し、本件壺の売却権限を与えるに際し、北条が第三者に同権限を授与することも容認していた。

(2) 同(2)の主張について

---

<sup>①</sup> 被告としても、原告の主張に対し、**間接事実レベルにおいても丁寧な認否**を心掛けた(☞対話⑦【20】**【24】**)。

ア アのうち、北条が本件壺の売却を太田に依頼し、太田が令和3年12月10日、竹丸から本件壺を持ち出したことは認め、北条から太田への本件壺の売却の依頼が原告に無断であったことは否認する。原告は、北条が第三者に本件壺の売却権限を授与することも容認していた。

イ イの第1段落のうち、第1文及び第3文は認め、第2文のうち、太田及び長尾が本件壺を里見学園の玄関に装飾品として飾れば見栄えがすることを説明したことは認め、その余は否認する<sup>②</sup>。太田及び長尾は、亡八介に対し、本件壺は両名の共有であると説明した<sup>③</sup>。

同第2段落のうち、太田及び長尾が令和4年1月14日に里見学園を再訪したこと及び亡八介が600万円であれば購入する意思であったことは認め、その余は否認する。同日、本件壺については、太田及び長尾を共同売主として、亡八介が600万円で購入する亡八介売買が成立した（以上、乙3）。

同第3段落のうち、同日、太田が亡八介から10万円を受領したことは認め、その余は否認する。亡八介売買は成立し、太田は、その代金の一部として10万円を受領した（乙2、3）<sup>④</sup>。

ウ ウの第1段落は、認める。ただし、これまで述べてきたとおり、本件壺については、太田及び長尾を共同売主として、亡八介が600万円で購入する亡八介売買が成立し、その代金の支払も、太田、長尾及び亡八介の間で合意したとおりに履行されている。太田は、長尾又は長尾産業が代金を流用した旨主張するようで

---

<sup>②</sup> 「その余は認める」との認否の仕方は、認めるべきでない事実まで認めてしまうおそれがあるから、できるだけ避けるべきであり（「民事弁護の手引」120頁）、本準備書面でも、認める事実を特定して「その余は否認する」という認否をしている。

<sup>③</sup> この点は、亡八介売買の成立を根拠付ける大事な間接事実となるから、本準備書面でも改めて主張した（☞対話⑩【7】）。

<sup>④</sup> 太田が10万円を受領したことは、亡八介売買の成立を根拠付ける大事な間接事実というべきである。原告が「予約金又は申込金としての意味合い」との反論をしてきたこと（原告第2準備書面の「第3 原告の主張」の1項の（2）イ）を踏まえ、本準備書面でも改めて主張した（☞対話⑩【7】）。

あるが、仮にそれが事実であるとしても、長尾・太田間の分配の有無やその方法は売主側の問題にすぎず、亡八介売買の成否を左右しない。

同第2段落は、争う。長尾産業は代表者の長尾個人と同視し得る規模の会社であって、長尾産業宛に振り出された各手形により、長尾個人への590万円の支払いが行われたというべきである<sup>⑤</sup>。

エ エは争う。

## 2 亡八介の即時取得について

(1) 同(1)は否認する。

(2) 同(2)の柱書は否認する。

(3) 同(2)のアのうち、本件壺の仕入れ価格は不知、その余は否認する。本件壺は適正価額で売却された。太田においても、本件壺を750万円で売却することを考えていたのであるから(甲10)、原告が本件壺を購入した当時の価格が幾らであったかは、亡八介の過失の有無を直ちに根拠付けることにはならない<sup>⑥</sup>。

(4) 同(2)のイはいずれも否認する。亡八介は、太田及び長尾から兩名の共有であるという説明を受けたものであるし(この事実は、当時作成された乙3号証の手書きメモ等により十分証明される。)、長尾と亡八介の間には30年以上に及ぶ信頼関係があったことに照らせば、亡八介が太田及び長尾に持分割合等を確認しなかったことに何ら不合理な点は見当たらない。

## 第2 被告の主張(即時取得について)

---

<sup>⑤</sup> 丙山裁判官からは、「売主が法人たる長尾産業ではなく長尾個人でよいのか」という点についても意識して主張をすることが求められていたところである(☞対話①【36】)。この点は、被告準備書面(1)では明確な主張に至っていなかったが(被告の証拠説明書(2)の脚注③・本書139頁参照)、原告が原告第2準備書面で明確に争ってきた以上、被告としても、具体的に主張することとした(☞対話⑩【5】)。

<sup>⑥</sup> ☞対話⑩【11】。

原告は、仮に売買契約が成立したとしても、亡八介は太田及び長尾の共有であると信じていなかったか、少なくとも、共有であると信じたことに過失があるから即時取得は成立しないと主張するので、以下反論する<sup>⑦</sup>。

#### 1 太田及び長尾から兩名の共有であるという説明を受けたこと

令和4年1月12日又は13日頃、太田及び長尾は、亡八介に対し、本件壺が兩名の所有であると説明し、乙3号証の手書きメモにも「壺は太田と長尾の所有で、高額なので二人で買ったもの」と明記されている。乙3号証の手書きメモは、同月下旬、北条及び太田から、本件売買契約の成否や代金支払の有無などについて抗議され、代金の支払又は本件壺の返還を求められたことから、亡八介において、後にトラブルが発生する場合に備えて一連の取引経過を記録していたものである。当事者である亡八介が、取引からわずか2週間前後のうちに事実関係を書き留めたものであり、その証明力は高い。なお、乙3号証の手書きメモの末尾には、このメモを第三者に見せることを前提とするような記載もあるが、あくまで、亡八介自身の当時の認識や取引に至った理由などを記録したものにとどまる。

#### 2 長尾とは旧知の仲であり、過去に取引歴もあること

亡八介は、長尾と約30年前から仕事を通じた付き合いがあり、友人であった。亡八介は、長尾から過去に何度か美術品を購入しており、平成30年から令和2年にかけては花瓶や絵皿を100万円単位の値段で買っており、いずれもトラブルは生じていない。

#### 3 代金額及び支払方法にも不合理な点はないこと

600万円という代金額は、本件壺の保存状態が悪く、美術商である太田及び長尾が応諾した金額であることを踏まえれば、適正価額内である<sup>⑧</sup>。

#### 4 小括

---

<sup>⑦</sup> 被告としては、本準備書面の主な主張が、原告第2準備書面で新たに主張された「亡八介の悪意又は有過失」の再抗弁に対する反論となるとの意識で、以下の主張を展開している（☞対話<sup>⑩</sup>【9】）。

<sup>⑧</sup> ☞対話<sup>⑩</sup>【11】。

以上のとおり、亡八介は、本件壺を購入する際、太田及び長尾から、本件壺が太田と長尾の共有であるとの説明を受け（乙3）、これを信じて売買契約を締結したものであり、また、そう信じたことについて過失もないから、亡八介は、即時取得（民法192条）に基づき本件壺の所有権を取得した。

以上

## 丙山裁判官と司法修習生 BC との対話（原告第 2 準備書面及び被告準備書面（2）受領後）【対話⑪】

日 時 令和 5 年 5 月 3 1 日（水）

場 所 ○○地方裁判所裁判官執務室

出席者 丙山裁判官、司法修習生 B、司法修習生 C

【1】 丙山 「壺事件」について、原被告双方から準備書面が提出されましたね。第 3 回弁論準備手続期日の進行を検討しましょう。

【2】 B C はい、お願いします。

### 【間接事実レベルの認否の確認】

【3】 丙山 まず、被告準備書面（1）で主張された亡八介売買に至る経緯の主張について、原告の認否はされていますか（☞対話㉔【20】）。

【4】 B 原告第 2 準備書面の「第 1 『1 本件壺の承継取得』について」の 2 項の（1）～（6）で、きちんと認否がされています。

### 【前日期日での求釈明事項を踏まえた主張の有無の確認】

【5】 丙山 では次に、亡八介売買に至る経緯について、原告から見た具体的な事実の主張（原告のストーリー）は示されていますか（☞対話㉕【21】）。

【6】 C この点も、原告第 2 準備書面の「第 3 原告の主張」の 1（2）「太田及び長尾と亡八介の間で売買は成立していないこと」で、原告の具体的な主張が示されたと思います。その概要は、㉗長尾から亡八介を紹介された太田は、令和 4 年 1 月 1 2 日又は 1 3 日頃と同月 1 4 日の二日にあたり、長尾とともに亡八介の下を訪問し、亡八介との間で本件壺の価格交渉を行った、㉘太田としては、代金額を 7 5 0 万円とすることでほぼ合意したと認識し、同月 2 7 日の最終面談で、代金額を確定させてその支払がされると考えた、㉙太田は、同月 1 4 日、予約金又は申込金として、亡八介から現金 1 0 万円を受領した、というものです。

### 【実質的な争点の確認】

【7】 丙山 分かりやすくまとめていただきました。では、そのような原告の主張も踏まえて、亡八介売買の成否に関して何が実質的な争点となりますか。

【8】 B ㉚売主が太田と長尾の両名であったか（売主が太田一人であった

か) という点 (☞対話⑤【19】) と、②太田と亡八介の間で、本件壺の代金額が最終的に600万円で合意されたかという点 (☞対話⑤【17】) だと考えます。

- 【9】 C 私も、Bさんの指摘した①②が実質的な争点となると思いますが、①については、太田一人が売主であったとすると、亡八介が長尾に590万円の手形を交付したことが説明しづらいと考えます。
- 【10】 丙山 よく分かりました。私も、お二人のご意見を踏まえて期日に臨もうと思います (☞対話⑤【11】【17】【30】)。

#### 【亡八介売買の成否に関する間接事実】

- 【11】 丙山 では、亡八介売買の成否に関する重要な間接事実としてどのようなものが挙げられますか。期日当日に原告代理人・被告代理人双方の間で、認識を共有しようと思いますので。
- 【12】 B はい、大きく、次の3点が挙げられると思いました。すなわち、**(記載省略)** (☞対話⑤【30】)。

#### 【関連する書証の検討】

- 【13】 丙山 最後に、「亡八介売買」の成否に関し、前回期日で被告から写しが出された乙3号証と、今回原告から写しが出された甲9号証及び甲10号証について検討しておきましょう。
- 【14】 C 被告から提出予定の**乙3号証**の手書きメモの成立については (☞対話⑦【6】)、原告は、原告第2準備書面の「第1 『1 本件壺の承継取得』について」の2項の(1)で不知としましたので、被告には、乙3号証の成立の真正(民訴法228条1項、形式的証拠力)を立証してもらうことになると思います。
- 取りあえずその点は措いて乙3号証の証拠価値(実質的証拠力)を検討すると、被告代理人の説明によると、乙3号証は、本件壺を巡る紛争が顕在化した後に亡八介が作成した文書ですから (☞対話⑦【15】)、その信用性を考えるに当たっても、その点を考慮に入れておく必要があります。また、乙3号証で直接認定できる事実は、600万円で合意したとの「買主の認識」であるところ、これが、亡八介売買の成否に関する実質的な争点である「本件壺の代金額が最終的に600万円で合意されたか」という点 (☞本対話【8】)のうち「売主の認識」の認定にどの程度影響するのか

は、きちんと整理しておく必要があるように思います。

- 【15】 B 原告からは、今回、**甲9号証及び甲10号証**が提出されています。これらの書証の記載からすると、太田は代金額を750万円とすることで亡八介と合意できたという認識であったことがうかがわれます。「売主の認識」にとどまることに留意すべきことは、乙3号証と同じだと考えます。

【「即時取得の主張」の争点としての軽重】

- 【16】 丙山 お二人とも、よく検討できていますね。  
では、最後に、即時取得について検討しておきましょう。原告からは、亡八介の悪意又は有過失の再抗弁が主張されましたが（原告第2準備書面の「第3 原告の主張」の2項）<sup>①</sup>、本件における「即時取得の主張」の争点としての軽重を考えるに当たり、何が問題になりますか。
- 【17】 B 承継取得ができれば即時取得の成否を検討するまでもないので、本件壺のもと所有者である原告から授権された北条が、有効に太田に再授権したのかということをもまず検討する必要があると思います。
- 【18】 丙山 そのとおりです。北条から太田への再授権の点は、現時点では、これまで検討してきたとおりということでよいでしょう（☞対話④【16】～【26】、対話⑤【22】）。
- 【19】 C 被告の主張は「太田及び長尾の両名」による売買ですが、この場合でも、亡八介が本件壺の所有権を承継取得するためには、売主の一人である太田への再授権があれば足り、**太田から長尾への再々授権まで必要ない**ということでしょうか（☞対話⑥【38】【39】）。  
もし長尾までの有効な再々授権まで必要であるとなると、この再々授権を北条が容認していたか否かの事実認定次第では、やはり即時取得の問題は残るように思えました。
- 【20】 丙山 確かに、原告としては、そのような自己に有利になる法律論を主張してくるかもしれませんね。その点も踏まえて期日に臨むようにしようと思います。

<sup>①</sup> 「類型別」125頁以下、「新問研」136頁以下参照。

### 【期日当日の進行】

- 【21】 B 以上のような検討を前提として、次回期日当日においては、次々回期日の前に、双方から、人証の申出と、人証の申出を予定する者の陳述書を提出するよう求めるということになりますか。
- 【22】 丙山 今回双方から提出された準備書面を読む限りでは、ご指摘のとおり、これまで示してきた予定を変更する必要はなく、次々回期日の前に、人証の申出と陳述書の提出をしてもらい、次々回期日で、人証の採否を決定することでよいと思います（☞対話㊦【49】）。では、本日の検討は終わりにしましょうか。
- 【23】 B C はい。

### 第3回弁論準備手続期日のやり取り【対話⑤】

日時 令和5年6月1日（木）午後2時～2時30分

場所 ウェブ会議（〇〇地方裁判所民事第〇部弁論準備手続室）

裁判官 丙山裁判官 裁判所書記官 丁野書記官

原告 甲野代理人

被告 乙川代理人

- 【1】 丙山 原告代理人から、予定期限どおりご提出いただいた原告第2準備書面を陳述しますね。
- 【2】 甲野 はい、陳述します。主張の要旨としては、①北条から太田への再授権は認めるが、原告はこれを承諾していない以上、亡八介が本件壺の所有権を承継取得することはない、②仮に太田への有効な授権があったとしても、亡八介売買が成立していない以上、やはり亡八介が本件壺の所有権を承継取得することはない、③また、亡八介は、本件壺が太田及び長尾の共有であると信じていなかったか、そのように信じていたことに過失があった以上、即時取得も成立しない、ということになります。
- 【3】 丙山 特に②の点に関し、北条が太田に本件壺の売却を依頼した経緯や、その後に太田が亡八介の下を訪れ、その際にどういったやり取りがあったのか、原告側の主張を具体的に提示していただき、事件の全体像がはっきりしました。  
被告代理人からは、原告の③の主張に対する反論として、被告準備書面（2）が提出されているので、陳述しますね。
- 【4】 乙川 陳述します。
- 【5】 丙山 被告は、甲9号証及び甲10号証の成立を争わない予定であるということでしょうか。
- 【6】 乙川 争わない予定です。
- 【7】 丙山 甲野代理人にお尋ねしますが、前日期日で認否を留保した乙3号証の認否は、検討していただけましたか（☞対話④【6】）。
- 【8】 甲野 検討しましたが、原告第2準備書面の「第1 『1 本件壺の承継取得』について」の2項の（1）に記載のとおり、不知とします（☞対話④【9】）。

【陳述書以外の書証の提出予定のないことの確認】

【9】 丙山 では、双方とも、これで、陳述書以外には書証の提出の予定はないということよろしいでしょうか。

【10】 双方 結構です。

#### 【争点①（北条の権限）についての整理】

【11】 丙山 その前提で、本日の期日を進めたいと思います。

まず、**北条の権限の内容・範囲**についてです。この点について、原告は、原告第1準備書面の「第2 事実関係に関する補足」の1項や原告第2準備書面の「第3 原告の主張」の1項で、原告が北条に授与した処分権限は北条限りのもので、北条が第三者に更に再授権することまで許諾していなかったと主張しているのに対し、被告は、被告準備書面（1）の「第2 被告の主張」の1項の(2)で、北条が第三者への再授権を許されていたと主張しています。

裁判所としては、北条の職業柄、本件壺のような古美術品を売却できる能力に乏しいと考えられることからすれば、誰に再授権してもよいというわけではなかったとしても、やはり、北条から実質的に売却能力のある者（美術商）への再授権も、原告は想定していたというのが自然なように思いますが、いかがでしょうか。

【12】 甲野 その点は、準備書面で記載したとおりです。丙山裁判官の考えも理解できますが、民法の規定の趣旨からすると、本人たる原告が再授権を許諾したこと等を被告が主張立証すべきものと考えており、本件では、その立証はなお不十分ではないかと考えます（☞対話⑨【13】【15】）。

【13】 丙山 乙川代理人は、補足することはありますか。

【14】 乙川 被告準備書面で記載したものと重複しますが、原告の実弟が経営する竹丸から太田が本件壺を搬出したという経緯からすると、太田が本件壺を処分することを原告も容認していたというのが自然だと考えています。

【15】 丙山 今の点は、第1回弁論準備手続期日で乙川代理人が指摘したことになりますね（☞対話①【23】～【25】）。

【16】 乙川 そのとおりです。

#### 【争点②（亡八介売買の成否）についての整理】

【17】 丙山 次に、**亡八介売買の成否**については、特に甲10号証も踏まえれ

ば、「代金額が最終的に600万円で合意されたのか」というのが、より実質的な争点ということになるということによろしいでしょうか（☞対話⑪【7】～【10】）。

- 【18】 乙川 被告としては、結構です。
- 【19】 甲野 原告としては、**売主が太田及び長尾の両名であったかにも疑問**を持っており、その点も、亡八介売買の成否には関わってくるように考えています。
- 【20】 丙山 そうすると、亡八介売買の成否については、大きく、①**売主が太田及び長尾の両名であったかどうか**、という点と、②**太田と亡八介との間で、本件壺の代金額が最終的に600万円で合意されたかどうか**、という観点から検討することになりますね（☞対話⑪【8】）。
- 【21】 双方 結構です。
- 【22】 丙山 甲野代理人にお尋ねします。原告第2準備書面では、亡八介と「交渉」したのが「太田及び長尾の両名」であることを前提に主張されていますが、原告としては、長尾の立場をどのように捉えているのでしょうか。
- 【23】 甲野 原告第2準備書面の第1の2項で記載したとおり、あくまで、**亡八介との交渉を事実上仲介した者**と捉えており、契約当事者ではないと考えています。

**【亡八介に対する本件壺の権利関係の説明内容に関する双方の言い分の確認】**

- 【24】 乙川 亡八介との交渉で、本件壺を共有物として交渉したのかどうか、原告の主張を確認させてください（被告準備書面（1）の「第2被告の主張」の1項の(1)ア、乙3参照）。
- 【25】 丙山 甲野代理人、いかがでしょうか。
- 【26】 甲野 原告第2準備書面の「第3 原告の主張」の1項の（2）イに記載のとおり、**太田は「太田の所有物である」と説明**しており、両名の共有という説明はしていません。
- 【27】 乙川 分かりました。この点は、乙3号証の記載の信用性や、590万円を亡八介が、長尾個人か長尾産業かは措くとしても、太田以外の者に支払ったことをどう理解するのかということに関わるように思います。もちろん、被告としては、乙3号証の信用性は高いと考えています。

【28】 丙山 いかがでしょうか。

【29】 甲野 まず、乙3号証の成立の認否は「不知」となります。仮に成立が認定されたとしても、乙3号証は亡八介の認識を示すにとどまり、これで亡八介売買が認定できるものではありません（☞対話⑪【15】）。590万円の支払についても、原告第2準備書面で主張しましたとおり、長尾産業ではなく長尾個人への支払であることは争います。仮に、長尾個人への支払だと認定・評価されるとしても、600万円で太田との間でも合意に達したと早合点した亡八介が、長尾から、あとで太田に渡すと説明され、これを真に受けて長尾に支払ったにすぎないことも十分に考えられますから、原告としては、590万円の支払の事実によって亡八介売買が認定できるとは考えておりません。

#### 【亡八介売買の成否に関する間接事実の整理】

【30】 丙山 亡八介売買が成立したと推認させる間接事実としては、特に、①太田が令和4年1月14日に亡八介から現金10万円を受領し（乙2）、長尾産業が同月16日に合計額面額590万円の約束手形を受領したこと（乙4の1～6の2）、②長尾産業は、同日、亡八介に対し、「壺代金として」と記載のある額面600万円の領収証を交付したこと（乙1）、③太田は、亡八介から10万円を受領した後、本件壺を亡八介の下に置いたままにしたこと（争いが無い）が挙げられるように思います。①～③はいずれも、本件壺の代金につき600万円で合意されたことの間接事実となり得、①②は、長尾が長尾産業の代表取締役であることも踏まえると、長尾個人が契約当事者であったことの間接事実となり得ます。

その上で、①～③の各間接事実については、①太田が亡八介から受領した10万円が代金の一部以外であった可能性があったかどうか、②590万円の支払に関し、長尾が亡八介に対して先ほど甲野代理人が述べたような説明（☞本対話【29】）をしたかどうか、③令和4年1月27日に売買代金を確定させるための面談が亡八介と太田・長尾との間で予定されていたかどうか（原告第2準備書面の「第3 原告の主張」の1項の（2）イ参照）、④10万円受領後にもなお、太田が本件壺を亡八介の下に置いたま

まにしたのは、「簡易の引渡し」(被告準備書面(1)の「第2 被告の主張」の1項の(1)ウ参照)以外の理由があったかどうか、ということが、その推認力を減殺・排斥し得る事情になると考えましたが、双方、いかがでしょうか<sup>①</sup>。

【31】 甲野 原告としては、そのような整理に異論ありませんが、即時取得の抗弁に対する再抗弁として主張した過失の各評価根拠事実は、亡八介売買の成立を否定する方向に働く間接事実にもなり得ることを、改めて確認させてください。

【32】 丙山 分かりました。乙川代理人はいかがですか。

【33】 乙川 過失の評価障害事実として主張した各事実が亡八介売買の成立を肯定する方向に働く間接事実にもなり得ることは、甲野代理人のご意見と同様となります。そして、先ほど確認させていただいた(☞本対話【24】～【27】)、④太田及び長尾が本件「壺は太田と長尾の所有で」と説明したこと(乙3)も、重要な間接事実になると考えますが、いかがでしょうか。

【34】 丙山 私が先ほど整理した①～③の事実は、「動かし難い事実」<sup>②</sup>として認定できるものを挙げました(☞対話⑥【16】)。乙川代理人の挙げた④の事実は、その存否自体に争いがある事実となりますね。認定できれば太田及び長尾の両名を売主とする亡八介売買の成立を肯定する方向に働く事実となるので、私としては、乙川代理人の意見に異存ありませんが、甲野代理人はいかがですか。

【35】 甲野 私も異存ありません。

### 【争点③(即時取得の成否)の位置付け】

【36】 丙山 続いて、即時取得についてです。この点は、北条の権限が第三者(太田)への授権まで想定された内容・範囲のものであったか、北条限りの授権にとどまる内容・範囲のものであったかという点についてどう認定するかの問題がまずあり、北条限りの授権とする内容・範囲であったとの認定となる場合に初めて問題となるという理解でよいでしょうか。

【37】 乙川 そのように理解しております。

<sup>①</sup> ウェブ会議による争点整理手続では、裁判官が双方代理人に口頭で確認した内容について、IT ツール(画面共有機能等)を用いて視覚的にも確認・共有することも可能である。

<sup>②</sup> 「事例で考える」46～48頁。

- 【38】 甲野 仮に、北条から太田への再授権までは認定できたとしても、共同売主全員に処分権がないと、いくら共同売買が成立したとしても、本件壺の完全な所有権を亡八介が承継取得することはない、つまり、亡八介が本件壺の所有権を取得するには太田から長尾への処分授権も必要とも考えられそうですが、いかがでしょうか。
- 【39】 丙山 仮に、北条から再授権を受けた太田が、単独で、亡八介と売買すれば、当然、本件壺の完全な所有権が亡八介に承継取得されるはずです。そうすると、処分権限のない長尾がその売買に契約当事者として加わったとしても、亡八介が所有権を取得できなくなる理由はないのであって、太田さえ北条から再授権を受けていれば、長尾まで太田から再々授権を受けていなくても、亡八介売買の成立により、亡八介が完全な所有権を取得することになると思います。また、他人物売買も売買契約としては有効ですので、処分権限のない長尾が契約当事者になることで売買の成立が妨げられることもないでしょう。
- 【40】 乙川 私も、丙山裁判官の考えに賛同します。
- 【41】 甲野 確かに、丙山裁判官のご指摘のとおりかもしれませんね。この点は、なお争いますが、然るべくご判断をいただくことで結構です。
- 【42】 丙山 そうだとすると、冒頭に述べたとおり、私の現時点での心証としては、少なくとも太田のような美術商に北条が再授権することは原告も容認していたと考えますので（☞本対話【11】）、被告主張の**亡八介売買の成否が中心的な争点となり、即時取得の成否は、中心的な争点とはならない**ということによいでしょうか。
- 【43】 乙川 被告としては、それで構いません。
- 【44】 甲野 原告としては、先に述べたとおり、北条から太田への再授権まで原告が容認していたかについては、関係する人証調べを経てから最終的に判断していただきたいと考えております。

**【次回期日までの進行の確認】**

- 【45】 丙山 分かりました。では、次回の第4回弁論準備手続期日までの進行を確認したいと思います。
- 次回期日では、人証の採否を決めるという予定でしたが、本期日でのやり取りを踏まえれば、その予定を変更する必要はありませんね。

- 【46】 双方 予定どおりの進行で結構です。
- 【47】 丙山 では、甲野代理人においては、被告準備書面（２）の「第２ 被告の主張」で主張された新たな事実について、認否を記載した準備書面を提出してください。  
また、期日間に、双方から、人証の申出をする予定の者の陳述書を提出していただきたいと思いますが、陳述書の作成に当たっては、**本期日で確認した争点を意識**するようにお願いします。  
では、それぞれ、誰を人証に予定していますか。
- 【48】 甲野 準備書面の提出は了解しました。人証については、原告としては、北条、太田、原告本人の３名です。
- 【49】 乙川 被告としては、長尾、被告両名の３名です。
- 【50】 丙山 本期日でのこれまでのやり取りで、**亡八介売買の成否が中心的な争点となると整理**しましたので、**太田と長尾の証拠調べは必須**と思いますが、それ以外の者について、尋問まで必要でしょうか。
- 【51】 甲野 丙山裁判官の心証は理解していますが、北条が再授権することまで原告が容認していたかという論点に関しては、原告本人及び北条の尋問をしていただきたいと考えます。
- 【52】 丙山 甲野代理人のお考えは承知しました。  
では、乙川代理人にお尋ねしますが、被告両名の尋問まで必要な理由は何でしょうか。
- 【53】 乙川 亡八介作成の手書きメモ（乙３）は重要な書証と考えていますが、原告は、その成立について不知としていますし（☞本対話【8】）、その実質的な証明力があるというためには、被告両名、特に被告貴子本人の尋問で、その成立のほか、作成経緯まできちんと立証したいと考えます。
- 【54】 丙山 では、特に被告両名の尋問については、陳述書の内容を見せていただいた上で、その要否を考えることにします。
- 【55】 乙川 分かりました。
- 【56】 丙山 では、以前にお伝えしたとおり、書証の取調べは、争点整理の最終期日となる次回期日で行いますので（☞対話㊦【49】）、裁判所に出頭していただき、原本での取調べを要する証拠を持参してください。原告の準備書面及び双方の陳述書の提出期限としては6月23日とし、次回の弁論準備手続期日を6月30日午後2時に

指定します。



以上のやり取りが、第3回弁論準備手続調書に反映されている。

**【設題】**

- 1 本期日における丙山裁判官の訴訟指揮（☞本対話【11】【22】【30】【36】【39】【42】）について、どのように考えるか。
- 2 本期日における甲野代理人の応答（☞本対話【31】【41】【44】【51】）について、どのように考えるか。
- 3 本期日における乙川代理人の応答（☞本対話【33】【53】）について、どのように考えるか。

### 第 3 回 弁 論 準 備 手 続 調 書

事 件 の 表 示 令和 5 年 (ワ) 第 2 0 2 3 号  
期 日 令和 5 年 6 月 1 日 午後 2 時 0 0 分  
場 所 等 ○○地方裁判所民事第○部準備手続室  
(ウェブ会議の方法による)

裁 判 官 丙 山 次 郎  
裁 判 所 書 記 官 丁 野 三 郎  
出 頭 し た 当 事 者 等 原 告 代 理 人 甲 野 太 郎  
(原告代理人事務所)  
被 告 両 名 代 理 人 乙 川 花 子  
(被告両名代理人事務所)  
(通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために適切なものであることを確認した。)

指 定 期 日 令和 5 年 6 月 3 0 日 午後 2 時 0 0 分  
当 事 者 の 陳 述 等

原 告

- 1 第 2 準備書面陳述
- 2 令和 5 年 6 月 2 3 日までに、被告準備書面 (2) に対する認否を記載した準備書面を提出する<sup>①</sup>。

被告両名

準備書面 (2) 陳述

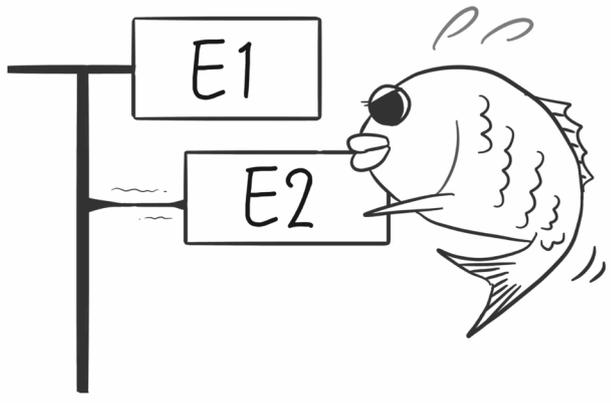
当事者双方

令和 5 年 6 月 2 3 日までに、尋問予定者の陳述書を提出する<sup>②</sup>。

裁判所書記官 丁 野 三 郎 ㊟

<sup>①</sup> 対話㊟【47】【56】。

<sup>②</sup> 対話㊟【47】【48】【49】【56】。



## 第5 第4回弁論準備手続期日まで



甲野代理人は、被告準備書面（２）の「第２ 被告の主張」の主張に対する認否を記載した第３準備書面を提出した。併せて、太田（甲１１）、北条（甲１２）及び原告（甲１３）の各陳述書及びその証拠説明書並びに証拠申出書を提出した。

乙川代理人は、長尾（乙７）、被告貴子（乙８）及び被告ゆかり（乙９）の各陳述書及びその証拠説明書並びに証拠申出書を提出した。

(証拠説明書(4)(原告)・証拠説明書(3)(被告)  
添付省略)

(北条、原告本人、被告貴子、被告ゆかりの各陳述書 添  
付省略)

令和5年(ワ)第2023号 動産引渡請求事件

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

## 原告第3準備書面

令和5年6月23日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 ㊞

頭書事件につき、原告は、被告準備書面(2)「第2 被告の主張(即時取得について)」に対し、以下のとおり認否する<sup>①</sup>。

- 第1 「1 太田及び長尾から兩名の共有であるという説明を受けたこと」について
- 1 第1文は、乙3号証の記載内容は認め、その余は否認する。
  - 2 第2文は、不知。
  - 3 第3文は、亡八介が取引から2週間前後のうちに事実関係を書き留めたものであることは不知、その余は否認する。
  - 4 第4文は、乙3号証の手書きメモの末尾に、このメモを第三者に見せることを前提とするような記載があることは認め、その余は否認する。
- 第2 「2 長尾とは旧知の仲であり、過去に取引歴もあること」について  
すべて不知。
- 第3 「3 代金額及び支払方法にも不合理な点はないこと」について  
すべて否認する。
- 第4 「4 小括」について  
争う。

以 上

---

<sup>①</sup> 対話㊞【47】【48】。

(注)斜体部分は手書きである。

陳 述 書

令和 5 年 6 月 2 3 日

東京都南区南町 3 - 4 - 5

太 田 雄 二 印

- 1 私は、美術品、工芸品の販売を目的とする株式会社太田商事の代表者をしています。
- 2 本件壺は、もともと上杉貞夫さん（以下「上杉氏」といいます。）が個人で保有されていたものです。上杉氏の経営していた株式会社本庄（以下「本庄」といいます。）は、家具販売を目的としていましたが、本件壺が会社の奥の展示室に置いてあるのを見たことがあります。
- 3 私は、令和 3 年の初め頃、以前からお付き合いのあった北条ファイナンスの北条浩さん（以下「北条」といいます。）から本件壺の売却の依頼を受けました。北条からは、本庄が倒産ということになり、私の知っている客に、この壺をできるだけ高く売却できないかと依頼されました。北条も本庄の債権者であり、上杉氏に私財を提供させて本庄の債権者の弁済に充てようということのようでした。私も本庄の債権者であり、本庄が倒産したことを知っていたので、北条に協力することとしました。
- 4 甲 8 号証の預り証は、私が、当時本件壺を保管していた株式会社竹丸（以下「竹丸」といいます。）から、本件壺を搬出したときに差し入れた預り証です。北条から、竹丸に本件壺が保管してあるので引き取りに行くように、と指示された記憶があります。預り証に書かれている令和 3 年 1 2 月 1 0 日に、竹丸を訪問し、本件壺を引き取ってくるように北条に頼まれた旨伝えと、特にトラブルなく本件壺を引き渡してもらった記憶です。

5 こうして私は、本件壺を預かって、令和4年1月12日か13日頃、里見八介氏（以下「亡八介氏」といいます。）に会いに、亡八介氏が経営する学校法人里見学園（以下「里見学園」といいます。）に行きました。12日なのか13日なのかは、はっきり覚えていません。亡八介氏は、株式会社長尾産業（以下「長尾産業」といいます。）の代表者である長尾一郎（以下「長尾」といいます。）から紹介を受けましたので、この日、私は、長尾にも同席してもらって、亡八介氏と面談しました。長尾がこの面談に同席したのは、あくまで私を亡八介氏に紹介するという役割のためであり、長尾と共同売主として本件壺を売ろうとした、などということは一切ありません。

私は、亡八介氏に対し、本件壺は北宋時代の貴重な青白磁で、私が数年前に購入したものだが、ここまで大きなものは滅多に市場に出回らないこと、里見学園の玄関に装飾品として飾ると見栄えがすることなどを説明して、買ってほしいと持ち掛けました。このとき、長尾も、亡八介氏に、「この壺は太田のものだから、できるだけ良い値で買ってあげてください。」と伝えてくれました。

6 本件壺の値段交渉は私がしました。長尾は、亡八介氏を紹介した後は、その場にいただけです。

値段交渉ですが、私もできるだけ高く売却したかったので1000万円くらいを頭に置いており、1000万円という数字を提示しました。亡八介氏は、「もっと安くできないか。」と言い、600万円とか700万円などの数字を言ってきました。しかし、私は、北条から早く売りたいができるだけ高く処分してほしいとも言われていましたので、そのような金額では売れないと思い、「800万円くらいでどうか。」という話をしました。これに対して、亡八介氏は「800万円は高すぎる。」と購入に難色を示しました。

私は、このまま交渉を続けても亡八介氏が譲歩する可能性は低いと判断し、取りあえず、本件壺を亡八介氏の下に置いて、出直すことにしました。本件壺を亡八介氏の下に置いて帰ったのは、よく見てもらって、購入意欲を高めてもらおう

と考えたからです。

7 私は、令和4年1月14日に、もう一度里見学園を訪問しました。今回も、紹介者の立場で長尾が同行しました。この日も交渉を続けましたが、結局、きっちりした数字は決まりませんでした。最終的な私の提案が800万円、亡八介氏が700万円くらいの回答だったので、最後の方で、私は「750万円くらいで、しょうがないね。」と言った記憶はあります。亡八介氏は、私の発言に対して何も言いませんでしたが、750万円ではまだ完全には納得していない様子でしたので、もう一度交渉する必要はあるにしても、次回辺りに750万円で決まるだろうと思いました。

このとき、亡八介氏が、手元にあった10万円を私に支払うと言ってきました。私は、次回に売買代金が750万円で決まることを見越して、予約金又は申込金として渡してきたのだらうと思い、これを受け取りました。乙2号証はこの10万円と引き換えに渡したメモです。私としては、この10万円を受け取ったからといって、本件壺の売買が成立したとは思っていませんでしたし、まして、600万円で売買が成立したなどということはありません。

亡八介氏は、私に対し、1月27日に、もう一度来てほしいと言いました。私は、10万円を渡されたことと、27日までに日数があったことから、亡八介氏は、次回までに資金を調達し、今回は売買代金額を750万円と決めて、それを支払ってくれるのだらうと思いました。そのような経過でしたので、次回に契約が成立するのは間違いないと思ったことと、ここで本件壺を引き揚げて亡八介氏の購入意欲をそいでもまずいと思い、本件壺は里見学園に置いて帰りました。

この一連の売買交渉の間、長尾はほぼ黙って座っていただけであり、値段交渉も私と亡八介氏との間でやっておりました。長尾が本件壺の共有者であるなどと説明したことは一切ありません。

8 その後、長尾の経営する長尾産業が倒産したようで、長尾と連絡が取れなくなりました。私も長尾には貸付金がありました。

私は、北条には、本件壺を亡八介氏に売るべく交渉していることを報告していませんでしたが、だんだん不安になってきて、1月17日頃に、北条に連絡をとり、これまでの経緯を説明しました。私は、北条に対し、「1月27日に里見学園に行き、750万円の支払を受けられるはずだ。」と説明しましたが、北条から、念のため、亡八介氏に連絡を取るようと言われて、すぐに亡八介氏に連絡を取りました。すると、亡八介氏からは、売買代金は600万円でまとまった、長尾が既に代金を取りに来たので、残金590万円は長尾に支払った、と言われてしまったのです。私は代金をもらっていないわけですから、私にきちんと支払ってほしいと言いましたが、亡八介氏は「代金は支払った」の一点張りで、話は平行線でした。私は、長尾に連絡を取ろうと携帯電話に何度も電話をしたり、会社にも行ったりしましたが、長尾と連絡は取れませんでした。

- 9 私は、やむなく北条に上記の経過を報告しました。北条は激怒し、私が北条から本件壺を横領したようなことも言われて大変な思いをしました。また、北条と私は、令和4年1月23日に亡八介氏に会いに行き、事情を説明し、本件壺を返してくれるよう求めましたが、亡八介氏は応じませんでした。

私は、長尾が、会社の資金繰りに流用するために、亡八介氏に対し、売買代金は600万円でまとまった、自分に支払ってくれば私に渡しておくなどと嘘の説明をし、早合点した亡八介氏が長尾に590万円を支払ってしまったのではないかと考えています。

- 10 その後、北条は、亡八介氏に対して訴訟を起こすつもりだったようですが、当時依頼していた弁護士から、北条が原告になるのは難しいと言われて、上杉氏が原告となったようです。

以 上

(注) 斜体部分は手書きである。

陳 述 書

令和5年6月23日

東京都東区中央町1-5-2

長 尾 一 郎 印

- 1 この度は、30年来のお付き合いであり、何度も美術品のお買い上げをいただいていた里見八介様（以下「亡八介様」といいます。）のご遺族に大変なご迷惑をお掛けしました。長年の信頼を裏切ることになり、誠に申し訳ございません。今回の経緯について説明をいたします。
- 2 株式会社太田商事の代表取締役の太田雄二さん（以下「太田」といいます。）とは、美術品の売買を一緒にしたり、美術品の売買取引をしたりして、以前から、よく行動を共にする仲でした。ときにはお金の貸し借りもしていました。
- 3 今回、亡八介様に売却をした壺は、株式会社本庄という倒産した美術商の社長であった上杉貞夫さん（以下「上杉」といいます。）が、個人的に所有していたものでした。令和3年冬頃、太田から、上杉が売りに出しているが、なかなか買手が見付からないということで、相談を受けたものです。このとき、太田からは、売却に当たり上杉の名前は出さないで太田が売主であるとして売却すること、売却金額としては1000万円くらいを考えていることを聞かされました。
- 4 美術品の売買において所有者を明かさずに売却することはよくあることですので、特段不思議に思いませんでした。特に今回は、上杉が倒産した会社の社長さんということでしたので、本当のことを知られてしまうと買手も値切りの材料とすでしょうから、太田の物として売ることは賢明だと思いました。しかし、壺は保存状況もさして良くなく、1000円で売るのは、正直厳しいと思いました。
- 5 私は美術商を15年くらいやっていたので、まず知り合いのコレクターに当たりましたが、反応は芳しくありませんでした。この壺は決して美術品のコレ

クターに強い興味を与えるものではありませんでした。ただ、この壺は大きくて迫力がありましたので、設置場所に落ち着いた雰囲気を与える装飾品として展示するという利用法が十分あり得ました。新築のビルなどに置いてイメージを上げるのにふさわしいと考えましたが、あいにくそのような購入希望は私のところになかなか届きませんでした。

6 亡八介様から、学園の玄関に飾る適当なものがないかと打診を受けたのは、そんなときでした。以前、亡八介様に日本各地の有名産地の工芸品を購入いただいて、有限会社房総建設（以下「房総建設」といいます。）の玄関、応接室や、学校法人里見学園（以下「里見学園」といいます。）の応接室に飾っていただいたように、今回も購入いただけないかと考えた次第です。亡八介様と商談をさせていただくに当たり、太田には、壺はとても高価な品だったので太田と私の二人がお金を出し合って手に入れた、だから二人の物であり、二人が売主になる、と説明することを提案しました。太田だけが売主であるというより、亡八介様と長年のお付き合いのある私と太田の二人が売主であると説明する方が、亡八介様に安心してご購入いただきやすいのではないかと思います。特に亡八介様は、ご自身が美術品の目利きでないことを自覚しておられたせいか、美術品の購入に当たっては信頼できる売主からしか買わない、という方針を徹底しておられました。ですので、私がただ太田を亡八介様に紹介するだけでは、壺を見てはくれるでしょうが、購入いただくのは難しいのではないかと感じておりました。その懸念を太田にお話ししたところ、太田も、壺を私と二人の共有物として売りに行くことを何とか了承してくれました。私だけが壺の売主となることも提案してみたのですが、太田がそれには難色を示したので、共同で売主になることになったのです。

7 私と太田の二人で、里見学園に亡八介様を訪ねたのは、令和4年1月12日から13日頃であったと思います。このとき、二人で壺を持参して、実際に見ていただきました。私は、まずは亡八介様に安心して購入を検討していただくため、「この壺は太田と私の二人の物なので、二人で売りたい。」とお話しさせていただ

た記憶です。亡八介様は、「美術品としての価値はよく分からないが、上品な色合いだな。これくらい大きいものを玄関に置くと確かによいなあ。」とおっしゃって、品物は気に入っていただけました。私と太田は、亡八介様に1000万円で買っていただければとお願いいたしました。このとき、太田よりも、私が積極的にお話しさせていただいていたと思います。その日は亡八介様から、「買わないこともないが1000万円は高いので少し考えさせてくれ。」と言われましたので、私と太田は、壺はそのまま亡八介様に預けて、一、二日後にまた伺うと申し上げて帰らせていただきました。

8 帰途中、私は太田に対して、「700万円でも売れたら上出来ではないか。」  
「亡八介様が買ってくれなかったら、当分買ってくれる当てはないぞ。」と率直に伝えました。太田は、そのときははっきりした返事はせず、誰かに相談してみようようなことを言っていました。それがこの壺の所有者の方であったかどうかは私には分かりません。

9 私と太田の二人で、亡八介様を、里見学園に再度訪ねたのは、令和4年1月14日だったと思います。このときは、太田の方から700万円程度での購入の希望を申し述べました。この700万円という金額は、前回の帰途中私が太田に提案した金額だったので、内心、この商談はうまくいくかもしれない、と思いました。これに対して、亡八介様は、高すぎるとして、600万円程度しか出せないとおっしゃったと思います。亡八介様は、その壺の価値を600万円程度としたのではなく、資金の都合上、600万円程度なら購入するという趣旨だったと拝察しておりましたが、太田の方はそのように理解しなかったようで、壺の価値が実際には1000万円くらいだから700万円でも買い得であることを盛んに述べておりました。結局、亡八介様が600万円が限度だということで、太田も値上げ交渉を断念し、売買代金600万円で亡八介様にお買い上げいただくことになりました。このとき、間違いなく、太田は、600万円で売却することを了承していました。太田が、この日の交渉を700万円からスタートさせたので、600万円であれば太田の想定内の金額に落ち着いたのだらうと思いました。こ

の日は、亡八介様のお手元の現金から10万円を支払っていただき、太田が、その領収証を書いてお渡ししました。これが乙2号証です。

- 10 亡八介様から、壺は学校法人が買うこととしたいが、学校法人がお金を出すには面倒な手続があるからすぐには払えないと伺いました。そのため、一旦亡八介様が個人で買うことにするが、すぐに現金の準備ができないため、取りあえず亡八介様が経営する会社を立て替えて支払う、翌々日に会社の方に来てくれば約束手形を渡す、ということになりました。太田は、特に異議を述べていませんでした。1月27日に最終的な金額交渉をする、などという話は全く出ておりません。商談がまとまりましたので、壺はそのまま亡八介様の下に置いて帰りました。もしこの日に売買金額が決まっておらず、しかも次の交渉が10日以上も先に予定されていたのであれば、太田は、依頼者の手前、さすがに壺を一旦持って帰ったのではないかと思います。

太田が亡八介様から受け取った現金10万円ですが、売買契約が無事成立しましたので、売却活動にかかる経費分として、帰り道に太田から私が頂きました。

- 11 翌々日、私は亡八介様の会社に一人で訪れ、房総建設の名義で振り出された約束手形3通、額面合計590万円分（内訳は、①額面250万円・支払期日令和4年3月18日（乙4の1、2）、②額面250万円・支払期日令和4年4月19日（乙5の1、2）、③額面90万円・支払期日令和4年5月17日（乙6の1、2））を頂きました。私が手形を一人で受け取ったのは、太田が何度も房総市まで出かけるのも大変だろうということで、翌々日私が一人で取りに行ったにすぎず、太田はそれを了解していたはずです。また、この日には、既に残代金の金額は決まっていたので、亡八介様から手形を受け取り、少しだけ世間話をした程度で、売買代金額については何も話しておりません。領収証は、亡八介様のご希望で、宛先は房総建設、発行者は私でなく株式会社長尾産業（以下「長尾産業」といいます。）にしたと記憶しております。乙1号証がこのとき私が発行した領収証です。なお、長尾産業は、私が出資持分の全てを保有し、取締役は私一人であって、従業員はおりません。

- 1 2 亡八介様から受け取った手形3通は、本来は太田に渡すべきものでしたが、私がほかの手形決済のための資金が必要だったため、その日に、太田からこの手形3通を私に貸してもらった了承を得て、この日は手形を持って帰りました。その後、私は、3通の手形を受け取った翌日に畑山博という手形の割引業者に割引かせて現金化し、会社の資金繰りに使わせてもらいました。当時はちょうど決済資金が必要でした。一月後には弁済できる予定でいたので、問題は起きないだろうと思っていたのです。私は、太田から、手形を割引いて、その資金を使うことまで、了解を得ていたと考えておりました。だからこそ、私が一人で手形の受取にも行かせていただきました。もともと私と太田は手形の融通などもしていましたので、困ったときはお互い様だと思っていたからです。
- 1 3 後日、太田から、手形の片は付いたかと電話がありました。しかし、私の会社は資金繰りが行き詰まり手形の不渡りを出すことになってしまいました。太田には本当に申し訳ないことをしたと考えていますが、亡八介様から頂いた代金は前述のとおり、会社の手形決済資金に回ってしまって手元には残っておりません。
- 1 4 長尾産業は、令和4年1月下旬、資金繰りが立ちゆかず、手形の不渡りを出し営業を停止しましたが、特に法的手続きは採っておりません。手形を受け取ったときに、私自身はやましい気持ちは全くありませんでした。私の態度から、特段、亡八介様も不審には思わなかったと思います。しかし、太田から頼まれて売却したにもかかわらず、私が代金を使ってしまったことで、亡八介様を争いに巻き込んでしまい、誠に申し訳ないと思っております。

これまでの亡八介様との取引では、販売した美術品の値段は100万円から300万円くらいでした。売主はいずれも長尾産業としましたが、いずれも他からの委託品でした。ですので、今回の壺の売り方だけが特別というわけではありませんでした。

亡八介様のご遺族の皆様、この度は、ご迷惑をお掛けし、大変申し訳ありませんでした。

以 上

令和5年(ワ)第2023号 動産引渡請求事件

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

## 証 拠 申 出 書

令和5年6月23日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 ⑩

頭書事件につき、下記のとおり証拠の申出をする。

### 記

#### 1 人証の申出

(1) 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 横浜市港区中町一丁目2番3号  
原告本人 上杉貞夫 (同行・主尋問20分)

(2) 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 川崎市前宮区平野町一丁目2番3号  
証人 北条 浩 (同行・主尋問20分)

(3) 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 東京都南区南町三丁目4番5号  
証人 太田雄二 (同行・主尋問20分)

#### 2 立証趣旨

(記載省略)

#### 3 尋問事項

別紙尋問事項(添付省略)記載のとおり。

令和5年(ワ)第2023号 動産引渡請求事件

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

## 証拠申出書

令和5年6月23日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士 乙 川 花 子 ⑩

頭書事件につき、下記のとおり証拠の申出をする。

### 記

#### 1 人証の申出

(1) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県房総市朝日町300番地1

被告本人 里見貴子 (同行・主尋問20分)

(2) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県房総市朝日町168番地2

被告本人 犬山ゆかり (同行・主尋問20分)

(3) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都東区中央町1-5-2 株式会社長尾産業気付

証人 長尾一郎 (同行・主尋問30分)

#### 2 立証趣旨

(記載省略)

#### 3 尋問事項

別紙尋問事項(添付省略)記載のとおり。

## 第4回弁論準備手続期日のやり取り【対話㊦】

日時 令和5年6月30日（金）午後2時～2時30分

場所 ○○地方裁判所民事第○部弁論準備手続室

裁判官 丙山裁判官 裁判所書記官 丁野書記官

原告 甲野代理人

被告 乙川代理人

- [1] 丙山 では始めます。原告からは、予定どおり原告第3準備書面をご提出いただいております。
- [2] 甲野 はい、原告第3準備書面を陳述します。

（中略）

- [3] 丙山 では、次回の証拠調べ期日を7月21日午後1時15分に指定します。いずれも同行していただくということでよいでしょうか。



以上のやり取りが、第4回弁論準備手続調書に反映されている。

### 【設題】

- 1 証拠申出のされた者のうち人証として採用されなかったものはいるか。それは誰であり、その者が不採用となると考えた理由を説明せよ。
- 2 第4回弁論準備手続調書に記載された「証拠調べによって証明すべき事実」は何か、その理由を説明せよ。

## 第 4 回 弁 論 準 備 手 続 調 書

事 件 の 表 示 令和 5 年 (ワ) 第 2 0 2 3 号  
期 日 令和 5 年 6 月 3 0 日 午後 2 時 0 0 分  
場 所 等 ○○地方裁判所民事第○部準備手続室  
裁 判 官 丙 山 次 郎  
裁 判 所 書 記 官 丁 野 三 郎  
出頭した当事者等 原告代理人 甲 野 太 郎  
被告兩名代理人 乙 川 花 子  
指 定 期 日 令和 5 年 7 月 2 1 日 午後 1 時 1 5 分 口頭弁論  
当 事 者 の 陳 述 等

原 告

第 3 準備書面陳述

裁判官及び当事者双方

証拠調べによって証明すべき事実は次のとおりである。

### (記載省略)

証拠関係別紙のとおり<sup>①</sup>

裁判官

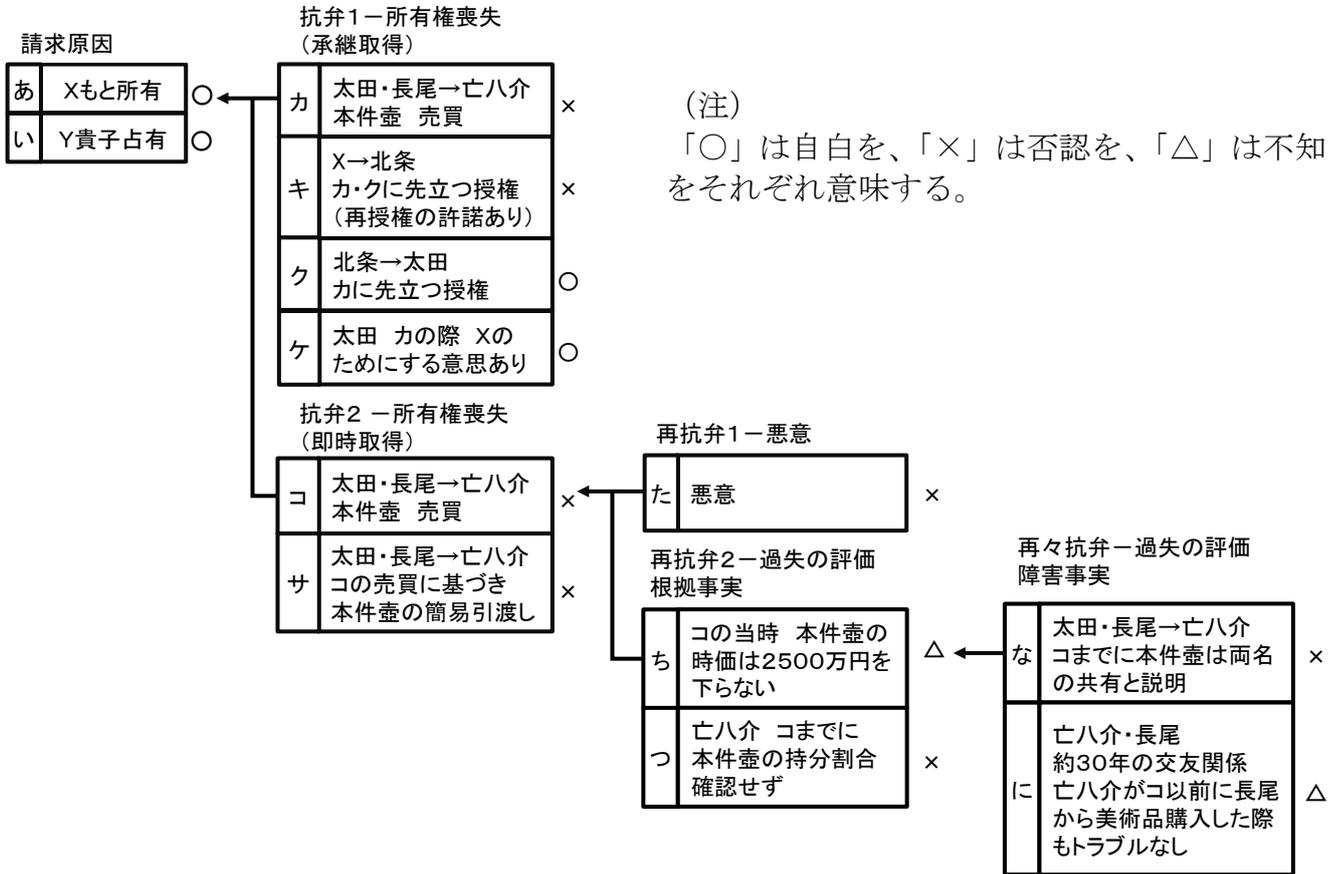
弁論準備手続終結

裁判所書記官 丁 野 三 郎 ㊟

<sup>①</sup> 事件記録中の証人等目録 (本書 259 頁以下) 参照。

【ブロック・ダイアグラム〔弁論準備手続終結時点のもの〕】

XのY貴子に対する請求の訴訟物：所有権に基づく返還請求権としての動産引渡請求権 1個



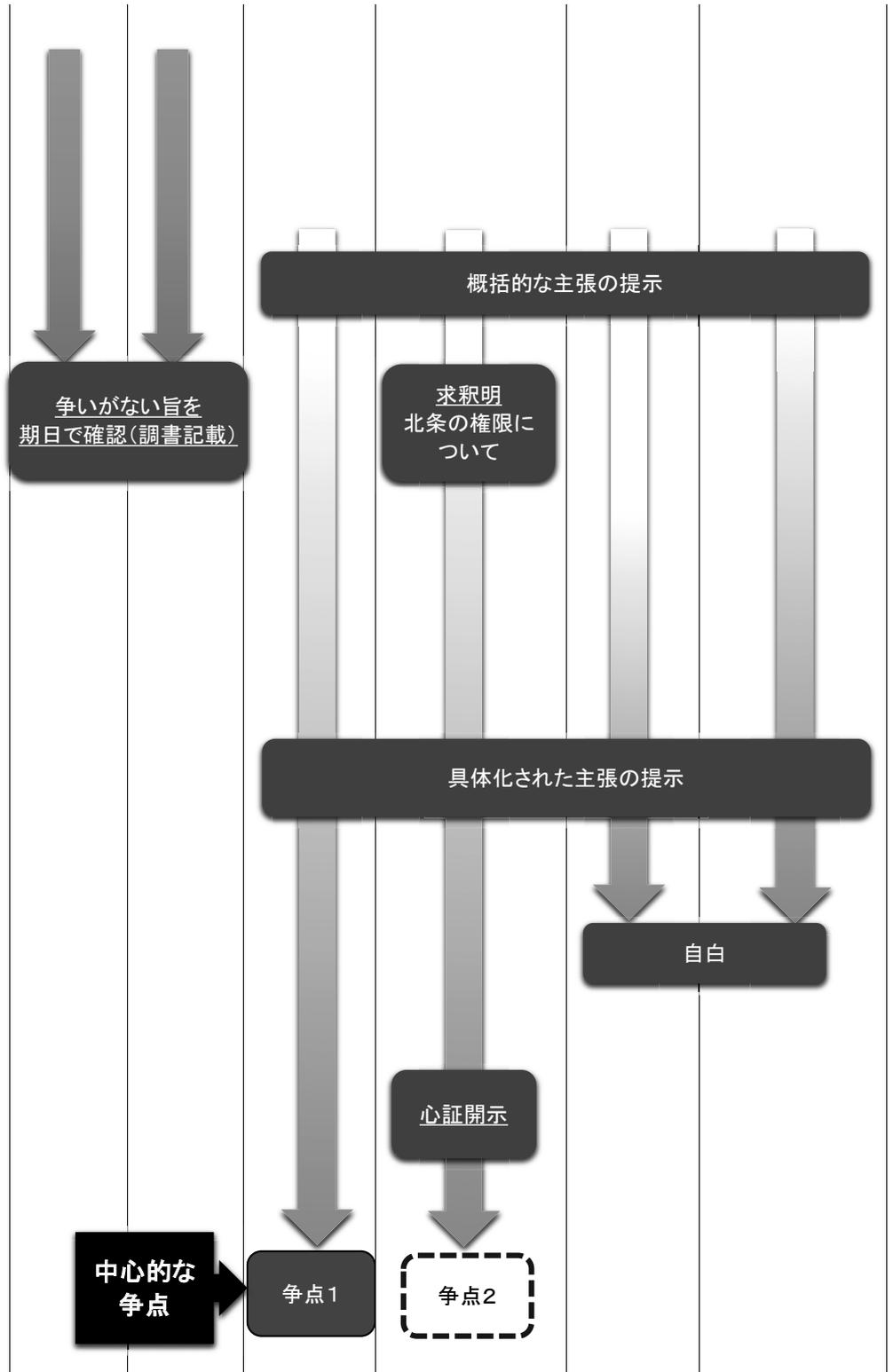
※XのYゆかりに対する請求についても同様（省略）

**【争点整理の流れ図】**

**【訴訟の進行】**

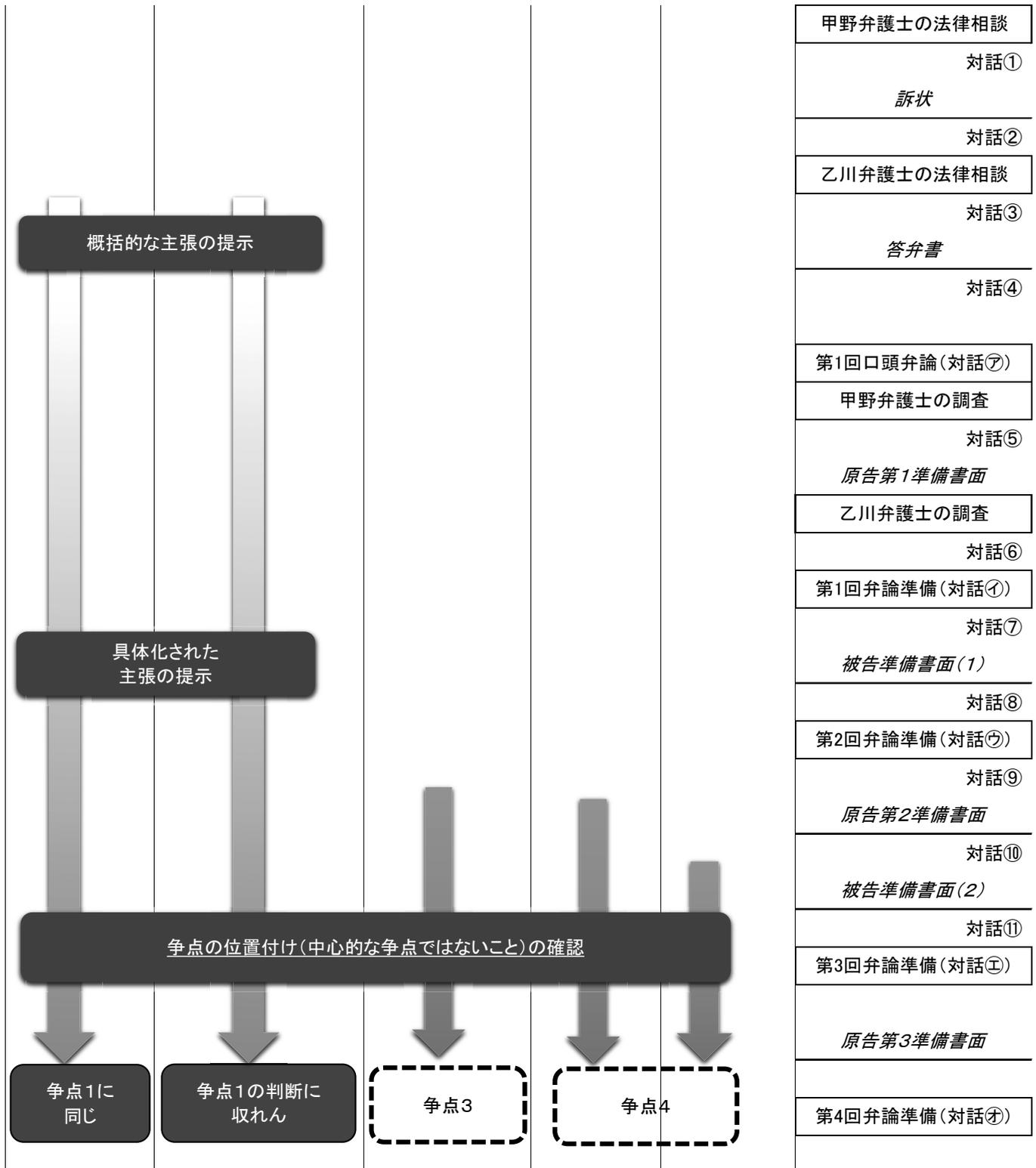
甲野弁護士の法律相談
対話①
訴状
対話②
乙川弁護士の法律相談
対話③
答弁書
対話④
第1回口頭弁論(対話㉗)
甲野弁護士の調査
対話⑤
原告第1準備書面
乙川弁護士の調査
対話⑥
第1回弁論準備(対話㉘)
対話⑦
被告準備書面(1)
対話⑧
第2回弁論準備(対話㉙)
対話⑨
原告第2準備書面
対話⑩
被告準備書面(2)
対話⑪
第3回弁論準備(対話㉚)
原告第3準備書面
第4回弁論準備(対話㉛)

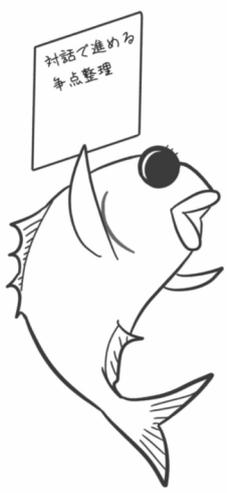
請求原因		抗弁1(所有権喪失—承継取得)			
Xもと所有	Y占有	亡八介売買	X→北条 授権 (含:再授権許諾)	北条→太田 授権	太田 Xのために する意思



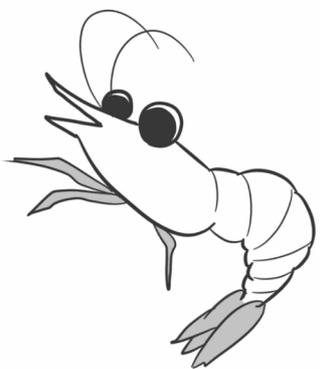
抗弁2(所有権喪失－即時取得)		再抗弁1(悪意)	再抗弁2 (過失の評価 根拠事実)	再々抗弁 (過失の評価障 害事実)
亡八介売買	長尾・太田→亡八介 基づく簡易の引渡し			

【訴訟の進行】





タイス



エビデス

# 事 件 記 録



保管金  報告

取寄記録	保管物			期日	予定
<b>民事第一審訴訟事件記録</b>				2/13 ・ 10:00	弁論
				3/20 ・ 2:00	弁準
<b>〇〇地方裁判所民事第〇部</b>				4/24 ・ 2:00	弁準
				6/ 1 ・ 2:00	弁準
事件番号	令和 5 年(ワ)第 2023 号			6/30 ・ 2:00	弁準
				7/21 ・ 1:15	弁論
	令和 年(ワ)第 号			/ ・ :	
				/ ・ :	
令和 年(ワ)第 号			/ ・ :		
			/ ・ :		
付随事件 (関連事由)	令和 年( )第 号( )			/ ・ :	
	令和 年( )第 号( )			/ ・ :	
	令和 年( )第 号( )			/ ・ :	
事件の標目	<b>動産引渡請求事件</b>				
裁判官	丙山	書記官	丁野	係名	2 A 係
符号	原告				
甲	上杉 貞夫		代理人	甲野 太郎	
符号	被告				
乙1	里見 貴子		代理人 乙1・乙2	乙川 花子	
乙2	犬山 ゆかり				
結果	令和 年 月 日 請求認容・一部認容・請求棄却・取下・和解成立・( )				
保存始期	令和 年 月 日		全 冊中の第 冊		
保存終期	令和 年 月 日				

当事者欄 符号 原告 甲・被告 乙・参加人 丙・引受人 丁・補助参加人 戊

本件口頭弁論期日を令和5年2月13日午前10時00分と指定する。

令和5年1月18日

裁 判 官



## 第 1 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示 令和 5 年 (ワ) 第 2 0 2 3 号  
期 日 令和 5 年 2 月 1 3 日 午前 1 0 時 0 0 分  
場所及び公開の有無 ○○地方裁判所民事第○部法廷で公開  
裁 判 官 丙 山 次 郎  
裁 判 所 書 記 官 丁 野 三 郎  
出頭した当事者等 原告代理人 甲 野 太 郎  
被告兩名代理人 乙 川 花 子  
指 定 期 日 令和 5 年 3 月 2 0 日 午後 2 時 0 0 分 弁論準備  
弁 論 の 要 領 等

原 告

- 1 訴状陳述
- 2 令和 5 年 3 月 1 3 日までに、①北条の権限の内容及び範囲、②誰が誰にいつ本件壺を預け、その処分を依頼したかについて、具体的な主張を記載した準備書面及び関係書証を提出する。

被告兩名

- 1 答弁書陳述
- 2 原告が平成 1 7 年当時本件壺を所有していた事実及び被告兩名が現在本件壺を占有している事実は、認める。
- 3 亡八介が買主となる本件壺の売買に係る契約書は見付かっている。

裁判官

本件を弁論準備手続に付する。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 丁 野 三 郎 ㊟

## 第 1 回 弁 論 準 備 手 続 調 書

事 件 の 表 示 令和 5 年 (ワ) 第 2 0 2 3 号  
期 日 令和 5 年 3 月 2 0 日 午後 2 時 0 0 分  
場 所 等 ○○地方裁判所民事第○部準備手続室  
(ウェブ会議の方法による)

裁 判 官 丙 山 次 郎

裁 判 所 書 記 官 丁 野 三 郎

出 頭 し た 当 事 者 等 原 告 代 理 人 甲 野 太 郎

(原告代理人事務所)

被 告 両 名 代 理 人 乙 川 花 子

(被告両名代理人事務所)

(通話者の所在する場所の状況が手続を実施するため  
に適切なものであることを確認した。)

指 定 期 日 令和 5 年 4 月 2 4 日 午後 2 時 0 0 分

当 事 者 の 陳 述 等

原 告

第 1 準 備 書 面 陳 述

被 告 両 名

令和 5 年 4 月 1 7 日までに、所有権喪失の抗弁を具体的に記載した準備  
書面及び関係書証(可能であれば、金銭の動きを証するものを含む。)を  
提出する。

裁 判 所 書 記 官 丁 野 三 郎 ㊟

## 第 2 回 弁 論 準 備 手 続 調 書

事 件 の 表 示 令和 5 年 (ワ) 第 2 0 2 3 号  
期 日 令和 5 年 4 月 2 4 日 午後 2 時 0 0 分  
場 所 等 ○○地方裁判所民事第○部準備手続室  
(ウェブ会議の方法による)

裁 判 官 丙 山 次 郎

裁 判 所 書 記 官 丁 野 三 郎

出頭した当事者等 原告代理人 甲 野 太 郎

(原告代理人事務所)

被告兩名代理人 乙 川 花 子

(被告兩名代理人事務所)

(通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために適切なものであることを確認した。)

指 定 期 日 令和 5 年 6 月 1 日 午後 2 時 0 0 分

当 事 者 の 陳 述 等

原 告

- 1 亡八介から長尾産業に 5 9 0 万円が支払われたことは認めるが、これが長尾個人への支払であるとする点は争う。
- 2 令和 5 年 5 月 2 4 日までに、被告準備書面 (1) に対する認否反論を記載した準備書面を提出する。

被告兩名

- 1 準備書面 (1) 陳述
- 2 原告の提出する準備書面に反論がある場合には、令和 5 年 5 月 3 0 日までに、その反論を記載した準備書面を提出する。

裁判所書記官 丁 野 三 郎 ㊟

### 第 3 回 弁 論 準 備 手 続 調 書

事 件 の 表 示 令和 5 年 (ワ) 第 2 0 2 3 号  
期 日 令和 5 年 6 月 1 日 午後 2 時 0 0 分  
場 所 等 ○○地方裁判所民事第○部準備手続室  
(ウェブ会議の方法による)

裁 判 官 丙 山 次 郎

裁 判 所 書 記 官 丁 野 三 郎

出頭した当事者等 原告代理人 甲 野 太 郎

(原告代理人事務所)

被告兩名代理人 乙 川 花 子

(被告兩名代理人事務所)

(通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために適切なものであることを確認した。)

指 定 期 日 令和 5 年 6 月 3 0 日 午後 2 時 0 0 分

当 事 者 の 陳 述 等

原 告

1 第 2 準備書面陳述

2 令和 5 年 6 月 2 3 日までに、被告準備書面 (2) に対する認否を記載した準備書面を提出する。

被告兩名

準備書面 (2) 陳述

当事者双方

令和 5 年 6 月 2 3 日までに、尋問予定者の陳述書を提出する。

裁判所書記官 丁 野 三 郎 ㊟

## 第 4 回 弁 論 準 備 手 続 調 書

事 件 の 表 示 令和 5 年 (ワ) 第 2 0 2 3 号  
期 日 令和 5 年 6 月 3 0 日 午後 2 時 0 0 分  
場 所 等 ○○地方裁判所民事第○部準備手続室  
裁 判 官 丙 山 次 郎  
裁 判 所 書 記 官 丁 野 三 郎  
出頭した当事者等 原告代理人 甲 野 太 郎  
被告兩名代理人 乙 川 花 子  
指 定 期 日 令和 5 年 7 月 2 1 日 午後 1 時 1 5 分 口頭弁論  
当 事 者 の 陳 述 等

原 告

第 3 準備書面陳述

裁判官及び当事者双方

証拠調べによって証明すべき事実は次のとおりである。

**(記載省略)**

証拠関係別紙のとおり

裁判官

弁論準備手続終結

裁判所書記官 丁 野 三 郎 ㊟

# 訴 状

受付印  
5. 1. 13

令和5年1月13日

〇〇地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 ㊟

〒〇〇〇-〇〇〇〇 横浜市港区中町一丁目2番3号

原 告 上 杉 貞 夫

〒〇〇〇-〇〇〇〇 横浜市港区山上四丁目1番2号 第一ビル201号

甲野法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎

電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県房総市朝日町300番地1

被 告 里 見 貴 子

〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県房総市朝日町168番地2

被 告 犬 山 ゆ か り

動産引渡請求事件

訴訟物の価額 〇〇〇万〇〇〇〇円

貼用印紙額 〇万〇〇〇〇円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告兩名は、原告に対し、別紙物件目録記載の動産を引き渡せ
  - 2 訴訟費用は被告兩名の負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

## 第2 請求の原因

- 1 原告は、別紙物件目録記載の北宋時代の青白磁壺（以下「本件壺」という。）を所有している（甲1、甲2、甲5）。
- 2 被告里見貴子の夫であり被告犬山ゆかりの父である亡里見八介（以下「亡八介」という。）は、株式会社太田商事の代表者太田雄二（以下「太田」という。）及び株式会社長尾産業の代表者長尾一郎（以下「長尾」という。）から、本件壺を令和4年1月14日に600万円で買い取ったと主張して、本件壺を所持していた。
- 3 原告は、太田及び長尾に対し、本件壺を売却したことはない。また、本件壺を売却するための何らの権限も付与したことはない。  
したがって、亡八介が本件壺の所有権を取得することはない。
- 4 亡八介は、令和4年10月19日に死亡した。被告兩名は亡八介の法定相続人として、本件壺の占有を包括承継した（甲4の1～3）。
- 5 よって、原告は、被告兩名に対し、所有権に基づき本件壺の引渡しを求める。

## 第3 関連事実

- 1 原告が代表取締役を務める株式会社室町堂（以下「室町堂」という。）は、本件壺を、約20年前に足立貴から2500万円で買い入れた。そして、原告は、平成17年になって室町堂から本件壺を3000万円で買った（甲5）。
- 2 その後、原告は、本件壺を売却する必要に迫られ、令和3年11月18日頃、北条浩（以下「北条」という。）に預けた上、その売却処分を任せた（甲3）。ところが、北条は、原告に断りなく、本件壺をなるべく高く売却するために太田へ委託商品として預けた。
- 3 そうしたところ、太田は、北条や原告の了解を取らず、長尾の紹介で、亡八介に本件壺の売却を持ち掛けた。こうして、亡八介は、本件壺を不正に領得するに至ったものである。

4 令和4年1月下旬頃、原告が、北条に対して、本件壺の売却について照会したところ、前項の事実が判明した。そこで、原告は、被告兩名に対し本件壺の返還を求めたが（甲6の1～3）、被告里見貴子は、本件壺は亡八介が太田及び長尾から600万円で購入した旨回答した（甲7）。しかし、原告は、太田や長尾に対し、本件壺を売却したことはなく、また本件壺の売却に関する権限を与えたことも一切ないから、たとえ亡八介が同人らから本件壺を購入したと主張していたとしても、その所有権を取得することはない。よって、被告兩名が本件壺の所有権を取得することもない。

以上のとおり、被告兩名からは、本件壺の占有を認める一方で返還を拒否する回答があったため（甲7）、やむなく本訴提起に至った次第である。

以上

#### 証 拠 方 法

甲第1号証	写真撮影報告書
甲第2号証	出品票（兼預り証）
甲第3号証	預り証
甲第4号証の1から3まで	戸籍全部事項証明書
甲第5号証	帳簿（在庫品）
甲第6号証の1	通知書（内容証明郵便）
甲第6号証の2	郵便物等配達証明書（被告里見貴子宛て）
甲第6号証の3	郵便物等配達証明書（被告犬山ゆかり宛て）
甲第7号証	回答書

#### 添 付 書 類

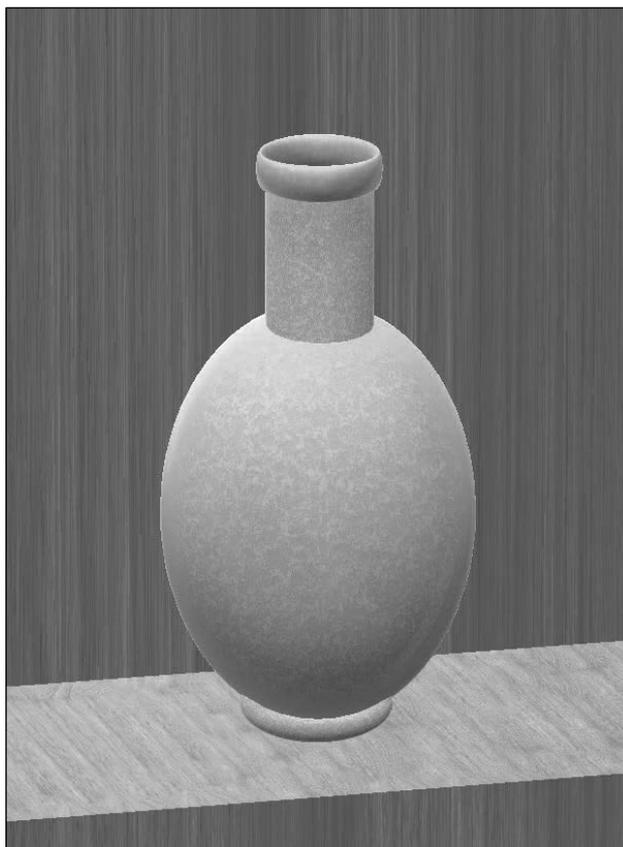
1 訴状副本	2通
2 甲号証の写し	各3通
3 証拠説明書	3通
4 訴訟委任状	1通

(別紙)

物 件 目 録

北宋時代の青白磁の壺 下記の写真のとおり。

(高さ約50cm、直径最大部約22cm)



令和5年（ワ）第2023号 動産引渡請求事件

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

## 答 弁 書

令和5年2月9日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県船橋市八千代町10番地5

乙川法律事務所（送達場所）

被告兩名訴訟代理人弁護士 乙 川 花 子 ⑩

電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

### 第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する
  - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

### 第2 請求の原因に対する認否

- 1 請求の原因第1項は否認する。本件壺の所有者は、後述するとおり、被告兩名である。
- 2 同第2項は認める。

亡八介は、本件壺を、令和4年1月14日、太田及び長尾から代金600万円で買い取った（以下、この売買を「亡八介売買」という。）。亡八介は、亡八介売買に基

づき、同日に現金10万円を支払い、同月16日に残金590万円を支払った(乙1、2)。

3 同第3項第1文は認め、第2文及び第3文は否認する。

亡八介は、令和4年1月14日、本件壺の売却権限を有する太田及び長尾から本件壺を買い(亡八介売買)、もって、所有権を取得した。

4 同第4項は認める。

5 同第5項は争う。

### 第3 関連事実に対する認否

1 関連事実第1項は不知。

2 同第2項第1文のうち、原告が北条に本件壺を預けたことは認め、その売却処分を任せたことについては認否を留保し、その余は不知。

同第2文のうち、北条が本件壺を太田に委託商品として預けたことは認め、それが原告に断りなく行われたことは否認し、その余は不知。太田は、本件壺を売却する権限を有していた。

3 同第3項のうち、太田が長尾の紹介で、亡八介に本件壺の売却を持ち掛けたことは認め、その余は否認する。亡八介は、亡八介売買により、有効かつ正当に本件壺の所有権を取得した。

4 同第4項のうち、第1文は不知、第2文は認め、第3文及び第4文は否認又は争う。第5文のうち、被告両名が本件壺の占有を認める一方で返還を拒否する回答をしたことは認め、その余は不知。

### 第4 求釈明

訴状第3の2項において、原告は、本件壺を北条に預けた上、その売却処分を任せたと主張するが、原告が北条に任せた内容を具体的に明らかにされたい。

### 第5 被告の主張

原告は、北条に対し、本件壺の売却につき、代理権（復代理人の選任を含む。）、又は、自己（北条）の選択する売却方法により自己若しくは他の第三者の名で売却処分することができ、売買契約が成立したときは本件壺の所有権が直ちに原告から買主に移転する旨の権限を授与したものであって、亡八介は、太田及び長尾との有効な売買契約に基づき、原告から本件壺の所有権を取得した。なお、仮に、太田に売却権限がなかったとしても、亡八介は、本件壺が兩人の共有であると信じて売買契約を締結したものであるから（民法192条）、亡八介が本件壺の所有権を取得したという結論を左右しない。

この点については、求釈明に対する原告の主張を待って、被告の主張を補充する。

#### 証 拠 方 法

乙第1号証	領収証
乙第2号証	「里見様」で始まる文書

#### 附 属 書 類

1	乙号証写し	各1通
2	証拠説明書	1通
3	訴訟委任状	2通

令和5年（ワ）第2023号 動産引渡請求事件

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

## 原告第1準備書面

令和5年3月13日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 ㊞

### 第1 求釈明に対する回答

原告は、答弁書第4の求釈明に対し、次のとおり回答する。

原告は、北条に対し、本件壺を自己（北条）の名で売却処分でき、売買契約が成立したときは本件壺の所有権が直ちに原告から買主に移転する旨の権限を授与した。しかし、原告は、北条に対し、自己（北条）以外の第三者に本件壺を売却処分させる権限を授与したことはない。

したがって、太田や長尾に本件壺の処分権限はないので、亡八介ひいては被告両名がその所有権を取得することはない。

### 第2 事実関係に関する補足

#### 1 原告が本件壺の売却を北条に依頼した経緯

- (1) 令和3年11月頃、原告が代表者である美術品等販売会社の株式会社本庄（以下「本庄」という。）は、経営状況が苦しく資金繰りに窮していた。北条は、金融業を営む北条ファイナンスの代表者であり、本庄の債権者の一人であったところ、北条と原告の間で、原告の持っていた本件壺を売ってその代金から北条に返済するという合意をした。

当時、本件壺は、原告の弟が経営する株式会社竹丸（以下「竹丸」という。）に保管されていたところ、原告は北条に対して、竹丸から搬出して売却するよう依頼した。

- (2) 前項の合意の際、北条は原告に対する令和3年11月18日付け預り証(甲3)を作成した。同預り証記載のとおり、売却のための預り期限は、令和4年1月末日と決め、北条が期限内に売却できない場合には、本件壺は原告に返却されることとされた。

同預り証には、「売却にあたっては当方の所有品として売ることにより異議ないこと。」との北条による手書きメモがあるが、これは、本庄の経営状況が苦しい原告の足元を見て購入希望者が値切ってくるようなことがないよう、原告の物であるとは言わずに売りに出したほうがよいとの北条の意見により記載したものである。また、「当方の所有品」との記載からも、原告は、「当方」である北条にのみ本件壺を売却する権限を与えたこと、及び、北条が北条以外の第三者に売却を委託したり売却権限を与えたりする権限まで授与する意図はなかったことは明らかである。

## 2 北条が原告に無断で太田に売却を依頼した経緯

ところが、北条は、原告に無断で、本件壺の売却を、美術品販売業を営む太田に依頼し、北条ではなく太田が、竹丸に預けてあった本件壺を持ち出した（甲8）。

前記のとおり、原告は竹丸に対し北条に本件壺を渡すように指示していたが、太田は、令和3年12月10日、竹丸を訪問し、北条から頼まれて本件壺を受け取りにきた旨説明し、持ち出してしまったものである。

## 3 まとめ

以上のとおりであるから、亡八介は、太田と長尾から本件壺を買ったと主張しているが、太田も長尾も本件壺の処分に関して何の権限も有していない。

また、太田としては、長尾と亡八介に本件壺をだまし取られたと認識しており、長尾に大金を支払ったとの亡八介の言い分についても、客観的な裏付けはなく、極めて疑わしい。

よって、亡八介が本件壺の所有権を取得することはない。

以 上

令和5年（ワ）第2023号 動産引渡請求事件

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

## 被告準備書面（1）

令和5年4月17日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士 乙 川 花 子 ⑩

### 第1 原告第1準備書面の原告の主張に対する認否

#### 1 「第1 求釈明に対する回答」に対する認否

(1) 同第2段落第1文の事実は認め、第2文の事実は否認する。後述するとおり、原告が北条に対して授与した権限は、北条の名で本件壺を売却する権限にとどまらず、北条以外の第三者が本件壺を売却する権限を北条が当該第三者に授与する権限も含まれていた。

(2) 同第3段落の主張は争う。

#### 2 「第2 事実関係に関する補足」に対する認否

(1) 同1（1）第1段落の事実は認め、第2段落の事実は不知。

同1（2）第1段落の事実は認める。同第2段落の第1文のうち、預り証に「売却にあたっては当方の所有品として売ることにより異議はないこと。」との北条による手書きメモがあることは認め、その余の事実は不知。同段落第2文のうち、預り証に「当方の所有品」との記載があること、原告が北条に本件壺を売却する権限を与えたことは認め、その余の事実は否認し、主張は争う。

原告が北条に与えた処分権限には、北条が第三者に処分権限を与えることも含まれていた。

(2) 同2第1段落の事実のうち、北条が本件壺の売却を美術品販売業を営む太田に依頼し、竹丸に預けてあった本件壺を太田が持ち出したことは認め、これらの事実が原告に無断で行われたことは否認する。同第2段落の事実は不知。

北条の太田に対する本件壺の売却の依頼は、原告が北条に授与した権限の範囲内のものである。また、竹丸の代表者が原告の実弟であることも考慮すれば、竹丸は、北条とは別人である太田に本件壺を渡すに当たり、原告の了解を取っていたと考えらるべきである。

(3) 同3「まとめ」の第1段落及び第3段落の主張は争う。同第2段落の事実は否認し、主張は争う。

## 第2 被告の主張

### 1 本件壺の承継取得

亡八介は、令和4年1月14日、本件壺の売却権限を有する太田及びその共同売主である長尾の両名から本件壺を買受けたことにより、原告から本件壺の所有権を取得した。したがって、原告は、既に本件壺の所有権を喪失しており、原告の本件請求には理由がない。以下、詳述する。

#### (1) 本件壺の売買契約（亡八介売買）の締結

ア 令和4年1月頃、亡八介が30年来の知人である美術商の長尾に対して、亡八介の経営する学校法人里見学園（以下「里見学園」という。）の玄関に飾る美術品がないかと打診したところ、同月12日か13日頃、長尾が太田とともに本件壺を持参して里見学園を訪ねてきた。そして、太田と長尾は、亡八介に対し、本件壺は太田と長尾が両名で買ったもので両名の所有であると説明した上で（乙3）、本件壺を1000万円で売却したいと申し出た。亡八介は、本件壺を気に入ったものの、1000万円という金額に躊躇し、すぐには購入を決断できなかった。そこで、太田と長尾は後日改めて訪問することになったが、本件壺が大型の美術品で手軽に運搬することができず、また、長尾はこれまで何度も取引をしたことのある亡八介を信頼していたため、本件壺を亡八介に預け、試しに本件壺

を里見学園の玄関に置いて購入を検討してもらうこととなった。

イ 上記アの帰り道、長尾は、本件壺の保存状態がそれほど良くなかったことから、本件壺を1000万円で売るのは難しいと考え、太田に対して、700万円でも売れたら上出来ではないかと伝え、太田も金額については考え直すことになった。

ウ 令和4年1月14日、太田と長尾は、再び里見学園を訪れ、亡八介に対し、700万円程度に減額するので、本件壺を購入してはどうかと打診した。しかし、亡八介は、資金の都合上、600万円程度しか出せないと回答した。太田は、本件壺の価値が1000万円あるから700万円でもお買い得であると盛んに述べたが、亡八介が出せる金額は600万円が限度であると言ったため、最終的には太田も断念し、代金額を600万円とすることで話がまとまった。このとき、長尾だけでなく、太田も間違いなく、代金額を600万円とすることを了解し、亡八介と長尾及び太田との間で本件壺の売買契約が締結された（亡八介売買の締結）。

そこで、太田と長尾は、両名を売主として、同日、亡八介との間で、本件壺を代金600万円で売却することを合意し、既に亡八介に預けていた本件壺を簡易の引渡し（民法182条2項）により引き渡した。

エ 代金の支払方法については、亡八介がすぐに現金を用意できなかったため、上記ウの話合いのときに、亡八介は、取りあえず手元にある現金から10万円を支払い、残額の590万円は亡八介が経営する有限会社房総建設（以下「房総建設」という。）振出の手形を用意して後日支払うことを申し出て、太田と長尾もこれを了承した（乙3）。領収証は、亡八介が残額590万円の手形を交付したときに、長尾から亡八介に一括して600万円の領収証を渡すことになった（乙3）。そして、亡八介は、その場で、太田に現金10万円を支払った（乙2）。

オ 手形については、亡八介が二日後であれば用意できると話したところ、長尾は、太田が何度も房総まで出向くのは大変だろうということで、一人で手形を取りに行くことを申し出て、太田もこれを了解した。

同年1月16日、亡八介は、一人で訪ねてきた長尾に対して、房総建設振出の手形3通を交付することにより、590万円を支払い、長尾から領収証を受け取った(乙1、乙4の1～乙6の2)。なお、乙4の1から乙6の2までの手形の写しは、今回、被告代理人が支払銀行である房総銀行から取り寄せたものであり、支払銀行に手形が保管されていることから、亡八介が残代金590万円を支払った事実は明らかである。

カ 以上の経緯により、亡八介は、太田及び長尾から本件壺を代金600万円で購入した。なお、本件壺の売買契約の売主は太田及び長尾の両名を共同売主とするものであるから、両名の合意により両名に全額の代金受領権限があるものと考えられるが、少なくとも、上記の経緯により、長尾が残金を受領することについて太田も了承していた。

(2) 北条から太田に本件壺の売却権限が授与され、これを原告が容認していたこと

ア 原告の北条に対する授権

(ア) 原告は、北条に対し、本件壺を自己の名で売却処分でき、売買契約が成立したときは本件壺の所有権が直ちに原告から買主に移転する旨の権限を授与したが、北条以外の第三者には同権限を授与していないと主張する。

(イ) しかし、本庄の代表者として美術品の取引に精通していた原告であれば、金融業者の北条が本件壺を自ら販売することは難しいと当然に分かっていたはずであり、太田や長尾のような専門の美術商に販売を委託することを予定していたはずである。だからこそ、本件壺を竹丸から搬出したのが北条でなく太田であったにもかかわらず、原告はこれに異議を述べなかった。原告の関心は本件壺の売却代金で債務を返済することであって、誰が売却するかについて原告は関心がなかったと考えるのが自然である。

(ウ) したがって、原告は、北条に対し、本件壺の売却権限を与えたのみならず、北条が第三者に対し同権限を授与することをも容認した。

イ 北条の太田に対する再授権

北条は、令和3年12月頃、美術品の販売を業とする太田に対し、本件壺の売却

を依頼し（甲8）、本件壺の売却権限を太田に再授権した。このことは、太田が北条や原告の名を出すことなく本件壺を亡八介に売りに行った事実からも明らかといえる。また、太田が、亡八介売買の際、原告のためにする意思を持っていたことも明らかである。

(3) 小括

以上のとおり、亡八介は、本件壺の売却権限を有する太田及び長尾を共同売主として、亡八介売買を締結した。この点について、最高裁判所昭和29年8月24日第三小法廷判決（裁判集民事15号439頁）は、他人の物を自己の物として第三者に売却することにその他人が予め承諾を与えているときは、上記売買は有効であって、売買と同時に買受人たる第三者は目的物の所有権を取得すると判示しているから、亡八介が亡八介売買の締結と同時に原告から本件壺の所有権を取得し、これにより原告がその所有権を喪失したことは明らかである。

2 本件壺の即時取得

仮に、太田に本件壺の売却権限が認められないとしても、前述のとおり、亡八介は、本件壺を購入する際、太田と長尾から、本件壺が太田と長尾の二人の物であるとの説明を受け（乙3）、これを信じて売買契約（亡八介売買）を締結したのであるから、亡八介は、即時取得（民法192条）に基づき、本件壺の所有権を取得し、これにより原告はその所有権を喪失した。

よって、原告の本件請求には理由がなく、速やかに棄却されるべきである。

以上

令和5年（ワ）第2023号 動産引渡請求事件

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

## 原告第2準備書面

令和5年5月24日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 ㊞

頭書事件につき、原告は、被告準備書面（1）の「第2 被告の主張」に対し、以下のとおり認否及び反論する。

### 第1 「1 本件壺の承継取得」について

#### 1 柱書は、否認する。

太田及び長尾はいずれも本件壺の売却権限を有していない。また、太田及び長尾と亡八介の間で本件壺について売買契約も成立していない。

#### 2 「(1) 本件壺の売買契約（亡八介売買）の締結」について

##### (1) 「ア」段落

第1文は不知、第2文は否認し、第3文及び第4文は認める。

亡八介との売買交渉に当たり、長尾は買主となる亡八介の紹介者の立場にとどまり、太田及び長尾は、亡八介に対し、本件壺の所有者は太田であると説明した。被告は、乙3号証を根拠として、太田と長尾が亡八介に対して「本件壺は太田と長尾の両名の所有である」との説明を受けたと主張するが、乙3号証の手書きのメモは、作成者が誰か文面上明らかでなく、その成立の真正については不知。仮

に亡八介の作成によるものであったとしても、作成時期も明らかでないし、「一週間程してから太田、北条氏が会えとの事で会った。北条氏は上杉氏の壺であるとの事でしたが（略）」という記載内容に照らせば、被告が主張する売買契約（亡八介売買）の成立後、太田らからのクレームを受けてから、亡八介の一方的な認識を記載したにすぎず、証明力に乏しい。

(2) 「イ」段落

上記アの帰り道に太田が金額について考え直すこととしたことは認め、その余は否認する。太田は、少なくとも代金は750万円以上と認識しており、600万円まで減額することは考えていなかった（甲10）。

(3) 「ウ」段落

太田及び長尾が同年1月14日、再び里見学園を訪れ、亡八介に対して本件壺の購入を打診したことは認め、その余は否認する。後記第3の1（2）で主張するとおり、太田は本件壺を750万円で売却する認識であったのに対し、亡八介は600万円であれば購入する意思があったにとどまり、代金額に関する合意を欠き、売買契約は成立していない（甲10）。

(4) 「エ」段落

太田が亡八介から現金10万円を受領したことは認めるが、その意味付け及びその余の事実は否認する。前記のとおり、太田及び長尾と亡八介の間では代金額について合意していないから、そもそも売買契約は成立しておらず、当然にその支払方法についても了解していない（甲10）。

(5) 「オ」段落

第1段落のうち、太田が、長尾単独で亡八介から手形を受領することを了解したという事実は否認し、その余は不知。第2段落は認める。前記のとおり、太田は、代金額にもその支払方法にも合意しておらず、長尾が手形を単独で取りに行くことも了解したことはない（甲10）。

(6) 「カ」段落

事実は否認し、主張は争う。

3 「(2) 北条から太田に本件壺の売却権限が授与され、これを原告が容認していたこと」について

(1) 「ア 原告の北条に対する授権」について

ア 「(ア)」段落

原告の主張の要約であり、認否の限りでない。

イ 「(イ)」段落

いずれも否認する。原告が本件壺の売却権限を授与したのは北条だけである。

ウ 「(ウ)」段落

前項のとおり、否認する。

(2) 「イ 北条の太田に対する再授権」について

認める。ただし、北条から太田に対する売却の依頼について、原告は承諾していなかったことは、前記のとおりである。

4 「(3)小括」について

被告の示す最高裁判所昭和29年8月24日第三小法廷判決(裁判集民事15号439頁)が存在することは認め、同判決の内容は争わないが、その余は否認する。

原告は、北条に対し、北条の物として第三者に売却することの承諾を与えたのであり、北条以外の者が売却することの承諾を与えていない。よって、太田は本件壺の売却権限を有しておらず、被告が主張するように太田及び長尾から亡八介が本件壺を買ったとしても、亡八介がその所有権を取得することはない。

第2 「2 本件壺の即時取得」について

事実は否認し、主張は争う。

太田及び長尾と亡八介の間に本件壺の売買契約は成立しておらず、仮に契約が成立するとしても、亡八介には、本件壺が太田と長尾のいずれの所有でもなく両名の共有でもないことについて、悪意又は有過失が認められるから、亡八介が即時取得(民法192条)によって本件壺の所有権を取得することはない。

### 第3 原告の主張

#### 1 亡八介は本件壺を承継取得していないこと

##### (1) 太田及び長尾は本件壺について売却する権限を有していないこと

甲3号証の預り証の記載から明らかなおり、原告は北条が北条の所有品として売ることを承諾したのであって、北条以外の人物に売却権限を与えていないし、北条に対して第三者に売却権限を付与する権限も与えていない。竹丸から太田が本件壺を搬出したことは、原告の知らないところで無断で行われたものであって、原告が太田の搬出を了解していたことを意味しない。

被告は、原告の関心は本件壺の売却代金で債務を返済することであって、誰が売却するかについて原告は関心がなかったと主張するが、誤りである。本庄は、北条に対して約2000万円の債務を負っており、原告は、その債務の返済のために北条に本件壺の売却を任せたのである。当然その意図は、北条であれば北条自身の債権約2000万円を回収できる程度の金額で売却しようとするであろうことが期待できたことにある（なお、訴状で述べたとおり、本件壺は室町堂が2500万円で購入したものを原告が3000万円で買い取ったものであり、同額程度での売却が期待できた品物である。）。本件壺の売却代金によって本庄の債務の圧縮を図ろうとしていた原告が、誰が幾らで売ってもよい、などという意思で北条に売却権限を付与するはずはない。

民法は、復代理について「委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。」（民法104条）とし、復委任について「受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。」（民法644条の2第1項）とするように、復代理、復委任については、本人の許諾又はやむを得ない事由があるときに限り認められるものと明確に定めている。

本件で、原告は、北条以外の第三者である太田や長尾により売却がなされることについて一切承知していなかったし、北条からも、太田や長尾による売却について、一切相談も許諾の依頼も受けていないのであり、原告において、明示黙示を

問わず、北条の太田への権限付与を許諾した事実はない。また、本件では、これに代わる「やむを得ない事由」も一切存在しない。

このようなことからすれば、原告が北条に授与した売却権限は、あくまで北条に限定されたものであって、太田や長尾に売却権限があるなどということはおよそあり得ないというべきである。

(2) 太田及び長尾と亡八介の間で売買は成立していないこと

ア ところが、原告第1準備書面にも述べたとおり、北条は、原告に無断で、本件壺の売却を太田に依頼したようであり、太田は、令和3年12月10日、竹丸を訪問し、北条から頼まれて本件壺を受け取りにきた旨説明し、持ち出してしまった(甲8)。

イ その後、太田は、同じく美術商である長尾の紹介を受け、令和4年1月12日又は13日頃、長尾とともに亡八介の経営する里見学園を訪問し、本件壺の買取りを交渉した。太田及び長尾は、亡八介に対し、本件壺は太田の所有物であることや里見学園の玄関に装飾品として飾れば見栄えがすることなどを説明し、800万円での買取りを提案した。対して、亡八介は金額が高すぎると難色を示したため、太田及び長尾は、亡八介の購入意欲を高めるべく、本件壺を亡八介に預け、同日の交渉は一旦中断させた。

太田及び長尾は、同月14日、再び里見学園を訪れ、亡八介との価格交渉に及んだ。その結果、太田としては、代金額を750万円とすることでほぼ代金額は合致したと認識し、同月27日に改めて面談し売買代金の確定と同時にその支払を受けるものと考えた。ところが、亡八介としては、600万円であれば購入する意思であったから、最終的な代金額の合意には至っておらず、売買契約は成立していない。

太田が、同月14日、亡八介から10万円を受領した(乙2)のは、契約成立が見込まれたことから、予約金又は申込金としての意味合いで受領したにすぎない。また、太田は、同月17日頃、北条に対し、本件壺の売却の目途が立ったことを伝えたが(甲9)、あくまで「とりあえず代金は750万円となり」

という説明にあるとおり、契約成立の見込みがあることを伝えたにとどまるし、同月27日に最終的な合意や決済が予定されていることを中間報告として伝えたものである（甲10）。

ウ　ところがその後、長尾と連絡が取れなくなった太田が不審に思っただ八介に連絡したところ、八介は、代金は600万円であり、同代金の残金は長尾に支払ったと言い出した。なお、長尾の経営する株式会社長尾産業（以下「長尾産業」という。）は令和4年1月下旬に手形不渡りを出して倒産しているところ、八介の支払った残代金は全額長尾産業が流用し、太田には一切支払われていない（以上につき、甲10）。

なお、前回期日で述べたとおり、八介から長尾産業に590万円が支払われたことは認めるが、これが長尾個人への支払であるとする点は争う。手形（乙4の1～6の2）の記載どおり、この590万円は長尾産業に支払われたものであり、本件壺の売買契約の成立を裏付けるものではない。

エ　以上の事実からすれば、太田及び長尾と八介の間では本件壺の売買代金の合意に至っておらず、売買契約は成立していない。よって、八介が本件壺の所有権を承継取得することはない。

## 2 即時取得も認められないこと

(1) 前項で述べたとおり、被告の主張する売主である太田及び長尾と買主である八介との間で代金額の合意には至っていないから、本件壺の売買契約は成立していない。

(2) 仮に売買契約の成立が認められたとしても、八介は、本件壺が太田及び長尾の共有であると信じていなかったか、以下の各事実に照らせば、少なくとも、共有であると信じたことについて過失が認められることは明らかである。

### ア 本件壺の売買価額が適正価額とはいえないこと

本件壺は室町堂が2500万円、原告が3000万円で購入した美術品であり、本件壺の売買契約がされたと被告の主張する令和4年1月14日当時においても、本件壺の価額は2500万円を下らなかったと推認できる。それにも

かかわらず、被告はその4分の1から5分の1程度で購入したと主張している。そうすると、上記売買契約の代金額600万円は、売買契約当時における本件壺の時価からの乖離が甚だしく、およそ適正価額での取引とはいえない。

イ 太田及び長尾に対して持分割合等を確認していないこと

また、動産の共有は一般的とはいえ、本件壺の売買契約が成立したとする令和4年1月14日までの交渉過程においても、太田及び長尾の持分割合、売買代金の配分及び代金の受領権限などが確認された形跡もない。買主とすれば、当該取引により確実にその所有権を取得できるのか否かや、代金支払の有無や額について後日無用な紛争が生じないかなど、強い関心を有するはずであるのに、亡八介において、このような問題意識が持たれた様子は見取れない。

#### 第4 結語

以上のとおりであるから、いずれの点からも、亡八介が本件壺の所有権を取得することはなく、原告がその所有権を喪失することはない。本件壺は、真の所有者たる原告に速やかに返還されるべきである。

以 上

令和5年（ワ）第2023号 動産引渡請求事件

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

## 被告準備書面（2）

令和5年5月30日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士 乙 川 花 子 印

第1 原告第2準備書面「第3 原告の主張」に対する認否

1 亡八介の承継取得について

(1) 同（1）の主張について

第1段落について、第1文は否認し、第2文のうち太田が竹丸から本件壺を搬出したことは認め、その余は否認する。

第2段落について、第2文は認め、第3文（かつこ書を含む。）は不知、第4文のうち、原告が本件壺の売却により本庄の債務の圧縮を図ろうとしていたことは認め、その余は否認する。

第3段落は認める。

第4段落及び第5段落はいずれも否認する。

原告は、北条に対し、本件壺の売却権限を与えるに際し、北条が第三者に同権限を授与することも容認していた。

(2) 同（2）の主張について

ア アのうち、北条が本件壺の売却を太田に依頼し、太田が令和3年12月10日、竹丸から本件壺を持ち出したことは認め、北条から太田への本件壺の売却の依頼が原告に無断であったことは否認する。原告は、北条が第三者に本件壺の売却権

限を授与することも容認していた。

イ イの第1段落のうち、第1文及び第3文は認め、第2文のうち、太田及び長尾が本件壺を里見学園の玄関に装飾品として飾れば見栄えがすることを説明したことは認め、その余は否認する。太田及び長尾は、亡八介に対し、本件壺は両名の共有であると説明した。

同第2段落のうち、太田及び長尾が令和4年1月14日に里見学園を再訪したこと及び亡八介が600万円であれば購入する意思であったことは認め、その余は否認する。同日、本件壺については、太田及び長尾を共同売主として、亡八介が600万円で購入する亡八介売買が成立した（以上、乙3）。

同第3段落のうち、同日、太田が亡八介から10万円を受領したことは認め、その余は否認する。亡八介売買は成立し、太田は、その代金の一部として10万円を受領した（乙2、3）。

ウ ウの第1段落は、認める。ただし、これまで述べてきたとおり、本件壺については、太田及び長尾を共同売主として、亡八介が600万円で購入する亡八介売買が成立し、その代金の支払も、太田、長尾及び亡八介の間で合意したとおりに履行されている。太田は、長尾又は長尾産業が代金を流用した旨主張するようであるが、仮にそれが事実であるとしても、長尾・太田間の分配の有無やその方法は売主側の問題にすぎず、亡八介売買の成否を左右しない。

同第2段落は、争う。長尾産業は代表者の長尾個人と同視し得る規模の会社であって、長尾産業宛に振り出された各手形により、長尾個人への590万円の支払いが行われたというべきである。

エ エは争う。

## 2 亡八介の即時取得について

(1) 同(1)は否認する。

(2) 同(2)の柱書は否認する。

(3) 同(2)のアのうち、本件壺の仕入れ価格は不知、その余は否認する。本件壺は適正価額で売却された。太田においても、本件壺を750万円を売却することを考

えていたのであるから（甲10）、原告が本件壺を購入した当時の価格が幾らであったかは、亡八介の過失の有無を直ちに根拠付けることにはならない。

- (4) 同(2)のイはいずれも否認する。亡八介は、太田及び長尾から兩名の共有であるという説明を受けたものであるし（この事実は、当時作成された乙3号証の手書きメモ等により十分証明される。）、長尾と亡八介の間には30年以上に及ぶ信頼関係があったことに照らせば、亡八介が太田及び長尾に持分割合等を確認しなかったことに何ら不合理な点は見当たらない。

## 第2 被告の主張（即時取得について）

原告は、仮に売買契約が成立したとしても、亡八介は太田及び長尾の共有であると信じていなかったか、少なくとも、共有であると信じたことに過失があるから即時取得は成立しないと主張するので、以下反論する。

### 1 太田及び長尾から兩名の共有であるという説明を受けたこと

令和4年1月12日又は13日頃、太田及び長尾は、亡八介に対し、本件壺が兩名の所有であると説明し、乙3号証の手書きメモにも「壺は太田と長尾の所有で、高額なので二人で買ったもの」と明記されている。乙3号証の手書きメモは、同月下旬、北条及び太田から、本件売買契約の成否や代金支払の有無などについて抗議され、代金の支払又は本件壺の返還を求められたことから、亡八介において、後にトラブルが発生する場合に備えて一連の取引経過を記録していたものである。当事者である亡八介が、取引からわずか2週間前後のうちに事実関係を書き留めたものであり、その証明力は高い。なお、乙3号証の手書きメモの末尾には、このメモを第三者に見せることを前提とするような記載もあるが、あくまで、亡八介自身の当時の認識や取引に至った理由などを記録したものにとどまる。

### 2 長尾とは旧知の仲であり、過去に取引歴もあること

亡八介は、長尾と約30年前から仕事を通じた付き合いがあり、友人であった。亡八介は、長尾から過去に何度か美術品を購入しており、平成30年から令和2年にかけては花瓶や絵皿を100万円単位の値段で買っており、いずれもトラブルは生じて

いない。

### 3 代金額及び支払方法にも不合理な点はないこと

600万円という代金額は、本件壺の保存状態が悪く、美術商である太田及び長尾が応諾した金額であることを踏まえれば、適正価額内である。

### 4 小括

以上のとおり、亡八介は、本件壺を購入する際、太田及び長尾から、本件壺が太田と長尾の共有であるとの説明を受け（乙3）、これを信じて売買契約を締結したものであり、また、そう信じたことについて過失もないから、亡八介は、即時取得（民法192条）に基づき本件壺の所有権を取得した。

以上

令和5年(ワ)第2023号 動産引渡請求事件

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

## 原告第3準備書面

令和5年6月23日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 ㊟

頭書事件につき、原告は、被告準備書面(2)「第2 被告の主張(即時取得について)」に対し、以下のとおり認否する。

第1 「1 太田及び長尾から兩名の共有であるという説明を受けたこと」について

- 1 第1文は、乙3号証の記載内容は認め、その余は否認する。
- 2 第2文は、不知。
- 3 第3文は、亡八介が取引から2週間前後のうちに事実関係を書き留めたものであることは不知、その余は否認する。
- 4 第4文は、乙3号証の手書きメモの末尾に、このメモを第三者に見せることを前提とするような記載があることは認め、その余は否認する。

第2 「2 長尾とは旧知の仲であり、過去に取引歴もあること」について  
すべて不知。

第3 「3 代金額及び支払方法にも不合理な点はないこと」について  
すべて否認する。

第4 「4 小括」について  
争う。

以 上

このページは白紙である。

## 第 2 分 類



第 3 号様式 (書証目録)

( 甲 号証) 書 証 目 録 ( 原 告 提 出 分 ) (この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)						
番号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
1	第 1 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備	写真撮影報告書	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			
2	第 1 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備	出品票 (兼預り証) (写し)	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			
3	第 1 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備	預り証 (令和 3 年 1 1 月 1 8 日付け)	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			
4 の 1 ~ 3	第 1 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備	戸籍全部事項証明書 (添付省略)	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			
5	第 1 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備	帳簿 (在庫品)	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			

(注) 該当する事項の□にレを付する。

第 3 号様式 (書証目録)

( 甲 号証) 書 証 目 録 ( 原 告 提 出 分 ) (この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)						
番号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
6 の 1	第 1 回	通知書 (内容証明郵便)	第 回			
	<input checked="" type="checkbox"/> 弁 論		<input type="checkbox"/> 弁 論			
	<input type="checkbox"/> 準備的弁論		<input type="checkbox"/> 準備的弁論			
	<input type="checkbox"/> 弁論準備		<input type="checkbox"/> 弁論準備			
6 の 2	第 1 回	郵便物等配達証明書(被 告里見貴子宛て) (添付省略)	第 回			
	<input checked="" type="checkbox"/> 弁 論		<input type="checkbox"/> 弁 論			
	<input type="checkbox"/> 準備的弁論		<input type="checkbox"/> 準備的弁論			
	<input type="checkbox"/> 弁論準備		<input type="checkbox"/> 弁論準備			
6 の 3	第 1 回	郵便物等配達証明書(被 告犬山ゆかり宛て) (添付省略)	第 回			
	<input checked="" type="checkbox"/> 弁 論		<input type="checkbox"/> 弁 論			
	<input type="checkbox"/> 準備的弁論		<input type="checkbox"/> 準備的弁論			
	<input type="checkbox"/> 弁論準備		<input type="checkbox"/> 弁論準備			
7	第 1 回	回答書(令和 4 年 1 2 月 1 5 日付け)	第 回			
	<input checked="" type="checkbox"/> 弁 論		<input type="checkbox"/> 弁 論			
	<input type="checkbox"/> 準備的弁論		<input type="checkbox"/> 準備的弁論			
	<input type="checkbox"/> 弁論準備		<input type="checkbox"/> 弁論準備			
8	第 4 回	預り証写し (令和 3 年 1 2 月 1 0 日付け)	第 4 回			
	<input type="checkbox"/> 弁 論		<input type="checkbox"/> 弁 論	認		
	<input type="checkbox"/> 準備的弁論		<input type="checkbox"/> 準備的弁論	原本の存在・成立認		
	<input checked="" type="checkbox"/> 弁論準備		<input checked="" type="checkbox"/> 弁論準備			

(注) 該当する事項の□にレを付する。

第 3 号様式 (書証目録)

( 甲 号証) 書 証 目 録 ( 原 告 提 出 分 ) (この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)						
番号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
9	第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	通知書 (写し)	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			
10	第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	回答書 (写し) (令和 4 年 3 月 2 日付 け)	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			
11	第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	陳述書 太田雄二作成	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			
12	第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	陳述書 北条浩作成 (添付省略)	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			
13	第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	陳述書 原告作成 (添付省略)	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			

(注) 該当する事項の□にレを付する。

第 3 号様式 (書証目録)

(乙 号証) 書 証 目 録 ( 被告 両 名 提出 分 ) (この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)						
番号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
1	第 1 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備	領収証	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			
2	第 1 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備	「里見様」で始まる文書	第 1 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	認		
3	第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	亡八介の手書きメモ	第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	不知		
4 の 1	第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	約束手形 (支払期日令和 4 年 3 月 1 8 日) 表面写し	第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	認 原本の存在・成立認		
4 の 2	第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	約束手形 (支払期日令和 4 年 3 月 1 8 日) 裏面写し	第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	認 原本の存在・成立認		

(注) 該当する事項の□にレを付する。

第 3 号様式 (書証目録)

(乙 号証) 書 証 目 録 ( 被 告 両 名 提 出 分 ) (この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)						
番号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
5 の 1	第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	約束手形 (支払期日令和 4 年 4 月 1 9 日) 表面写し	第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	認 原本の存在・成立認		
5 の 2	第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	約束手形 (支払期日令和 4 年 4 月 1 9 日) 裏面写し	第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	認 原本の存在・成立認		
6 の 1	第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	約束手形 (支払期日令和 4 年 5 月 1 7 日) 表面写し	第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	認 原本の存在・成立認		
6 の 2	第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	約束手形 (支払期日令和 4 年 5 月 1 7 日) 裏面写し	第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	認 原本の存在・成立認		
7	第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備	陳述書 長尾一郎作成	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備			

(注) 該当する事項の□にレを付する。

第 3 号様式 (書証目録)

(乙 号証) 書 証 目 録 ( 被告 両 名 提出 分 ) (この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)						
番号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
8	第 4 回	陳述書 被告里見貴子作成 (添付省略)	第 回			
	<input type="checkbox"/> 弁 論		<input type="checkbox"/> 弁 論			
	<input type="checkbox"/> 準備的弁論		<input type="checkbox"/> 準備的弁論			
	<input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準備		<input type="checkbox"/> 弁 論 準備			
9	第 4 回	陳述書 被告犬山ゆかり作成 (添付省略)	第 回			
	<input type="checkbox"/> 弁 論		<input type="checkbox"/> 弁 論			
	<input type="checkbox"/> 準備的弁論		<input type="checkbox"/> 準備的弁論			
	<input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準備		<input type="checkbox"/> 弁 論 準備			
	第 回		第 回			
	<input type="checkbox"/> 弁 論		<input type="checkbox"/> 弁 論			
	<input type="checkbox"/> 準備的弁論		<input type="checkbox"/> 準備的弁論			
	<input type="checkbox"/> 弁 論 準備		<input type="checkbox"/> 弁 論 準備			
	第 回		第 回			
	<input type="checkbox"/> 弁 論		<input type="checkbox"/> 弁 論			
	<input type="checkbox"/> 準備的弁論		<input type="checkbox"/> 準備的弁論			
	<input type="checkbox"/> 弁 論 準備		<input type="checkbox"/> 弁 論 準備			

(注) 該当する事項の□にレを付する。

第 4 号様式 (証人等目録)

証人等目録 (原告 申出分)										
(この目録は、期日に行われた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)										
申 出		採否の裁判		証拠調べの施行		調書の作成 に関する許 可等	備 考			
期 日 等	証拠方法の表示等	期 日 等	採否 の別	指 定 期 日	実 施					
				年 月 日	時					
第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ・ ・	原告本人	(記載省略)					<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等			
第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ・ ・	証人 北条 浩								<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等	
第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ・ ・	証人 太田 雄二								<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等	
第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ・ ・		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ・ ・	採 ・ 否			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等			
第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ・ ・		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ・ ・	採 ・ 否			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等			

(注) 該当する事項の□にレを付する。

第 4 号様式 (証人等目録)

証人等目録 ( 被告兩名 申出分)								
(この目録は、期日に行われた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)								
申 出		採否の裁判		証拠調べの施行		調書の作成 に関する許 可等	備 考	
期 日 等	証拠方法の表示等	期 日 等	採否 の別	指 定 期 日	実 施			
				年 月 日	時			
第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ・	被告本人 里見 貴子	(記載省略)					<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等	
第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ・	被告本人 犬山 ゆかり							<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等
第 4 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ・	証人 長尾 一郎							
第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ・		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ・	採 ・ 否				<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等	
第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ・		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ・	採 ・ 否				<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等	

(注) 該当する事項の□にレを付する。

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

証拠説明書（1）（原告）

令和5年1月13日

〇〇地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 ㊞

号証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	
甲1	写真撮影報告書 撮影対象：本件 壺 撮影場所：(株)竹 丸(横浜市中山 区南町二丁目3 番4号)内	原本	R3. 11. 18	原告	本件壺の外観
甲2	出品票（兼預り 証）	写し	H19. 10. 21	株式会社丸川 百貨店	原告が本件壺を百貨 店の展示即売会に出 品したこと。本件壺が 原告の所有物である こと。
甲3	預り証	原本	R3. 11. 18	北条浩	原告が本件壺を北条 浩に預けて売却を委 託したこと。本件壺が 原告の所有物である こと。
甲4 の 1～3	戸籍全部事項証 の 明書 (添付省略)	原本	(記載省略)	(記載省略)	被告両名が亡八介の 相続人であること。

甲 5	帳簿（在庫品）	原本	H15. 1. 1～	株式会社室町堂	本件壺を株式会社室町堂から原告が平成17年6月15日に代金3000万円で購入したこと。本件壺が原告の所有物であること。
甲 6 の 1	通知書（内容証明郵便）	原本	R4. 12. 9	原告代理人	原告から被告兩名に対し、本件壺の返還を求めたこと。
甲 6 の 2	郵便物等配達証明書（被告里見貴子宛て） （添付省略）	原本	（記載省略）	（記載省略）	原告からの通知書（甲6の1）が被告里見貴子に配達されたこと。
甲 6 の 3	郵便物等配達証明書（被告犬山ゆかり宛て） （添付省略）	原本	（記載省略）	（記載省略）	原告からの通知書（甲6の1）が被告犬山ゆかりに配達されたこと。
甲 7	回答書	原本	R4. 12. 15	被告里見貴子	原告からの通知書（甲6の1）に対する被告里見貴子からの回答書。被告兩名が本件壺を占有していること。

令和5年（ワ）第2023号 動産引渡請求事件

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

証拠説明書（2）（原告）

令和5年3月13日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 ㊞

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲8	預り証写し	原本	令和3年 12月10日	太田雄二	原告から本件壺を預かっていた株式会社竹丸から、太田が、令和3年12月10日に本件壺を預かり搬出したこと。

令和5年(ワ)第2023号 動産引渡請求事件

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

証拠説明書(3) (原告)

令和5年5月24日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 ㊞

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲9	通知書	写し	令和4年 2月4日	北条浩	北条が太田に対し、本件壺の売却を依頼したこと。 太田は北条に対し、本件壺の売却の目途が立ったと報告した後その代金を引き渡していないこと。
甲10	回答書	写し	令和4年 3月2日	太田雄二	甲9に対する太田から北条に対する回答書。 太田は、長尾から亡八介の紹介を受け、令和4年1月12日又は13日頃、亡八介に本件壺を売却するために往訪したが、代金額の合意に至らなかったこと。 亡八介は、代金は600万円でありそれを長尾に支払ったと一方的に主張したが、太田は同意していないこと。 ㈱長尾産業は令和4年1月下旬に不渡りを出したこと。 ㈱長尾産業は亡八介から受け取った代金全額を流用し、太田は590万円を受領していないこと。

令和5年(ワ)第2023号 動産引渡請求事件

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

証拠説明書(1) (被告)

令和5年2月9日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士 乙 川 花 子 ㊞

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙1	領収証	原本	令和4年 1月16日	株長尾産業	亡八介が、本件壺の売買 代金600万円を支払った こと。
乙2	「里見様」で始 まる文書	原本	令和4年 1月14日	太田雄二	令和4年1月14日に亡 八介が太田に対して本件 壺の売買代金内金として 10万円を支払ったこと。

令和5年(ワ)第2023号 動産引渡請求事件

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

証拠説明書(2) (被告)

令和5年4月17日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士 乙 川 花 子 ㊞

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙3	亡八介の手書 きメモ	原本	令和4年 2月頃	里見八介	令和4年1月14日、亡八介が太田と長尾から本件壺を代金600万円で買ったこと。 このとき、亡八介は、「壺は太田と長尾の所有で、高額なので二人で買った」と説明されたこと。
乙4	1	約束手形(支払期日令和4年3月18日)表面写し	令和4年 1月16日~同年 3月頃	(有)房総建設	亡八介が、本件壺の売買代金残金590万円のうち250万円の支払のために(有)房総建設振出の乙4の1、乙4の2の約束手形を交付したこと。
	2	約束手形(支払期日令和4年3月18日)裏面写し		原本	

乙5	1	約束手形（支払期日令和4年4月19日）表面写し	原本	令和4年1月16日～同年4月頃	(有)房総建設	亡八介が、本件壺の売買代金残金590万円のうち250万円の支払のために(有)房総建設振出の乙5の1、乙5の2の約束手形を交付したこと。
	2	約束手形（支払期日令和4年4月19日）裏面写し	原本		(株)長尾産業、畑山博、小山直、(株)美十里銀行	同上
乙6	1	約束手形（支払期日令和4年5月17日）表面写し	原本	令和4年1月16日～同年5月頃	(有)房総建設	亡八介が、本件壺の売買代金残金590万円のうち90万円の支払のために(有)房総建設振出の乙6の1、乙6の2の約束手形を交付したこと。
	2	約束手形（支払期日令和4年5月17日）裏面写し	原本		(株)長尾産業、畑山博、小山直、(株)美十里銀行	同上

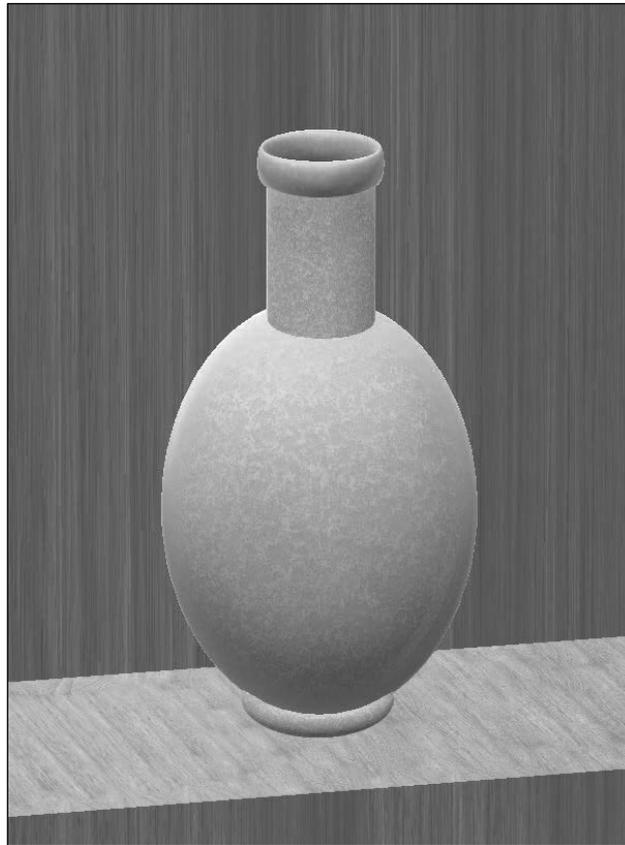
※証拠説明書（4）（原告）、証拠説明書（3）（被告）（添付省略）

写真撮影報告書

撮影者 原告

撮影場所 株式会社竹丸（横浜市中山区南町二丁目3番4号）内

撮影年月日 令和3年11月18日



平成19年10月21日

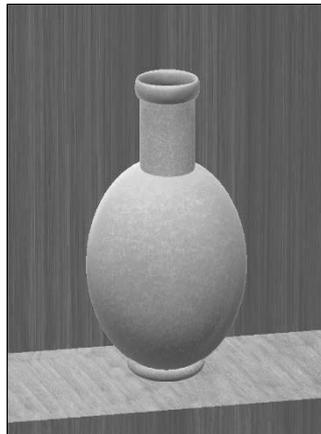
出 品 票  
(兼預り証)

出品者 上 杉 貞 夫 様  
(NO.445-223)

平成19年11月1日～5日開催の「魅力の北宋時代青白磁展・即売会」に下記作品の出品を受け付けました。

出品者と当社の契約は別途締結される出品契約書の定めるところによります。  
なお、本出品票は申込受付を示すもので出品を約束するものではありません。

記  
壺 1 点



東京都瀬田区丸川5丁目3番2号  
株式会社丸川百貨店 第3営業部  
電話(〇〇)〇〇〇〇-〇〇〇〇

預り証

上 杉 貞 夫 様

青白磁の壺 1点お預り致しました。

お預り期限：令和4年1月末日

上記期間内に売却します。ただし、売却代金は貴殿の債務に充当するものとします。

期限内に売却できない場合、壺は返却致します。

以 上

*売却にあたっては当方の所有品として売ること*に異議ないこと。

令和3年 11月 18日

北 条 浩 ⑩

戸籍全部事項証明書

(添付省略)

(注) 斜体部分は手書き、ゴシック部分はゴム印である。

株式会社室町堂

在庫品

No. H15  
1/1~  
Date . .

NO. 1. 入水玉香炉	800,000	NO. 43. トラメトバツ毘沙門天	1,500,000
2. " 石山龍	400,000	44. アベンチェリン聖観音	700,000
3. " " 石の山	1,000,000	53. グリンコート筆置3ヶ	3,000
4. 青金石"	60,000	57. 玉 香炉	300,000
5. 新山玉"	15,000	58. 白玉鳳王	400,000
6. 玉 花瓶	2,500,000	59. トルコ観音 3体	2,000,000
7. " 香炉	500,000	<del>62. 花瓶 1本</del>	
8. " 塔	3,000,000	<del>63. " 1本</del>	
9. " 香炉	500,000	TA-1 碧玉硯屏	1,600,000
10. 碧玉"	3,500,000	TA-2 " 皿	1,600,000
11. 白玉" クサリ付	600,000	<del>TA-5 ヒスイ置物</del>	<del>3,000,000</del>
12. 青金石水差し	100,000	TA-6 ヒスイ	3,000,000
13. 白玉香炉	400,000	YK-5. 白菜	275,000
14. 玉如意	1,500,000	<del>YK-12. サング観音</del>	<del>500,000</del>
15. 白玉花瓶	80,000	<del>YK-15. " 紅出水</del>	<del>2,000,000</del>
16. 玉 "	80,000	YK-26. 猿筆洗	1,500,000
17. " 水差し	450,000	<del>YK-29. サング七福神</del>	<del>2,000,000</del>
18. 河南玉香炉	100,000	U-2. 緑玉皿	2,000,000
19. 青金石花瓶	1,500,000	2-18. ヒスイ竜頭観音	1,600,000
21. " 水差し	100,000	K-16-5. 花瓶 1本	8,400
22. サング魚翁	700,000	NO. 白碧筆筒	1,850,000
24. 玉 香炉	1,000,000	風鎮タマゴ 109ヶ	1ツ→3,518
25. " 花瓶クサリ付	1,200,000	" 丸 75ヶ	1ツ→3,600
27. " " "	1,200,000	麻雀セット シタン	140,000
29. 白玉"	250,000	水晶玉、4寸4分7丁	3,914,000
30. " "	500,000	" "	<del>3,914,000</del>
31. " 香炉	1,500,000	洋銀香炉	150,000
33. " 尺八 2本	1本 500,000	T-A 七宝ボタン鉢	873,720
34. 碧玉" 2本	" 500,000	" "	873,720
35. アベンチェリン愛染明王	500,000	NO. 54 サツマ花瓶1本	6,500,000
37. メノーアミダ	600,000		
38. アベンチェリン十一面観音	900,000	<del>北宋時代の青白磁の壺 1点</del>	<del>25,000,000</del>
40. 石英仁王	700,000	H1 7. 6. 15 30,000,000	で社長が購入

甲第6号証の1  
(注) ゴシック部分はゴム印である。

御 通 知

千葉県房総市朝日町300番地1  
里見八介殿相続人  
里 見 貴 子 様

千葉県房総市朝日町168番地2  
里見八介殿相続人  
犬 山 ゆかり 様

複写

令和4年12月9日

横浜市港区中町一丁目2番3号

通知人 上 杉 貞 夫

横浜市港区山上四丁目1番2号第一ビル201号  
甲野法律事務所

上記代理人 弁護士 甲 野 太 郎

電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

冠省

初めてご連絡を差し上げます。当職は、上杉貞夫氏（以下、「上杉氏」といいます。）の代理人として、故里見八介殿（以下、「故八介殿」といいます。）の相続人である貴女らに対し、以下のとおりご通知致します。

故八介殿は、生前、北宋時代の青白磁の壺を株式会社長尾産業代表者長尾一郎氏（以下、「長尾氏」といいます。）及び株式会社太田商事代表者太田雄二氏（以下、「太田氏」といいます。）から入手したとご主張され、現在は、故八介殿が理事長をさ

複写

受付通番：20220000000000000000 号  
1/2頁

れていた里見学園内に置いているものと存じます（以下、この壺を「本件壺」といいます。）。しかしながら、本件壺は上杉氏の所有物であり、上杉氏は長尾氏にも太田氏にも何らの処分権限も与えておらず、同氏らが所有者に無断で行ったものです。

つきましては、本件壺を所有者である上杉氏にご返却いただきたく本書をお送り致しました。

本書を受領されましたら1週間以内に、本書に対する貴女らのご回答を当職までいただきますようお願い致します。なお、ご回答のない場合には、法的な手続をとることもありますので、あしからずご承知おきください。

草々

複写

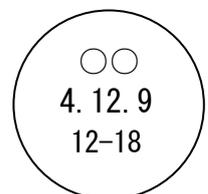
複写

（付記）

差出人	〒〇〇〇-〇〇〇〇	横浜市港区山上四丁目1番2号第一ビル201号	甲野法律事務所
		上杉貞夫代理人	弁護士 甲野 太郎
受取人	〒〇〇〇-〇〇〇〇	千葉県房総市朝日町300番地1	里見 貴子 様
		里見八介殿相続人	
	〒〇〇〇-〇〇〇〇	千葉県房総市朝日町168番地2	犬山 ゆかり 様
		里見八介殿相続人	



この郵便物は令和4年12月9日  
第〇〇〇号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。  
日本郵便株式会社  
受付通番：20220000000000000000 号  
2/2頁



甲第6号証の2

郵便物等配達証明書  
(被告里見貴子宛て)

(添付省略)

甲第6号証の3

郵便物等配達証明書  
(被告犬山ゆかり宛て)

(添付省略)

## 回 答 書

弁護士 甲野太郎 様

貴兄からの12月9日付御通知を拝見し、突然のことに驚いております。

この壺は、生前の里見八介が、長尾産業の長尾様と太田商事の太田様から間違いなく購入したものです。代金600万円も全額お支払済みです。

太田様と、太田様に同行した北条様にもそのことはお話ししてあります。解決済みのことです。

私共は、亡八介の遺品として、この壺を里見学園に飾り、大切にしていきたいと思っております。

どうか賢明なご判断をいただきますよう、お願い致します。

令和4年12月15日

千葉県房総市朝日町300番地1

里見八介相続人

里 見 貴 子 ㊞

甲第8号証  
(注) 全て手書きである。

**預り証**

株竹丸 御中

青白磁の壺一点売却のためお預り致しました。

令和3年12月10日

太田雄二 印

通 知 書

太 田 雄 二 様

私は、上杉貞夫氏から売却を依頼されお預かりしていた青白磁の壺を昨年12月に貴殿に売却を依頼しお預けしました（預り証もあります。）。

ところが、貴殿は、上記壺の売却の目途が立ったと報告した後、現在まで一向に代金の引渡しをしておりません。

ここに速やかなる代金の引渡しを請求します。

誠意ある回答がない場合、貴殿に対し、民事及び刑事の手段を採ることを通告致します。

令和4年2月4日

川崎市前宮区平野町1丁目2番3号

北 条 浩 ⑩

(注) 全て手書きである。

## 回 答 書

北 条 浩 様

1. 私が北条浩さんから青白磁の壺の売却を頼まれ預かったのは事実です。
2. 私は長尾一郎氏から亡里見八介さんの紹介を受け、令和4年1月12日頃里見さんへその壺を売りに行きました。値段は800万円にしてほしいと申し入れましたが、里見さんからはもう少しまけろと言われていました。とりあえず代金は750万円となり令和4年1月27日に集金に来るように言われました。
3. ところが、その前に長尾氏と連絡がつかなくなったので、里見さんに連絡をとったところ、その代金として600万円を長尾氏に支払ったとききました。びっくりしています。後できくと長尾氏はその代金を株式会社長尾産業の資金繰りに流用した上、令和4年1月下旬にはその会社が手形不渡りを出して倒産している事が分かりました。私は長尾氏と里見さんの二人にだまされました。

令和4年3月2日

東京都南区南町3-4-5

太 田 雄 二 ⑩

# 甲第 1 1 号証

(注) 斜体部分は手書きである。

## 陳 述 書

令和5年6月23日

東京都南区南町3-4-5

太 田 雄 二 印

- 1 私は、美術品、工芸品の販売を目的とする株式会社太田商事の代表者をしています。
- 2 本件壺は、もともと上杉貞夫さん（以下「上杉氏」といいます。）が個人で保有されていたものです。上杉氏の経営していた株式会社本庄（以下「本庄」といいます。）は、家具販売を目的としていましたが、本件壺が会社の奥の展示室に置いてあるのを見たことがあります。
- 3 私は、令和3年の初め頃、以前からお付き合いのあった北条ファイナンスの北条浩さん（以下「北条」といいます。）から本件壺の売却の依頼を受けました。北条からは、本庄が倒産ということになり、私の知っている客に、この壺をできるだけ高く売却できないかと依頼されました。北条も本庄の債権者であり、上杉氏に私財を提供させて本庄の債権者の弁済に充てようということのようでした。私も本庄の債権者であり、本庄が倒産したことを知っていたので、北条に協力することとしました。
- 4 甲8号証の預り証は、私が、当時本件壺を保管していた株式会社竹丸（以下「竹丸」といいます。）から、本件壺を搬出したときに差し入れた預り証です。北条から、竹丸に本件壺が保管してあるので引き取りに行くように、と指示された記憶があります。預り証に書かれている令和3年12月10日に、竹丸を訪問し、本件壺を引き取ってくるように北条に頼まれた旨伝えたと、特にトラブルなく本件壺を引き渡してもらった記憶です。

5 こうして私は、本件壺を預かって、令和4年1月12日か13日頃、里見八介氏（以下「亡八介氏」といいます。）に会いに、亡八介氏が経営する学校法人里見学園（以下「里見学園」といいます。）に行きました。12日なのか13日なのかは、はっきり覚えていません。亡八介氏は、株式会社長尾産業（以下「長尾産業」といいます。）の代表者である長尾一郎（以下「長尾」といいます。）から紹介を受けましたので、この日、私は、長尾にも同席してもらって、亡八介氏と面談しました。長尾がこの面談に同席したのは、あくまで私を亡八介氏に紹介するという役割のためであり、長尾と共同売主として本件壺を売ろうとした、などということは一切ありません。

私は、亡八介氏に対し、本件壺は北宋時代の貴重な青白磁で、私が数年前に購入したものだが、ここまで大きなものは滅多に市場に出回らないこと、里見学園の玄関に装飾品として飾ると見栄えがすることなどを説明して、買ってほしいと持ち掛けました。このとき、長尾も、亡八介氏に、「この壺は太田のものだから、できるだけ良い値で買ってあげてください。」と伝えてくれました。

6 本件壺の値段交渉は私がしました。長尾は、亡八介氏を紹介した後は、その場にいただけです。

値段交渉ですが、私もできるだけ高く売却したかったので1000万円くらいを頭に置いており、1000万円という数字を提示しました。亡八介氏は、「もっと安くできないか。」と言い、600万円とか700万円などの数字を言ってきました。しかし、私は、北条から早く売りたいができるだけ高く処分してほしいとも言われていましたので、そのような金額では売れないと思い、「800万円くらいでどうか。」という話をしました。これに対して、亡八介氏は「800万円は高すぎる。」と購入に難色を示しました。

私は、このまま交渉を続けても亡八介氏が譲歩する可能性は低いと判断し、取りあえず、本件壺を亡八介氏の下に置いて、出直すことにしました。本件壺を亡八介氏の下に置いて帰ったのは、よく見てもらって、購入意欲を高めてもらおう

と考えたからです。

- 7 私は、令和4年1月14日に、もう一度里見学園を訪問しました。今回も、紹介者の立場で長尾が同行しました。この日も交渉を続けましたが、結局、きっちりした数字は決まりませんでした。最終的な私の提案が800万円、亡八介氏が700万円くらいの回答だったので、最後の方で、私は「750万円くらいで、しょうがないね。」と言った記憶はあります。亡八介氏は、私の発言に対して何も言いませんでしたが、750万円ではまだ完全には納得していない様子でしたので、もう一度交渉する必要はあるにしても、次回辺りに750万円で決まるだろうと思いました。

このとき、亡八介氏が手元にあった10万円を、私に支払うと言ってきました。私は、次回に売買代金が750万円で決まることを見越して、予約金又は申込金として渡してきたのだろうと思い、これを受け取りました。乙2号証はこの10万円と引き換えに渡したメモです。私としては、この10万円を受け取ったからといって、本件壺の売買が成立したとは思っていませんでしたし、まして、600万円で売買が成立したなどということはありません。

亡八介氏は、私に対し、1月27日に、もう一度来てほしいと言いました。私は、10万円を渡されたことと、27日までに日数があったことから、亡八介氏は、次回までに資金を調達し、次回は売買代金額を750万円と決めて、それを支払ってくれるのだろうと思いました。そのような経過でしたので、次回に契約が成立するのは間違いないと思ったことと、ここで本件壺を引き揚げて亡八介氏の購入意欲をそいでもまずいと思い、本件壺は里見学園に置いて帰りました。

この一連の売買交渉の間、長尾はほぼ黙って座っていただけであり、値段交渉も私と亡八介氏との間でやっておりました。長尾が本件壺の共有者であるなどと説明したことは一切ありません。

- 8 その後、長尾の経営する長尾産業が倒産したようで、長尾と連絡が取れなくなりました。私も長尾には貸付金がありました。

私は、北条には、本件壺を亡八介氏に売るべく交渉していることを報告していませんでしたが、だんだん不安になってきて、1月17日頃に、北条に連絡をとり、これまでの経緯を説明しました。私は、北条に対し、「1月27日に里見学園に行き、750万円の支払を受けられるはずだ。」と説明しましたが、北条から、念のため、亡八介氏に連絡を取るようと言われて、すぐに亡八介氏に連絡を取りました。すると、亡八介氏からは、売買代金は600万円でまとまった、長尾が既に代金を取りに来たので、残金590万円は長尾に支払った、と言われてしまったのです。私は代金をもらっていないわけですから、私にきちんと支払ってほしいと言いましたが、亡八介氏は「代金は支払った」の一点張りで、話は平行線でした。私は、長尾に連絡を取ろうと携帯電話に何度も電話をしたり、会社にも行ったりしましたが、長尾と連絡は取れませんでした。

- 9 私は、やむなく北条に上記の経過を報告しました。北条は激怒し、私が北条から本件壺を横領したようなことも言われて大変な思いをしました。また、北条と私は、令和4年1月23日に亡八介氏に会いに行き、事情を説明し、本件壺を返してくれるよう求めましたが、亡八介氏は応じませんでした。

私は、長尾が、会社の資金繰りに流用するために、亡八介氏に対し、売買代金は600万円でまとまった、自分に支払ってくれば私に渡しておくなどと嘘の説明をし、早合点した亡八介氏が長尾に590万円を支払ってしまったのではないかと考えています。

- 10 その後、北条は、亡八介氏に対して訴訟を起こすつもりだったようですが、当時依頼していた弁護士から、北条が原告になるのは難しいと言われて、上杉氏が原告となったようです。

以上

甲第 1 2 号証

陳述書（北条 浩）

（添付省略）

甲第 1 3 号証

陳述書（原告）

（添付省略）

乙第1号証

(注) 斜体部分は手書きである。

領 収 証

No. \_\_\_\_\_

令和 4年 1月 16日

(有)房総建設 様

¥6,000,000-

現金 10万

小切手 \_\_\_\_\_

但し 1/14 100,000-入金 (盡代金として)

1/16 手形 3通 590万

上記の金額正に領収いたしました

収入印紙 (印)

石材工事・設計施工販売

株式会社 長尾産業 (印)

東京都東区中央町1-5-2

カミオカビル102

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

乙第2号証  
(注) 全て手書きである。

里見 様

青 白 磁 壺 一 点 の  
一 部 代 金 と し て ￥ 1 0 0 , 0 0 0 -  
を 領 収 致 し ま し た 。

令 和 4 年 1 月 1 4 日

太 田 雄 二

1 / 1 4 壺一点を長尾氏と太田氏で売却の話で来る・・・。急ぐに買取れとの事私も急のことでお金もないし、困ってしまった。

長尾氏も金策でなやんでいる様子で、代金を急を要するとのこと。

長尾氏のペースになり、現金10万と手形590万を支払ふことにした。

太田氏は領収証を渡すと云ったが、現金10万は書いてもらったが、太田氏とは取引がないので長尾氏の領収を最後一括でもらふと云うことにした。

1 / 1 6 残金の590万を長尾氏に渡して領収証  
合計の  
¥6,000,000-をもらった。

◎ 壺は太田と長尾の所有で、高額なので二人で買ったものだと云っていた。いくらで買ったのかは教えてもらえなかった。  
その時は誰も来ていなかった。(太田、長尾氏以外)

長尾氏の領収を取ったのは長尾氏とは30数年の取引であるから、信用している

◎ 一週間程してから太田、北条氏が会えとの事で会った。北条氏は上杉氏の壺であるとの事でしたが私は、上杉、北条氏は知らない。あくまでも長尾氏の信用で、買ったものである。

私は、永らく取引している人か世間で名の通った方しか取引はしません。



乙第4号証の2

(注) 斜体部分は手書き、ゴシック部分はゴム印である。

表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください。	
令和 年 月 日	拒絶証書不要
住所	東京都東区中央町1丁目5番2号
	株式会社長尾産業
	代表取締役 長尾 一郎 (印)
(目的)	
被裏書人	銀行 殿
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください。	
令和 年 月 日	拒絶証書不要
住所	神奈川県横須賀市六松町2-3-4
	畑山 博 (印)
(目的)	
被裏書人	銀行 殿
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください。	
令和 年 月 日	拒絶証書不要
住所	静岡市中宮町2881-5
	小山 直 (印)
(目的)	
被裏書人	取立委任に付 株式会社美十里銀行 殿
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください。	
令和 年 月 日	拒絶証書不要
住所	
(目的)	
被裏書人	銀行 殿
表記金額を受取りました。	
令和 年 月 日	
住所	
	交換 4. 3. 22 美十里銀行 本店

(注) 斜体部分は手書き、ゴシック部分はゴム印である。

No. 約束手形 No. AA 10681		美十里銀行 ホントン代164472		房総2901 0557-017	房総 21	都中銀行本部事務集中センター
金額		金 貳 百 五 拾 萬 円 也		支払期日 令和4年4月19日	支払地 房総市	美十里銀行(ホントン)
上記金額をあなたはまたあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いただきます				支払場所 房総銀行朝日支店	支払場所 房総銀行朝日支店	
令和	年	月	日	集 中	集 他 行	
振出地	房総市朝日町300番地1			4. 4. 19	(トナカ)	
振出所	有限会社房総建設			宮 沢		
振出人	代表取締役 里見八介					ボウソウケンセツ
No. 取入 印紙						

乙第5号証の2

(注) 斜体部分は手書き、ゴシック部分はゴム印である。

表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください。	
令和 年 月 日	拒絶証書不要
住所 <b>幣</b>	東京都東区中央町1丁目5番2号
<b>中</b>	株式会社長尾産業
(目的)	代表取締役 長尾 一郎 (印)
被裏書人	殿
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください。	
令和 年 月 日	拒絶証書不要
住所 <b>換</b>	神奈川県横須賀市六松町2-3-4
	畑 山 博 (印)
(目的)	
被裏書人	殿
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください。	
令和 年 月 日	拒絶証書不要
住所 <b>幣</b>	静岡市中宮町2881-5
<b>中</b>	小山 直 (印)
(目的)	
被裏書人	取立委任に付 株式会社美十里銀行 殿
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください。	
令和 年 月 日	拒絶証書不要
住所 <b>換</b>	
<b>換</b>	
(目的)	
被裏書人	殿
表記金額を受取りました。	
令和 年 月 日	
住所	
	交換 4. 4. 19 美十里銀行 本店

(注) 斜体部分は手書き、ゴシック部分はゴム印である。

No. 約束手形 No. AA 10682		美十里銀行 ホnten代164473	
金額		金九拾萬円也	
上記金額をあなたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします			
令和	年	月	日
振出地	房総市朝日町300番地1		
振住所	有限会社房総建設		
振出人	代表取締役 里見八介 (印)		
支払期日 令和4年5月17日		支払場所 房総銀行朝日支店	
支払地 房総市		支払場所 (集)	
支払場所		支払場所 (集)	
房総2901 0557-017		都中銀行本部事務集中センター	
(房総21)		美十里銀行 (ホnten)	
集 中		集 他 行	
4. 5. 23		(トナカ)	
宮 沢		ユ) ボウソウケンセツ	

乙第6号証の2

(注) 斜体部分は手書き、ゴシック部分はゴム印である。

表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください。	
令和 年 月 日	拒絶証書不要
住所	東京都東区中央町1丁目5番2号
	株式会社長尾産業
	代表取締役 長尾 一郎 (印)
(目的)	
被裏書人	殿
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください。	
令和 年 月 日	拒絶証書不要
住所	神奈川県横須賀市六松町2-3-4
	畑 山 博 (印)
(目的)	
被裏書人	殿
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください。	
令和 年 月 日	拒絶証書不要
住所	静岡市中宮町2881-5
	小山 直 (印)
(目的)	
被裏書人	取立委任に付 株式会社美十里銀行 殿
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください。	
令和 年 月 日	拒絶証書不要
住所	
(目的)	
被裏書人	殿
表記金額を受取りました。	
令和 年 月 日	
住所	
	(印) 交換 4. 5. 23 美十里銀行 本店

## 乙第7号証

(注) 斜体部分は手書きである。

### 陳述書

令和5年6月23日

東京都東区中央町1-5-2

長尾一郎 印

- 1 この度は、30年来のお付き合いであり、何度も美術品のお買い上げをいただいていた里見八介様（以下「亡八介様」といいます。）のご遺族に大変なご迷惑をお掛けしました。長年の信頼を裏切ることになり、誠に申し訳ございません。今回の経緯について説明をいたします。
- 2 株式会社太田商事の代表取締役の太田雄二さん（以下「太田」といいます。）とは、美術品の売買を一緒にしたり、美術品の売買取引をしたりして、以前から、よく行動を共にする仲でした。ときにはお金の貸し借りもしていました。
- 3 今回、亡八介様に売却をした壺は、株式会社本庄という倒産した美術商の社長であった上杉貞夫さん（以下「上杉」といいます。）が、個人的に所有していたものでした。令和3年冬頃、太田から、上杉が売りに出しているが、なかなか買手が見付からないということで、相談を受けたものです。このとき、太田からは、売却に当たり上杉の名前は出さないで太田が売主であるとして売却すること、売却金額としては1000万円くらいを考えていることを聞かされました。
- 4 美術品の売買において所有者を明かさずに売却することはよくあることですので、特段不思議に思いませんでした。特に今回は、上杉が倒産した会社の社長さんということでしたので、本当のことを知られてしまうと買手も値切りの材料とするでしょうから、太田の物として売ることは賢明だと思いました。しかし、壺は保存状況もさして良くなく、1000万円で売るのは、正直厳しいと思いました。
- 5 私は美術商を15年くらいやっていたので、まず知り合いのコレクターに当たりましたが、反応は芳しくありませんでした。この壺は決して美術品のコレ

クターに強い興味を与えるものではありませんでした。ただ、この壺は大きくて迫力がありましたので、設置場所に落ち着いた雰囲気を与える装飾品として展示するという利用法が十分あり得ました。新築のビルなどに置いてイメージを上げるのにふさわしいと考えましたが、あいにくそのような購入希望は私のところになかなか届きませんでした。

6 亡八介様から、学園の玄関に飾る適当なものがないかと打診を受けたのは、そんなときでした。以前、亡八介様に日本各地の有名産地の工芸品を購入いただいて、有限会社房総建設（以下「房総建設」といいます。）の玄関、応接室や、学校法人里見学園（以下「里見学園」といいます。）の応接室に飾っていただいたように、今回も購入いただけないかと考えた次第です。亡八介様と商談をさせていただくに当たり、太田には、壺はとても高価な品だったので太田と私の二人がお金を出し合って手に入れた、だから二人の物であり、二人が売主になる、と説明することを提案しました。太田だけが売主であるというより、亡八介様と長年のお付き合いのある私と太田の二人が売主であると説明する方が、亡八介様に安心してご購入いただきやすいのではないかと思います。特に亡八介様は、ご自身が美術品の目利きでないことを自覚しておられたせいか、美術品の購入に当たっては信頼できる売主からしか買わない、という方針を徹底しておられました。ですので、私がただ太田を亡八介様に紹介するだけでは、壺を見てはくれるでしょうが、購入いただくのは難しいのではないかと感じておりました。その懸念を太田にお話ししたところ、太田も、壺を私と二人の共有物として売りに行くことを何とか了承してくれました。私だけが壺の売主となることも提案してみたのですが、太田がそれには難色を示したので、共同で売主になることになったのです。

7 私と太田の二人で、里見学園に亡八介様を訪ねたのは、令和4年1月12日から13日頃であったと思います。このとき、二人で壺を持参して、実際に見ていただきました。私は、まずは亡八介様に安心して購入を検討していただくため、「この壺は太田と私の二人の物なので、二人で売りたい。」とお話しさせていただ

た記憶です。亡八介様は、「美術品としての価値はよく分からないが、上品な色合いだな。これくらい大きいものを玄関に置くと確かによいなあ。」とおっしゃって、品物は気に入っていただけました。私と太田は、亡八介様に1000万円で買っていただければとお願いいたしました。このとき、太田よりも、私が積極的にお話しさせていただいていたと思います。その日は亡八介様から、「買わないこともないが1000万円は高いので少し考えさせてくれ。」と言われましたので、私と太田は、壺はそのまま亡八介様に預けて、一、二日後にまた伺うと申し上げて帰らせていただきました。

8 帰途で、私は太田に対して、「700万円でも売れたら上出来ではないか。」  
「亡八介様が買ってくれなかったら、当分買ってくれる当てはないぞ。」と率直に伝えました。太田は、そのときははっきりした返事はせず、誰かに相談してみようようなことを言っていました。それがこの壺の所有者の方であったかどうかは私には分かりません。

9 私と太田の二人で、亡八介様を、里見学園に再度訪ねたのは、令和4年1月14日だったと思います。このときは、太田の方から700万円程度での購入の希望を申し述べました。この700万円という金額は、前回の帰途で私が太田に提案した金額だったので、内心、この商談はうまくいくかもしれない、と思いました。これに対して、亡八介様は、高すぎるとして、600万円程度しか出せないとおっしゃったと思います。亡八介様は、その壺の価値を600万円程度としたのではなく、資金の都合上、600万円程度なら購入するという趣旨だったと拝察しておりましたが、太田の方はそのように理解しなかったようで、壺の価値が実際には1000万円くらいだから700万円でも買い得であることを盛んに述べておりました。結局、亡八介様が600万円が限度だというので、太田も値上げ交渉を断念し、売買代金600万円で亡八介様にお買い上げいただくことになりました。このとき、間違いなく、太田は、600万円で売却することを了承していました。太田が、この日の交渉を700万円からスタートさせたので、600万円であれば太田の想定内の金額に落ち着いたのだらうと思いました。こ

の日は、亡八介様のお手元の現金から10万円を支払っていただき、太田が、その領収証を書いてお渡ししました。これが乙2号証です。

10 亡八介様から、壺は学校法人が買うこととしたいが、学校法人がお金を出すには面倒な手続があるからすぐには払えないと伺いました。そのため、一旦亡八介様が個人で買うことにするが、すぐに現金の準備ができないため、取りあえず亡八介様が経営する会社を立て替えて支払う、翌々日に会社の方に来てくれれば約束手形を渡す、ということになりました。太田は、特に異議を述べていませんでした。1月27日に最終的な金額交渉をする、などという話は全く出ておりません。商談がまとまりましたので、壺はそのまま亡八介様の下に置いて帰りました。もしこの日に売買金額が決まっておらず、しかも次の交渉が10日以上も先に予定されていたのであれば、太田は、依頼者の手前、さすがに壺を一旦持って帰ったのではないかと思います。

太田が亡八介様から受け取った現金10万円ですが、売買契約が無事成立しましたので、売却活動にかかる経費分として、帰り道に太田から私が頂きました。

11 翌々日、私は亡八介様の会社に一人で訪れ、房総建設の名義で振り出された約束手形3通、額面合計590万円分（内訳は、①額面250万円・支払期日令和4年3月18日（乙4の1、2）、②額面250万円・支払期日令和4年4月19日（乙5の1、2）、③額面90万円・支払期日令和4年5月17日（乙6の1、2））を頂きました。私が手形を一人で受け取ったのは、太田が何度も房総市まで出かけるのも大変だろうということで、翌々日私が一人で取りに行ったにすぎず、太田はそれを了解していたはずです。また、この日には、既に残代金の金額は決まっていたので、亡八介様から手形を受け取り、少しだけ世間話をした程度で、売買代金額については何も話しておりません。領収証は、亡八介様のご希望で、宛先は房総建設、発行者は私でなく株式会社長尾産業（以下「長尾産業」といいます。）にしたと記憶しております。乙1号証がこのとき私が発行した領収証です。なお、長尾産業は、私が出資持分の全てを保有し、取締役は私一人であって、従業員はおりません。

- 1 2 亡八介様から受け取った手形3通は、本来は太田に渡すべきものでしたが、私がほかの手形決済のための資金が必要だったため、その日に、太田からこの手形3通を私に貸してもらった了承を得て、この日は手形を持って帰りました。その後、私は、3通の手形を受け取った翌日に畑山博という手形の割引業者に割引かせて現金化し、会社の資金繰りに使わせてもらいました。当時はちょうど決済資金が必要でした。ひと月後には弁済できる予定でいたので、問題は起きないだろうと思っていたのです。私は、太田から、手形を割引いて、その資金を使うことまで、了解を得ていたと考えておりました。だからこそ、私が一人で手形の受取にも行かせていただきました。もともと私と太田は手形の融通などもしていましたので、困ったときはお互い様だと思っていたからです。
- 1 3 後日、太田から、手形の片は付いたかと電話がありました。しかし、私の会社は資金繰りが行き詰まり手形の不渡りを出すことになってしまいました。太田には本当に申し訳ないことをしたと考えていますが、亡八介様から頂いた代金は前述のとおり、会社の手形決済資金に回ってしまって手元には残っておりません。
- 1 4 長尾産業は、令和4年1月下旬、資金繰りが立ちゆかず、手形の不渡りを出し営業を停止しましたが、特に法的手続は採っておりません。手形を受け取ったときに、私自身はやましい気持ちは全くありませんでした。私の態度から、特段、亡八介様も不審には思わなかったと思います。しかし、太田から頼まれて売却したにもかかわらず、私が代金を使ってしまったことで、亡八介様を争いに巻き込んでしまい、誠に申し訳ないと思っております。

これまでの亡八介様との取引では、販売した美術品の値段は100万円から300万円くらいでした。売主はいずれも長尾産業としましたが、いずれも他からの委託品でした。ですので、今回の壺の売り方だけが特別というわけではありませんでした。

亡八介様のご遺族の皆様、この度は、ご迷惑をお掛けし、大変申し訳ありませんでした。

以 上

乙第8号証

陳述書（被告里見貴子）

（添付省略）

乙第9号証

陳述書（被告犬山ゆかり）

（添付省略）

令和5年(ワ)第2023号 動産引渡請求事件

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

## 証 拠 申 出 書

令和5年6月23日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 ⑩

頭書事件につき、下記のとおり証拠の申出をする。

### 記

#### 1 人証の申出

(1) 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 横浜市港区中町一丁目2番3号  
原告本人 上杉貞夫 (同行・主尋問20分)

(2) 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 川崎市前宮区平野町一丁目2番3号  
証人 北条 浩 (同行・主尋問20分)

(3) 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 東京都南区南町三丁目4番5号  
証人 太田雄二 (同行・主尋問20分)

#### 2 立証趣旨

(記載省略)

#### 3 尋問事項

別紙尋問事項(添付省略)記載のとおり。

令和5年(ワ)第2023号 動産引渡請求事件

原告 上杉貞夫

被告 里見貴子 ほか1名

## 証 拠 申 出 書

令和5年6月23日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士 乙 川 花 子 ⑩

頭書事件につき、下記のとおり証拠の申出をする。

### 記

#### 1 人証の申出

(1) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県房総市朝日町300番地1

被告本人 里見貴子 (同行・主尋問20分)

(2) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県房総市朝日町168番地2

被告本人 犬山ゆかり (同行・主尋問20分)

(3) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都東区中央町1-5-2 株式会社長尾産業気付

証人 長尾一郎 (同行・主尋問30分)

#### 2 立証趣旨

(記載省略)

#### 3 尋問事項

別紙尋問事項(添付省略)記載のとおり。

このページは白紙である。

# 第 3 分 類



郵便送達報告書 (住所、居所等用)		発送 年月日	令和 5年 1月 18日	
事件 番号	令和5年(ワ)第2023号			
送 達 書 類	書類の名称	訴状副本 令和5年2月13日午前10時00分口頭弁論期日呼出状及び 答弁書催告状 甲第1号証から甲第7号証までの各写し 令和5年1月13日付け証拠説明書(1) 副本		
	差 出 人	所在地	(省略)	
		名称	〇〇地方裁判所民事第〇部	
受送達者 本人氏名	里 見 貴 子			
受領者の押 印又は署名	Ⓜ			
送達場所	郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県房総市朝日町300番地1			
送達年月日時	令和 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="5"/> 年 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/> 月 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> 日 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> 時			
送 達 方 法	1	受送達者本人に渡した。		
	2	受送達者本人に会わなかったため、書類の受領について相当のわきま があると認められる次の者に渡した。		
		ア 使用人・従業者 <input type="text" value="イ"/> 同居者 (氏名: <input type="text"/> )		
	3	次の者が正当な理由なく受取りを拒んだので、その場に差し置いた。		
ア 受送達者本人 <input type="text" value="イ"/> 使用人・従業者 <input type="text" value="ウ"/> 同居者 (氏名: <input type="text"/> )				
4	営業所に向いた書類の受領について相当のわきまがあると認められる次の者に渡した。			
	ア 使用人・従業者 <input type="text" value="イ"/> 同居者 (氏名: <input type="text"/> )			
上記のとおり送達しました。 令和 5年 1月 20日 配達担当者  〇〇郵便局 <input type="text" value="〇"/> <input type="text" value="〇"/> <input type="text" value="〇"/> <input type="text" value="〇"/> Ⓜ				
上記送達に係る郵便物が適正に送達されたこと及びその送達に関する事項が 適正に記載されていることを確認しました。 令和 5年 1月 20日 郵便認証司  〇〇郵便局 <input type="text" value="〇"/> <input type="text" value="〇"/> <input type="text" value="〇"/> <input type="text" value="〇"/> Ⓜ				差出人記入欄  <input type="text"/>

郵便送達報告書 (住所、居所等用)		発送 年月日	令和 5年 1月 18日
事件 番号	令和5年(ワ)第2023号		
送 達 書 類	書類の名称	訴状副本 令和5年2月13日午前10時00分口頭弁論期日呼出状及び 答弁書催告状 甲第1号証から甲第7号証までの各写し 令和5年1月13日付け証拠説明書(1)副本	
	差出人 所在地	(省略)	
	差出人 名称	〇〇地方裁判所民事第〇部	
受送達者 本人氏名	犬 山 ゆかり		
受領者の押 印又は署名	㊟		
送達の場所	郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県房総市朝日町168番地2		
送達年月日時	令和 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="5"/> 年 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/> 月 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> 日 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> 時		
送 達 方 法	1	受送達者本人に渡した。	
	2	受送達者本人に会わなかったので、書類の受領について相当のわきま があると認められる次の者に渡した。	
	3	ア 使用人・従業者 <input type="text" value="イ"/> 同居者 (氏名: <input type="text"/> )	
		次の者が正当な理由なく受取りを拒んだので、その場に差し置いた。	
4	ア 受送達者本人 <input type="text" value="イ"/> 使用人・従業者 <input type="text" value="ウ"/> 同居者 (氏名: <input type="text"/> )		
	営業所に向いた書類の受領について相当のわきまがあると認められる次の者に渡した。		
		ア 使用人・従業者 <input type="text" value="イ"/> 同居者 (氏名: <input type="text"/> )	
上記のとおり送達しました。 令和 5年 1月 20日 配達担当者  〇〇郵便局 〇 〇 〇 〇 ㊟			
上記送達に係る郵便物が適正に送達されたこと及びその送達に関する事項が 適正に記載されていることを確認しました。 令和 5年 1月 20日 郵便認証司  〇〇郵便局 〇 〇 〇 〇 ㊟			差出人記入欄  <input type="text"/>

## 事項索引

- あ
- 相手方当事者に対して確認しておくべきことの確認…………… 121
- 相手方に対する求釈明の促し…………… 90
- 相手方の選定及び訴訟物の選択…………… 26
- I T ツール…………… 4, 93, 151, 193
- い
- 言い分の確認…………… 191
- 生きた事件…………… 2
- 依頼者
- 及び関係人からの事情聴取… 4, 21, 99, 111
- に対する訴訟の経過報告…………… 111
- の利益…………… 5, 6, 9, 65, 103, 162
- への説明…………… 7
- う
- ウェブ会議…………… 4, 81, 93, 94, 95, 96, 119, 125, 153, 157, 189, 193, 197
- 動かし難い事実…………… 7, 108, 115, 193
- か
- 解除権の不可分性…………… 163
- 各種情報の収集方法の把握…………… 132
- 関係図・時系列表の有用性…………… 56
- 間接事実
- に対する認否・反論の促し…………… 154
- の自白…………… 67
- の整理…………… 192
- の積み上げ…………… 7
- レベルの認否の確認…………… 154, 165, 185
- を積み上げることの重要性…………… 128
- 重要な——…………… 1, 8, 57, 91, 95, 107, 115, 120, 121, 154, 155, 186, 193
- 関連する書証…………… 94
- の検討…………… 186
- 関連性の乏しい事実…………… 129
- き
- 期日当日の進行…………… 188
- 求釈明…………… 1～3, 6～8, 11, 12, 31, 52, 58, 59, 68, 72, 74, 82, 83～86, 91, 100～105, 106, 116, 117, 131, 136
- 事項の確認…………… 100, 113
- 事項への応答内容の確認…………… 149
- 事項への応答内容の検討…………… 114, 116
- に対する応答を拒まれたときの対応… 84
- の促し…………… 66, 68, 74, 83, 90
- の方法…………… 86
- の理由…………… 85
- への応答として準備書面で主張すべき内容・追加すべき証拠等…………… 103
- 期日外の——の要否…………… 58
- 原告に対する——事項…………… 83, 85, 91
- 前回期日での——事項（の確認）… 113, 117
- 前回期日での——事項を踏まえた主張の有無の確認…………… 185
- 提出されていない文書についての——… 93
- 提出書証と主張の関係についての——… 93
- 被告に対する——事項…………… 85, 117
- 立証方法に関する——…………… 154
- 共同売主…………… 69, 130, 134, 136, 137, 161, 162, 163, 168, 177, 181, 193, 203
- 共有物…………… 163, 191, 207
- 金銭の動き…………… 92, 108, 113, 122, 125
- け
- 形式的証拠力…………… 61, 186
- 欠席判決…………… 53, 55, 56, 59, 80
- 原告提出書証の成立の認否…………… 89
- 原告の現所有…………… 27, 29, 65, 79
- 原告の主張を前提とした主張をすることの相当性…………… 178
- 顕名…………… 31, 101, 114
- 権利自白…………… 27, 80
- こ
- 口頭弁論調書に記載しておく事項…………… 90, 93
- 抗弁事実…………… 4, 79, 83, 86, 92
- 抗弁の検討…………… 67
- 今後の書証の提出予定の確認…………… 119
- 今後の進行予定…………… 13, 88
- と当事者の意向…………… 92
- の提示…………… 94
- さ
- 再抗弁の検討…………… 162
- 催告による解除…………… 179
- 再々授權…………… 130, 187, 194
- 再授權…………… 104, 120, 121, 129, 130, 137, 160, 161, 167, 187, 189, 190, 193, 194, 195
- 裁判官から主張の撤回を求められた場合の対応

.....	162
裁判所から見た訴状及びその添付資料の重要性	..... 57
裁判報告書	..... 7, 111
債務不履行解除	..... 163
作成経緯	..... 69, 150, 151, 154, 178, 195
三行答弁書 → 答弁書	
暫定的心証	..... 55
し	
次回期日	
——提出予定の主張・書証の方向性の確認	..... 122
——の進行予定	..... 152
——までの準備事項の確認	..... 94
——までの進行の確認	..... 122, 155, 194
事件の進行イメージ	..... 55
事件の全体像	..... 3, 4, 6, 11, 32, 56, 71, 189
事件の振り分け	..... 55, 80
事件の見通し → 見通し	
事実認定能力	..... 2
事実羅列型の準備書面	..... 129
使者	..... 30, 160
実質的証拠力	..... 61, 69, 186
実質的な争点 → 争点	
自白	..... 66
間接事実等の——	..... 67
擬制——	..... 66
集中証拠調べ	..... 1, 9, 94
重要な間接事実 → 間接事実	
重要な書証 → 書証	
主張構築能力	..... 2
主張責任・立証責任（証明責任）の所在と主張立証の順序との関係	..... 84
主張と証拠の一体的整理	..... 11
主張と書証の対応関係の確認	..... 54
主張の撤回	..... 162
主張の要旨	..... 189
主張は無限、証拠は有限	..... 55, 85
主張分析能力	..... 2
主張立証責任	..... 32, 37, 70, 84, 86, 102, 103, 149
——を負わない事項についての主張	..... 102
取得過程	..... 118, 151
主要事実	..... 1, 66, 129

争いのある——	..... 1, 7, 11, 95, 155
証拠価値	..... 1, 173, 186
証拠収集手段	..... 32
証拠調べによって証明すべき事実	..... 213, 214
証拠説明書	..... 6, 39, 54, 75, 92, 94, 122, 150
証拠の信用性	..... 2
初回期日	..... 58, 80, 84, 85, 87, 88, 116, 134
——に裁判官の提示した進行予定に対する支障の有無	..... 123
第1回口頭弁論期日（——）の重要性	..... 58, 88
書証	
——の記載を意識した応答	..... 92
——の吟味	..... 150
——の成立	..... 119
——の成立の認否	..... 8
重要な——	..... 7, 79, 117, 131, 195
重要な——の検討	..... 56
重要な——（売買契約書）の存否の確認	..... 87
文書（——）の記載の信用性	..... 150
処分授權	..... 70, 101, 102, 114, 115, 120, 127, 128, 130, 131, 149, 194
書面と口頭との使い分け	..... 3, 8
所有権喪失の抗弁	..... 29, 32, 41, 56, 57, 67, 68, 71, 75, 80~83, 86, 90, 95, 118, 122, 125, 127, 128, 131, 134, 149, 179
——の要件事実（承継取得）	..... 81
——の要件事実（即時取得）	..... 82
所有権訴訟における請求原因事実の認否の検討	..... 79
所有権に基づく返還請求権としての動産（本件壺）引渡請求権	..... 26, 52, 53, 65
白表紙教材	..... 132
進行予定の明示	..... 88
心証開示	..... 1~3, 9, 11, 12
争点整理のための——	..... 154
人証	
——勝負の事案	..... 9
——の採否	..... 95, 188, 194
——の申出	..... 95, 154, 178, 188, 195
真の争点 → 争点	
審理の協働	..... 3, 12
す	
ストーリー	..... 7, 103, 116, 150, 185

せ	
請求原因事実	4~6, 26, 27, 29, 32, 33, 41, 42, 55, 58, 65, 79~84, 90, 102
——に対する暫定的心証（訴状検討時点）	55
——の認否	89
——の立証方針	27
請求を理由づける事実の確認	53
成立の認否	89, 104, 119, 154, 192
——が留保された書証の成立	119
説得力を欠く準備書面の類型	129
前回期日で相手方から提出を求められた書証の確認	153
前回期日での求釈明事項の確認 → 求釈明	
前回期日での求釈明事項を踏まえた主張の有無の確認 → 求釈明	
占有権原の抗弁	56
占有者の確認方法	27
そ	
争点	
——整理のための心証開示 → 心証開示	
——としての軽重	187
——の拡散	3, 11, 162, 169
実質的な——	140, 185, 186, 191
真の——	1~3, 5, 8, 10, 11, 12, 66, 81, 116
真の——に対する共通認識の形成	2, 12
訴状を受領した被告が想定する——	68
中心的な——	155, 194, 195
予想される——	6, 56, 57
即時取得	33, 82, 86, 90, 131, 138, 162, 168, 171, 178, 182, 184, 187, 189, 193, 194, 201
——に対する反論	162
——の悪意又は有過失の主張に対する反論	178
訴訟指揮の趣旨・意図	13
訴訟代理人の役割・心構え	5
訴訟の方針	25
訴訟物	4~6, 26, 52~54, 58, 65
——の選択	26
——の把握・争点の把握	65
——の把握の重要性	52
訴状	
——受領段階で予想される争点の確認	56
——の記載の仕方	53
——の検討	52~54, 58, 65

——の送達	53
——を受領した被告が想定する争点	68
た	
第1回口頭弁論期日（初回期日）の重要性	
→初回期日の重要性	
第1回口頭弁論期日の具体的な進め方	82
対象動産の特定方法	27
代理権	69, 70, 75, 81, 83, 91, 101, 113, 120, 149
ち	
中心的な争点 → 争点	
陳述書	95, 99, 112, 154, 188, 195
——以外の書証の提出予定のないことの確認	189
——の原案	99, 112
て	
提出されていない文書についての求釈明	
提出書証と主張の関係についての求釈明	
→求釈明	
と	
当事者から提出されていない証拠	87
当事者照会	66
当事者の公平感	88
当事者の納得性	10, 12, 13
答弁書	
——の作成に当たっての姿勢・留意点	65
三行——	65
に	
認否	
——に当たっての留意点	66
——漏れ	6, 66
——留保	67, 74
は	
判決書	10, 11
判例等の調査の重要性	127
判例・文献の調査	69
ひ	
被告の現占有	29, 66
被告の書証から生じる疑問点の提示	87
被告に対する求釈明事項 → 求釈明	
ふ	
不意打ち判決	5
物権的返還請求権の発生原因事実	52
不要証効	67

ブロック・ダイアグラム	98, 127, 158, 215
紛争	
——解決マインド	2, 3
——が顕在化した後に作成した文書	186
——の概要	33, 38, 42, 56, 58
ほ	
報告文書	69
法定相続人の占有の確認	28
法的観点の指摘	120
法律構成	2, 7~9, 31, 65, 69~71, 75, 83, 88, 101, 122, 123, 149, 159
複数の—	71
法律相談	19, 25, 60
法律と事実のフィードバック	31
法律要件	31, 53
——に該当する具体的事実	2
補正の促し	53
み	
見通し	3, 8, 53, 88, 140
——力	3
事件の—	6, 29, 57
立証の—	11
民事裁判教官	56
民事弁護教官	29, 66, 71, 132
民事保全手続	34
む	
無権利者	33, 161, 168
も	
「もと」所有の具体的時点	79
よ	
要件事実	2, 5, 11, 31, 52, 53, 67, 70, 71, 80~84, 86, 127, 129
予想される「相手方の反論」の検討	
—— 承継取得	29
—— 即時取得	33
予想される争点 →争点	

予想される立証方針の確認	151
り	
立証活動能力	2
立証責任	29, 84
立証の見込み	55, 155
立証の見通し →見通し	
立証方針 →予想される立証方針の確認	
立証方法に関する求釈明 →求釈明	
わ	
和解	9, 80

\*本索引は、索引としてはもちろん、争点整理の  
いわば「キーワード集」としても利用可能。

# 条文索引

弁護士職務基本規程		541 条	163, 179
23 条	21	544 条 1 項	163
弁護士法		644 条の 2 第 1 項	120, 169
23 条	21		
56 条	28		
民訴規則			
53 条 1 項	34, 53		
53 条 2 項	54		
55 条 2 項	11, 39, 54		
79 条 2 項	71, 94		
79 条 3 項	71		
79 条 4 項	11, 71, 87, 94		
80 条 1 項	71, 79		
80 条 2 項	11, 71, 75, 79		
81 条後段	11		
82 条 1 項	11		
137 条 1 項	6, 11, 39, 54, 75, 94		
民訴法			
137 条 1 項	53		
147 条の 2 項	12, 88		
149 条 1 項	66		
159 条 1 項	66		
162 条 2 項	13		
163 条	66		
167 条	1		
170 条 2 項	2		
170 条 3 項	81		
171 条 2 項	2		
174 条	1		
175 条	81		
176 条 3 項	81		
178 条	1		
182 条	1		
228 条 1 項	54, 186		
243 条 1 項	10		
民法			
99 条	114		
104 条	120, 169		
137 条 1 項	6		
182 条 2 項	136		
192 条	75, 82, 138, 168, 184		
251 条	163		